



Policy Research Institute
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

プロジェクト研究
[主要国農業戦略
横断・総合]
研究資料 第7号

平成29年度カントリーレポート

タイ，ベトナム，オーストラ
リア，ロシア，ブラジル

平成30年3月

農林水産政策研究所

まえがき

このカントリーレポートは、当研究所の研究者が世界の主要各国について農業・農政の分析を行った成果を広く一般に提供するものである。

当研究所においては、平成19（2007）年度から、単年度の「行政対応特別研究」の枠組みの下で毎年カントリーレポートを作成・公表してきたが、平成25（2013）年度からは、研究の枠組みが3年度にわたる「プロジェクト研究」に移行した。一期目のプロジェクト研究は平成27（2015）年度に終了し、平成28（2016）年度から二期目を実施することとなった。

二期目の「主要国の農業戦略と世界食料需給の横断的・総合的研究」においては、一期目に引き続き、我が国の農業政策立案や食料需給の観点から重要な国・地域を対象として、農業政策とその背後にある戦略や食料需給動向の把握・分析を行うとともに、多くの国々が相互の関係を深め、共通あるいは関連する課題を抱えるようになっている現状に鑑み、これまでの各国単独での分析に加えて、地域や課題のまとまりを捉えて、関係国相互の関係や立場の違いの横断的な把握に新たに取り組むこととした。また、主要国・地域の分析と世界食料需給見通しとの連携の強化を通じて、一層的確な需給見通しの策定に努めていくこととしている。

本レポートは、農林水産政策研究所における研究成果をまとめたものであるが、学術的な審査を経たものではない。農林水産政策研究所では今後も海外農業情報の収集・分析を充実させる方針であり、広範の読者の方より、御指導・御指摘を賜れば幸いである。

【参考】 平成19年～29年度カントリーレポート

（平成19年度）

- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第1号 中国、韓国
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第2号 ASEAN、ベトナム
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第3号 インド、サブサハラ・アフリカ
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第4号 オーストラリア、アルゼンチン、EU 油糧種子政策の展開

（平成20年度）

- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第5号 中国、ベトナム
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第6号 オーストラリア、アルゼンチン
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第7号 米国、EU
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第8号 韓国、インドネシア

（平成21年度）

- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第9号 中国の食糧生産貿易と農業労働力の動向
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第10号 中国、インド
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第11号 オーストラリア、ニュージーランド、アルゼンチン
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第12号 EU、米国、ブラジル

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第13号 韓国, タイ, ベトナム

(平成22年度所内プロジェクトカントリーレポート)

所内プロジェクト研究〔二国間〕研究資料第1号 アルゼンチン, インド

所内プロジェクト研究〔二国間〕研究資料第2号 中国, タイ

所内プロジェクト研究〔二国間〕研究資料第3号 EU, 米国

所内プロジェクト研究〔二国間〕研究資料第4号 韓国, ベトナム

(平成23年度行政対応特別研究カントリーレポート)

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第1号 中国, 韓国(その1)

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第2号 タイ, ベトナム

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第3号 米国, カナダ, ロシア及び大規模災害対策
(チェルノブイリ, ハリケーン・カトリーナ, 台湾・大規模水害)

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第4号 EU, 韓国, 中国, ブラジル, オーストラ
リア

(平成24年度行政対応特別研究カントリーレポート)

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第1号 中国, タイ

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第2号 ロシア, インド

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第3号 EU, 米国, 中国, インドネシア, チリ

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第4号 カナダ, フランス, ブラジル, アフリカ,
韓国, 欧米国内食料援助

(平成25年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第1号 中国, タイ, インド, ロシア

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第2号 EU, ブラジル, メキシコ, インドネ
シア

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第3号 アメリカ, 韓国, ベトナム, アフリカ

(平成26年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第4号 タイ, オーストラリア, 中国

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第5号 米国, WTO, ロシア

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第6号 EU(フランス, デンマーク)

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第7号 インド, アルゼンチン, ベトナム, イ
ンドネシア

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第8号 米国農業法, ブラジル, 韓国, 欧州酪
農

(平成27年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第9号 総括編, 食料需給分析編

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第10号 EU（CAP 改革，フランス，スコットランド，デンマーク，フィンランド，酪農）

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第11号 中国，インド，インドネシア，中南米，アフリカ

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第12号 タイ，ベトナム，ミャンマー，オーストラリア，ロシア，ブラジル

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第13号 米国，フランス，韓国，GMO（米国，EU）

（平成 28 年度プロジェクト研究資料）

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 1 号 総論，横断的・地域的研究，需給見通し

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 2 号 米国（農業支援政策，SNAP 制度），EU（価格所得政策とCAP簡素化，酪農，農業リスク管理，フランス），韓国，台湾

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 3 号 タイ，ベトナム，オーストラリア，ロシア

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 4 号 中国，インド，インドネシア，メキシコ，ケニア

（平成 29 年度プロジェクト研究資料）

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 5 号 横断的・地域的研究，需給見通し

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 6 号 米国（米国農業法，農業経営の安定化と農業保険，SNAP-Ed），EU（CAP 農村振興政策，フランス，英国），韓国，台湾

プロジェクト研究 「主要国の農業戦略と世界食料需給の横断的・総合的研究」

平成 29 年度 カントリーレポート 第 7 号

タイ，ベトナム，オーストラリア，ロシア，ブラジル

目 次

第 1 章 タイ - 主要品目と政策の動向 -

(井上荘太郎)

1. はじめに
2. 政治経済の動向
3. 農業の動向
4. コメの価格・所得政策の展開と概要
5. 農産物輸出の動向
6. 農業開発の事例紹介
7. おわりに

第 2 章 ベトナム - コメおよび農地に関する政策とその背景 -

(岡江恭史)

はじめに

1. ベトナム農村社会と市場経済移行の特徴
2. 農業・農政の現状
3. 事例分析

おわりに

第 3 章 オーストラリア - 農業支援政策の拡大と縮小の歴史的経緯 -

(玉井哲也)

1. はじめに
2. 農産物需給状況
3. 農業支援政策の経緯
4. 貿易政策等

第4章 ロシア - 世界最大の小麦輸出国へ -

(長友謙治)

1. はじめに
2. 2017年のロシア経済
3. 2017年のロシアの農業生産・農産物貿易動向
4. ロシアの農業政策
5. おわりに

第5章 ロシア - 土地（農地）制度を巡る経緯と現状 -

(長友謙治)

1. はじめに
2. ロシアの土地改革
3. 現在のロシアの土地に関連する法制度
4. ロシアの土地（農地）を巡る現状
5. おわりに

第6章 ブラジル - 農業セクター概観と主要穀物（大豆・トウモロコシ）産業の動向 -

(林瑞穂)

1. はじめに
2. 農業セクター概観
3. 穀物生産の動向
4. おわりに

第1章 タイ

ー主要品目と政策の動向ー

井上 莊太郎

1. はじめに

タイの農業は、成長する国内市場の変化だけでなく、多くの品目の輸出依存度が高いことから、海外の市況や、為替動向からも影響を受けてきた。また近年では、政治的な影響により、コメの生産、輸出が大きく変動した例もある。本章では、近年のタイの農業、農政の動向について、主に報道及び統計資料に基づいて取りまとめる。まず2. で近年の政治・経済の動向を振り返り、現在の軍事政権が民主化のスケジュールを示したものの、総選挙の実施は2019年以降に延期されている状況を紹介する。一方、経済では、2014年のクーデター以降、軍政下でタイ社会が比較的平静に推移していることや、輸出や観光業が好調であること、農産物の作況が良好であったことから、タイの経済が、2016年から比較的好調に推移していることを示す。次に3. で農業の動向について、経済全体における第一次産業の位置づけを確認した後、主要農産物（コメ、トウモロコシ、キャッサバ、サトウキビ、アブラヤシ、天然ゴム）の生産と価格の動向を取りまとめる。4. では、タイの農業政策のなかでも特に重要なコメの価格・所得政策について、長期的展開も含めて近年の状況を整理する。また、農業保険に関する情報を整理する。5. では貿易統計に基づいて、近年の農産物輸出の動きを検討する。またコメの輸出価格については、主要な競争相手国であるベトナム、インドの輸出価格とほぼ収斂してきていることを示す。6. ではタイの農村開発政策における新しい動きとしてリゾートホテルと有機農業者のグループが連携している開発モデルの例を紹介する。

2. 政治経済の動向

(1) 政治動向

2017年1月に、100日間のプミポン前国王の民間の喪が明け（公務員は1年間）、新憲法は、国王の不在時における摂政の設置などに関する国王からの要求を取り入れて、2月に草案が国王に提出された。そして4月に新憲法が公布され、即時発効となった。そして同時に2018年11月に総選挙を実施する民政移管のスケジュールが示された。民主制移行プロセスの公表は、現在の軍事政権の外交関係に改善をもたらしている。8月にはプラユット首相がアメリカのティラーソン国務長官と会談し、10月にはプラユット首相が訪米してトランプ大統領と会談を行った。また12月にはEUの外務理事会が、選挙日程の公表などを評価して、FTA交渉の再開に向けて検討すると発表している。

一方、4月に行政裁判所は、インラック前首相からの、コメの担保融資制度に関する約350億バーツ¹の賠償金の支払いに対する前首相からの不服申し立てを却下した。また8月には、インラック首相が、担保融資制度に関する職務怠慢に関する判決の出る直前にドバイに国外逃亡した。その結果、判決は延期されることとなったが、9月には禁固5年の実刑判決が言い渡され、10月に確定した。

総選挙の実施をめぐることは、政党法の改正が新たな問題となっている。クーデター後禁止されていた政治活動の解禁へ向けて、2017年10月に政党法が改正された。しかし、政党の政治活動が解禁されていないなかで、180日以内の政党登録を求めるなど政党活動に制約の大きいものであり、既存の政党からの不満が大きくなった。そのため、12月に首相のNCPO(国家平和秩序維持評議会)議長としての強権で、新たに政党法が改正された。この法改正では、総選挙に向けた政党の手続き完了の期限が延期された。すなわち10月に改正された政党法では政党法が発効する2017年10月8日から180日以内に必要な手続きを終了することが求められていたが、これが2018年4月1日から180日以内に変更された。

しかしながら、この改正によりプアタイ党や民主党などの既存政党と、現政権が組織すると見られる新規政党との間で選挙準備の手続き期間に格差が設けられた。既存政党は2018年4月1日まで党員の再登録などの手続きに着手できないが、新規政党は3月1日から認められることとなった。新規政党が党員登録を早く開始できることから、この差は既存政党の党員獲得に不利をもたらすと考えられている。

また政党登録が4月1日から180日以内となったことは総選挙の日程にも影響を与えている。政党登録の終了後に総選挙を実施するのでは、選挙準備期間が短くなるという理由から、2018年11月に予定されていた総選挙の実施が難しくなったと考えられている。現時点ではタイの総選挙の時期は確定しておらず、2019年まで延期するとの副首相の発言も報道されている。

第1表 2016年～2018年2月のタイの政治動向

年	主な出来事
2016	1月 暫定首相が憲法草案否決でも2017年に総選挙実施と表明。 2月 憲法草案公表。 2月 米ASEAN首脳会議で対中国で協調できず。 2月 ASEAN外相会議で中国批判。 3月 新憲法草案完成。国民投票へ。非議員の首相就任の容認、上院議員の首相選出への介入などに、プアタイ党や民主党反発。 5月 ムーディーズがタイ経済のリスク要因として政情不安、家計債務、消費低迷をあげ、外国直接投資や経済状況にマイナスであることを指摘。 6月 ASEAN中国外相会合が南シナ海問題で決裂。 6月 プアタイ党による新憲法草案の国民投票監視センターの開設を警察が阻止。 6月 ミャンマーのスー・チー氏訪タイ。ASEAN重視の姿勢示す。不法滞在者抑止で首相と合意。 8月 新憲法草案の国民投票、約61%が賛成で正式承認へ。投票率は約55%。任命上院議員の首相選出権も賛成が約58%。 8月 前首相、コメ担保融資制度をめぐる職務怠慢について裁判で無実を主張。損失は倉庫の責任と釈明。 8月 首相が国家平和秩序評議会議長として、憲法44条によりバンコク知事の職務停止。 9月 新憲法修正案で、任命上院議員は新憲法公布後の5年に限って首相指名の投票権を有するが、首相候補を選出する権限は与えられない旨を憲法裁判所が審議開始。 10月 中国政府の要請で香港でも指導者の入国を拒否。 10月 憲法起草委員会が最終案を首相に提出。 10月 プミボン国王崩御。 10月 プレム前枢密院議長が暫定摂政に就任。 10月 首相がバンコク知事を解任。 11月 コメの担保融資制度で公務員6,000人に不正の疑惑ありと法務相が発表。 12月 ワチラロンコン新国王即位。プレム摂政が枢密院議長に就任。 12月 新国王による初の恩赦で3万人釈放。 12月 内閣改造。
2017	1月 プミボン前国王の民間服喪明け。 1月 新国王が新憲法の国王の権限条項に関して修正要求。国内不在時に摂政を置く条項の緩和を求める。 2月 国連人権理事会やアムネスティ・インターナショナルによる不敬罪に外務省が反論。 2月 新憲法草案を国王に提出。 4月 新憲法公布、即時発効。 4月 インラック前首相の、約350億バーツ賠償金支払いへの不服申し立てを行政裁判所が却下。 8月 プラユット首相がティラーソン米國務長官と会談。 8月 タクシン派ピースTVが30日間の放送停止。 8月 インラック前首相がドバイに国外逃亡。 9月 インラック前首相の担保融資制度に関する職務怠慢の罪で禁固5年の実刑判決。 10月 プラユット首相が訪米してトランプ米大統領と会談。 10月 タクシン元首相を不敬罪で起訴する方針を検事総長発表。 10月 インラック前首相の実刑判決が確定。 12月 北朝鮮との全貿易を停止していると首相発言。 12月 EU外務理事会が、選挙日程公表などを評価してFTA交渉再開に向けて検討すると発表。 12月 政党法が改正され、既存政党は2018年4月1日まで手続きができないため不利になる。 12月 2017年の経済成長が高成長の見通し。輸出、観光が好調。
2018	1月 総選挙が2019年1月か2月に延期との見通しを副首相が発言。 2月 逃亡中のインラック前首相の邸宅等の資産の差押えが発表される。 2月 市民グループによる選挙実施要求行動が拡大。

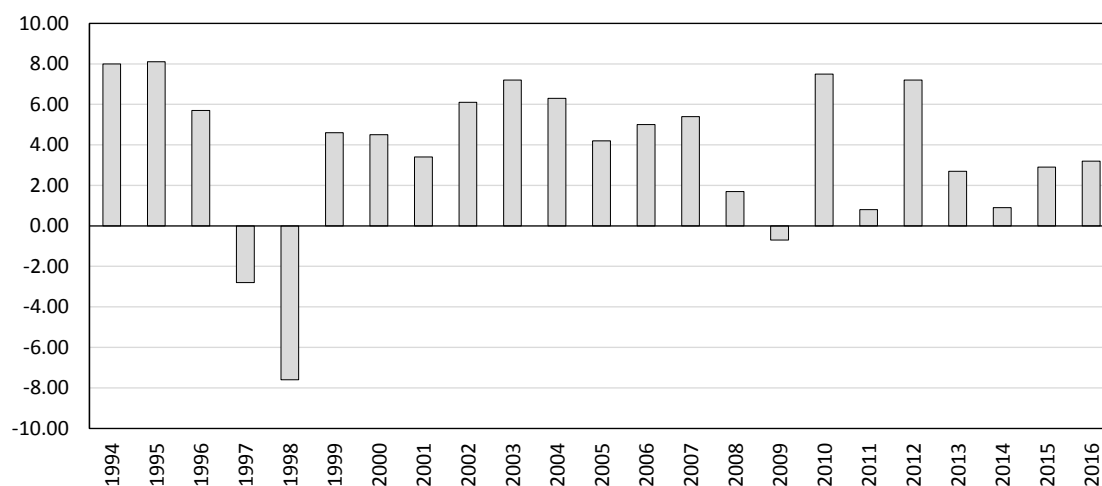
資料：各種新聞報道より筆者作成。

(2) 経済動向

1) 経済成長の動向

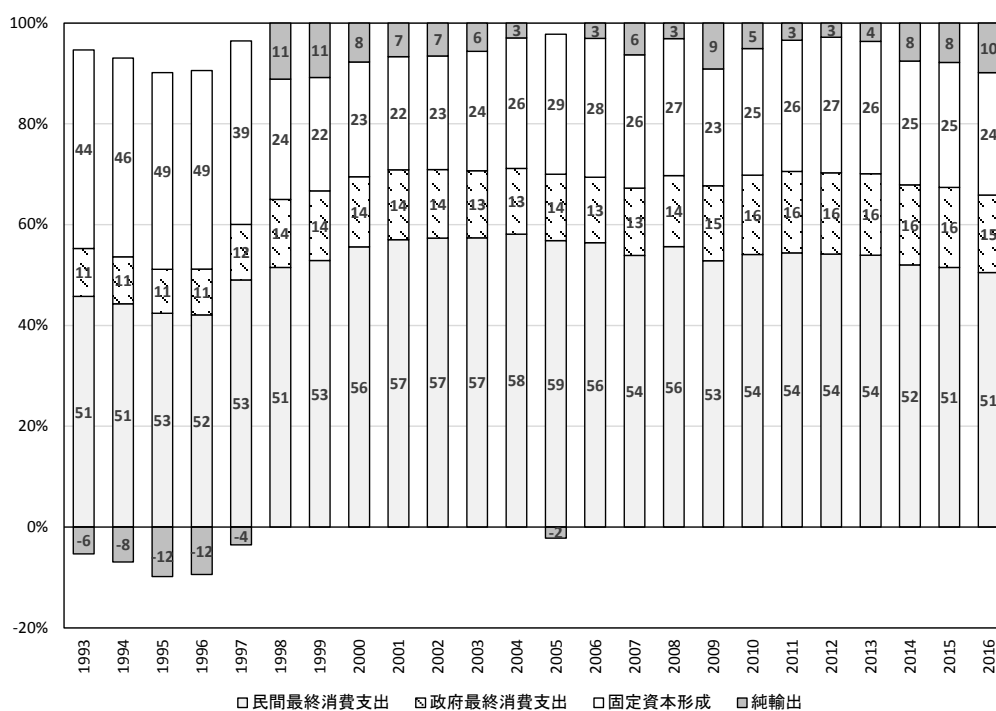
1997 年以前、タイ経済は海外からの大規模な投資を受けて空前の好景気を謳歌した（第 1 図）。しかし 1996 年に景気が急減速し、貿易収支が赤字に転換すると、1997 年 5 月からヘッジファンドが通貨バートを大量に売り浴びせた。タイの中央銀行はこの攻撃に防戦しきれず、バートは半年ほどでその価値を半減させた。海外からの資金は急速に流出し、株式と不動産の価格が暴落し、IMF の融資条件である財政支出の削減と金利引き上げにより、景気は急激に悪化した。

2002 年から 2006 年にかけては、タクシン政権下での経済拡張政策が効果をあげ、高い経済成長が継続したが、タクシン氏は 2006 年にクーデターで追放された。その後、タイ経済は、2008 年のリーマンショックにより輸出が急速に減少した時期にマイナス成長となった。この不況のあと 2010 年には成長率は回復したが、2011 年は中央部の大洪水により経済成長率は大幅に低下した。2012 年には洪水からの回復や、インラック政権による拡張的な経済政策がとられたことから、GDP 成長率は上昇した。その後は一転して、干ばつの被害や政治的混乱もあり、2013 年、2014 年と成長率は低迷した。ただし、2015 年以降は経済は比較的好調に推移している。その主な要因は好調な輸出である。2016 年では国内総支出の内訳のうち、純輸出は 10%に達している（第 2 図）。また総支出の成長率の半分以上を輸出が占めている（第 3 図）。



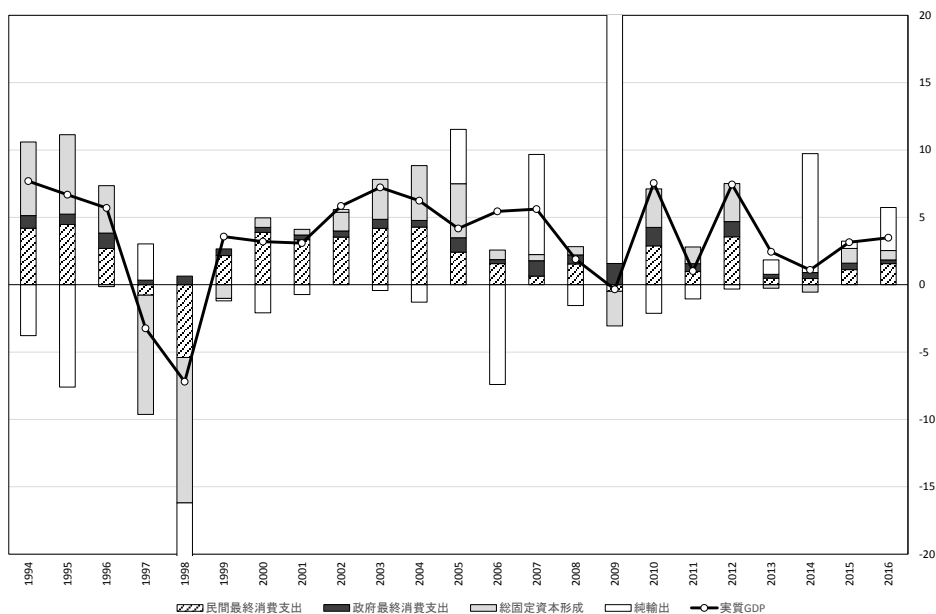
第 1 図 実質 GDP 成長率の推移（対前年，年率，％）

資料：NESDB 資料より筆者作成。



第2図 国内総支出の内訳の推移

資料：NESDB 資料より筆者作成。



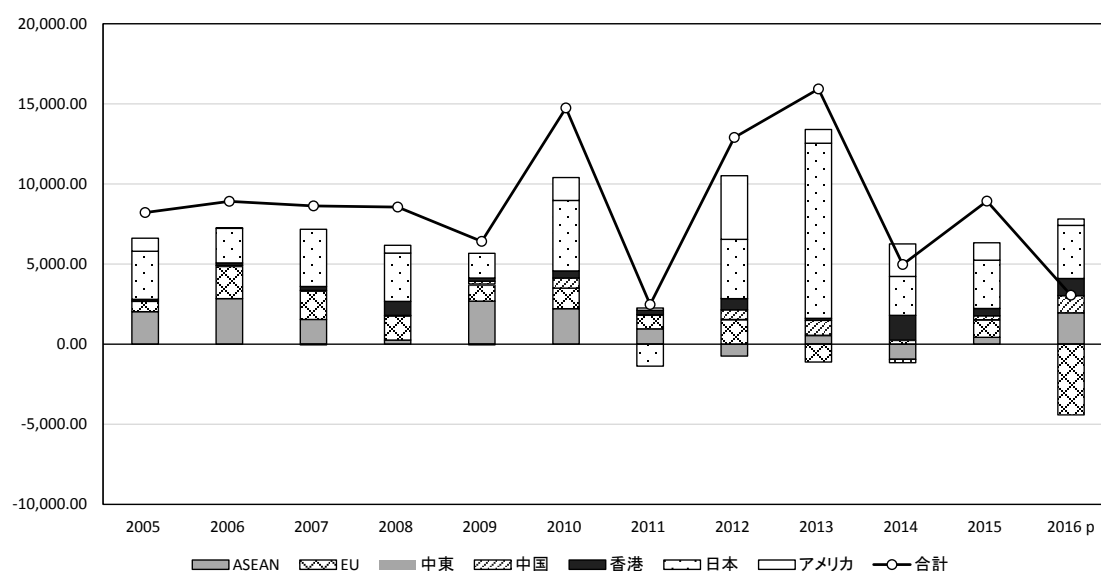
第3図 国内総支出成長率の内訳の推移 (%)

資料：NESDB 資料より筆者作成。

注. 内訳は、各項目の成長率に構成比を乗じて算出した。なお図中に収まりきらなかったが、アジア通貨危機時の1998年の純輸出の対前年成長率はマイナス42.3%の大幅減少であった。また同様に、2009年の純輸出の対前年成長率はリーマンショックの反動から19.1%の増加であった。

2014年のクーデター以降の軍事政権下において、デモは禁止され、国民の政治的活動は厳しく規制されている。軍部による暴力的な政権収奪と独裁的体制は、海外からの投資にはマイナスに影響すると考えられるが、当時深刻化した社会的混乱が沈静化したというポジティブな効果から、タイに対する外国直接投資の総額は、2015年は増加しており、2016年（暫定値）は、EUからの直接投資が減少する一方で、ASEAN諸国や中国からの投資が増加すると見込まれている（第4図）。暫定値

タクシン政権以降、急速に進展してきた外国との自由貿易協定の締結の動きは、クーデター発生により、拡大の機会を失うこととなった。EUとのFTA交渉も中断するなど、FTAという経済成長のための重要な手段が、現在失われている。また、2015年1月からは、EUの一般特惠関税制度（GSP）の規則変更に伴い、タイはGSP国の立場を失ったことから、タイの輸出産業はより厳しい国際競争条件の中におかれている。こうした状況下において、プラユット政権が民主制移行のスケジュールを示したことから、対EU関係にも改善が見られ、現在EUとのFTA交渉が再開されることが期待されている。



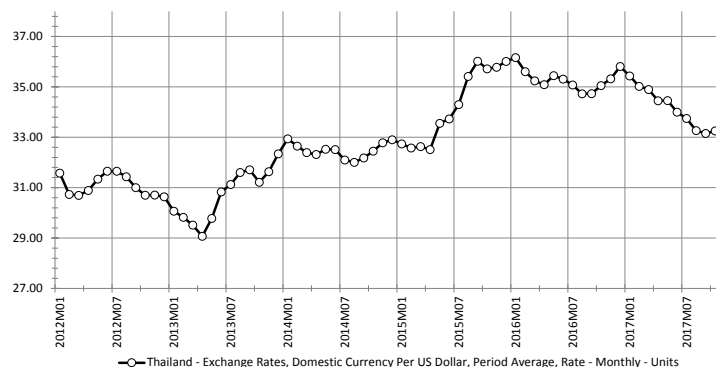
第4図 海外直接投資の動向（百万USドル）

資料：Bank of Thailand, EC_XT_057: Foreign Direct Investment Classified by Country

注. 全部門の海外直接投資の純増減（net flow of FDI）。正値は投資の増加に関わる各種取引が投資の減少に関わる各種取引よりも大きいことを意味する（負値は逆）。

2) 為替レート

近年の通貨バツの対USドルレートを見ると、2012年後半から2013年前半にまで1ドル29バツ周辺までバツ高が進んだが、2013年中盤から2015年半ばまで、1ドル32バツ程度のバツ安傾向で推移した。そして2015年に入ると、1ドル36バツ水準まで、バツ安が進み、2016年までバツ安の状況が続いた。これは近年の好調な輸出の背景となっている。ただし2017年以降、バツ高の傾向が高まっている（第5図）。

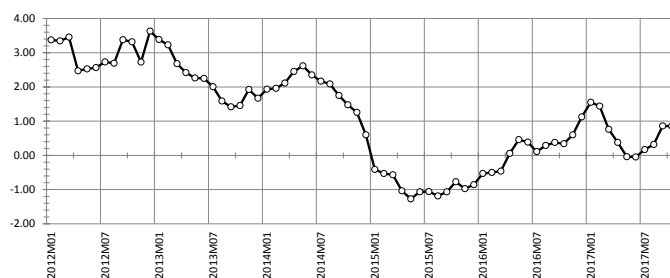


第5図 為替レート（タイバーツ/USドル）の推移

資料：International Financial Statistics, IMF より筆者作成。

3) 消費者物価指数

2015 年以降、タイの消費者物価指数は低下傾向を示している。2008 年に急激なインフレそして 2009 年の極端な物価低下、さらに 2009 年第 4 四半期以降の急激な回復という乱高下を経験した後、4%を超えるインフレ率が継続した。しかし 2011 年の洪水以降、2012 年の上半期には、インフレ率は低下した。さらに 2013 年以降、消費者物価指数の上昇率は低下し、特に 2015 年から 2016 年にかけて、対前年同期比で、マイナスを記録している（第 6 図）。

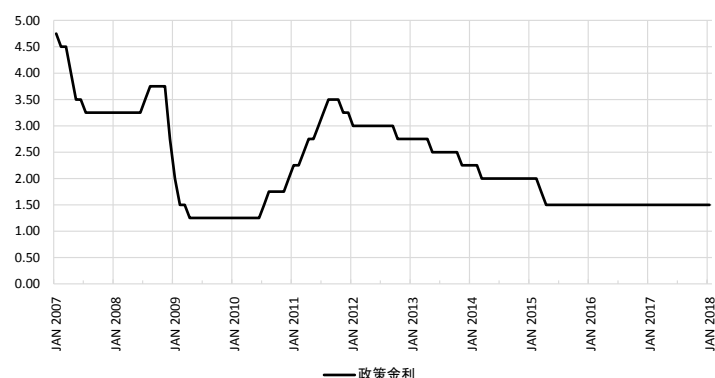


第6図 消費者物価指数の対前年同期変化率（%）

資料：International Financial Statistics, IMF.

4) 金利

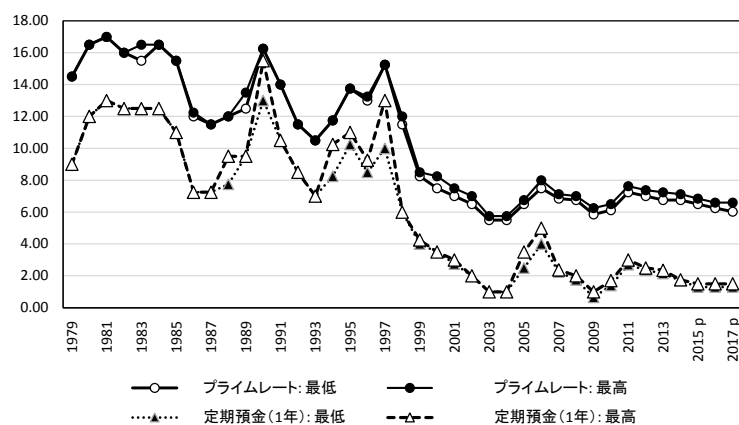
タイの政策金利（翌日物レポ金利）は、2011 年 8 月のインラック政権以降、2013 年まで引き下げが続いている（第 7 図）。2014 年はクーデター後も金利は 2%に据え置かれ、さらに 2015 年以降は、1.5%に据え置かれている。それにあわせて市中金利は、歴史的に見てもかなり低い水準で推移している（第 8 図）。



第7図 政策金利（翌日物レポ金利）（%／年）

資料：Bank of Thailand.

FM_RT_001_S2：Interest Rates in Financial Market(2005- present)



第8図 市中金利の長期動向 (%)

資料：Thailand's Macro Economic Indicators, Bank of Thailand.

EC_EI_027：Thailand's Macro Economic Indicators 1/

5) 財政

2018年度（2017年10月～18年9月）予算は、歳出が2兆9,000億バーツ、歳入が2兆4,500億バーツで、450億バーツの国内借入れを行う赤字予算となった。これは14年連続の赤字編成である。各省別では、教育省が最大の5,100億バーツ（歳出総額の17.6%）、内務省が3,500億バーツ（12.1%）、財務省が2,300億バーツ（7.9%）、国防省が2,200億バーツ（7.6%）がそれぞれ割り当てられている。

一方、2018年度の収入は、3.4%増の見通しである。なお、9月には改正物品税法が施行された。全体的に税率が引き下げられたが、課税標準が工場出荷価格から希望小売価格に変更されたため、実質的な課税額は増加している。

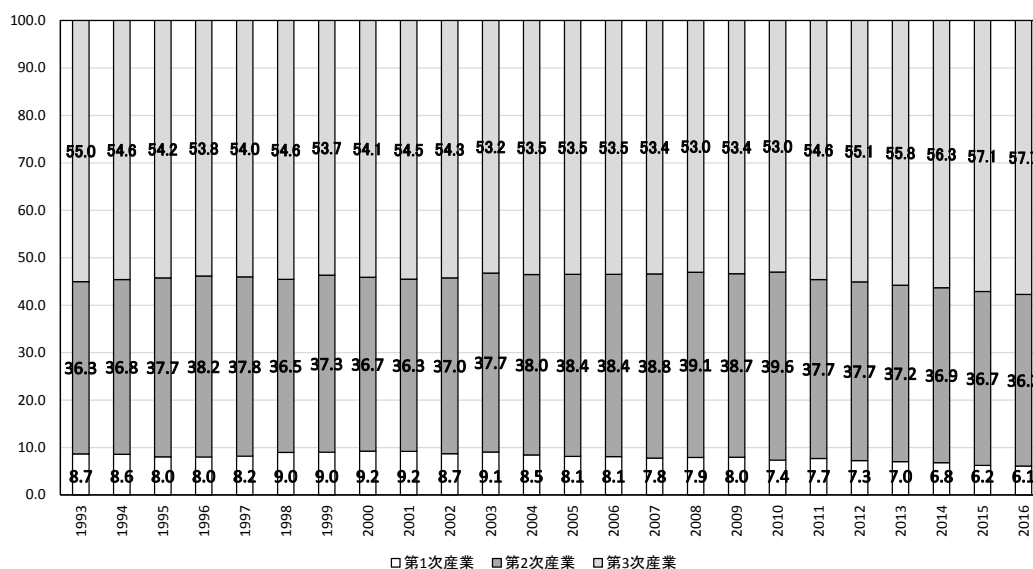
なお加糖飲料やアルコール飲料、たばこといった品目の税率は引き上げられており、税収拡大と同時に消費抑制がはかられている。

3. 農業の動向

(1) 経済全体における農業

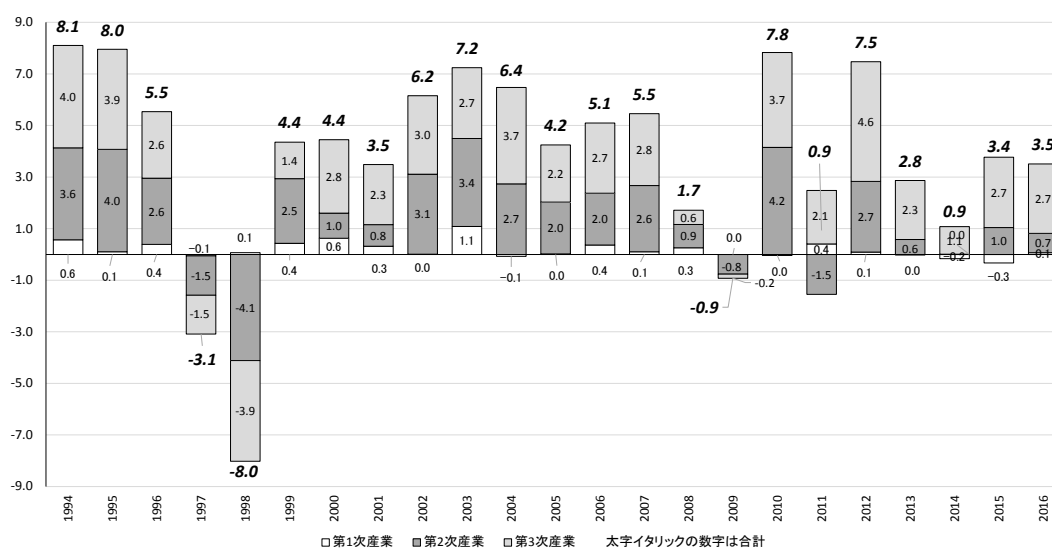
タイ経済において第一次産業は長らく重要な地位を占めてきたが、近年は、徐々にそのシェアを低下させている。1998年のアジア通貨危機の際には、パーツの下落から農産物の輸出額が伸張し、第一次産業がGDPに占める比率はその後9%を超える割合の年が続いた。しかし2000年には9.2%を占めていた同比率は、タイの非農業部門の経済が拡大する中で徐々に低下を続け、2016年には6.1%まで低下した(第9図)。

経済成長への寄与度で見ると、近年では農産物価格の好調だった2008年には、他産業がリーマンショックの輸出減から停滞し、全体のGDP成長率が1.7%にとどまったうちの0.3%を第一次産業が占めており、この時期については、同産業部門の成長の重要性が相対的に高まった(第10図)。しかし2016年では0.1%と小さくなっている。



第9図 GDPに占める産業別比率の推移(%)

資料：NESDB資料より筆者作成。



第10図 GDP成長率への寄与度の推移 (%)

資料：NESDB 資料より筆者作成。

注. 寄与度は、各産業の伸び率にその構成比を乗じたもの。寄与率は、寄与度を全体の伸び率で除したもの。以下の計算式による。

全体を T としその内訳部分を P としたとき

$$P \text{ の寄与率} = \text{内訳部分の } P \text{ の増減 } (\Delta P) \text{ 変化} / \text{全体の増減 } (\Delta T)$$

$$= (\Delta P / T) / (\Delta T / T)$$

$$= (\Delta P / P \cdot P / T) / (\Delta T / T)$$

$$= (\text{内訳部分の } P \text{ の伸び率} \times P \text{ の構成比}) / \text{全体 } T \text{ の伸び率}$$

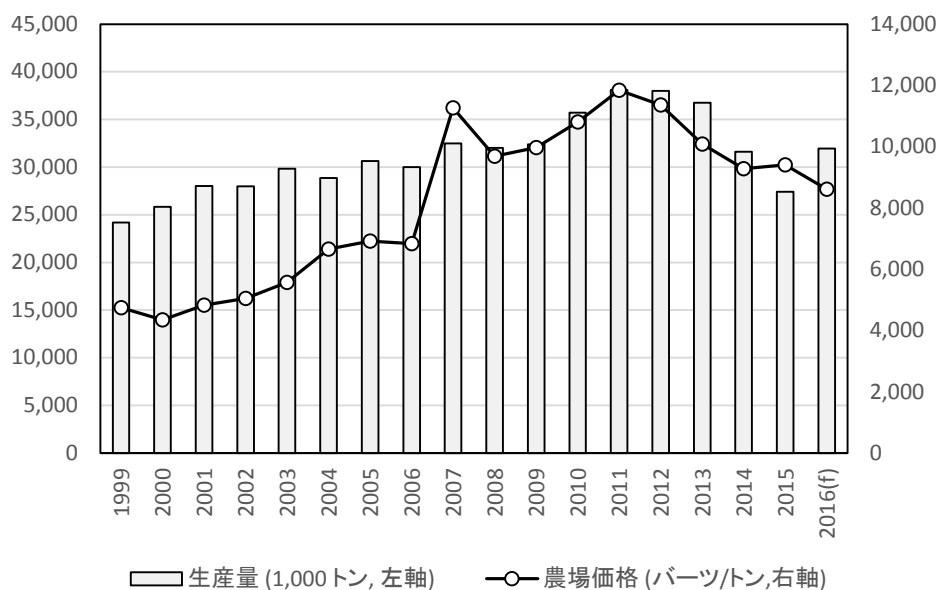
ここで、(内訳部分の P の伸び率 × P の構成比) を寄与度と言う。寄与率はこれを百分比で示したもの。

(2) 主要作物の生産と価格の動向

以下では、長期的な数値が使用可能な Agricultural Statistics of Thailand の資料を用いて主要農産物の生産量と農場価格の動向を紹介する。

1) コメ

近年のタイのコメ生産量に大きな影響を与えているのは、政府による介入政策と、洪水、干ばつである。コメの農場価格(全体)はインラック政権による担保融資制度が実施された初年である 2011 年に 12,127 バーツ/トンと史上最高水準となった。しかし 2014 年には 9,000 バーツ/トンを下回るまで低下した。一方、生産量は 2011 年に 3,800 万トンまで増加した後、急速に減少した(第11図)。特に 2014 年、2015 年の干ばつによる影響も大きい。2016 年には米の総生産量は復調している。

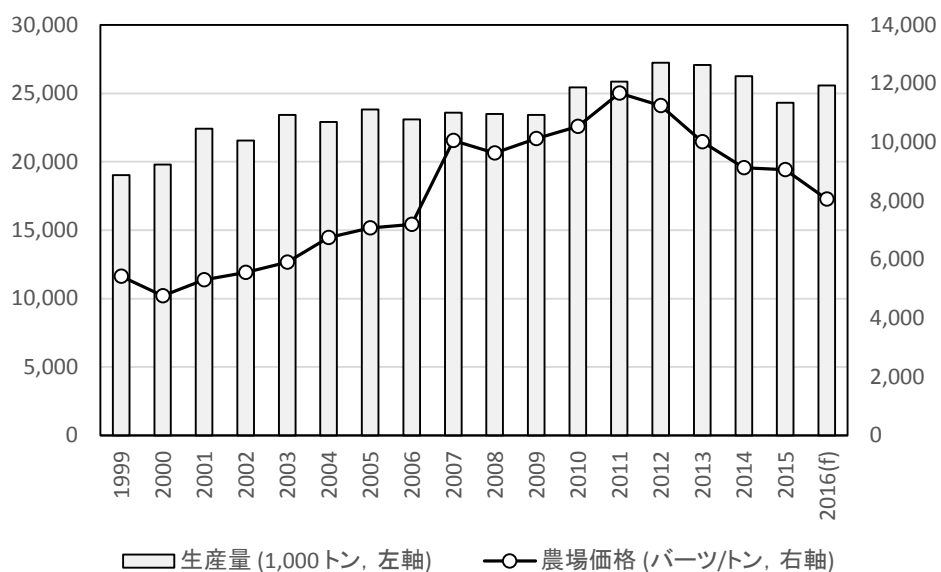


第 11 図 コメ（雨季作＋乾季作）の生産量と価格

資料：Agricultural Statistics of Thailand.

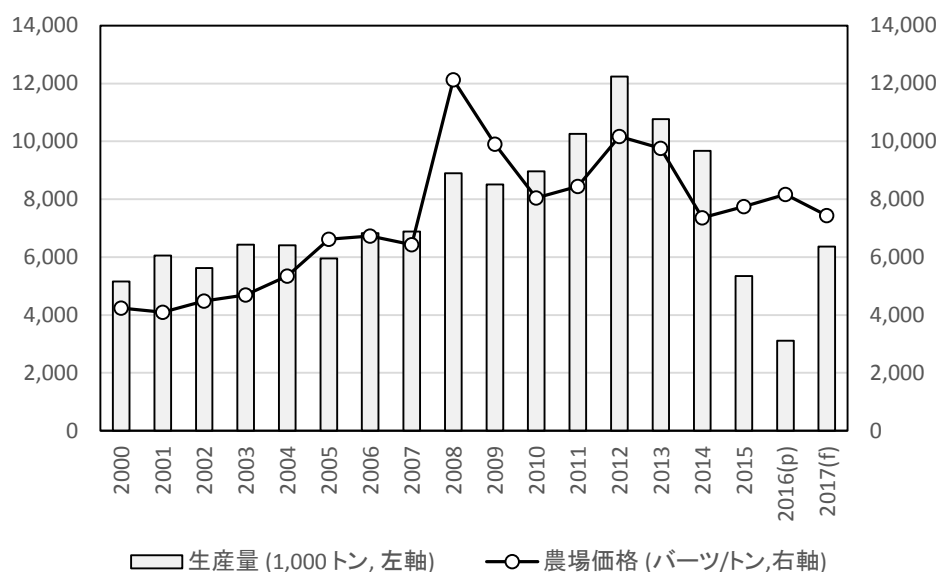
注．図中の f は予測値を示す（以下の図についても同じ）．

雨季作の動向は、コメ全体の動きとほぼ同様であり 2011 年に価格は最も上昇し、生産量も当時の史上最大となった（第 12 図）。そして 2015 年には干ばつから生産量が低下したが、価格が低下した 2016 年には、雨季作の生産量は回復している。一方、乾季作は政策の影響をより強く受けている。乾季作米の価格水準は、2008 年の国際市場における価格急騰時の水準こそ下回っているが、2011 年に開始されたインラック政権の担保融資制度により 2012 年、2013 年の乾季作の価格は高い水準となり、生産量も最大となった。そして担保融資制度が廃止された 2014 年以降、干ばつの影響で作付けが制限されたこともあり、2015 年の生産量は約 400 万トンと 2012 年の 1,200 万トンに比べておおよそ 3 分の 1 にまで低下した。2016 年には、水不足による作付けの制限や他作物への転作により、さらに 300 万トンにまで低下した。ただし、降雨に恵まれて貯水量が増加したことから、2017 年には乾季作の作付けは急増し、収穫量は 600 万トンまで回復している（第 13 図）。



第12図 雨季作米の生産量と価格

資料：Agricultural Statistics of Thailand.



第13図 乾季作米の生産量と価格

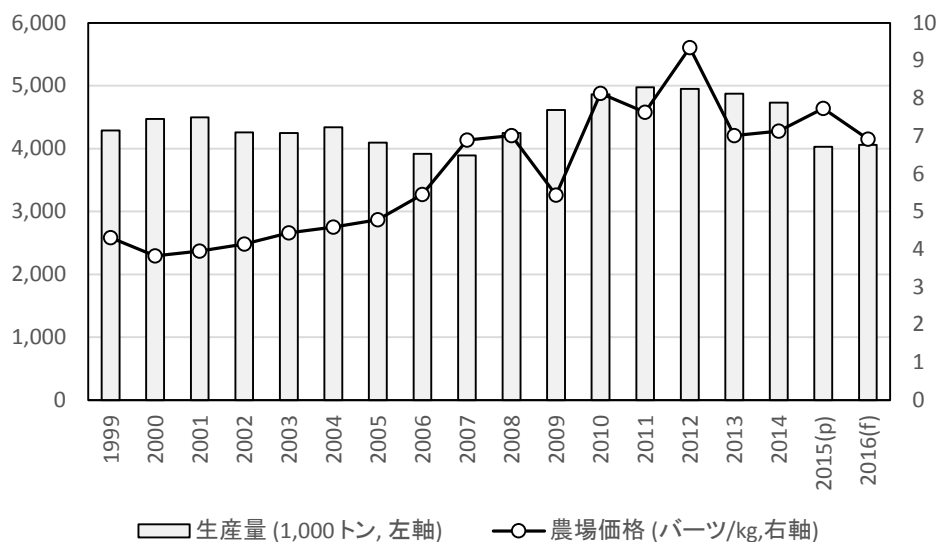
資料：Agricultural Statistics of Thailand.

注：図中の p は速報値を示す（以下の図についても同じ）。

2) トウモロコシ

タイの飼料需要は堅調であるが、トウモロコシの農場価格は2012年に9.34 バーツ/kg の高値を記録して以降、近年は7 ドル程度まで低下している。その結果、作付けが減少し、ト

ウモロコシの生産量は 2011 年の 497 万トン进行ピークとして、2016 年まで緩やかに減少している（第 14 図）。

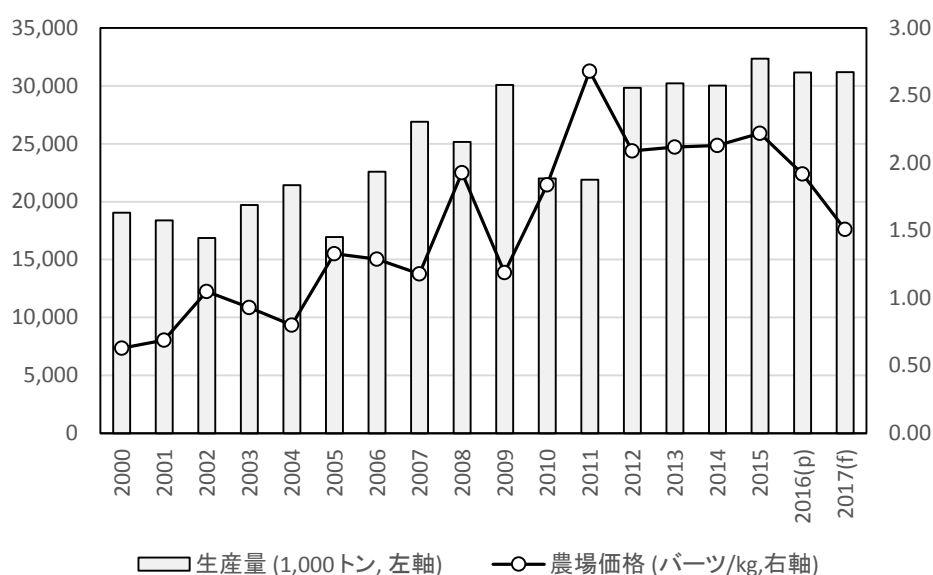


第 14 図 トウモロコシの生産量と価格

資料 : Agricultural Statistics of Thailand.

3) キャッサバ

キャッサバの価格は、生産量の減少により 2010 年に 2.68 バーツ/kg の高値を記録した。その後、生産量は回復し、3,000 万トンを超えて推移している（第 15 図）。しかし、2015 年 9 月、中国がトウモロコシの在庫処理を進めるため、エタノール製造工場に、中国産トウモロコシを原料として使用することを義務づけた。そのため、エタノールの原料として輸入されていたタイ産キャッサバが、中国産トウモロコシに代替された。また、中国で、飼料原料用のキャッサバに対する厳しい残留農薬検査が実施されたことから、中国向けのキャッサバ輸出が急減した。こうした事情から、2012 年から 2015 年ごろまで、2 バーツ/kg 程度で推移していたキャッサバ価格は、2016 年以降低下し、2017 年には 1.5 バーツ/kg まで値下がりしている。加えて、タイ国内の干ばつのため、生産量も 2015 年に比べて減少した。そのため、キャッサバの総生産額は、2017 年には大幅に減少すると見込まれている。



第15図 キャッサバの生産量と価格

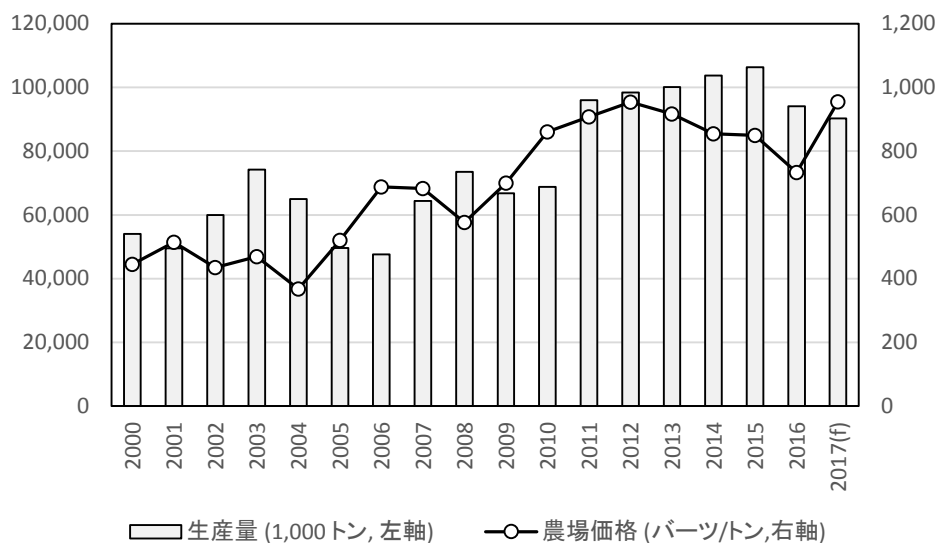
資料：Agricultural Statistics of Thailand.

4) サトウキビ

サトウキビの生産量は、コメからの転換が政府によって奨励されてきたこともあり、2015年まで増大を続けた。しかし干ばつの影響から、2016年以降、サトウキビ生産量は減少している（第16図）。価格は2012年をピークとして、2016年まで低下傾向にあったが、不作の影響で2017年には反転して上昇している。なお、2017～18年収穫期のサトウキビ収穫量は、コメからの転作や降雨の状況から、さらに増加して、過去最高の1億1,000万トンになるとの見通しが工業省サトウキビ・砂糖委員会事務局から発表されている（ポストトゥデー紙2018年2月19日）。

なおタイでは、1984年に定められた「サトウキビおよび砂糖法」により、各工場への生産割当や砂糖価格が、サトウキビ・砂糖委員会によって定められてきた。しかし、2016年3月、ブラジルが、現行のタイの砂糖制度が国際価格を低下させているとして、世界貿易機関（WTO）に提訴する構えを示したことから、これを回避するため、2017年12月に砂糖制度の大幅な変更を行った。

従来、砂糖の生産は、国内消費用砂糖、政府輸出用砂糖（タイサトウキビ・砂糖公社を通じた輸出用砂糖）、民間輸出用砂糖（工場別の契約による「民間の」輸出用砂糖）の3種類に分けて、各製糖工場に生産量を割当てて行われてきた。そして各分類の砂糖の価格は、サトウキビ生産者と製糖工場の収益分配方式に基づいて、サトウキビ・砂糖委員会により毎年度決められてきた。しかし、新制度の下で今後は、国際価格（ロンドン市場価格）にタイ国内の販売コストなどを加味して決定される価格となる。また、政府は2009年からサトウキビ・砂糖基金に拠出するため、1kg当たり5バーツを加算しているため、消費者は市場価格を上回る価格での購入を余儀なくされていたが、この拠出金も廃止された。

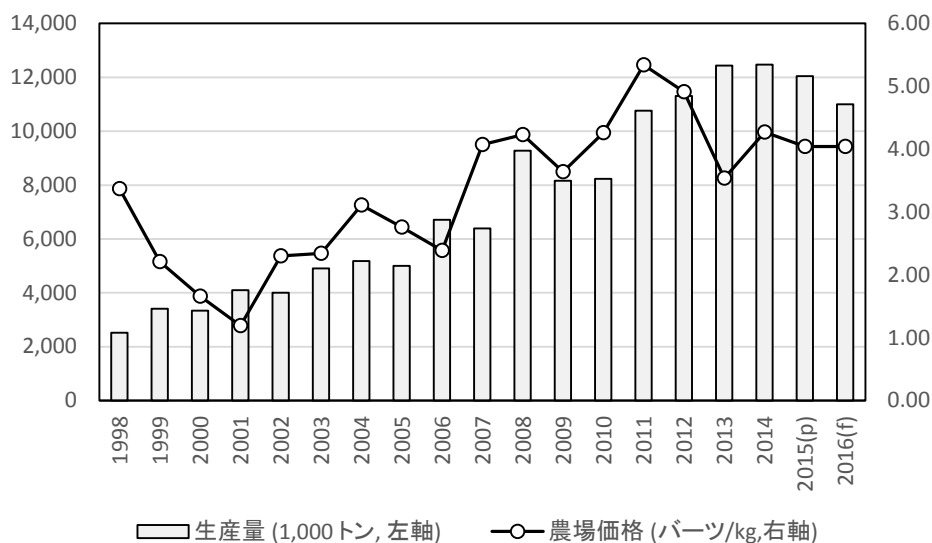


第16図 サトウキビの生産量と価格

資料 : Agricultural Statistics of Thailand.

5) アブラヤシ

世界的なパーム油需要の増大により、アブラヤシ果実の価格は2011年の5.34 バーツ/kgにまで上昇した(第17図)。しかしその後、供給量が増加したため、2013年にはアブラヤシ果実の価格は、3.54 バーツ/kgまで低下した。一方、アブラヤシは多年生作物であり、価格が低下しても生産量の増加は続いたため、2014年には1,200万トンを超えた。2015年以降も価格水準は低いため、供給過剰状態と考えられている。ただしアブラヤシ果実の生産量は、2015年から減少し、2016年には1,100万トンまで減少している。



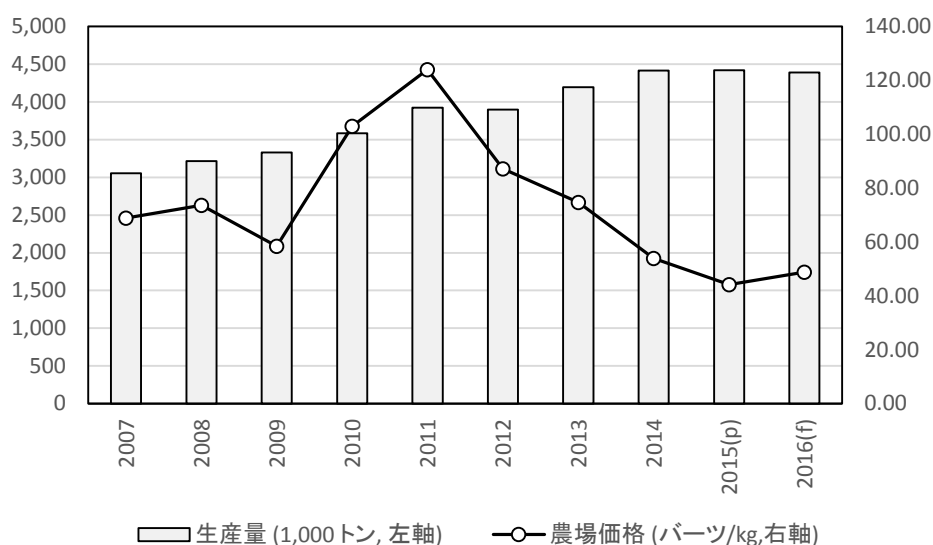
第17図 アブラヤシ果実の生産量と価格

資料 : Agricultural Statistics of Thailand.

6) 天然ゴム

アジア地域では、特に中国における自動車市場の拡大を背景として、タイヤ用のゴム需要が急増した。この需要増に牽引されて、天然ゴムの価格は2010年と2011年に急上昇した(第18図)。こうした価格上昇を受けて、作付面積が拡大し、2012年以降、天然ゴムの生産量は急増した。一方、タイのみならず中国などでも供給が増大したため、2012年以降、天然ゴムの価格は急速に低下し、2015年の価格は44.17 バーツ/kg と2011年の124 バーツ/kg の3分の1程度になった。

ゴム農家がこの価格低下への対策を求めたため、政府は2016年1月に、10万トンの買付けを実施した。さらに2017年12月には、プラユット首相が議長をつとめる天然ゴム政策委員会が、ゴムを購入・保管する事業者に対して200億バーツの優遇融資を実施することを承認している。この優遇融資は金利6%のうちの3%を政府が負担するもので、6億バーツの支出が見込まれている。また政府機関、国営企業が、未消化の予算を用いて、天然ゴム(ラテックス)を購入して、道路や運動場の建設に使用する事業を発表している。この事業の総額は127億バーツと見込まれる。



第18図 天然ゴムの生産量と価格

資料: Agricultural Statistics of Thailand.

注. 2016年版は2015年版と数値が大幅に入れ替わっている。そのため2007年以降の数値はすべて2016年版に従う。

4. コメの価格・所得政策の展開と概要

(1) タクシン政権以前の歴史的展開：農業搾取的（価格抑制的）政策期

タイは19世紀からコメの輸出国として知られていた。このコメ輸出は華人のネットワークに支えられており、国家による介入は大きなものでは無かった。タイ国家がコメの輸出に介入する契機となったのは、日本軍による中国進出であるという。1930年代に中国に進出した日本軍がタイ米を求めても、華人系企業が販売を行わなかったことから、タイ政府は国営のタイライス社を設立した。同社は当時バンコクの70の精米所のうちの50を傘下におさめ、コメ輸出に大きな影響を与えていた（重富 2015）。第二次大戦後、日本の同盟国と見なされたタイは、連合国への賠償としてコメ150万トンが無償で供出する義務を負った。そのためタイ政府はコメ購入庁 **Rice Purchasing Bureau (RPB)** を設立して、入札によりコメを調達した。またイギリス食糧庁の出先機関(**Siam Rice Unit**, 後に **Siam Rice Office**) がタイからのコメ輸出を管理した。賠償米の供出が終了した後も、コメ輸出の国際管理と国家管理は継続したのである。

その後、国際米価が低下し輸出の利益が上がらなくなったために、1955年から輸出課徴金（ライスプレミアム）を徴収することで民間によるコメ輸出を解禁した（重富 2015）。そして、第2表に示されているように、1950年代以降1980年代前半まで、実質的には1975年にスタートした政府機関による買い付け介入を除いて、政府の市場介入はコメの価格を抑制する方向に機能していた。

1980年代以降、タイのコメに関する価格・所得政策は、価格抑制的な政策から価格支持的な政策へと変化する。この変化は、ライスプレミアムの廃止（1986年）を画期とし、1980年代半ばにはコメの国内価格に対する抑制的な政策は、ほぼ撤廃された（重富 2009）。逆に、コメの国内価格支持的な政策、つまり農業保護的な政策は1980年代から拡大してきた。元来は輸出量を管理する政策であった輸出クォータ政策も、実効上の意味を、輸出奨励的なものに変質した（重富 2009）。政府機関による公定価格での買い付け制度は1966年に始まったが、実際に機能するようになったのは1970年代半ばであり、買い付け量が増えるのは、1980年代に入ってからであった（重富 2009）。そして本来は収穫期の価格暴落を防ぐための価格安定化政策であった担保融資制度（質入れプログラム）は、2001年に発足したタクシン政権下で、融資価格水準が引き上げられたことから、コメの価格支持政策としての性格を強めた。

第2表 タクシン政権期までの主な市場介入制度

制度の効果	制度名	制度設置	制度廃止
価格抑制的	ライスペミアム	1954年12月	1986年1月
	輸出税	1952年	1985年末
	政府への強制販売	1960年	1982年5月
	輸出クォータ ¹	1974年	1978年
価格支持的	輸出クォータ ²	1984年	1986年
	政府機関による買い付け介入	1966年（実質的には1975年）	質入れプログラムに継承
	質入れ	1982年	2009年 ³

資料：重富 2009, 表 1 より引用。

注 1) 輸出実績に応じて配分。輸出抑制が目的。

2) 輸出商の在庫量に応じて配分。輸出商のコメ買い付けを奨励するため。

3) 所得保証制度におきかえられた。

(2) タクシン政権から現在まで：農業保護政策期

タクシン政権以降の、いずれの政権においても、コメ政策は重要政策と位置づけられてきた。政策展開の経過を辿ると、2001 年から 2006 年のタクシン政権では、担保融資制度が拡充され、それまでの収穫期の価格低下の抑止から、価格支持による所得再配分へと、実質的な政策目的が変更された。その後、スラユット政権下で融資価格の水準や契約数量は縮小した。しかし、タクシン派のサマック政権下で、再び融資価格が引き上げられ、契約数量も増加した。その結果、財政支出は増大した。2008 年のタイ政府による WTO への通報では、デミニミス条項が適用されるとしてコメの AMS は総 AMS には算入されなかったものの、コメの AMS は 296 億 5,411 万バーツであり、総 AMS の約束水準 190 億 2,848 万バーツを超過していた。民主党政権時のアピシット政権では、農家所得保証制度という名称で、保証対象の上限量を設定した不足払い政策が実施された。この政策についてタイ政府は生産量にリンクしていない政策であり、WTO 協定上問題はないと主張していた。しかし、実際の支払額は生産量にリンクしていると考えられることも可能であり、その場合、この政策は WTO 協定上の黄色の政策と見なされ、約束された AMS の水準を超える可能性もある。実際のところ 2009 年～2013 年の期間については、WTO への補助金通報は行われていない。

2011 年に登場したインラック政権では、前政権の所得保証政策を廃止し、担保融資制度を復活させた。これは実質的には、市場価格よりも 40%程度高い水準でのコメの買い取り制度に他ならなかった。この制度の下で政府が融資価格より安い水準でコメを輸出すれば実質的な輸出補助金とみなされるおそれもある。そのため、政府によるコメ輸出は停滞し、融資に回す資金も急速に枯渇した。そして同制度は 2 年で破綻に至った。2014 年にクーデターを起こして政権に就いた現在のプラユット政権は、同年 5 月のクーデター直後に担保融資制度を廃止した。一方で、この制度廃止への対応として、地代や肥料・農薬価格、作業請負料金の引き下げを地主や関連業界に求めた。

第3表にまとめたように、タクシン政権以降の政権は、農業保護政策を実施してきているが、その規模は拡張と縮小を繰り返している。

第3表 タクシン政権以降のコメ政策の展開

年	政権とコメ政策
2001 ～06年	タクシン政権 担保融資（価格支持）拡大（融資価格引上げ、契約数量拡大）
2006 ～07年	スラユット政権 担保融資の縮小
2007 ～08年	サマック政権 担保融資の再拡大 （融資価格引上げ、契約数量拡大）
2009 ～11年	アピシット政権 所得保証政策への転換 （保証上限量付き不足払い政策、市場メカニズムの活用）
2011 ～14年	インラック政権 所得保証政策を廃止して担保融資制度を復活 （高い融資価格、融資契約の上限量は無し）
2014年 ～現在	プラユット政権 担保融資制度を廃止して、稲作農家への保護を縮小 一時金の支払いと農場担保融資制度の導入

資料：筆者作成。

（3） 近年の動き：2014年クーデター以降のコメ政策

現在のプラユット政権は、2011/12 作物年度から 2013/14 作物年度の担保融資制度で発生した損失を 5,810 億バーツ（約 160 億 US ドル）と発表している。タイ政府はこの債務の返済のために長期債を発行する必要がある。そしてタイ政府の現在の財務状況から見て、近い将来に再び大規模な担保融資制度を実施することは困難と考えられている（Welcher 2017）。現政権下ではコメ価格に対する支持政策は、農場担保融資制度として継続している。しかし現在の制度は、実際の支持価格の水準は低く、契約数量も小さいため、政府のコメの在庫量は縮小している。

1) 2014/15 作物年度の政策

2014年6月、クーデター政権は、インラック政権の下で累積した政府在庫米の実際の在庫量と品質の検査を表明した。同時に、政策実施のコストと管理上の問題から、コメの担保融資制度も、民主党政権下で実施された所得保証政策も行わないと表明した。しかし実際にはプラユット政権下でもコメに対する政府の介入は継続している。2014年のクーデター後、担保融資制度は廃止され、稲作農家への保護は一気に縮小した。しかし、その年の11月には、早くも一時金の支払いという形で、農民への直接的な現金支給が行われた。その際に支払われた総額は、アピシット政権時の農家所得保証制度による支払額に近い水準となった。

また、2014年11月、政府は農場担保融資制度（「もみ米売却延期のための農民融資」）を行うと表明した。この農場担保融資制度は、農家が収穫したコメを自分の農場に保管して、出荷を遅らせることを条件に、保管米を担保とした融資を行う制度である。対象となったのは香り米ともち米であり、この2種類のコメの農家出荷価格の安定を目的としている。

しかしこの2014/15作物年度の農場担保融資制度の契約数量は、政府が予想したよりもはるかに少ない量となった。この理由は主に、融資価格が16,400 バーツ/トン（約469USドル/トン）と、前政権での融資価格（20,000 バーツ/トン（約571USドル/トン））よりも低かったことによる。加えてコメの市場価格が上昇していて、融資価格とほぼ同じ水準に近づいていたため、制度に参加するメリットが実質的になくなっていた（Welcher 2017）。一方で、2013/14作物年度の乾季作米（2014年に生産された乾季作米）の担保融資制度の停止と、政府在庫米の売却の継続は、タイ国内のコメ価格を抑制し、タイ米の競争力を上昇させた（同）。

2) 2015/16 作物年度の政策

プラユット政権下において農業に対する政府支援は徐々に拡大した。2015年8月には、地域コミュニティの振興支援などを目的とする基金である、7万9,000の農村基金に対して、1基金当たりの予算が100万バーツに引き上げられることが発表された。そして2015年産（2015年11月～2016年2月に収穫された雨季作米）のコメに対しては、総額400億バーツの支援策が実施された。これには、農家債務に対する利子補給と農場担保融資制度が含まれた。後者は、コメ収穫時に価格が低下することを抑制するという目的で、2015年産の香り米200万トンを対象に、農場からの出荷を3ヶ月程度遅らせる農家に対して14,000バーツ/トン（ただし支払額の上限は1戸当たり30万バーツ）を支給するものである。加えて保管料名目で1,000バーツ/トンが支給された。

3) 2016/17 作物年度の政策

2016年6月14日、タイ政府は、精米またはもみ米の備蓄を奨励することにより、2016/17作物年度のコメ価格の安定化を支援するため、68億バーツ（1億9,300万USドル）の予算を承認した（Welcher 2017）。

そのほか、2016/17作物年度の「稲作農家支援対策」の下での、干ばつ被害農家への直接支払いのための資金として45億バーツ（13億USドル）が承認された（6月21日）。このプログラムでは農家は農業・農業協同組合銀行BAACへの債務を利率3%で2年間延長できることとなった。

そして、民間の作物保険を購入した農家は、自然災害による損害に対して政府から部分的に補助を受けることができることとなった。この保険プログラムは2011年にパイロット事業として導入され、合計20万haの稲作農家が対象となっている。民間の保険会社が業務を担当している。作物保険は洪水、干ばつ、低温、火事、暴風雨、雹、病害による損害をカバーしている。保険料は、低リスク地域では130バーツ/ライ（約23USドル/ha）²で、高

リスク地域では最大 510 バーツ/ライ (約 91US ドル/ ha) となっている。この保険を購入した農家は保険料として、彼らのリスクに応じて 60~100 バーツ/ライ (約 11~18US ドル/ ha) を支払う。ただし財務省が 70~410 バーツ/ライ (約 13~73US ドル/ ha) を補助する。加えて BAAC が 10 バーツ/ライ (約 2US ドル/ ha) を補助する。

また 2016 年 10 月、政府は収穫と収穫後の処理の費用として、すべての農家を対象に 2,000 バーツ/トンの直接支払いを承認した。また 2016/17 作物年度の農場担保融資制度の参加農家に対しては収穫米の保管費用として 1,500 バーツ/トン (もみ米) (43US ドル/トン) を支払う。また 2016/17 作物年度の農場担保融資制度の対象は、ホムマリ香り米ともち米から、普通米とパトゥンタニ香り米にも拡張された。ただし融資価格は市場価格よりも低く、ホムマリ香り米ともち米で 9,500 バーツ/トン (271US ドル/トン) , 普通米で 7,000 バーツ/トン (約 200US ドル/トン) , パトゥンタニ香り米で 7,800 バーツ/トン (約 223US ドル) と設定された (いずれももみ米) 。

このプログラムが目標とする対象数量は、香り米ともち米をあわせて 200 万トン及び普通米とパトゥンタニ香り米をあわせて 100 万トンである。これは、2016/17 作物年度の雨季作米の生産量の約 10%に相当する。

さらに政府は収穫の最盛期である 11 月と 12 月の間のコメ保管に対するより多くのインセンティブを供給することに同意した (2016 年 10 月)。「農場担保融資制度」に参加している農家に対しては、香り米あるいはもち米を保管した場合、直ちに 1,000 バーツ/トン (29US ドル/トン) を現金で支払った。これはコメが市場に販売されて初めて 1,500 バーツ/トンを受け取るという以前の仕組みとは異なっている。一方、利子補助プログラムに参加している精米業者/流通業者と農民組織が 4~6 ヶ月間、収穫米を保管した場合、3%の利子補助が受けられると発表されていたが、この利子補助は 4%に増加された。この政策の目的は、精米業者/流通業者が 800 万トン、農民組織が 250 万トンのコメの出荷をそれぞれ遅らせるよう奨励することであった。

4) 2017/18 年度

2017 年 9 月、タイ政府は、総額 872 億バーツ (約 2,900 億円) のコメ農家支援策を閣議承認した。この支援策は、収穫したコメの販売を遅らせる農家に補助金や融資を供与することで、コメ価格を下支えし、農家の所得向上に結びつけることを目的としている。報道によると、予算のうち 335 億バーツが保管したコメを担保とした融資、537 億バーツが補助金に充てられる予定であり、コメ農家 370 万世帯が恩恵を受けると見込まれる。

補助金は、自宅の納屋などにコメを保管する農家に 1 トン当たり 1,500 バーツを支給するほか、すべてのコメ農家を対象に収穫手当及び品質改善手当として、1 トン当たり 1,200 バーツ (1 世帯当たり最大 1 万 2,000 バーツ) を支給する。支給は BAAC を通じて行われる。

(4) 農業保険

1970年代からタイでは様々な農業保険が検討されてきた。1978年には綿花農家を対象とした損害保険が行われた。また1990年には政府がトウモロコシ、ソルガム、大豆を対象とした損害保険を導入した。しかしこれまでのところ、保険料は、損害支払の金額を下回っており、成功しているとはいえない。伝統的な作物保険では、情報の非対称性、モラル・ハザード（保険に加入していることにより、リスクをとまなう行動が生じる）、逆選択（リスクの高い加入者が増加する）、高い監視・運営費用などの問題が指摘されており、制度の設計が十分に検討される必要がある。現時点においては、タイにおける作物保険はあくまで任意のものであり、保険プログラムの開発の初期段階と考えられている（Hnin Ei Win 2016）。しかし今後、政府がコメの価格支持制度を縮小する中で、保険はより重要な制度となっていくことも考えられる。以下に既に長期間実施されている2つの保険、干ばつ保険と天候インデックス保険を紹介する。

1) 干ばつ保険 (Oxford Business Group (2016)による)

2007年にBAACが、商務省保険局、タイ損害保険協会（GIA）と共同で開発したパイロット的な農家向けの干ばつ保険を発売している。この保険は、干ばつのためにトウモロコシの収量が低下した場合に、保険金を支払う仕組みである。東北部ナコンラチャシマ県パクチョン郡の35の農家が契約したとされる。

2014年に導入された干ばつ保険では、初年度におよそ80万ライ（約12万8,000ha）が加入した。2015年には、政府は年間に約4億7,600万バーツの支出を表明した。2015年の保険加入は前年度からほぼ倍増し150万ライ（約24万ha）となると報道された（タイの総農地面積は6,300万ライ（約1,010万ha））。

保険料は農家と政府で負担する。支払額は地域のリスクによって変動する。農家は1ライ当たり60～100バーツ（1.81～3.01USドル）の保険料を支払い、同時に政府は64～383バーツ（1.93～11.53USドル）を負担する。保険金の支払いにも政府の補助があり、1ライ当たり総額2,224バーツ（66.94USドル）のうち、政府が1,111バーツ（33.44USドル）を支払う。BAACはこの保険の販売のために、期日内の保険料支払いに対する割引も用意している。

2) 天候インデックス保険

天候保険は、気温や降水量などが当初取り決めた数値と違う場合に、損害の有無を問わずに保険金が支払われるものであり、予想外の気象変動による損失を補償する天候デリバティブ（金融派生商品）として、主に日本や欧米など先進国で、農業団体などに販売されている。開発途上国の農民にとっても理解しやすい保険の仕組みであることから、普及が期待されている。

タイでは2005年に世界銀行の技術的支援の下で、天候インデックス保険のパイロット事

業が開始された。実施主体は BAAC であり、総合保険協会 the Genral Insurance Association (GIA), 世界銀行の農業農村開発局のコモディティリスク管理グループ、保険局（現在の Office of Insurance Commission）の3つの組織が協力した。このパイロット事業の対象作物はトウモロコシで、対象となる災害は干ばつである。このパイロット事業により、アジア地域により適合した保険のデザインの必要性が確認された。また、農家と、保険を販売する組織との間の信頼関係の醸成が重要であることが示された。2007年に天候インデックス保険がトウモロコシを対象として販売された。当初1県だけで開始されたが、その後7県に拡大した。

2007年には損保ジャパン（タイランド）（現在の損保ジャパン日本興亜）と日本国際協力銀行 JBIC が、東北部コンケン県のコメ農家を対象とした天候インデックス保険の検討を開始し、2010年から販売を開始した。この保険は、農繁期の7～9月に累積降水量が一定基準を下回った場合、実際の収穫量とは関係なく保険金を支払う仕組みである。BAAC から融資を受けている稲作農家が契約対象であり、保険料は融資額の4.64%、保険金は降水量に応じて融資額の15～40%となっている。1万バーツを借りている場合は、保険料が464バーツ、保険金が最大4,000バーツとなる。保険加入の募集はBAACを通じて行われる。保険金支払事由が発生した場合、損保ジャパンは、BAACに保険金を支払い、BAACが農家に保険金相当額を支払うとされる。

この事業は損保ジャパン日本興亜の社会的責任（CSR）活動の一環として位置づけられている。同社とBAACの契約期間は2年であり、発売初年度の2010年は目標の1,000件を超える1,158件の加入があり、初年度の保険料収入は約69万5,000バーツ（約190万円）、保険金支払いは約11万9,000バーツであったとされる。この結果を踏まえて、対象となる地域や作物が検討され、2011年には販売が、東北部コンケン県から周辺のコナコンラチャシンマ、マハサラカム、カラシン、ロイエットの4県に広げられ、2014年では17県で4,300戸の農家に販売された³。

この保険は、まだ小規模な事業ではあるが、天候インデックス保険は途上国の農民の実態に適応している面があると考えられ、今後も注目されるところである。

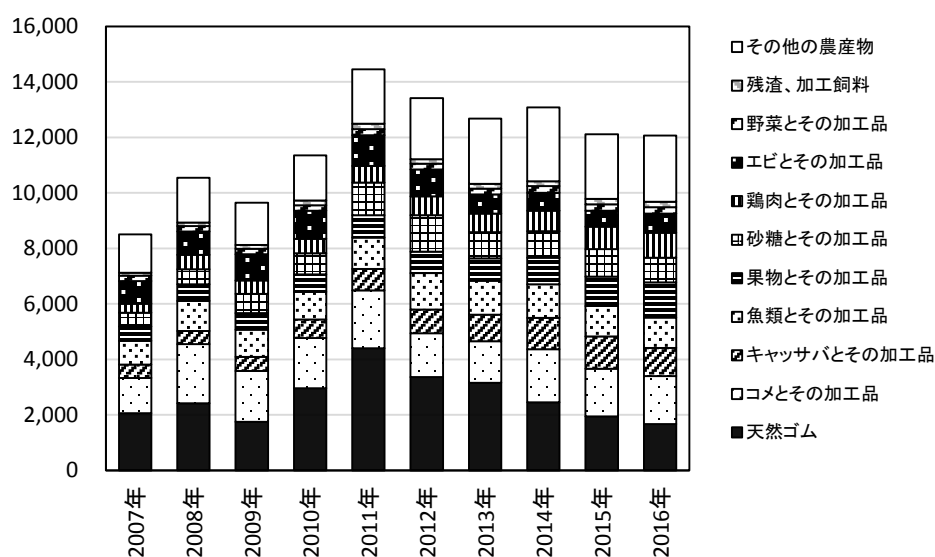
5. 農産物輸出の動向

（1）品目別の動向

タイの農産物輸出は、2016年に1兆2,066億バーツで、総輸出額の16.0%を占めた。この割合は過去5年では最も低い。輸出に占める農産物のシェアは、2011年の21.8%をピークとして低下傾向にある。この低下傾向の最大の要因となっているのは、農産物輸出額シェア第1位の天然ゴム輸出額の減少であり（第19図）、その主な要因は価格低迷である。天然ゴムの輸出額は、2011年の4,405億バーツから、2016年には、3分の1程度の1,672億バーツにまで減少した。一方、輸出シェア第2位のコメは、担保融資制度の影響から、2013

年には1,497億パーツまで減少し、輸出シェアは11.8%まで縮小した。しかし現在のプラユット政権が政府在庫の売却を進めたことから、輸出額は増大し、2016年では1,728億パーツとなり、シェアは14.3%を記録している。

この2大品目のほかでシェアを拡大しているのは、果物とその加工品、鶏肉とその加工品であり、果物とその加工品のシェアは、2016年には10.4%まで、鶏肉のシェアは7.4%までそれぞれ増加した。一方、エビとその加工品の輸出シェアは2007年に9.7%あったが、病気による生産減少から、2015年には4.7%まで縮小した。2016年には生産が回復したことから、輸出シェアは5.8%に増加した。

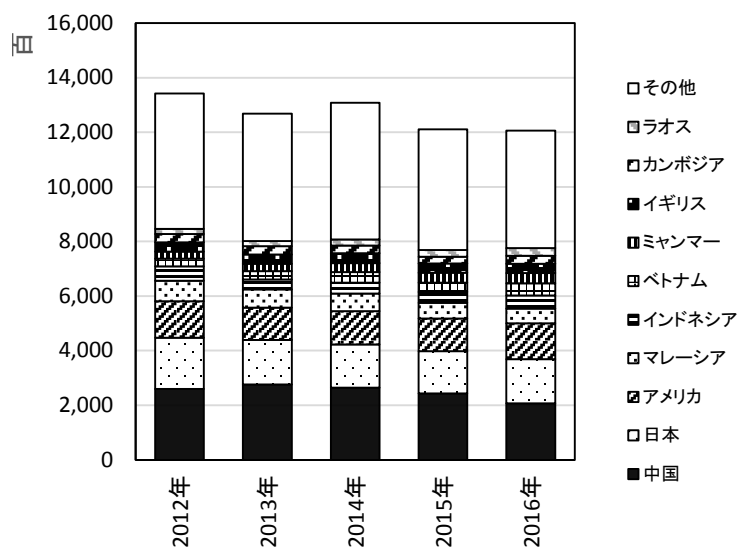


第19図 品目別農産物輸出額 (単位: 億パーツ)

資料: สถิติการค้าการส่งออกสินค้าเกษตรไทยกับ ต่าง ประเทศ (タイ国農産物貿易統計) 2016年版19ページ第4表より筆者作成。

(2) 輸出先別の動向

一方、輸出先を見ると最もシェアの大きい輸出先は中国で、2015年ではほぼ20%を占めていた(第20図)。しかし2016年には主にキャッサバの輸出の大幅減少により、17.1%まで低下した。第2位は日本であるが、そのシェアは低下傾向にある。2011年に14.1%であったシェアは2015年には12.8%まで徐々に縮小したが、2016年には13.4%に増加している。3位以下のアメリカやマレーシア、インドネシアなどの伝統的に重要な輸出先も、2015年まで徐々にシェアを縮小させるか、停滞的である。このように従来の重要な輸出先のシェアが縮小あるいは停滞的であるのに対して、農産物の輸出市場として重要になっているのは、ミャンマー(2016年のシェアは3.1%)、ベトナム(同3.7%)、カンボジア(同2.4%)、ラオス(同2.3%)といった近隣の後発途上国である。



第20図 主な農産物輸出先（単位：億バーツ）

資料：สถิติการค้าสินค้าเกษตรไทยกับต่างประเทศ (タイ国農産物貿易統計) 2016年版 19 ページ第5表より筆者作成。

(3) コメの輸出価格の動向

タイのコメは国際商品として輸出市場の動向に大きな影響を受ける。特に、国内政策の影響で輸出価格が上昇し、他の主要輸出国との間で大きな価格差が生じた 2011 年から 2013 年にかけて、タイのコメの輸出は大幅に減少した。現在こうした価格差は、ほぼ消滅している。こうしたタイと主要競争国のコメの輸出価格の関係は、タイのコメ輸出にとって重要な情報であるので、以下にその推移を高価格米（香り米）、上級普通米、低級普通米に分けてそれぞれ示す。

1) 高価格米（香り米）の輸出価格

タイ国内での香り米生産が増加するとともに、担保融資制度によって増大した政府在庫の処理のため、輸出向けの放出も続いている。またパキスタンとの競争も厳しくなっているため、香り米の輸出価格は 2014 年をピークとして、2017 年まで急速に低下した（第 21 図上段）。この輸出価格の低迷による農家の所得減少は、2016 年にプラユット政権が稲作農家への保護政策を急速に拡大した背景になっている。なお、2017 年 5 月以降、海外の高値に影響される形で、タイの香り米の価格も上昇している。

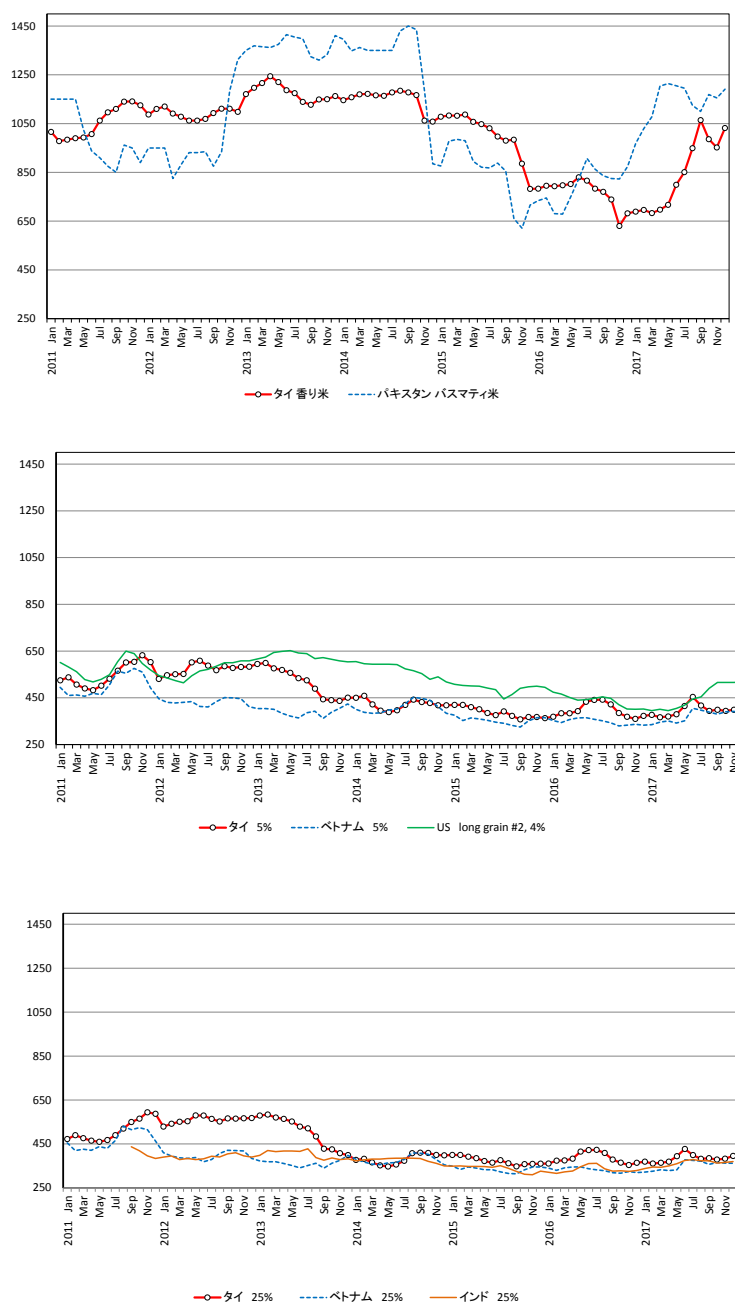
2) 上級普通米の輸出価格

上級米（White Long Grain Rice 5% broken, 砕米の割合が最大 5%）の価格は、担保融資制度によって増大した政府在庫の放出が拡大した 2014 年以降、ベトナム産のコメとほぼ

同水準まで低下している(第21図中段)。2016年の中ごろには上昇したが、2017年後半では、ベトナム産米とほぼ同水準で推移している。

3) 低級普通米の輸出価格

一方、低級米(White Long Grain Rice 25% broken, 碎米の割合が最大25%)では、2011年の終わりから2013年まで、ベトナムや2011年に輸出を再開したインドとの間で、およそトン当たり100ドル以上の価格差が継続した(第21図下段)。しかし、政府在庫の放出が増加した2013年の3月ごろからタイ米の輸出価格は低下をはじめ、それ以降、3国の価格差は縮小し、それ以降、極端な価格差は生じていない。



第 21 図 主要輸出国のコメ輸出価格推移（精米，US ドル/トン）

資料：The FAO Rice Price Update.

<http://www.fao.org/economic/est/publications/rice-publications/the-fao-rice-price-update/en/>

注．図中で，％は碎米率を表す．

6. 農業開発の事例紹介

以上、主要な品目の動向と関連政策を紹介してきた。こうした主要品目は、多くが輸出されている。しかし、タイの多くの小農にとって、厳しい国際市場競争に巻き込まれることで、生活水準が必ずしも向上するわけではない。以下ではバンコク近郊のナコンパトム県におけるリゾートホテルと小規模農民グループの連携による農業開発の事例を紹介する。

(1) 充足経済思想と「新理論」農業

タイのプミポン前国王が長年唱導した、充足経済（セタギット・ポーピアン、英語では Sufficiency Economy Philosophy (SEP) と訳されている）とは、仏教の「中道」の考え方に基づいて、過剰な生産と消費を戒め、ほどほどの経済活動を推奨する経済思想である。1997年のアジア通貨危機の際、タイ経済は大きな被害を受け、投機的な、持続可能でない経済成長がいかに脆いものなのかを国民が経験した。その時、国民も経済成長を追及してきた姿勢を反省し、グローバリゼーションの不安定さから国を守り、バランスの取れた経済の必要性を認識したと言われている。充足経済は、第8次5カ年計画（1998年～2002年）から、国家経済開発計画にも盛り込まれ、2017年からの第12次計画でも計画の基本的な考え方に位置づけられている。また2014年から2017年にかけては、充足経済に基づいた開発事業として約290億円の資金で、全国の村で、農業協同組合による農民の組織化や国有地の払い下げ事業などが実施されている。

この充足経済思想は、政治や経済、あるいは個人から国家まで、様々な局面、レベルにおいて適用が可能なものとされるが、抽象的なものであり、どの事業に具体的に適用されているかはわからない。ただし、農業については、前国王が、具体的な実践モデルとして、小規模複合農業モデルを発表している。この「新理論」農業は、農地不足、気象リスク、適切な農業技術の欠如等々の、農業発展を阻害する多くの要因を踏まえて、個々の農家になるべく自給的に経営を行うというものであり、このモデルでは、農家は自らの土地を、水田、野菜・果樹園、ため池、住宅地に、一定の割合に分割して利用・管理する。そして、リスクを避けるため、農業経営は、家族のニーズの充足から徐々に生産を拡大するという段階的な成長が想定されている。まず食料などの必要な物資を安定的に確保して外部の変動から一家を守り、次の段階として、余剰生産物を市場で販売することを目指すというものである。現在、この「新理論」農業の技術を教える研修センターが、タイ国内に多く設立されており、技術や考え方の普及が図られている。

ただし小規模農業は効率性が低く、労働集約的で実践が難しいことも事実である。こうした批判に対して、ここでは新たな発展の可能性を示す1つの事例としてサンプルモデルを紹介する。

(2) 事例紹介

1) サンプランモデルの概要

サンプランモデルはナコンパトム県で展開している開発プロジェクトで、中心となっているのは、サンプラン・リバーサイドというリゾートホテルである。このホテルは、エコツーリズムや MICE（企業の会議や研修、国際会議や展示会、学会などのイベント）を経営に積極的に取り入れている。このホテルの経営戦略と、地元で有機農業に取り組んでいた農民とが結びついて成立しているのがこのプロジェクトである。

サンプランモデルでは、ホテルが農民から有機農産物を直接購入する。またホテルは、敷地の中に、農民が生産物を持ち込んで販売できる農民市場を開設し、彼らの有機農産物の販売機会を増やした。こうして農家と消費者を直接つなぐ新しい販売チャネルを提供することで、地元で生産される有機農産物のバリューチェーンを構築し、地域のフードシステムをよりバランスの取れたものに変えている。一方、ホテルはエコツーリズムや MICE の集客において、地元の有機農業者との連携をアピールし、ホテルのブランド化につなげている。

この事業の実施を担っている財団には 10 人のスタッフがいて、プロジェクト参加農家への支援を行うとともに、未参加農家への勧誘も行っている。農家は栽培から販売にいたる様々な活動に参加している。現在、11 の有機農家グループが参加していて、国際的な有機農産物認証機関である IFOAM（国際有機農業運動連盟）の認証を受ける準備をすすめている。

そうした農家グループのひとつを紹介する。このグループには 30 の農家が参加していて、リーダーは元村長の女性である。50 代以上の農家の参加が多い。農薬による健康被害を受けている参加者が多いことから、有機農業の実践はこうした被害を軽減するものであり、仏教で言う徳を積むこと（タンブン）になるとリーダーは考えている。このグループは 5 年前に充足経済の研修センターを設立し、2 年前からサンプランモデルに参加している。リーダーは有機栽培導入の理由として 3 つあげている。第 1 に生産コストの削減、第 2 に農民自身の健康問題、そして第 3 に消費者に安全な食品を消費者に届けたいという農民の気持ちである。かつて、稲作や果樹栽培で農薬や化学肥料を大量に使用していたころは、健康被害の問題がしばしば生じていた。こうしたことがあって、5 年前に、この女性リーダーが最初に、農薬・化学肥料の使用をやめたのである。

このグループは、行政に勧められてサンプランモデルに参加した。参加したことで受けられた支援として、第一に IFOAM の有機認証の取得費用をプロジェクトが負担してくれた。第二にプロジェクト参加農家ということで、金融機関から借入れができた。第三にサンプランホテルに、有機栽培した果物（グアバ）を通年で、直接、定価で出荷できるようになったことをあげている。

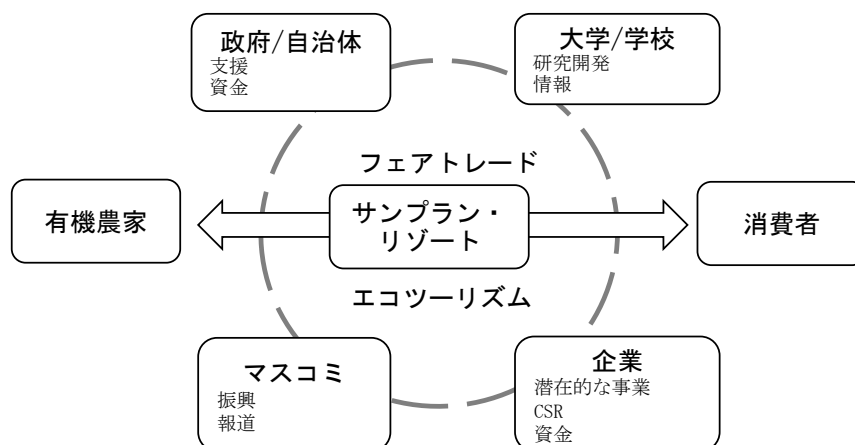
このグループの有機農業（米、果樹）の特徴は、地元の資源を多く利用していることである。研修センターでは、地元で生産されている牛乳を肥料に利用する実験を行い、他の農家にも普及させた。その他、糖蜜、米ぬか、卵も肥料として利用している。こうした有機農業への取組によって、生産コストが低下し、米の単収も向上したという。農家は、こうした活

動は、なるべく自給的な生産体系を重視する充足経済の思想と合致していると考えている。2016年の調査時、7農家が有機認証を取得していて、11農家が申請中であった。認証のためには2年間は無農薬栽培を継続する必要があるため、認証を取得できるまでの所得減少への対応が課題となる。また有機農法を導入する場合、特に慣行栽培からの移行時に、収量の低下が生じる。例えばタイの香り米は、一定期間（例えば6年）、有機栽培を続けると単収が改善するといわれているが、収量が低下する期間への対策が課題となっている。

このサンプランモデルには、リゾートホテルと有機農家という組み合わせに加え、官民の様々な組織が関与している（第22図）。政府機関では農業・協同組合省の農業局や普及局、土地開発局が関わっている。商務省は、スクジャイ週末市場の創設、有機農産物のプロモーション、広告宣伝に関わり、国内取引局は、このホテルと農家間の取引の保証価格の設定に関与している。保健省も週末市場の運営で協力しており、またホテル事業やエコツーリズムの実施に関連しては観光関連の部局も協力している。一連の政府組織の関与は、政府の各種の課題への対応のためという側面もあり、サンプランモデルは、PPP（官民パートナーシップ）の枠組みを有している。

2) サンプランモデルの含意

これまでタイの農業は国際市場での高い競争力を保持する輸出型農業として発展してきた。しかし、農民の生活福祉の向上という視点からは、国際市場の変動が農民の生活に大きな影響を与えることは望ましくない。よりリスク回避的な経済モデルが必要となっている。このような状況下で、「新理論」農業に対しては、非効率的な経営モデルであるとの批判もあるが、ここで紹介したサンプランモデルは、小規模農家のグループと観光セクターの事業が連携することで、新たな付加価値の獲得や販売チャネルの拡大といった成果を上げ、農村開発の新たな可能性を示している。



第22図 サンプランモデルの概要

資料：サンプランモデルのリーフレット中の図に基づいて筆者作成。

7. おわりに

本章では、タイの農業・農政に関する動向を 2016 年、2017 年の動きを中心にりとまとめた。以下に要約を示しておく。

政治では軍事クーデターによる暫定政権が既に 3 年を超えており、民主化が求められている。新憲法の公布は、内外に民主化へのスケジュールを明らかにしたものの、総選挙の実施は遅れていることを紹介した。経済では、マクロ統計を整理し、好調な輸出と観光により経済成長率が回復してきていることを示した。こうした状況の中で、経済全体に占める農業の地位は縮小を続けている。

主要品目の動向では、2016/17 年度には、コメの生産が回復していることが注目される。この主な要因は天候が良好で、干ばつや洪水による生産の被害が小さかったことによる。また好調に生産拡大を続けていたサトウキビで、製糖工場生産割当制度が撤廃され、生産や販売価格が自由化されることが注目される。

タイのコメの価格・所得政策について長期的展開も踏まえて整理した。タイでは第 2 次大戦後から国家によるコメ輸出への介入が始まり、1980 年代までは、コメの価格抑制的政策が採られた。しかし 1980 年代以降、タイ経済の発展にもともなって、価格抑制的な政策は徐々に撤廃され、逆に農業保護的な政策が行われるようになる。特に農業保護を重視したタクシン政権以降は、担保融資制度による価格支持や所得保証が継続的に実施された。2014 年発足のクーデター政権では一旦、価格・所得政策は廃止を表明されたが、現政権下でも、規模は縮小しながらも、農家が自己所有の保管施設で収穫米を保管するという農場担保融資制度という形で、価格政策が継続されている。

農産物の輸出では、中国向けの天然ゴムの輸出やキャッサバの輸出が減少し、価格が低迷している。また輸出先のシェアでは近隣の後発途上国向けの輸出が増加している。

2014 年の軍事クーデターで発足した現在のプラユット政権は、クーデター後、担保融資制度を廃止し、コメについて価格支持も所得保証も行わないことを表明し、タイの農業政策は、この機会に保護的な色彩を弱めた。しかし、同政権は農業保護政策を徐々に拡大してきた。2014 年には、早くも一時金の支払いが行われ、結果的には民主党政権時の農家所得保証制度での財政支出に近い水準の財政負担が行われた。また 2015 年には、香り米生産農家に出荷を遅らせることを条件に、実質的な買い上げを行う（農場）担保融資制度が導入された。そして 2016 年の 11 月以降は、粳米の保管を条件とした担保融資制度（農場担保融資制度）が、香り米だけでなく、すべての種類のコメに適用されることになった。

輸出向け農産物の振興が図られている一方で、タイでは、前国王の思想に基づいた小規模複合農業モデルが推奨されている。ただしこのモデルは、国際市場での競争に直面し、効率的な生産を求められるタイ農業の開発戦略の主流としては不十分である。その意味で、本章で紹介した事例（サンプルモデル）では、観光セクターとの連携により、小規

模な農家が新たな収入機会を獲得しており、小規模農家の発展のひとつの方向性を示すものとして注目される。

注1 1バーツは約3.4円(2018年3月)。

2 1ライは約0.16ha。

3 国連開発計画(UNDP)駐日代表事務所ホームページ「【損保ジャパン日本興亜グループ】東南アジアの小規模農家の強靱性を高め

る」http://www.jp.undp.org/content/tokyo/ja/home/partnerships_initiatives/privatesector/privatesector5/bcta_8.html

[引用文献]

日本語

1. アジア経済研究所(各年版)『アジア動向年報』, アジア経済研究所。
2. 恒石隆雄(2007)「セタキット・ポーピアン(充足経済)」海外研究員レポート, アジア経済研究所
http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Overseas_report/pdf/200703_tsuneishi.pdf
3. 重富真一(2009)「第3章 タイ-コメ輸出産業化の舞台裏」『アジア・コメ輸出大国と世界食料危機-タイ・ベトナム・インドの戦略』, 情勢分析レポート, 日本貿易振興機構アジア経済研究所: 83-110。
4. 重富真一(2015)「第7章 タイにおけるコメの流通制度と格付け・検査制度の変遷(有本寛編『途上国日本の開発課題と対応: 経済史と開発研究の融合<中間報告書>』調査研究報告書, アジア経済研究所: 146-169。

英語

5. National Economic and Social Development Board, The Eleventh National Economic and Social Development Plan (2012-2016), http://www.nesdb.go.th/Portals/0/news/plan/p11/Plan11_eng.pdf
6. Titapiwatanakun, Boonjit (2012a) “The Rice Situation in Thailand”, Technical Assistance Consultant’s Report, ADB.
7. Titapiwatanakun, Boonjit (2012b) “Thailand’s Paddy Pledging Program (October 2011 to October 2012), Internal Report, Faculty of Agriculture and Resource Economics, Kasetsart University.
8. Poapongsakorn, Nipon (2006) “The decline and recovery of Thai agriculture: causes, responses, prospects and challenges”, “Rapid Growth of Selected Asian Economies: Lessons and Implications for Agriculture and food Security”, Policy Assistance Series 1/3, FAO Regional Office for Asia and the Pacific.
9. Poapongsakorn, Nipon (2010) “Tackling Corruption in Rice Price Intervention Program: Towards a Preventive Scheme”, Material for The 14th International Anti-Corruption Conference, 11 November 2010, Bangkok (2011年1月26日アクセス)
10. Siamwalla, Ammar (1975), “A history of rice policies in Thailand”, Food Research Institute Studies, 14(3): 233-249.

11. Siamwalla, Ammar and Setboonsarng, Suthad (1989), "Trade, Exchange Rate, and Agricultural Pricing Policies in Thailand, World Bank Comparative Studies, The Political Economy of Agricultural Pricing Policy.
12. Welcher, Paul (2017), "Rice Market and Policy Changes over the Past Decade", GAIN Report Number: TH7011 USDA Foreign Agricultural Service.
13. Hnin Ei Win (2016), "Crop Insurance in Thailand", FFTC Agricultural Policy Articles, http://ap.fftc.agnet.org/ap_db.php?id=676
14. Oxford Business Group (2016), "Agricultural Insurance in Thailand Shifts Focus to Crop Protection", <https://oxfordbusinessgroup.com/analysis/agricultural-insurance-crop-protection-top-priority-difficult-weather-conditions-promise-impact>

タイ語

15. มาตรการช่วยเหลือเกษตรกรผู้ปลูกข้าว ปีการผลิต 2560/61 ด้านการตลาด (稲作農家支援政策 2560/61 生産年度) <http://www.dit.go.th/Content.aspx?m=103&c=10704>
16. มาตรการช่วยเหลือเกษตรกรผู้ปลูกข้าวและรักษาเสถียรภาพราคาข้าว ปีการผลิต 2559/60 (稲作農家支援・価格安定化政策 2559/60 生産年度) <http://www.dit.go.th/Content.aspx?m=103&c=4762>
17. โครงการประกันภัยข้าวนาปี ปีการผลิต 2560 (雨季作稲作物保険 2560 生産年度) https://www.mof.go.th/home/Press_release/News2017/068.pdf
18. อัดงบกลางเพิ่มเสริมแกร่งเศรษฐกิจ รัฐไฟฟ้าประกันข้าวในปี60 (中央銀行経済強化 2560 年度の稲作保険) <https://www.thairath.co.th/content/986028> (2017 年 6 月 28 日 Thai Rath)
19. แผนพัฒนาเศรษฐกิจและสังคมแห่งชาติ ฉบับที่สิบสอง พ.ศ. ๒๕๖๐ – ๒๕๖๔ (国家经济社会開発計画 2017年–2021年) http://www.nesdb.go.th/nesdb_th/download/plan12/สรุปสาระสำคัญแผนพัฒนาเศรษฐกิจและสังคมแห่งชาติฉบับที่12.pdf

統計

20. ข้อมูลพื้นฐาน เศรษฐกิจการเกษตร (基礎データ 農業経済)
21. สถิติการเกษตรของประเทศไทย (タイ農業統計)
22. สถิติการค้าการค้าสินค้าเกษตรไทยกับ ต่าง ประเทศ (タイ農産物貿易統計)
23. International Monetary Fund, International Financial Statistics
24. World Bank, World Development Index

関連ホームページ

在タイ日本国大使館 <http://www.th.emb-japan.go.jp/index.htm>

ASEAN 事務局 <http://www.aseansec.org/>

タイ国エネルギー省代替エネルギー開発と効率性局 <http://www.dede.go.th/dede/>

タイ国農業・協同組合省 <http://www.moac.go.th/>

タイ国農業・協同組合省農業経済局 <http://www.oae.go.th/>

タイ国商務省 <http://www.moc.go.th/>

タイ国商務省国内取引局 <http://www.dit.go.th/>

タイ国商務省貿易交渉局 <http://www.dtn.go.th/>

タイ国国家経済社会開発委員会 <http://www.nesdb.go.th/>

タイ国銀行 <http://www.bot.or.th/>

第2章 ベトナム - コメおよび農地に関する政策とその背景 -

岡江 恭史

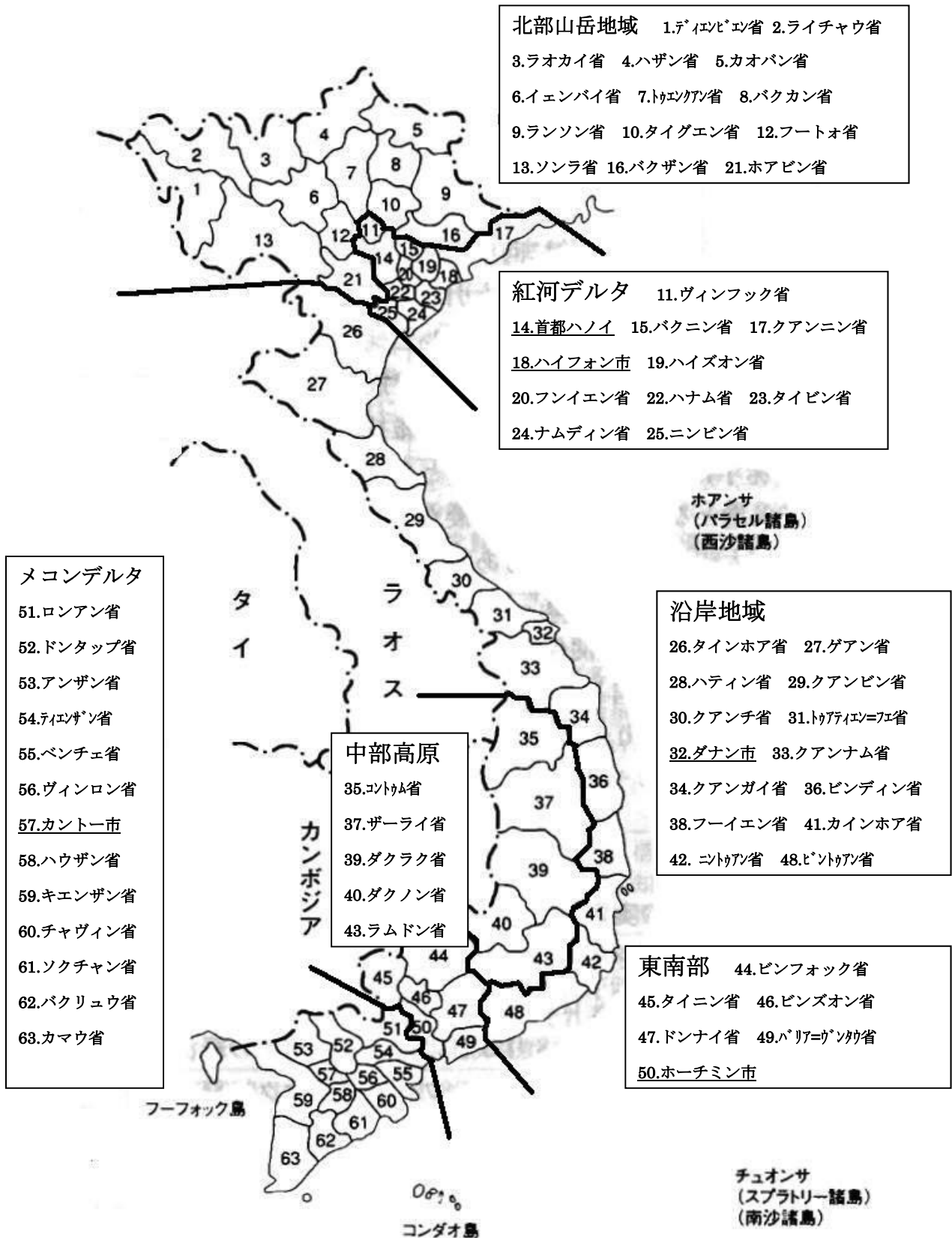
はじめに

ベトナムはかつて旧ソ連型中央計画経済体制下にあったが 1980 年代から経済自由化・対外開放政策（いわゆるドイモイ政策）を採用したことによってその後高い経済成長率を示し、2007 年 1 月には WTO（世界貿易機関）の 150 番目の加盟国となった。さらに 2018 年 3 月署名した TPP11 協定のメンバーでもある。農林水産分野では、コメの大輸出国であり 2012 年は過去最高の輸出量を達成して長年世界最大の輸出国であったタイを抜いた。今後とも世界市場において重要な位置を占めるものと思われる。

本論に入る前に、ベトナムの行政区分と自然環境を第 1 図に示す。ベトナムは大陸部東南アジア（インドシナ半島）の東端に位置し、南北 1,650km の細長い国土（東西の幅は最も狭いところで 50km もない）をしている。北に中国と、西にラオス・カンボジアと陸で国境を接する。また南シナ海（ベトナムでは Bien Dong（東海）と呼ぶ）をはさんでフィリピン・マレーシア等と向き合っている。ベトナムの国土面積は 330,967km²（日本全国から九州を除いた面積にほぼ相当）、人口は 91,713 千人（2015 年）である（TCTK online）。国土のほとんどが山地であり、平地は南北両デルタ（紅河・メコン）とそれを結ぶ南シナ海沿いの狭隘な小平野のみである。民族区分では人口の 8 割以上を占めるベト族⁽¹⁾が主に平地に居住し、少数民族が山地に多く居住している。

地方行政組織としては 63 の省及び省と同格の中央直轄市（首都ハノイ・ハイフォン市・ダナン市・ホーチミン市・カントー市）が存在する⁽²⁾が、複数の省をまとめて、「紅河デルタ（Dong bang song Hong）」「北部山岳地域（Trung du va mien nui phia Bac）」「沿岸地域（Bac Trung Bo va duyen hai mien Trung）」「中部高原（Tay Nguyen）」「東南部（Dong Nam Bo）」「メコンデルタ（Dong bang song Cuu Long）」という地域区分も用いられる。

紅河デルタはベトナム国家発祥の地であり、ベトナムの王朝はここを拠点に山岳地域や南部へ支配を広げて行った。人口密度は 994 人/km² とベトナムの中でも飛び抜けて高く、現在でも紅河デルタの農村から南部（特に中部高原やメコンデルタ）への移住が行われている。紅河デルタは、コメ・野菜・養豚などの主産地である。北部山岳地域は林地が約 6 割と多くの割合を占め、農地の割合は全国で最も少ない。また民族的にはタイ系の少数民族の居住地である。第二次世界大戦以来共産主義者を中心に抗仏運動を続けたベトミン（ベトナム独立同盟）の最も重要な根拠地であったのも、フランスによる植民地支配の終焉を決定づけたディエンビエンフー（第 1 図の 1.）の戦い（1954 年）が行われたのもこの地域であり、ベトナム社会主義共和国の国民統合にとって少数民族問題は極めて重要である。ちなみに 2001～11 年の 10 年間書記長（党のトップ）を務めたノン・ドゥック・マイン（Nong Duc



第1図 ベトナムの地域区分

資料：寺本・坂田（2009）のベトナム地図に筆者が加筆。

注。下線が省と同格の中央直轄市。

第1表 ベトナム各地域の面積と人口 (2015 年)

	全国	紅河 デルタ	北部山 岳地域	沿岸 地域	中部 高原	東南部	メコン デルタ
全面積 (km ²)	330,967	21,060	95,267	95,832	54,641	23,591	40,576
うち農地 (%)	34.8	37.6	22.2	23.1	44.4	58.0	64.3
林地(%)	45.1	23.3	56.9	60.0	45.8	21.3	6.1
人口 (千人)	91,713	20,926	11,804	19,658	5,608	16,128	17,590
人口密度 (人/km ²)	277	994	124	205	103	684	434

資料：TCTK(online).

Manh) は、この地方のバクカン省 (第1図の8.) 出身の少数民族 (タイ族) である。これも少数民族をベトナム国民として統合しようとする共産主義者の努力の現れとみることもできよう。南北両デルタを結ぶ沿岸地域は農地として利用可能な面積が南シナ海に面した地域に限られている。特に台風常襲地帯である沿岸地域北部は国内でも最貧困地帯である。北部山岳地域の少数民族が栽培しているたばこや沿岸地域の貧農が収入源としている砂糖は社会政策として輸入制限措置がとられてきたが、これらは WTO 加盟交渉の中で関税割当へと移行せざるをえなくなった (岡江 2010)。中部高原地域は元来少数民族の居住地であったが、特に南北統一後に人口過密な北部 (特に紅河デルタ) からの移民によってコーヒー等の生産地として開拓された。ベトナム最大の商業都市ホーチミン市 (旧南ベトナム首都サイゴン) 周辺の東南部は近年外国投資が盛んで工業やサービス業などが急速に発展しているが、農業分野でも近年コショウ栽培が盛んに行われている。メコンデルタは、コメ・水産養殖・果樹等の主産地である。

本章の構成は以下のとおりである。まず「1. ベトナム農村社会と市場経済移行の特徴」において、ベトナム農村社会の特徴を指摘し、それがベトナムにおける社会主義化と市場経済移行の背景になっていることを解説する。「2. 農業・農政の現状」において、近年の農業生産・政策の動向を主食のコメとその基盤となっている農地の問題を中心に報告する。最後に「3. 事例分析」において、筆者自身のハイズオン省の調査村における農業集団化・脱集団化・コメ生産・農地問題について紹介する。

1. ベトナム農村社会と市場経済移行の特徴

(1) ベトナム伝統村落の特徴

ベトナムでは社と呼ばれる村落の行政に関しては、朝廷から官吏が直接派遣されることなく、村民によって選出された組織が自治の担い手となっていた。村落有力者 (郷豪) 階層を代表する長老をメンバーとする耆目 (きもく) 会同が村落内の重要事項を決定する機関

であり、里長（村長）・副里・自警団長などの村役人たちが、耆目会同による決定を遂行し国家権力（具体的には地方官）との折衝役を務めた。国家は村落自治組織に対して、まったく関与しなかったわけではない。地方官には村落の役職者を譴責したり罷免したりする権限があった。他方において、職務を瑕疵なく遂行する里長等に対しては、国家が一定の下級の官職名や位階を荣誉として付与した。このような国家による統制の試みは、村落自治を根底から覆すほど強力なものではなかった。そもそも国家は特定の村落でだれがどの土地を所有しているのか、または兵役や人頭税の対象となる人々が誰と誰であるのか、その実態を正確に把握できなかったのも、物的資源（徴税）や人的資源（賦役、徴兵）の調達に村落に請け負わせる以外なかったのである。そして村落はその見返りに、国からの干渉の多くを免れることができた。村落自治を体現する「村の掟」は、「郷約」として成文化されるのが常であった（白石 2002）。この「郷約」には、祭礼に関する権利・義務や規制、集会・宴会への参加資格や席次など村内序列、村落内の諸組織や諸役職、婚姻・葬礼に関わる義務、盗み・火事などに対する自警、相互扶助、道路・橋・堤防などの修築、村民の生産活動、村内の秩序紊乱者の処分や紛争処理、功労者・科举合格者・高齢者の表彰、政府に対する義務、など多岐にわたる規定が記載されていた。郷約は村民が亭（村の集会所）に会して議定され、少なくとも形式的には村民全体の協議の結果のコンセンサスであることがその正当性の根拠となっていた（嶋尾 1992）。「王の法律は村の掟に譲る」という諺からも推察されるとおり、お上の制定する法規に無頓着な農民たちも、「村の掟」には従わざるを得なかった。郷約に従うべき村民の範囲が明確であると同時に地理的な村の範囲も明確であった。多くの村は境界を竹藪や土塀で囲んでおり、村の入り口には門があり夕方になると閉められた（グルー 1945）。

これに対して中国において中央集権的な行政システム（郡県制）が一応の完成を見せるのは、紀元前2世紀の前漢武帝期である。形式的には末端まで行政的に統一編成されていたが、末端行政単位の里は、旧来の邑（集落）もしくは邑内の居住集団を引き継ぐ相互に独立性をもった社会集団であった。その後後漢末の戦乱で集住と共同の単位であった里が崩壊し、さらに魏晉南北朝の軍事的混乱を経て、隋唐以降は居住関係とは別に戸数編成による行政編成が作られた。明代には、「人為的に作られた社会編成」という中国社会の特徴が一層顕著になる。例えば首都南京は、旧住民を雲南に放逐する一方、江浙4万5千余戸の強制移住と20万を超える軍人・官僚とその家族を集めることによって創出された。農村部においても大量の人民の強制移住（徙民（しみん））が実施され、とりわけ華北では広範囲に徙民が実施された⁽³⁾。専制国家権力は、農村内部にまで相互摘発を求め、強く社会に介入した。王朝権力が中央集権化の過程で地方の政治権力の排除を目指し、隋代には科举が導入され、郷里から官吏を推薦するシステムが完全に廃止された。一元的に中央から任用された官僚は土着社会から乖離しており、実際の末端行政は社会的に規制されない私的な請負によって担われた。また武士階級も徴兵も存在しないため、軍事も傭兵によって担われた。農村内でも組織的な労働交換制度が無かったため、農繁期の労働も市場を通じて購入された。封建領主がおらず財政も中央権力によって統一されていたこともあり、中国では広域的な流通や貨

幣経済が早くから形成されていた（足立 1998）。

このような村落共同体の不在と市場経済の浸透という中国農村の特徴は、20 世紀の日本人による実地調査によっても確認される。華北農村慣行調査（満鉄調査部・東亜研究所の共同事業）に参加した旗田巍の調査によると、河北省順義県沙井村の境界は、清代光緒年間に地方政府（県）がそれまで個々の農民が行っていた看青（作物の盗難を防ぐための監視）を協同で行わせるための「青苗会」を結成させ、その範囲に徴税を請け負わせたものに由来し歴史は浅い。農民側からの認識でも、個人の所有地については明確な境界意識をもっているが、村の土地という意識さえない。これは本村人だけが利益を受ける区域が存在せず、団体的支配区域をきめなくても生活が成り立ってきたからである。村の範囲が認識されないということは成員権（村民の資格）というものも厳格ではないということである。沙井村では、他村の人間でも村に移ってくればすぐに本村人として扱われ、財産・係累も資格要件ではなく、近所への挨拶まわりや祭礼への参加も要求されない。村廟の管理や村政を担う香頭でさえ、新参者でも希望すれば簡単になれる。廟の祭りへの出欠に家柄や村での居住年数は一切関係なく、出席は個人の自由意思によるが、貧乏人は金を出すのを惜しんで祭礼には加わらない（旗田 1973）。

このように、凝集力の強いベトナム村落に対して、中国村落はまとまりがなく、きわめて流動性が高く、個人主義的・実力主義的な人間関係が支配的だった。凝集力の強い村落といえば、アジアでは日本の村落が典型例としてあげられる。斎藤仁は他のアジア諸国と対比して日本には、領域内の構成員に対して一種の行政権・司法権を行使し、さらに独自の財政権と財産権をもつ自治村落が存在することを主張した（斎藤 1977）。なおベトナム紅河デルタと並んで東南アジアでは例外的に人口稠密な地域であるインドネシア・ジャワの農村では、それぞれの機能（行政権・財産権・司法権・警察権・宗教）を持った集まりの単位が存在するが、日本の自治村落のように種々の機能の及ぶ範囲が重複しているわけではない（水野 1998）。上記のようにベトナム村落は行政権・財政権・司法権・警察権を持つ公権力的存在であり、さらに信仰の上でも村ごとに守護神（城隍神）が存在している。また公田という村落共有田も存在し、現在でも行政の下請けの機能を果たしており、日本の自治村落との類似点は多い。

だが日本と大きく異なる点として第一に、国家権力との関係があげられる。ベトナムでは前述のように、国家は特定の村落の情報を正確に把握できていなかった。ベトナム村落が自立した 17～18 世紀は、戸籍の改訂が 50 年ごとにしか行われずその間税負担が不変であった（上田 2010）。このように、ベトナムの国家権力は事実上村落行政を放棄していた。なおベトナムの村落（社）の代表者である社長は公田の分給が始まった黎朝前期の 1483 年に設置され、儒生生徒あるいは良家子弟のなかから府県官によって選ばれた。18 世紀に国家権力が衰退するとともに、その選任は次第に村落共同体の自主性に委ねられるようになった。阮朝明命期の 1828 年にそれまでの慣行を公認して、村落内有力者層の共同推薦により里長を選ぶようになった。さらに阮朝後期には、ほとんどの該総（社の上部機関の長。正総とも）は里長の中から選任されるようになった（桜井 1987）。つまり農民達は通常社（村）内かそ

の上の総レベルぐらいまでしか接触することはない。これに対して、日本の近世村落では、人民は権力側に貢租や夫役の納入を行う反面、権力側も灌漑整備や技術普及などを行う（「御救」「撫民」）など双務的な関係を築いていた（大鎌 2012）。また、日本の封建社会に生きた農民は恒常的に市場と交換関係でつながりながっており、自治村落は内部を拘束するとともに対外的な交渉力を持つことで、市場経済へ対応する機能を有していた（斎藤 2009）。

また日本とのもう一つの大きな相違点として、親族集団が日本では「家」を基本単位としてその本支関係で構成されているのに対して、ベトナムでは個人を基本単位として父系血縁で構成されていること（末成 1998）があげられる。だが同じく父系血縁団体として知られる中国の「宗族」とベトナムの「ゾンホ」との間にも違いが見られる。中国の場合は、何十代前の共通の祖先を持つ距離的に離れた者同士でも、同一の宗族という関係網を資格として持っていて、面識のない者同士でも必要であれば協力する（王 1987）。これに対してベトナムのゾンホの場合は、せいぜい数代前くらいしかさかのぼらず、関係も村の外に出ることではない（末成 1998）⁽⁴⁾。またヒー・ヴァン・ルオンによると、村内婚による非父系親族（妻方・母方親族）の物理的距離の近さによって父系原理と非父系原理が共存するベトナム社会が形成され（Hy Van Luong 1989）、父系原理中心の中国漢人社会との違いを生んでいる。こういったところから、ベトナム人の組織原理は「場ありて、組織あり」（末成 1999）といわれ、実際に集まる機会がないと組織にならない。中根千枝は主に中国・インドとの対比で日本人の組織原理として「場の原理」を指摘した（中根 1967）が、この原理は閉鎖的なベトナム社会により一層当てはまる。

（2）社会主義化と村落再編

フランス支配からの独立運動はベトナムが植民地化された 19 世紀当時から存在したが、共産主義者が主導権を握った独立運動が展開されるのは、1924 年に中国の広州国民政府⁽⁵⁾に対してコミンテルン（ソ連の指導下に活動した共産主義の国際組織）が派遣した政治顧問団の一員としてホー・チ・ミン（Ho Chi Minh）が広州にやってきたことを契機とする。ホー・チ・ミンは東遊運動⁽⁶⁾の流れを汲むナショナリスト達を糾合して、1925 年にベトナム青年革命会を結成した。これが現在のベトナム共産党の起源である⁽⁷⁾（古田 1996）。

1945 年 9 月に成立を宣言したもののこの国からも承認されなかった北ベトナムの共産政権（ベトナム民主共和国）を 49 年に誕生した中国共産政権（中華人民共和国）が最初に承認し、また支援したが、そのことは北ベトナムの革命路線における「中国モデル」の導入を促すことになった。第一次インドシナ戦争を終結させ北ベトナムにおける共産政権を公認したジュネーヴ協定が成立した 1954 年以降、北ベトナムでは土地を地主から取り上げて貧農に分配する土地改革（Cai cach ruong dat）が本格的に実施された。ベトナム労働党⁽⁸⁾は、中央政府レベルではチュオン・チン（Truong Chinh）書記長を委員長とする中央土地改革委員会を設けてその実施にあたったが、各地方省の土地改革委員会には中国の顧問が招

かれ、中国の経験に学ぶという形で展開された。土地改革は1956年7月までには北ベトナムの平野部では基本的に完了したが、その過程で農村人口の5%は地主という中国の経験が機械的に導入されて、実際には中農までが「地主」と判定されて土地没収の対象となった。ドイモイ後の公式のベトナム共産党史では、この時期に行われた土地革命は「不必要」であったと総括している（古田1996）。

その後ベトナム農村では1958年から中国にならった初級農業生産合作社（hop tac xa san xuat nong nghiep bac thap, 以下「初級合作社」）が組織され、農業集団化が始まった（白石1993）。ソ連で始められた急速な重化学工業化は、農民に高い工業製品を売りつけて農産物を安く買い上げることによって農業余剰を国家が吸引すること（社会主義的原資蓄積）によって行われた。このような非等価交換は市場によっては行えないため、農村部では国家権力による強制的な農業集団化を行う一方、都市生活者には食糧などの生活必需品を低価格で供給する配給制度を整備した（ラヴィーニュ2001）。その他の社会主義国の多くもこのようなソ連型開発モデルにそった開発戦略をとり、ベトナムもそれを目指したが、ベトナム戦争のために人的資本を使い果して工業化は不十分なままだった。また冷戦構造の一環としてのベトナム戦争を戦っていたために東側諸国から莫大な援助が与えられ、自国で工業化する必要も薄かった。この時代の経済体制を知るために、農業集団化と配給制について以下に解説する。

農業集団化については、1959年4月の第16回ベトナム労働党中央会議によって合作社の高級化が決定された。この後、初級合作社の多くが高級合作社（hop tac xa san xuat nong nghiep bac cao）に移行した。初級合作社は集落単位に生産労働を集団化したが、土地は各農民が所有していた。高級合作社は初級合作社よりさらに集団化を進めたもので、土地の共有化が行われ、一合作社の管轄範囲も集落から自然村へと広がった。各農民は合作社の下部組織である生産隊（Doi san xuat）に所属した。生産隊は合作社から生産量・労働点数・生産費の3項目について経営を請け負い（三請負制）、所属の農民との間に作業契約を結んだ。各農民は作業ごとの労働点数に応じて報酬を受けることになっていた。1960年末には北部での合作社化が完了し、40,422の合作社が誕生した。その結果農業生産性は低下したが、第一次5カ年計画（1961～65年）において農業集団化がさらに強力に推進され、1961年には高級合作社の数が8,403（全合作社の33.8%）だったのが、1967年には18,560（全合作社の76.7%）になった（Nguyen Sinh Cuc 1995）。農業生産の面でマイナスであり工業化する必要も薄かったにもかかわらず1960年代に無理に農業集団化が強行されたのは、ベトナム戦争のために戦場へ兵士を抛出し銃後の家族の生活を保障するための装置として合作社が必要とされたこともある。また農民の側からみても、生産のインセンティブを欠く集団農業生産は、「戦争に勝つ」という社会的合意が存在し戦時体制の負担は皆が公平に分ち合うべきだという考えが共有される中では合理的なものであった（古田2009）。北ベトナムでは1965年時点ですでに全農家の90.1%が農業合作社に参加していた（うち初級25.1%、高級合作社65.0%）が、これが75年には95.6%（初級2.5%、高級93.1%）にまで達し、ほとんどの農家が集団化（しかも高級合作社化）した（白石1993）。

前述のように北ベトナムでは「中国モデル」に沿った土地改革・農業集団化によって、国家主導による大がかりな村落再編が行われた。このことによってベトナム共産政権はベトナム史上初めて個々の農民の生産活動まで関与することになった。しかし、中越の農業集団化はまったく同じだったわけではない。中国では合作社のあとにさらに人民公社が結成された。人民公社は政治組織であるとともに農業生産組織でもあり（政社合一）、共同食堂のように個々人の生活まで管理することになった。中国の専制国家権力が目指してきた「人為的な社会編成」が極限まで遂行されたのである。これに対してベトナムの場合は農業集団化は合作社までで、人民公社は結成されなかった。合作社は後に大型化して社（行政村）の範囲と同じになるが、あくまで社とは別の組織であった。ベトナム共産政権は、村落自治の伝統を持つ農民社会のプライベートな空間を完全には制圧できなかった。集団農業体制下でも農民の宅地は個人所有地（自留地）とされ、農民達は合作社が管理する公式の集団農業ではできるだけ手を抜き、自留地内の畑で育てた作物を闇市場に販売して生計を立てていた。この自留地は土地の5%以内という規定であったが、非公式に7~20%まで配分されていたという。農家収入に占める自留地の割合も、北ベトナムでは農業集団化が強行された1967年においても54%を占め、後述のようにベトナム経済が崩壊状態だった1970年代半ばには60%を越えていたと推測される。同時代の中国農村（1978年）ではインフォーマル経済の割合は27%だったと推測されている（Kerkvliet and Selden 1999）。

ベトナムでは配給制度はバオカップ（bao cap）と呼ばれ、ベトナムにおける社会主義経済建設事業の根幹をなすものであった。農民は農業税に加えて、上記の農業合作社を通じて安価に農産物を譲り渡し（強制買い上げ）、その対価として農業生産に必要な投入材（肥料、農機具、セメント、ガソリン、等）や生活必需品の供給を受けた。国家・党幹部、公務員、軍人、国営企業労働者、そしてこれらの職業に就いていた年金生活者には、国家から配給切符が支給された。配給対象は開始当初（1955年）にはコメと布だけであったが、65年には26品目にまで拡大し、ほとんど生活に必要なものすべてが配給対象となった。しかしベトナムでは工業生産が不振であったため農民に必要な物資を供給できず、農民は国家に対する食糧売却に消極的になるという問題があった（中臣 2002）。このようなバオカップ制度に内在する矛盾は、ベトナム戦争後に東側諸国からの援助が落ち込み、また「戦争に勝つ」という社会的合意がなくなるにつれて、深刻化することになる（古田 2009）。

（3）市場経済移行の過程とドイモイ政策⁽⁹⁾

ベトナム戦争は1975年に北ベトナムが南ベトナムを占領・吸収するという形で終結し、翌76年に統一ベトナム（ベトナム社会主義共和国）が発足した。1976年末に開催されたベトナム共産党第4回大会（当大会でベトナム労働党から改称）では、引き続き重工業中心のソ連型開発モデルに沿った開発戦略が決定され、北部で行われていた統制経済・集団農業生産体制を南部にも強いた。その結果、農民が合作社やその前段階の生産集団（Tap doan san xuat）に加入する前に自らの農機具や水牛を売り、果樹を切り倒し土地を捨てる事例が相次

いだ (Nguyen Sinh Cuc 1995)。また価格面においても北部と同様に政府の買い上げ価格を適用したが、その価格が低すぎたため農民が農産物を政府に売らずに闇市場（自由市場）に売ったため、1970年代末には南部最大の都市ホーチミン市（旧南ベトナム首都サイゴン市。第1図の50）の市民は飢餓状態になった。このような経済的窮状を打開するために南部各地方省政府は中央政府の命令に反して指令価格（政府の公定買い上げ価格）より高値での買い上げを行った。1979年にはホーチミン市における共産党トップ（党書記）であったヴォー・ヴァン・キエット（Vo Van Kiet）⁽¹⁰⁾が、食糧公社に命じて穀倉地帯のメコンデルタにおいて市場価格に近い価格でコメを買い付けさせ、すでに農民から市場価格に近い非公認価格でコメの買い上げをしていたアンザン省（第1図の53）政府等がこれに応じた。これらの地方政府の非公式の実験が、農民・市民の生活改善、生産増加、国家への納入増加といった成果を示したため、中央も1979年8月にベトナム共産党第4期第6回中央委員会総会が第6回決議を出し、計画外の市場（自由市場）を承認するようになった（トラン2010）。この改革は「新経済政策（Chinh sach kinh te moi）」と呼ばれたことからわかるようにレーニンのネップ⁽¹¹⁾にならって、経済的危機を脱するための一時的なものであったが、これが後のドイモイにつながる経済改革の第一歩であった（三尾1988）。

上記のように自由市場の公認とは南部における「地方の実験」を中央が追認したことであった。北部でも同様に「地方の実験」が行われていた。いくつかの地域では、農民個人に土地を貸し与え合作社に対してあらかじめ契約した以上の収穫物が農民の所有となる農産物請負方式が、中央・地方政府の承認を得ずに実施されていた。北部第二の都市で国際貿易港を持つハイフォン中央直轄市（第1図の18）は、このような非公認請負が1970年代初頭から行われていた地方であった。1980年6月27日にはハイフォン市人民委員会常務委員会が24号決議を出し、市全体で生産請負制を採用することを決定した。地方とはいえ公的機関が生産請負制を決定したのはこれが初めてである。このハイフォン市の実験は次第に中央の高級幹部にも理解が広がり、ついに1981年1月の「農業合作社における請負活動の改善と『労働者グループと労働者に対する生産請負』の拡大に関する共産党中央書記局100号指示」（DCSVN 1981）によって生産請負制が中央レベルで正式に認められた。この100号指示が推奨している生産請負制は、稲作の場合は請け負った農民個人にまかせる作業は、田植え・日常の世話・収穫などの「手工業的な方法」でおこなわれている作業で、苗代づくりと田おこし、水利、苗、化学肥料の管理と分配、病虫害駆除・発生予察などは合作社の指導のもと集団労働でやる方が望ましいとしている。100号指示はあくまで合作社の計画の範囲内で一部作業を農家世帯に請け負わせており集団農業体制には変更がないとして改革反対派を押さえ込んで出されたものだった。

フランスおよびアメリカ「帝国主義」から祖国を「解放」したことを統治の正統性としているベトナム共産党にとって、資本主義への転向と批判されうる統制経済体制の改革には、理論武装が必要であった。1982年の第5回ベトナム共産党大会において、「半封建的植民地社会」から解放されたばかりのベトナムは「農業的・小規模生産の社会」であり、資本主義を経過せず直接に社会主義社会を建設すべきだが、そこに至るまでの「過渡期」の前期にお

いては食料品・消費財・輸出品の増加を目的とする発展戦略を取るのが適切である、と主張された。消費財の一部と輸出品の大部分の原材料は農産品であり、そのために農業の発展を最重要課題としたのである(トラン 2003)。

1985 年 6 月の第 5 期第 8 回中央委員会総会は配給 (バオカップ) 制度の廃止という面で画期的であったが、このことがベトナム経済を混乱に陥れることになった。バオカップ制度では国家が農民に供与する投入財と農民が生産する農産物が市場を介さずに交換されていた。配給制度が廃止された結果、国営企業も国家の指示ではなくコスト計算に基づき価格決定を行うようになるが、コスト削減努力のないまま大幅に上昇した労賃をコストに含めたため、製品の大幅な値上がりにつながった。これは当然農民に供与される投入財の値上がり、さらには食糧の販売価格の上昇もつながった。なおベトナム戦争中は東側諸国からの援助によって財政赤字を埋め合わせていたが、戦争が終了してそれもできなくなったため財政赤字を貨幣の増刷によって埋め合わせた。さらに 85 年 9 月には物価上昇による通貨不足を補うため旧 10 ドンを新 1 ドンに交換する通貨改革 (デノミ) を行ったが、政府が十分な新通貨を用意できなかったため、ドンに対する信認がさらに喪失した。このような複合的な要素から、物価上昇のサイクルが急激なスピードで起こり、ハイパーインフレーションを招いた。中臣は、1985 年改革は直接的には経済の破綻をもたらしたが、単一市場・単一価格の形成を促すことになり、ベトナムの市場経済移行においてきわめて重要な過程であったとみている (中臣 2002)。

1986 年の第 6 回党大会は以下の点で画期的であった。第一に、社会主義への過渡期が「比較的長期の歴史的時期」であると確定された。第二に、従来の統制経済システムを抜本的に変革する姿勢を明示し、社会主義セクター内であっても、市場原理を基軸とする生産単位ごとの独立経営方式へと転換されることとなった。第三に、長期にわたって非社会主義セクターの存続を認め、それらを積極的に活用することが明示された。これらの政策はドイモイ (Doi moi) 政策と呼ばれ今日までの市場経済化路線を決定づけたといわれる。ドイモイ政策は新経済政策の延長線上にあるものだが、新経済政策が当座の経済的危機を脱するための一時的なものであったのに対し、ドイモイはそれを長期的に継続しさらに深めることになったのである。88 年 4 月には「農業経済管理におけるドイモイに関する共産党政治局 10 号決議」(DCSVN 1988) によって、集団農業生産は事実上終焉を迎えた。各農家世帯は 81 年の 100 号指示で生産単位として公認されていたものの、この時点では合作社の管理が残り国家による買い付けもあった。これに対して 10 号決議は、農家は税金と合作社基金 (組合費) を支払ったのちには、請負地からの生産物に関しては自由に処分する権利を与えられた。これが農家の生産インセンティブを刺激⁽¹²⁾し、改革前には恒常的なコメ輸入国だったのが翌年からはコメの輸出国に転じた。7 月には、非国営部門 (集団経済、公私合営経済、私営経済、家族副業経済) の管理に関する政治局 60 号決議によって、国家による規制を緩和し、大幅な経営自主権を認めた (白石 1993)。

1989 年には、当時もっとも大きな問題であったハイパーインフレーションの解決のため、ショック療法的な一連の政策が取られた。具体的には、①預金金利をインフレ率以上に上げ

て実質金利を正の水準に保つ、②国営企業の赤字補填政策の中止、財政赤字の貨幣増刷による埋め合わせ中止、③配給制度の完全な廃止、④為替レートを調整して闇レートと公定レートを同水準にする、の四つの政策が講じられた。これらの大胆な政策でインフレは 1989～91 年に沈静化し、92 年からは完全に克服された（トラン 2010）。ノートンはこの価格全面自由化政策を「小さなビッグバン」（“small bang”）と呼び、ベトナムの市場経済移行の特徴としてハイパーインフレーションの克服がその発端であり、改革によってインフレが沈静化したことをあげた。これに対して中国では改革によって権限の委譲された地方において投資ブームが起きたため、逆に改革後にインフレ気味になり、その後は拡大と引き締めのサイクルが繰り返すことになったと指摘した（Naughton 1996）。

そしてインフレが沈静化する中で開催された第7回ベトナム共産党大会（91 年）ではさらにドイモイ路線を推し進め、私有制を含む多様な所有形態が積極的に認められるようになった。そして 92 年に採択された新しい憲法でも、多様な所有制を含めたドイモイ政策の実施が盛り込まれた（トラン 2003）。農業面では、1993 年の土地法改正によって、土地の使用権を交換・譲渡・賃貸・相続・抵当する権利が農家個人世帯に新たに与えられた（QHVN 1993）。このように農業経営の決定権が農業合作社から徐々に農家個人世帯へ委譲され農業生産における合作社の役割は著しく縮小し、その多くが解体することになった。その総数は、1990 年代前半には 85 年頃の半分以上に激減することになった（トラン 2010）。ベトナム政府は、ソ連型集団農場モデルに代わる新しい位置づけを合作社に求めるようになり、それが 1996 年の合作社法制定につながった。同法によって、合作社はかつての集団農業生産の執行機関から市場経済下の協同組合へとその法的位置づけが根本的に転換した（QHVN 1996）。

1980 年代から始めた一連の大胆な経済改革によって経済を安定させ高度成長を持続的にもたらしたベトナムを移行経済の成功例として評価した世界銀行の世界開発報告（World Bank 1996）が公表されたのが 1996 年である。上記報告書が公表された正にその年に開かれた第8回党大会で採択された「1996～2000 年経済開発戦略」では、2020 年までの工業国入りという具体的な目標を示して工業化を一層推進するとともに、農林水産業に対して政府予算からの重点的な投資が行われることが決定した。また農村地域に近代工業を振興させるとともに、交通・通信・医療・住宅等のインフラ整備も進めることを決定した。またこれまで重点的な経済開発地域に選ばれなかった地方都市においても中小規模の工業団地の建設を推進することが決定した。このことがベトナムが急速な工業化をとげたにも関わらず安定的な農村人口を維持している要因の一つになっている。当大会で採択された方針に関して竹内は、「①さらなる高度成長への志向」「②雇用促進と各地域の均等開発」という二つの特徴が現れていると指摘している（竹内 1997）。竹内の指摘する①とは「市場経済化・対外開放」であり、②は「社会的公正の実現」であると言い換えることもできよう。②にあたる政策として、1995 年には政府（労働・傷病兵・社会省が中心）が作成する貧困ラインに該当する世帯への低利・無担保融資を手がける貧民銀行（Ngan Hang Phuc vu Nguoi ngheo）が設立された（Okae 2009）。これに加えて少数民族・山岳地域委員会（省と同格の政府組織）を主管とする新たな貧困対策プログラムが 98 年 7 月 31 日付首相決定第 135 号（CPVN 1998）

によって始められた。このいわゆるプログラム 135 号は対策を要する地域を社（行政村）レベルまで指定（その多くが山岳少数民族地域）し、当該地区における土地無し農民に未開墾地を優先的に分配したり国有地に優先的に契約できる権利を与えるなど、より直接的な支援を行うことになっている。

2001 年の第 9 回党大会では、この二つの実現をめざすドイモイ政策について「社会主義志向の市場経済」という新たな文言で説明するようになった。当大会において採択された「2001～2010 年の経済・社会発展戦略」においては、アセアン（1995 年加盟）・米越通商協定（2000 年調印）に続く目標として WTO 加盟を掲げる（藤田 2006）とともに、貧困削減、社会保障拡充、山岳地域における医療施設整備などの社会政策の強化も同時に打ち出している（石田 2002）。WTO 加盟に際しては貿易制度の改変や輸入関税の引き下げ等、既存加盟国からの要求に基づいて吞まざるを得なかったものも多かった。そのような厳しい条件下であったにもかかわらず、ベトナムは重要な品目に関してはできるかぎり防衛の努力を行った。特に国内の条件不利地域で栽培されている砂糖などの品目では、関税割当により輸入の歯止めをかけることができた。またベトナムの代表的な輸出品であるとともに主食でもあるコメに関しては、食糧安全保障を理由として高額な輸入関税を課することに成功した（岡江 2010）。

（4）ベトナムの市場経済移行の特徴とその背景

まずベトナムの市場経済移行の第一の特徴として、ショック療法的改革を実施したにもかかわらず共産党支配を維持してきたことである。（旧）社会主義国の市場経済移行について、ショック療法（shock therapy）と漸進主義（gradualism）という二つの移行戦略に関する議論がある。ショック療法とは新古典派経済学に則った市場原理主義的な急激な体制移行戦略であり、一般には東独、ポーランド、ブルガリア、ルーマニア、チェコスロバキア、ロシア、モンゴルが導入を行った代表的な国であるとされる。IMF や世界銀行が途上国や旧社会主義国に推し進めたこの移行戦略は、これらの機関の所在地から一般に「ワシントン・コンセンサス」と呼ばれている。具体的には、①財政規律強化②公共支出に優先順位をつけて厳選③租税改革④金融の自由化⑤為替レート的一本化⑥貿易の自由化⑦海外直接投資の参入障壁撤廃⑧国営企業の民営化⑨経済活動の規制緩和⑩所有権の確保の 10 項目(Williamson 1994)における全面的な改革によって価格メカニズムを機能させる戦略である。これに対して徐々に市場経済化を進める漸進主義を採用した代表的な国は中国である。ショック療法採用国は、その後ほぼ一様にマイナス成長（特にロシアでは政治混乱も）に悩まされたのに対して、漸進主義を採用した中国は経済の安定と経済成長を両立した(中兼 2010)。前述したように、ベトナムでは 1985 年の配給制度廃止と通貨改革によってハイパーインフレーションを引き起こし経済は破綻状態に陥ったが、1989 年のショック療法的な一連の改革によって、ハイパーインフレーションの克服、単一市場・単一通貨の形成、その後の持続的な経済成長を成功させた。このような激しい経済変動にもかかわらず、共産党支配体制を維持し続

けている。その理由として考えられるのは、そもそも改革が「地方の実験」として始まったものを中央がそれを追認するというかたちで行われたことである。そのため改革の方向性は人々が求めていたものであり、その実施には支持があった。またベトナムでは社会主義的工業化が本格化されていなかったために、農業・農村人口が工業・都市人口より圧倒的に多く、工業分野においても国家が包摂する度合いが低かった。工業発展をとげたその他の社会主義国では、生産性向上に努力しなくても解雇されるおそれのない国営企業労働者が多くおり、彼らは市場経済化や独立採算制の導入による労働規律引き締めと雇用合理化（失業の可能性）には激しく抵抗する（塩川 2010）。ベトナムにはこのような抵抗勢力の数が少なかったのである。またベトナム共産党内でも抵抗勢力は少なかった。多くの社会主義国ではその前の資本主義体制を共産主義者が転覆して成立した。よって市場経済の導入は共産党統治の正当性を失わせる。これに対してベトナム共産政権の指導者たちの多くは、まずフランス植民地からの独立をめざす運動を始め、その目的を達成するために共産主義革命運動に身を投じた。改革初期の 1980 年に制定された憲法（三宅 1983）の前文で「フランス植民地主義」「アメリカ帝国主義」「中国覇権主義」⁽¹³⁾の侵略から祖国を防衛したことをベトナム共産党の功績として高らかに歌い上げているように、共産党統治の正当性は社会主義経済体制よりも民族独立にあった。

ベトナムの市場経済移行のもう一つの特徴は、「生産手段の私有制と市場メカニズムによる経済運営を認める一方で、政府の管理と介入によって社会的な公正を追求する政策」を採っていることである。このような政策は一般に社会民主主義と呼ばれ政治的多元主義が原則であるが、ベトナムは共産党一党支配を維持しながらこのような政策を採っているのが大きな特徴である。ゴルバチョフはレーニン主義に帰るという名目で、企業の独立採算制の導入、価格形成や金融・信用のメカニズムの改革を行おうとし（ゴルバチョフ 1987）、後期には事実上社会民主主義化路線になっていた（ブラウン 2008）。しかし政治的な民主化も同時に行ったため、この社民路線は保守派からは「社会主義への裏切り」、急進改革派からは「まだ社会主義にこだわっている」と批判され、政治的分極化を一層強め、経済改革を成功させる前に共産党支配体制が崩壊してしまった（塩川 2010）。ベトナムも「レーニンのネップ（新経済政策）」を名目にして市場経済移行を始め、時期的にもペレストロイカと重なっている。ベトナム共産党指導部はペレストロイカの「失敗」を参考にして、経済改革に関しては「ショック療法」的な政策は導入しても政治改革は「漸進主義」的であった。

このようにベトナムの市場経済移行の特徴として、ショック療法的改革を経験したにもかかわらず共産党体制を維持していること、市場経済化と社会的公正の両立を図っていることがあげられる。その背景として（1）で指摘した相互扶助的な村落慣行の残るベトナムの伝統社会の存在があるのではないか。これに対して中国では、村落はまとまりに欠け社会の流動性が高く人々の行動を縛る規範や団体の力が弱いので、先に豊かになれる人・地域から発展する「先富論」が受け入れられたのではないか。

2. 農業・農政の現状

(1) コメ生産とその政策

1) コメの生産の概要

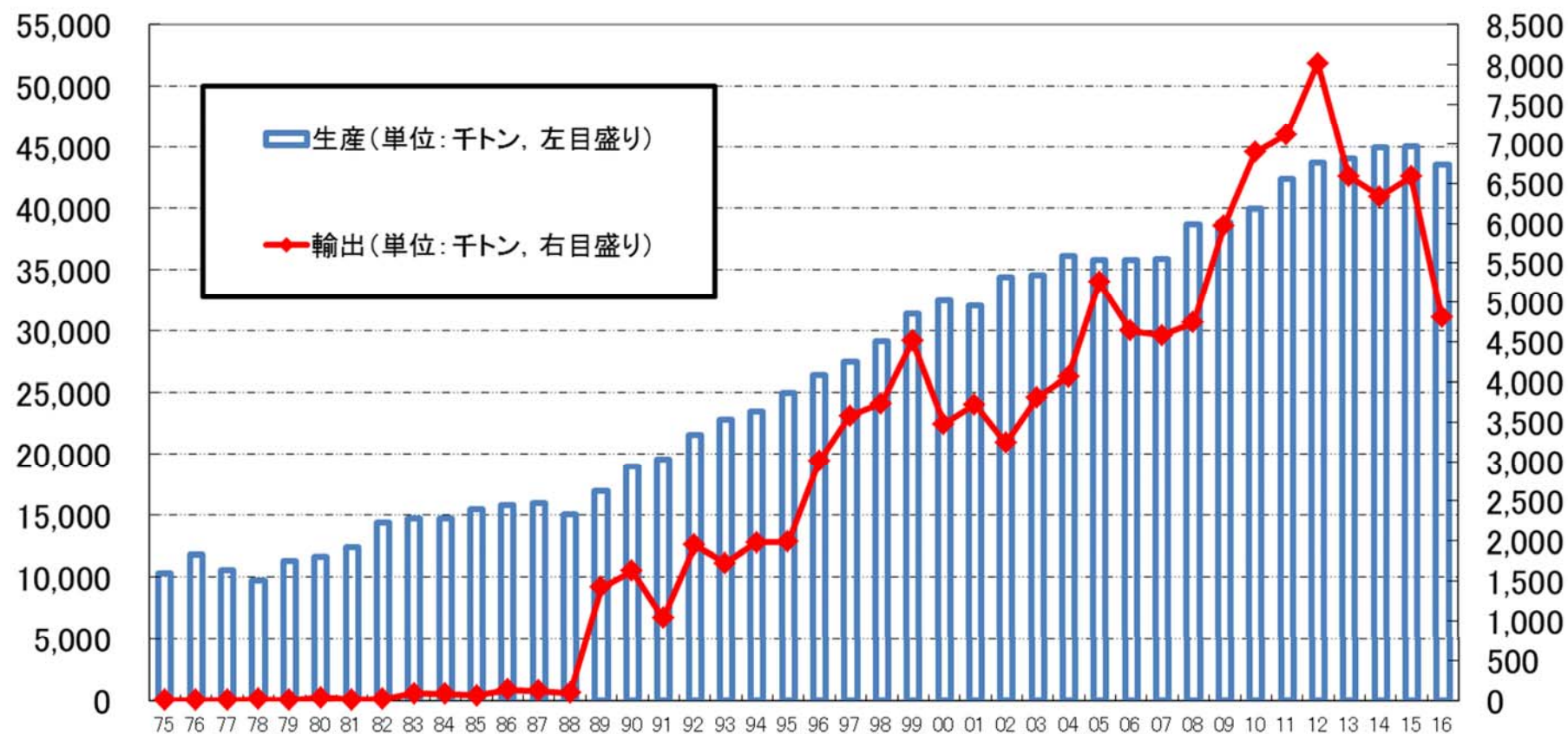
現在ベトナム農家のおよそ8割がコメ生産に携わっている (Nguyen Ngoc Que 2009)。またベトナム人一人あたりの年間コメ消費量 (精米換算) は 145kg であり、これは日本人のおよそ 2.4 倍にあたる (FAO online)。このようにコメはベトナムにとって最も重要な作物である。コメの生産は、主に北部の紅河デルタ (2015 年の生産量の 14.9%) と南部のメコンデルタ (56.8%) で行われている (TCTK online)。両デルタ以外のベトナムの各地域 (第1図参照) では、コメは常にぎりぎり自給できるかもしくは不足の状態にある (Nguyen Ngoc Que 2009)。北部ではおおむね2期作、南部では3期作でコメが栽培されている。

第2図にベトナム戦争終了 (1975 年) の後のコメの生産と輸出をグラフ化した。集団農業生産体制を終わらせた 1988 年 10 号決議の翌年 (89 年) 以降、右肩上がりで生産が伸び、本格的な輸出もこの年から始まっている。2012 年には過去最高の輸出量を達成して、長年世界最大の輸出国であったタイを抜いた。しかしこれはもっぱらタイがコメの担保融資制度によって米価を高騰させたことによるものである。2013 年にタイの輸出米価が下がると、ベトナムのコメ輸出量は激減し、その後も低迷したままである。

第3図は 2000~16 年における 5 大コメ輸出国 (タイ・ベトナム・インド・パキスタン・アメリカ) のコメ生産に占める輸出の割合 (%) を図示したものである。ベトナムの割合は世界第二の人口大国であるインドに次いで低く、2007 年までは国内生産の 2 割程度しか輸出できていない。国際米価が高騰した 2008 年以降は輸出量の増加に伴って割合も大きくなり、最高で 28% (2011 年) まで上昇したが、それでもインド以外のすべての国よりも割合が低い。その後割合は低下し、2015 年には 18% と 2007 年の割合 (19%) より低くなった。

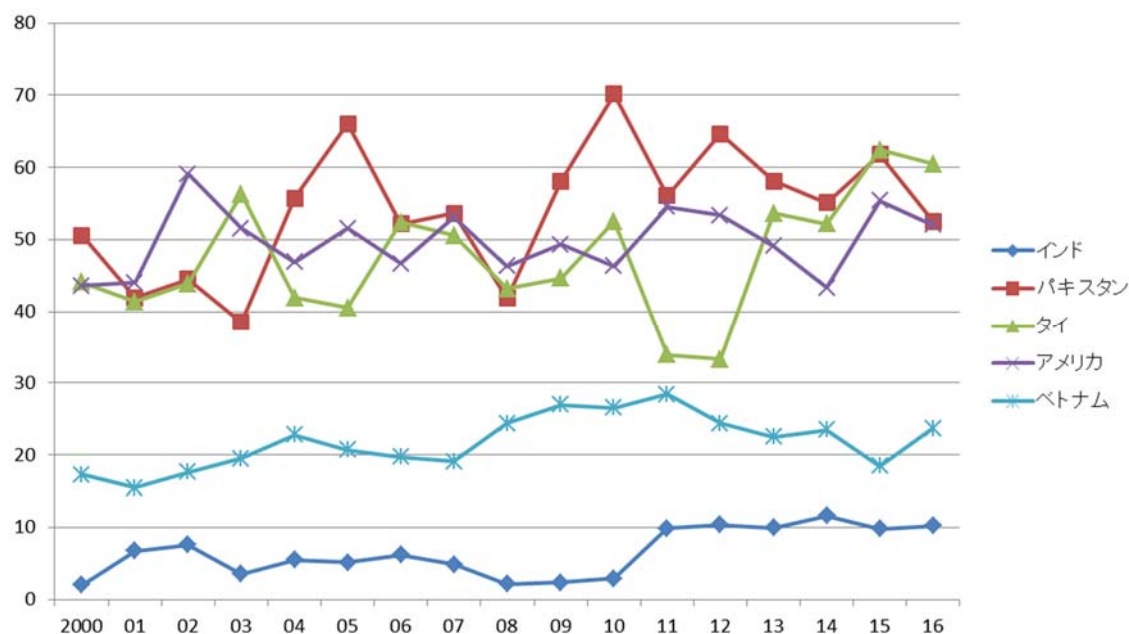
第4図は同じく 5 大コメ輸出国の 2000~13 年におけるコメ輸出価格 (米ドル/t) を図示したものである。コメの国際指標価格となっているタイ米はほぼ中間の価格である。輸出量ではベトナムに抜かれて久しいアメリカ米は常に高価格で取引されている。またインドは輸出規制を行った 2008 年以降急騰しているが、近年は落ち着いている。ベトナム米に関しては常に安価で取引されている。この間 2002 年と 2008 年だけはタイ米価格に接近したが、これは世界的に米価が高騰して需給が逼迫したことによる一時的な高騰にすぎない。2009 年以降は再び引き離されている。後述のように 2000 年から海外市場への販売を前提にした農林水産物の高品質化をめざす政策が展開されたが、成果は上がっていない。

ベトナム国内のコメ流通の特徴として、生産から消費 (輸出) まで多くの流通経路が存在し、その度に流通マージンが発生している。特に精米加工が半加工 (粳を玄米に) と仕上げ加工 (玄米を白米に) に分断されているのが問題である (小沢 2004) (坂田 2003)。そのことが精米技術への投資を妨げる要因となっている。そのため流通過程で 13% ものコメが失われているといわれている (Nguyen Ngoc Que 2009)。ベトナムのコメ輸出制度は 1990



第2図 ベトナム戦争以降のコメの生産と輸出

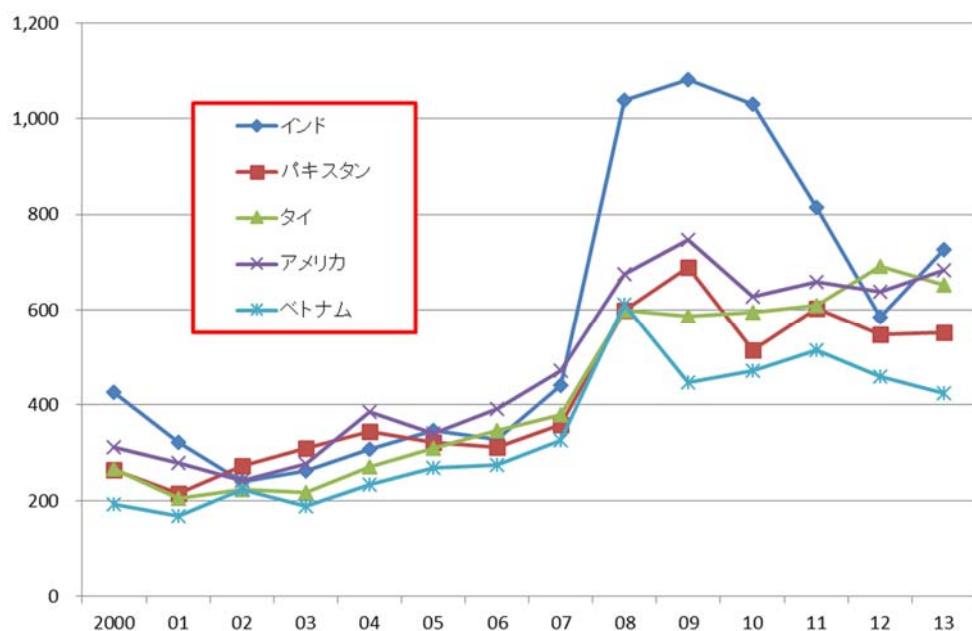
資料：1999年まではTCTK(2000)，2000年以降はTCTK(online)(2005)(2008)。



第3図 5大コメ輸出国のコメ輸出割合 (%)

単位：(精米輸出量／精米換算生産量) * 100.

資料：USDA(online).



第4図 5大コメ輸出国のコメ輸出価格

単位：精米輸出金額 (米ドル) / 輸出量 (トン).

資料：FAO(online) .

年代から輸出割当制度を維持しつつ徐々に規制緩和が図られた。現在の規定では、政府間契約の輸出米のうち 20%は契約事務を行った業者自身が輸出するが、残り 80%はコメ輸出業者の業界団体であるベトナム食糧協会が参加業者に割り当てることになっている（後述 109 号議定の第 16 条）。食糧協会は 1989 年に食糧貿易を行う業者が相互扶助を目的として自主的に設立したことになっている団体であるが、実際には政策を代行（市場動向把握、業者監督など）する准政府機関である。このような国内流通における非効率性と輸出業務における規制によって、ベトナムでは高級米の生産・輸出の効率化を促す市場原理が働きにくく、国際市場での評価は低いままである（第 4 図参照）。

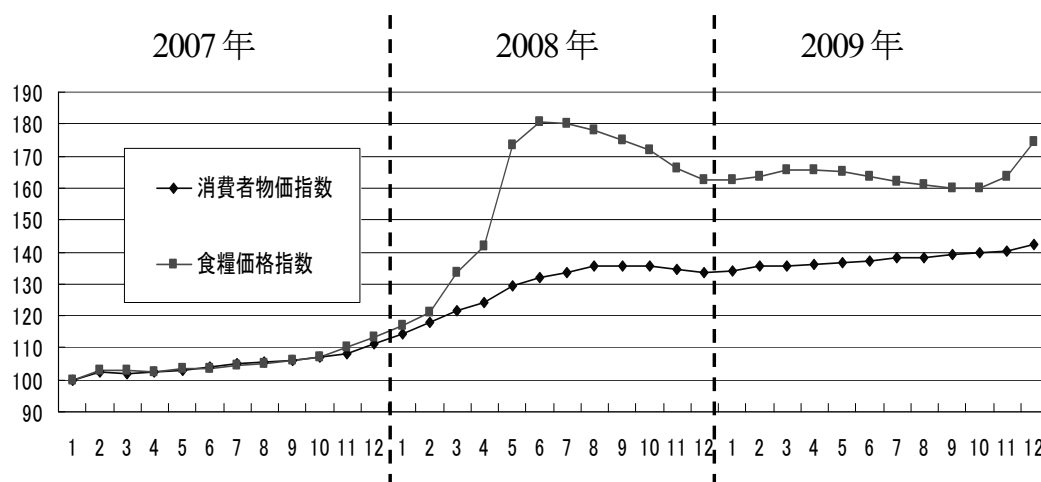
2) 2007 年末からの国際米価高騰とその対応

第 5 図は、2007～09 年におけるベトナム国内の消費者物価指数と食糧価格指数の上昇を、2007 年 1 月を 100 として示したグラフである。2007 年 10 月頃から消費者物価指数も食糧価格指数も上昇し始め、2009 年 12 月には消費者物価指数および食糧価格指数が 2007 年 1 月からそれぞれ 42%増・75%増となっている。食糧価格と物価全体の相関が強いのは、コメが国民の圧倒的な主食であるからである。さらにコメが重要な輸出産品であるにもかかわらず、流通は零細な個人経営に担われ在庫調整によるリスクへの対処ができないという事情のために、国際価格と国内米価とが密接にリンクしている。第 6 図は国際価格（タイ輸出米価格）とベトナムの輸出米価格・国内米価の 2007 後半～09 年における変動をグラフ化したものである。新輸出契約の停止が発表される 2008 年 3 月までの間は 3 者がともに上昇傾向にあり、強い相関関係にあることがわかる。2008 年 3 月の輸出規制によって、以降は国内米価と物価全体の上昇が抑えられた反面、ベトナムの輸出米価格が急上昇し、コメの国際指標価格となっているタイ米の上昇につながった。

世界食料危機の混乱を踏まえて、2008 年 7 月に開催された第 10 期ベトナム共産党中央執行委員会第 7 回総会において農業問題が議論され、さらに政府の今後の食糧政策の方針として 2009 年 12 月 23 日に「国家食糧安全保障に関する政府決議 63 号」（CPVN 2009）が公布された。さらに同決議の方針を執行するために政府議定 109 号（CPVN 2010）が 2010 年 11 月 4 日に公布（施行は 2011 年 1 月 1 日）された。

3) 新コメ政策の概要

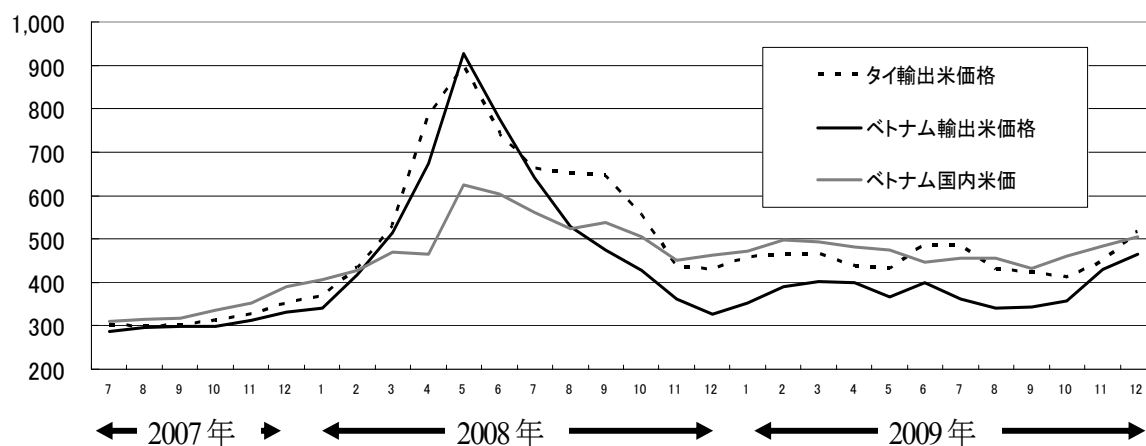
前述のようにコメはベトナムにとって重要な輸出産品であるとともに国民の主食でもある。2008 年の米価高騰期に国内物価が高騰し、国民全体の生活を守るために輸出規制を行い、農業生産者の利益を犠牲にすることになった。その後 63 号決議および 109 号議定によって「水田面積の維持」「輸出業者の選別」「価格支持策」という新しい政策が導入された。これらの新政策は、①生産維持・流通効率化とともに在庫を確保して物価の安定をさせる、②生産農家の利益を確保する、という二つの目標があると考えられる。以下、これら政策について詳しく紹介する。



第5図 2007～09年におけるベトナム国内の物価上昇

資料：TCTK(online).

注. 2007年1月を基準(100)とする指数.



第6図 2007～09年におけるタイ輸出米価格
・ベトナム輸出米価格・ベトナム国内米価 (米ドル/トン)

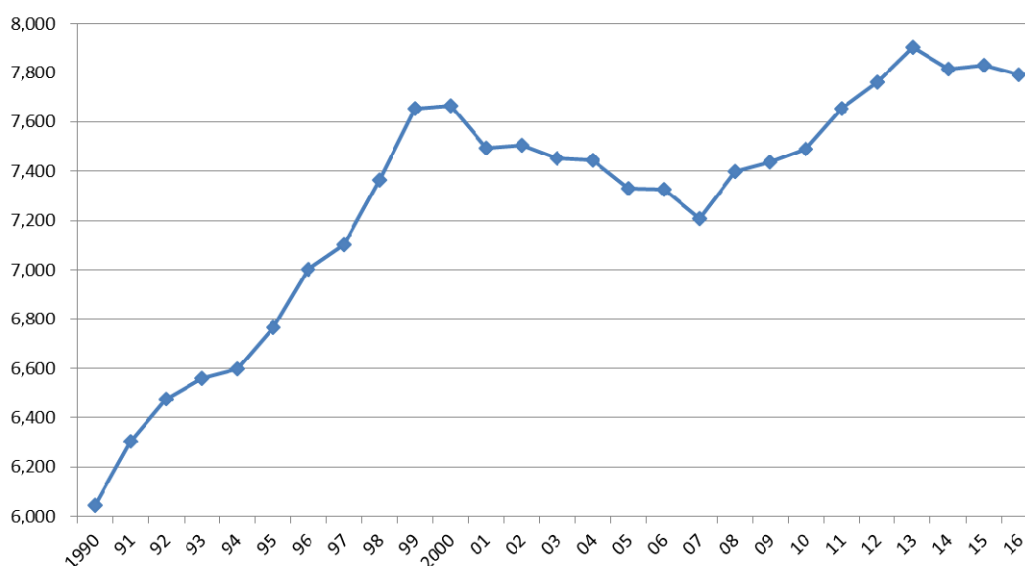
資料：CCPDTV (2010), TTPNN (2009).

注. 輸出米価格は両国とも25%碎米価格. ベトナム国内米価は, メコンデルタのコメ生産地カントー市(第1図の57)における通常米(Gia te thuong)価格.

(i) 水田面積の維持

第7図は、1990年以降の稲の作付面積をグラフ化したものである。図が示すように脱集団化・市場経済化が進んだ90年代は年々面積が増加し続けている。この時期のベトナムでは、主食であるコメはひたすら量的拡大が求められ、劣等地へも生産拡大が進められた。そのため、肥沃なデルタ地帯では6 t/ha以上の生産をあげる一方、山間地や土地条件の悪いところでは2 t/ha程度のところもあった。コメ輸出拡大も、もっぱら価格の優位性（安価）によるものであり、ベトナム米の品質は国際的にも評価が低いものであった。こういった問題を解決するため、ベトナム政府は2000年6月15日に第9号政府決議（CPVN 2000）を公布し2010年に向けての農業発展戦略を打ち出した。同決議はそれまでの市場経済化による量的拡大という農業政策を海外市場への販売を前提にした農林水産物の高品質化へと転換するものであった。コメに関しては、灌漑設備の整備された水田を400万ha維持するとともに、生産性の低い水田は他のより適当な作物や養殖に転換することとしている。この方針を受けて2000年以降には作付面積が年々減少し続けている。作付面積ではこのように減少しているが、生産量自体は依然増加傾向にあった（前掲第2図参照）。

だがこの水田の減少が2007～08年にかけての国内米価急騰の一因となったと考えた政府は、2008年4月18日に第391号首相決定（CPVN 2008）を公布し、水田専作地の転作の原則禁止の方針を打ち出した。さらに2009年の63号決議では、具体的な目標として、国内需要を満たすために、2020年まで380万haの水田と41～43百万トンの生産を維持することとしている。



第7図：1990年代以降の稲の作付面積

単位：千 ha.

資料：TCTK(online)

(ii) 輸出業者の選別

ベトナムはコメの大生産・輸出国にもかかわらず、非効率な流通と在庫不足のために国際的な価格変動が国内の需給逼迫に直結するという問題を抱えている。そのため 63 号決議では、業者に対して容量 400 万トンの貯蔵施設（当時の国内総在庫の約 2 倍の容量）の建設を 2012 年までに完成させるように指示した。

さらに 109 号議定第 4 条では、輸出業者として認可される条件を詳しく定めている。具体的には、5,000 トン以上のコメの収容能力がある倉庫と 1 時間当たり 10 トン以上の処理能力がある精米所を輸出地点において所有していることである。認可を求める業者について各地方省の商工局が検査を行い、条件に適合すると判断された場合、商工省が 5 年間有効の認可証を交付することになっている（第 5～6 条）。なおこの 5 年間の間でも、第 4 条に定めた条件を満たさなくなった場合は免許は取り消される（第 8 条）。認可された輸出業者はさらに過去 6 カ月間の輸出量の 10% のコメを貯蔵し続けることも義務づけられている（第 12 条）。その上、業者はコメの買い付けごとに品質と種類ごとの価格を地方省政府（人民委員会）に通知する義務がある。地方省人民委員会は担当地区の農民が業者から不当な安値を強要されないように、その価格情報を公開することになっている（第 13 条）。また政府間契約を除く一般契約においては、輸出業者は (iii) で後述するような最低輸出価格を守るとともに、上記の第 12 条で義務づけられた 10% の貯蔵米以外にさらに契約輸出量の 50% 以上を手元におくことが義務づけられている（第 18 条）。

(iii) 価格支持策

63 号決議では、稲作生産費の 30% 以上を生産者の利益として確保し、2020 年までに食糧生産者の収入を現在の 2.5 倍にする目標を立てている。また財務省に対して稲作生産の保険のスキームを政府に提出するように求めている。

これを受けて 109 号議定では、画期的な価格支持策が導入された。同議定第 14 条では、「生産者の利益を保障」するための国内下限価格を定めている。下限価格の計算方法は以下のとおりである。各期初に財務省が稲作生産費の計算方法を公表する。それに応じて各地方省がその地域の平均的な稲作生産費を計算する。各地方省から上がってきた数値を元に財務省が下限価格を決定する。さらに収穫期になって市場価格が下限価格を下回るようであれば、農業農村開発省は、財務省・商工省・国家銀行・食糧協会と協力して、市場価格が下限価格を下回らないように米価を維持するための「具体的な対策」を政府に提示することになっている。この「具体的な対策」が何かは 109 号議定では明示されていない（その内容は 4）(□) で述べる）。

また第 15 条では物価安定のために国内上限価格も規定している。国内米価が急騰してこの上限価格を上回る場合は、政府はコメ輸出業者へ備蓄米を市場に放出するよう指示することになっている。またこの指示によって業者が損害を受けた場合は、政府が賠償することも規定されている。さらに第 19 条では、財務省は各期に国内外の市場や国内下限価格等を勘案して最低輸出価格を定め、ベトナム食糧協会を通じて参加業者に周知徹底させること

になっている。

4) 新政策の実際と最新の動向

上記の三つの新政策の実施状況とその結果について以下に報告する。

(i) 「水田面積の維持」政策のその後

第7図にみられるように、水田専作地の転作禁止の方針が出された2008年以降は稲の作付面積が回復してきた。これは当局の規制が遵守されたというよりは、米価高騰により生産インセンティブが刺激されたためと思われる。しかしその後生産過剰の状態(2013年で約44百万トン。第2図参照)となり、2013年から政策転換が行われた。同年6月の首相決定899号(CPVN 2013a)では、必要な生産量を維持しつつも、農地の効率的な活用(水田を他の農作物へ転作)を推奨するようになった。さらに具体的計画として、2014年7月31日に農業農村開発省は、「2014～20年の稲作地帯の作物構造転換計画承認に関する農相決定第3367号」(BNNPTNT 2014)を公布した。これは2015年までに全国の稲作用地26万haを、さらに2020年までに51万haをその他の農水産用地へ転作する計画である。第2表は、稲作および稲作から転作する予定の各作物についての、2013年現在の作付面積、稲作からの転作の結果2020年に実現すると想定される作付面積、そしてその間の増減とその割合を同決定から計算して表したものである。2013年の稲作作付面積の9.6%を転作させることにしており、転作先として面積で大きいのが「トウモロコシ」「野菜、果物」、2013年の作付面積からの増加が大きいのが「畜産飼料作物」「水産養殖用地」となっている。これは生産性の低い稲作から農家の現金収入源となりうる作物への転換が図られており、ベトナム政府が2000年9号決議の農業発展戦略へ軌道に戻したことを示すものであろう。

なお2013年首相決定899号でも14年農相決定3367号でも、あくまで水田からの用途変更先は農水産用地に限定されており、工業用地や住宅地への転用は相変わらず規制されている。つまり再び米価高騰のような事態に陥った場合にいつでも水田に戻せるようにしており、国家食糧安全保障は常に農業政策の念頭に置かれている。

第2表：2013年と2020年(計画)の各作物の作付面積(全国)

	2013年	2020年	面積の増減	増減割合(%)
稲作	7,899	7,144	-755.0	-9.6
トウモロコシ	1,173	1,403	230.0	19.6
大豆	118	166	48.0	40.7
ゴマ, 落花生	259	353	94.0	36.3
野菜, 果物	878	1,041	163.0	18.6
畜産飼料作物	91	141	50.0	54.9
水産養殖用地	207	299	92.0	44.4
その他	687	765	78.0	11.4

資料：農相決定3367号(BNNPTNT 2014)の添付資料より筆者が計算。「増減(%)」以外のすべての単位は千ha。

(ii) 「輸出業者の選別」政策の実際

輸出業者選別を規定した 109 号議定に基づき、コメ輸出を希望する業者は条件を整えて 2012 年 10 月 1 日までに政府の認可を受ける必要があった。その結果、2013 年には小規模業者の破産が相次いだ。

ただし認可時こそ検査されるものの、その後 109 号議定第 12 条、18 条で要求されている条件を業者が満たしているかについていかなる機関も常時監視しているわけではない。そもそもこれらの規定は政府決議 63 号で目標とされた 400 万トンの備蓄を達成するためのものであるが、監視機関がないため民間備蓄の統計データもなく、この目標が達成されているかも不明である。

(iii) 「価格支持策」の実際とその影響

109 号議定第 14 条で規定されている下限価格は公表されていない。同条で規定されている市場価格が下限価格を下回った場合の「具体的な対策」として、政府による調達プログラムが実施された。このプログラムに沿って業者がコメを購入した場合は、銀行から融資を受けられ、その利息を政府が全額負担する。購入量はベトナム食糧協会が会員企業に割り当てて、プログラムに参加させている。企業が購入する価格はそのときの市場価格であり、下限価格ではない。第 15 条で規定されている上限価格を超えた場合の放出はこれまで行われていない。国際米価が高騰した 2008 年は政府が輸出を停止したので、業者は国内で販売せざるをえなかった。その後ベトナム政府は輸出停止も強制放出も行っていない。

調達プログラムにおける政府による財政支出は、銀行からの借入金の利息補助のみである。つまり業者にとっては、利息負担は免除されても購入価格以上で販売できなかった場合のリスクは自ら負担しなければならない。このような価格変動のリスクを業者に負担させる調達プログラムは、効果がないだけでなく、業者の不正（抱えた在庫を売りさばくため正規のルート以外で販売をする等）を誘発する可能性がある。近年中国へ輸出が急増しており、その多くが非公式なもの（密輸）と考えられている。公式な統計はもちろんないが、農業省関連団体であるベトナム市況分析予報株式会社は 2016 年の中国へのコメの公式輸出量 490 万トンに加えて、非公式輸出量が 140 万トンと推計している（CCPDTV 2017）。

(2) 農地とその政策

1) 農地の分布状況

前述のように、コメはベトナムにとって最も重要な作物であり、その生産のほとんどは、北部の紅河デルタと南部のメコンデルタで行われている。紅河デルタでは、歴史的にムラ社会的な結合が強い上に独立後の土地改革で地主が追放されたため、脱集団化においても農民に土地が均等に分配された。これに対してメコンデルタはフランス植民地時代に商業的農業生産地として本格的に開拓され、独立後も市場経済下で大規模農業が発展した。統一後の南部における農業集団化は、商品作物の生産に適するように長年築き上げられてきた農

業生産の仕組みを破壊することになり、生産放棄と深刻な食糧不足を引き起こした。そのため脱集団化において南部では元の持ち主に農地が返還される事が多かった。

第3表は稲作農家が自らの生産したコメをどのような用途に使用しているかの内訳（2004年現在）である。最大の稲作地帯であり輸出米の主産地であるメコンデルタでは生産の7割が販売されるのに対して、紅河デルタでは生産の約半分が農家自身の食用に使用され販売はわずか2割強である。また紅河デルタの農家世帯の95%が水稻耕作を行っているという事実（Nguyen Ngoc Que 2009）から、紅河デルタの農家にとって稲作とは昔ながらに自らの食を確保するために行うものであるということがわかる。さらに第3表では紅河デルタにおける備蓄・家畜飼料・消失がメコンデルタの何倍もの割合を占めている。このことは、低技術水準下で収穫後の消失が大きく、零細経営による不安定性のため将来への保険として備蓄と畜産の兼業を行っているという紅河デルタ農民の姿を示している。

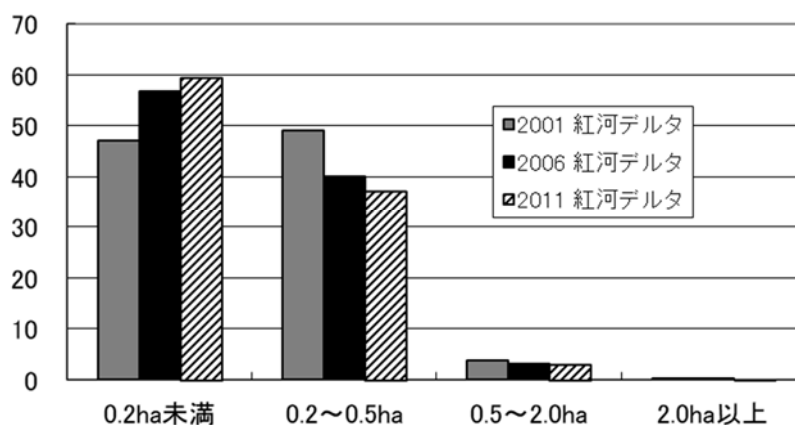
第3表 2004年における稲作農家のコメ用途の内訳（%）

	紅河デルタ	メコンデルタ	全国平均
農家の食用	49.30	16.40	41.50
販売	23.00	70.00	34.00
備蓄	12.30	4.80	12.60
種まき	0.94	3.69	2.16
家畜飼料	11.30	2.90	7.40
他世帯への貸し出し	2.72	1.97	2.00
消失	0.40	0.10	0.20

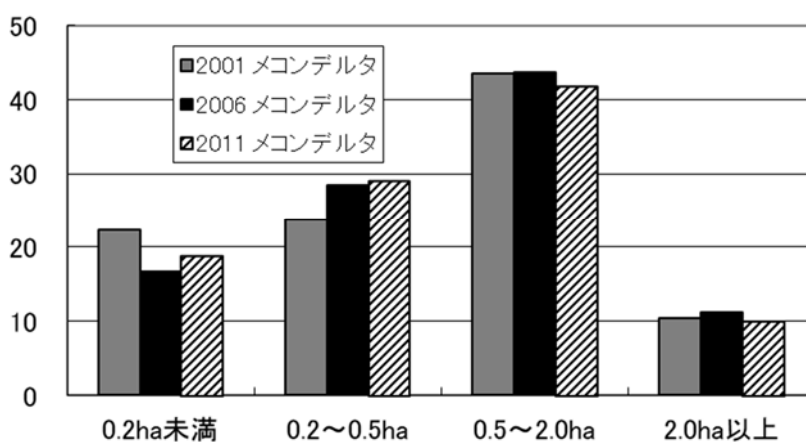
資料：TTPNN（2008）.

第8-1, 8-2図は、2001年・06年・11年に行われた『農村・農業・水産業センサス』（TCTK (2003) (2007) (2012)）から両デルタにおける経営面積別に見た農家世帯の分布を示したものである。両デルタを比較してみると、紅河デルタは経営規模が小さいが比較的均等であるのに対して、メコンデルタでは経営規模の平均は大きいが土地所有の不平等化が進んでいるという違いが見られる。また3時点の変化を見てみると、紅河デルタでは「0.2ha未満」層の割合が常に上昇傾向にある反面、「0.2～0.5ha」層の割合が下落傾向にある。2001年時点では一番大きかった中間層の「0.2～0.5ha」層にいた一部農民が最零細層の「0.2ha未満」層に転落しており、比較的均等であった紅河デルタにおいても市場経済化の流れの中で格差が広がってきていることがわかる。一方メコンデルタは紅河デルタよりは経営規模が大きいといえ、ほとんどが我が国の平均経営面積（2ha）未満である。また2001年から06年にかけて「0.2ha未満」層の割合が下がったが、2011年には少し持ち直している。耕作放棄された狭小な農地が2008年からの米価高騰によって生産のインセンティブが生じて耕作放棄が一時的に止まったことを示しているのであろう。反面、メコンデルタの「0.2～0.5ha」層

の割合は常に上昇傾向にあるのは、「0.2ha未満」層が耕作放棄した農地をこの層が集積しているからであろう。紅河デルタでは水田耕作の主目的が農家自身の食用にあるためこのような耕作放棄があまり起きていないと思われる。



第 8-1 図 紅河デルタにおける経営規模別農家世帯分布 (%)
(2001, 2006, 2011 年)



第 8-2 図 メコンデルタにおける経営規模別農家世帯分布 (%)
(2001, 2006, 2011 年)

資料：TCTK(2003) (2007) (2012).

2) 「社会主義志向の市場経済」と農地政策

前述のようにベトナムは自らが進める市場経済移行を「社会主義志向の市場経済」と説明している。農業はとりわけ脆弱な経営基盤（矮小な農地面積）のもとで地域の条件や市場変動に大きく左右されるため、平等主義（社会主義志向）と市場経済という両立が難しい二つの政策が慎重に進められてきた。

農地に関しては、1993年に全面改正された土地法（QHVN 1993）によって、土地の所有権は国家に属するとの原則を維持しながら、20年間の土地使用权が個人に交付された。同法で交付される水田の使用权は一人あたり3haまでという上限を設け、平等主義的な政策をとっている。2000年代に入ってから政府はより一層の市場経済化をすすめる方針を鮮明にし、2000年9号決議で示されたように農業に関しても国際市場に対応するために合理化と高品質化を求めるようになった。2003年に改正された土地法（QHVN 2003）では、高収量・高品質な水稻栽培専用農地への国家による補助・インフラ整備・先進技術の導入、水稻栽培専用農地の転作規制など、この方針にとった規定が盛り込まれている。なおこの年には、農地使用税の減免措置も導入された。これは自らが使用权を持つ農地もしくは合作社（農協）や農場から請け負っている農地を使用する農家には農地使用税を100%免除する一方、不在地主は減免税対象にはならないというものである。また、土地法の定める上限面積を超える部分については100%ではなく50%の減免措置としており、平等主義的な配慮もなされている。個人に交付される使用权の面積上限規定はその後変わらないが、後述のように2013年土地法（QHVN 2013）では譲渡や借地という形で事実上この制限が撤廃されている。さらにこの年には、大規模農家が農協と協力して販売事業を行う場合、農地使用税を免税し、工事費や技術普及費用の補助などを行う首相決定第62号（CPVN 2013b）が出された。

このように近年のベトナムの農地政策は、平等主義（個人使用の上限）の建前を維持しながら、経営規模拡大による合理化を推進したいという本音がみられる。

3) 2013年農地法の規定

現在の農地法制について詳しく知るために、現行の2013年土地法の条文のうち重要なものを解説する。

ベトナム社会主義共和国の土地はすべて国有であり、ベトナム国民は国家から土地使用权を交付されている（第4条「土地は全人民所有に属し、国家が所有者の代表としてそれを統一して管理する。国家は本法の規定に従って土地使用者に土地使用权を交付する。」）。この土地使用权は前述のように1993年土地法で20年の期限付きで交付されたが、期限の年に公布された2013年土地法の第126条では、1993年にさかのぼって50年間の使用权が認められるという形で継続して使用が認められた。そしてこの使用权は、交換・譲渡・賃貸・相続・抵当する権利も含み（第167条）、事実上の土地所有権といていい。国家による土地収用に関しては、同法第6章全体（第61～94条）に詳細な規定があり、農家から農地を収用する場合は、農地および農地に対して投資された金額のうち残存期間分を国家が補償することが第77条で明記されている。

土地使用权の交付は、国家への土地使用料納入が免除される場合（第54条）と納入義務がある場合（第55条）の2種類がある。前者は個人への制限面積内の農地（第129条に規定。後述）や公的機関への土地分配が、後者は個人（非農地および制限面積以上の農地）・経済組織・海外在住ベトナム人・外資系企業への土地分配が含まれる。なお第55条3項では、外資系企業へは販売・賃貸用住宅建設投資プロジェクトの実施のために土地使用权を交

付されるとある。さらに第 183 条 4 項は外資系企業が土地使用権を持つベトナム企業の株を購入することを認めている。また第 185 条は、工業団地において外資系企業が土地使用権の譲渡を受けることを認めている。このように外資系企業がベトナムの企業から土地使用権を入手することは認められるが、いずれも非農業用途に限られる。また第 56 条 1 項には、外資系企業が投資プロジェクト（農業・非農業とも含む）を行う場合に国家が土地を賃貸するとある。第 169 条において、外国人個人は土地使用権を持つことは認められていない。また第 179 条においてベトナム人から土地を賃借することも認められていない。

農地の定義は第 10 条 1 項にあり、稲作地及びその他一年生作物栽培地、多年生作物地、林地、水産物養殖地、製塩地、その他農地（栽培用の温室その他建物（露地栽培でない場合も含む）の土地、家畜・家禽その他動物を飼育する施設の土地、研究・試験目的に使用される栽培地・飼育地・水産物養殖地、苗木・花・盆栽の栽培地）となっている。

国家から農民個人への農地使用権交付は、一年生作物・水産物養殖地・製塩地の場合は東南部およびメコンデルタでは 3 ha まで、その他の地域では 2 ha まで（第 129 条 1 項）、多年生作物地の場合は平野部で 10ha まで、山岳地の場合は 30ha まで（同 2 項）、林地の場合は 30ha まで（同 3 項）となっている。ただし、他の世帯から譲渡を受けた場合は、上記の 10 倍まで土地使用権を持つことができる（第 130 条）。また借地の場合は面積の上限を設けていない（第 129 条 8 項）。また農民個人が交付された農地の使用権を自分以外の人間に移転するのは、同一社（行政村）内での譲渡・交換や親族への相続に限られ、さらにその相続人が海外在住ベトナム人（ベトナム国籍保有者）の場合はベトナムでの住宅所有権を持つことが義務づけられており（第 179 条）、外国人個人や外資系企業がベトナム人から農地使用権を譲り受けることはできない。なお同条 1 項では、農民個人が交付された農地の使用権を、ベトナム国内の組織・個人・海外在住ベトナム人に賃貸する権利を認めているが、外国人個人や外資系企業あてには認めていない。

農地の中でも特に重要な稲作地については第 134 条を設けて特別に規定している。同条 1 項では国家に対して、稲作地を保護し非農業目的への転用を規制する政策を、またインフラ整備や先進技術の導入を図る政策をとるべきことを規定している。2 項では使用者に対して、当局の許可なく転作・転用してはいけないことを規定している。3 項では、国家から水田専作地の使用権交付を受けて非農業目的に使用した者は喪失した水田面積分の補償費を納入しなければならないことを規定している。

4) 農地の交換分合

「2）「社会主義志向の市場経済」と農地政策」で述べたように、近年ベトナム政府は、農地の規模拡大を推進する政策を進めている。しかし、前掲の第 8-1, 8-2 図のように経営規模の拡大は進んでいない。その理由の一つに農地の分散錯雑状態があげられる。1993 年の農地分配時には、その地方（社と呼ばれる行政村）ごとに農業人口一人あたりの面積が等しくなるように均等に分けられた。特に紅河デルタでは、面積のみならず土地等級（地味）ごとの平等性も追求されたため、ただでさえ小さい農地がさらに細分化された。この状態を解

消するために、2003年と13年からの2回にわたって農地の交換分合が行われた。これは分散した農地の地片（筆）を農家同士で交換させて集約させる政策である。交換分合に際して農家の宅地に付属する畑以外の耕地（田、畑）はすべて交換対象となった。「1. ベトナム農村社会と市場経済移行の特徴」で述べたように集団農業の時代でも、農家の宅地とその付属する畑は集団化されずに個人所有のままであった。

2003年交換分合の法的根拠は、2002年首相決定68号（CPVN 2002）である。その中に「農民に交換分合を勧める」との文言がある。さらに2003年首相指示22号（CPVN 2003）にも、「省級人民委員会は農民の自主性と同意、各方面の相互利益の原則のもと交換分合事業の指導を行い、農地再配置と効果的な土地利用のための組織再編を行う。」との文言がある。2013年交換分合については、2013年土地法第190条に同一社内の人間に農地を譲渡・交換する場合は土地からの収入税（土地を販売して受け取った料金にかかる税）と登記の費用を免除するとの規定があるが、これは交換分合を促進するための規定である。さらに2013年土地法の施行細則である2014年政府議定43号（CPVN 2014）の第78条に、各世帯・個人の交換分合の手続きについて、以下のように記載がある。

①交換分合に際しては、農地を使用する個人世帯がお互いに文書を交わして合意して農地を交換する。

②社人民委員会（行政村の執行機関）は管内の交換分合計画案を策定し、県（社より上級の行政組織）の天然資源環境局（土地管理の部局）に送る。

③県の天然資源環境局はそれを検査し県人民委員会の認可を得たのち、社に対して認可を得た計画に沿った交換分合の実施を指示する。

④省（県より上級の行政組織）の天然資源環境局は、土地台帳の調査・整理・再作成を指示する。

⑤農地を使用する個人世帯は、農地の使用権証書を更新のために提出する。

⑥土地使用権登記所⁽¹⁴⁾は、回収した使用権証書を点検し再発行し、情報を更新して土地台帳を再作成する。なお土地や土地に付属する家屋やその他財産に金融機関の抵当権が設定されている場合は、金融機関から抵当権証書を回収して更新した証書を再発行する。

この交換分合は国家の政策として推進されたが、政府が強制的に農地を回収・分配したのではない。あくまで農民間の自主的な交換であり、中央および地方政府はそれを促すための計画は立てるが、それは農地の使用権をもつ農家間の合意が前提である。ムラ社会的な無形の圧力によって実際にはほとんどの地域で計画通り交換分合が行われたが、交換に同意しない人も存在した。特に土地の価格の高い地域では交換に同意しない人が多かったようである。また成功した地域でも、各世帯の分散していた農地が1～2か所に集約されただけで経営する総農地面積自体には変化がなく、特定の専業農家に農地が集積されたわけでもない。

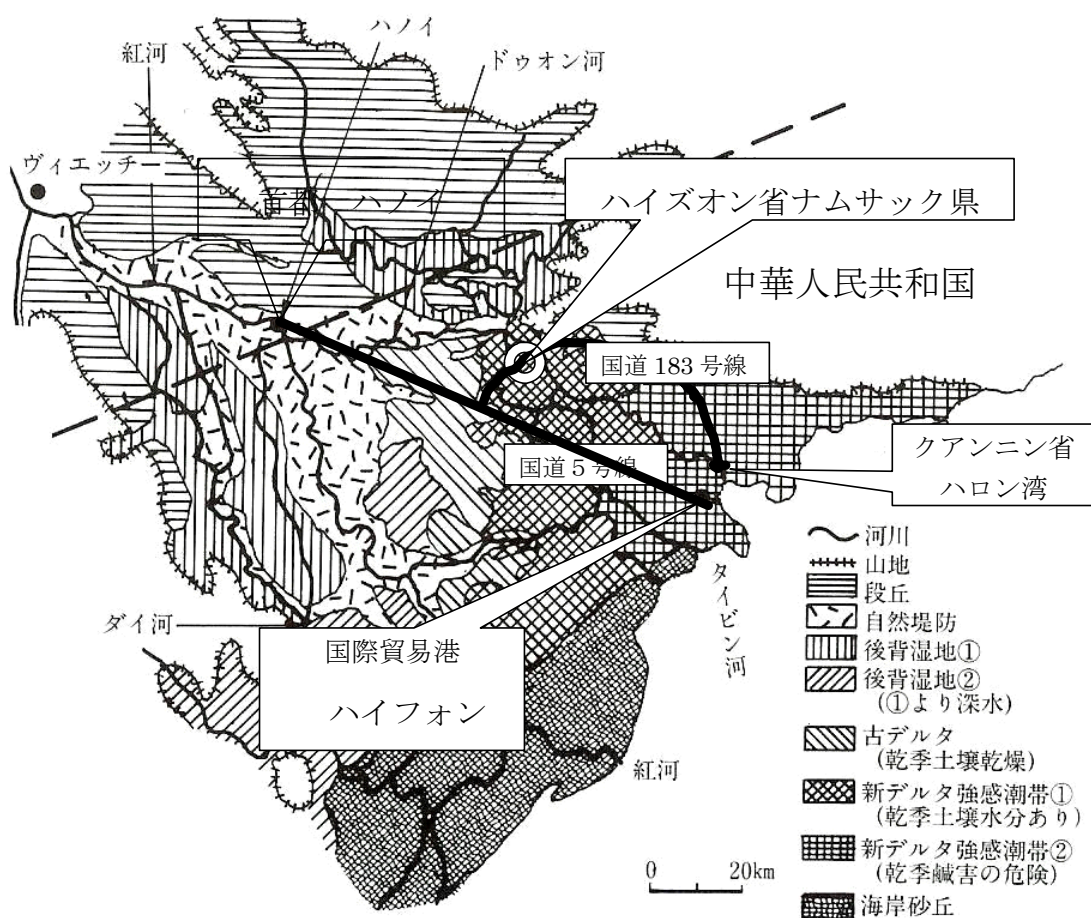
3. 事例分析

ベトナム農村における農業問題を理解するために、以下に筆者自身の調査による紅河デルタ地域のカオドイ村における農業集団化・脱集団化・コメ生産・農地問題について紹介する。

現代のベトナムの地方行政組織は、省―県―社の三重構造であり、最末端の行政組織が社と呼ばれる行政村である。そして中央―省―県―社の四つのレベルごとに、共産党組織・祖国戦線（共産党の翼賛組織群）・議会（国会・各レベルの人民評議会）・司法（裁判所は県レベルまで）が存在する。憲法の規定に「党は国家（行政・議会・司法）と社会（人民）を指導する」とあるように、各レベルの行政・議会・司法はそれぞれのレベルの共産党組織の指導下にある。また各レベルの祖国戦線加盟組織はそれぞれのレベルの共産党組織や国家の指導を受け協力しつつ、社会の管理や大衆工作に参加する。祖国戦線加盟組織の目的は、その構成員に対して党・国家の方針・政策を周知させるとともに、党・国家と協力して団体として社会（構成員以外の一般人民）に働きかけることである。国家の行政システムが社レベルにしか及ばないことから、ベトナム共産党が祖国戦線に期待している重要な機能の一つが草の根レベルでの人民の動員、民心の把握にある（白石 2000）。各レベルの地方議会にあたる人民評議会の決議を執行する責任をもつのが、人民評議会から選出された人民委員会である。地方行政は人民委員会によって運営されている。人民委員会の代表を主席といい、社人民委員会主席とは行政村長のことである。しかし人民評議会と人民委員会は三権分立の下での議会と行政ではなく、党の方針を執行するために役割分担をしているに過ぎない。ベトナム国民は各レベルの人民評議会に対して選挙権があり、複数候補による直接選挙が実施されている。しかしそれは完全な民主化（政治的多元主義）を意味するものではなく、共産党一党支配の体制を脅かさないように様々な仕掛けが存在する。具体的には、自ら立候補を希望する者（自薦候補）は、居住する人民委員会の承認を得て立候補申請書を選挙評議会に提出する。各レベルの選挙評議会は当該レベルの祖国戦線、人民評議会、人民委員会等の代表によって構成される。立候補申請書を受け取った選挙評議会は、書類を同レベルの祖国戦線に送付する。この段階で候補者の仮名簿が作成され、有識者会議における審議を経て正式名簿を作成し、立候補者名簿が公示される。各選挙区の立候補者数は定数より多くなければならないことになっている（野本 2000）が、祖国戦線・人民評議会・人民委員会の幹部および有識者会議メンバーのほとんどは共産党員であり、複数候補とはいえ共産党一党支配の体制を脅かすような立候補者は事実上立てないようになっている。

(1) 村落の変遷

調査村は行政区分上は、ハイズオン省ナムサック県ホップティエン社に属する。当地は、第9図で示したように首都ハノイと北部第二の都市で国際貿易港であるハイフォン市を結ぶ国道5号線と、ユネスコ世界遺産にも登録されている景勝地ハロン湾（クワンニン省）とハノイを結ぶ国道183号線が近くを通っている。当地は、このように交通アクセスに恵まれており、紅河デルタの中では比較的市場経済化が進み、非農業が発達している。



第9図 紅河デルタの中の調査地の位置

出典：桜井（1999）に筆者が加筆.

「1.（2）社会主義化と村落再編」で述べたように、第二次大戦後の北ベトナムでは共産政権によって大がかりな村落再編が行われた。その際、それまでの伝統ある行政村である社を合併させて新たに行政を担う社が誕生した。以下、混乱を避けるために合併前の旧社もしくはその分村を「村」と表記し、「社」は共産政権下で誕生した新社（現行政村）を指す

ことにする。当地においても、それまでの五つの村が統合されて現在の行政村であるホップティエン社が誕生した。第4表に、カオドイ村を含むハイズオン省ナムサック県の現在の地名と19世紀当時の地名を対照させたものを示した。この表にみるように、カオドイ村は旧社のみならずそれよりも上級の総（旧字体「總」）やさらに上級の県（旧字体「縣」）とも異なるラドイ村と合併することになった。またホップティエン社の誕生から現在までの村落組織の変遷を第5表に示した。また第6表には2017年におけるホップティエン社および各村の人口規模を示した。

第4表 ハイズオン省ナムサック県の現在の地名と19世紀当時の地名

現県名	現社名	現村名	旧社名	旧總名	旧縣名	旧府名
ナムサック 南 策 県	ホップティエン 合 進 社	ラドイ 羅堆村	ラドイ 羅堆社	ラドイ 羅堆總	タインラム 青 林 縣	ナムサック 南 策 府
		カオドイ 高堆村	カオドイ 高堆社			
		ダウ村	タサー 謝舎社			
		ベン村				
		テ村				
	ナムタン 南新社	ロンドン 村	ルンドン 瀧洞社	カオドイ 高堆總	チーリン 至靈縣	
		チュンハ 中河村				
		ドックハ 突下村	ドックリン 突嶺社			
		ドッチェン村	クワンタン 廣 津 社			
		クワンタン 廣 津 村				
	ナムフン 南興社	ゴードン 梧桐村	ゴードン 梧桐社			
		リンサー 靈舎村	リンサー 靈舎社			
		チャンサー 陳 舎 村	チャンサー 陳 舎 社			

資料：『同慶地輿誌』（底本は（Ngo Duc Tho ほか編 2003））および筆者自身の調査による。

注：四角で囲った4村が2002年にナムサック畜産合作社結成に参加した村。

第5表 カオドイ村周辺の村落組織の変遷

紅河デルタ全体の動き		カオドイ村
1945	北部に民主共和国建国。 社の合併・大型化。	1948. 5村(カオドイ・ベン・ダウ・テ・ラドイ)が合併、ホップティエン社誕生。
1958～60	北部農業集団化。 集落ごとに合作社。	1958. 農業集団化開始。一村に2～3の農業生産合作社。
1960年代	合作社の規模拡大。 (自然村ごとに)	カオドイ・ベン・ダウ3村がカオサー合作社に、テ村・ラドイ村が村ごとの農業生産合作社に再編。
1975	ベトナム戦争終了。 合作社はさらに拡大(社ごとに)。	1974. 3合作社が合併してホップティエン社農業生産合作社誕生。以後現在まで一社一合作社を維持。
1996	新合作社法制定。	農業生産合作社が解散し、生産隊が消滅して居住区に。村が復活。
1997	新合作社法施行。	出資金を出した農民を組合員として農業サービス合作社結成。
2004		配電事業分離(ホップティエン社電気サービス合作社誕生)
2010		居住区(旧生産隊)廃止。

資料：(BCHDBXHT 2000)および筆者自身の調査による。

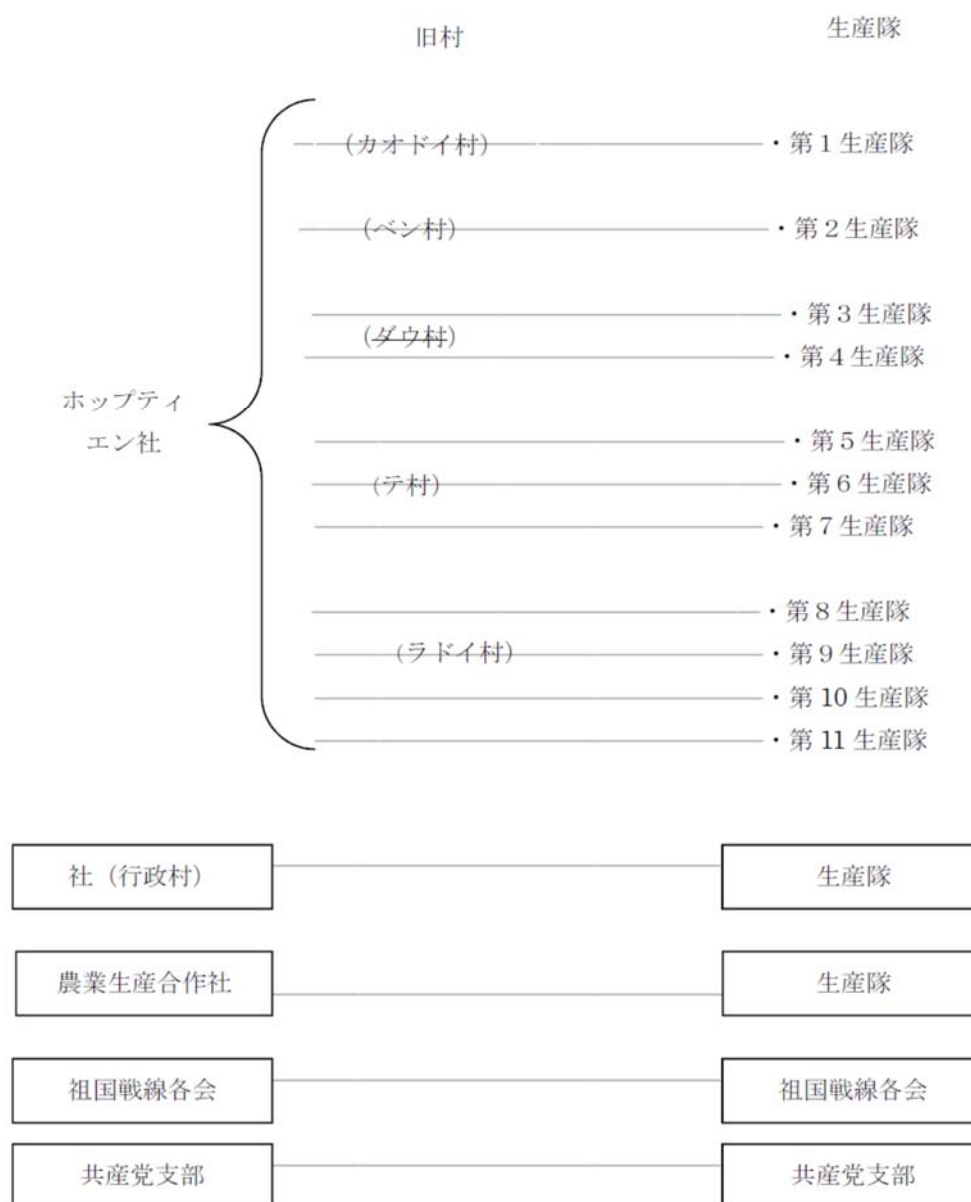
第6表 ホップティエン社各村の人口規模(2017年)

社と人口規模	村名	人口規模(人口・世帯数)
ホップティエン社 (7,753人・2,395戸)	カオドイ村	(795人・235戸)
	ベン村	(590人・167戸)
	ダウ村	(1,628人・505戸)
	テ村	(1,850人・608戸)
	ラドイ村	(2,890人・880戸)

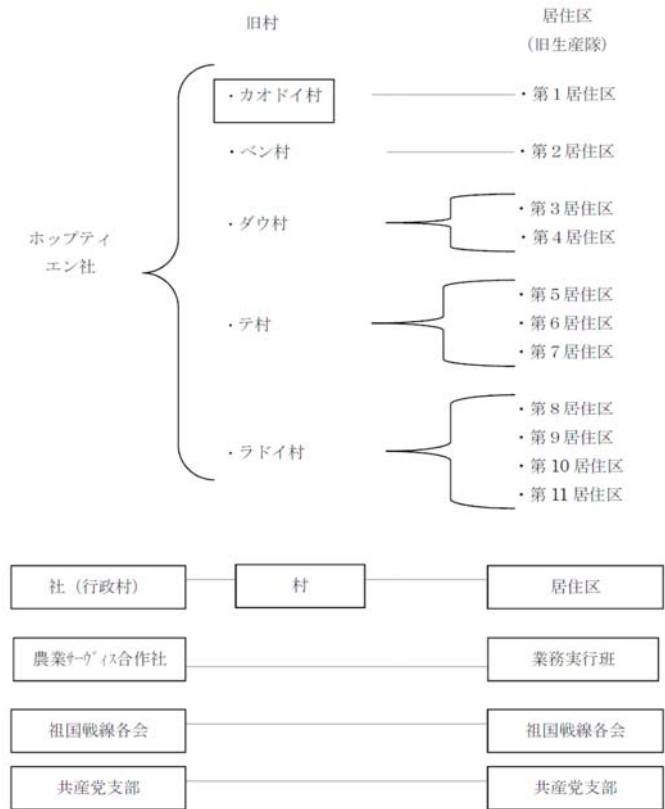
資料：2017年3月のホップティエン社人民委員会での筆者自身の調査による。

第5表に示したように、当地では北ベトナムの他の地域と同様に1958年から農業集団化が始まり、その執行機関として農業生産合作社が結成された。最初は村よりも小さな単位だったのが、次第に拡大していき、1974年に社と同範囲に合作社が設立された。その合作社の下部組織として結成されたのが生産隊である。生産隊は基本的に人口規模で一定になるように結成された。人口の少ないカオドイ村では村の範囲と一致しているが、人口の多いラドイ村には村内に四つの生産隊が存在した(第10-1図参照)。1996年にそれまで集団農業生産を担ってきた農業生産合作社が解散すると、かつての村が復活し、各生産隊は

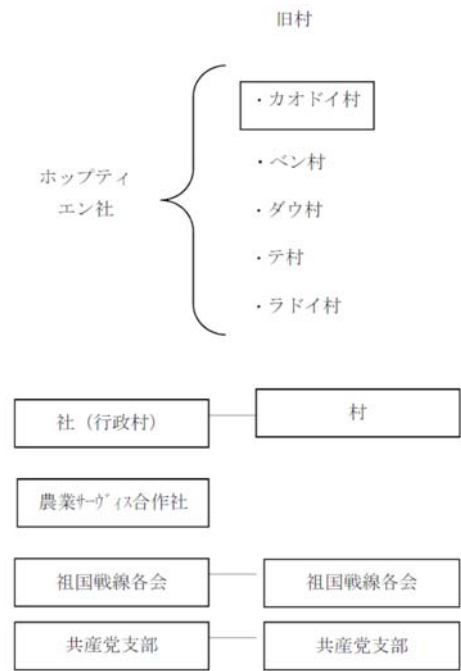
居住区と改められ合作社ではなく社の下部組織として村と協力して行政の下請けを行うことになった。この時点ではその他社会組織もすべて居住区レベルに末端組織を形成していた (第 10-2 図参照)。さらに 2010 年以降は集団農業時代に由来する居住区も廃止され、各組織はすべて旧村レベルに末端組織を形成することになった (第 10-3 図参照)。



第 10-1 図 カオドイ村周辺の村落構成と各種組織 (1974~1996 年)



第 10-2 図 カオドイ村周辺の村落構成と各種組織 (1997～2009 年)



第 10-3 図 カオドイ村周辺の村落構成と各種組織 (2010 年～)

出典：筆者自身の調査による。

前述のように当地では1974年に社の範囲と一致する「ホップティエン社農業生産合作社」が誕生した。集団農業生産が行われていた時代には、全農民が強制的に地域ごとの生産隊に組み込まれ、伝統的な旧村は消滅した。この時代の農業生産合作社は当地の農民に非常に評判が悪く、国家に代わって農民の生産物を収奪した機関として記憶されている。旧農業生産合作社は1996年に解散し、1997年1月（合作社法施行時）に改めて出資金を出した一部の農家だけを組合員として「ホップティエン社農業サービス合作社」が結成された。農業サービス合作社の組合員数は管轄内の世帯数のわずか2.3%しかいないが、合作社は組合員だけでなく管轄内のすべての農民にサービスを提供している。当合作社の主要業務は水利管理である。組合員が支払う水利費が主要な収入源であったが、政府が農民の水利費を2008年から免除する政策を取った（水利費は政府が合作社へ支払う）ので、現在農民が合作社に対して定期的に料金を支払うことはない。水利管理は耕種農業には必須のものだが、日本では土地改良区が行っていることからわかるように、農協が行わなければならないものでもない。合作社は種籾等の供給も行っているが、代理店で購入した場合でも値段が変わらないため利用する農民は少ない。旧合作社から担っていた配電事業は2004年に農業サービス合作社から分離されて電気サービス合作社が結成され、さらに2010年には電気株式会社へと改組した。

以上のように、当合作社は協同組合としての実体はない。当合作社の仕事は、組合員自身の農業経営の利益よりは地域住民への奉仕（及びそれを通じて得られる地元での名声や地位）を目的に行われる。カオドイ村では、2004年まで農業サービス合作社の水利を担当していた組合員は2005年の村長選挙で村長に当選した。また合作社業務実行班⁽¹⁵⁾長は村の共産党支部書記（村レベルの共産党のトップ）に就任した。この2人は当然のことながら共産党員である。

1996年の合作社法によって、合作社はかつての集団農業生産の執行機関から市場経済下の協同組合へとその法的位置づけが根本的に転換したが、集団農業時代の合作社の後身であるホップティエン社農業サービス合作社は、その本部が社人民委員会（行政村役場）に置かれていることが端的に示すように、協同組合というよりも社の仕事を請け負う准行政組織である。このような旧合作社の後身ではなく、合作社法の趣旨に沿って市場経済下の協同組合としてまったく新しく設立される合作社もあり、それは特定の作物の販売など明確な目標と意欲のある農家組合員を持つ。当地でもカオドイ村の農民が中心になって2002年に豚肉販売を目的とする「ナムサック畜産合作社」が誕生した。第4表に示したように、その初期組合員の居住する村はすべて19世紀の同一行政区域（高堆(カオドイ)總）内におさまっている。現在は同一社内にあるラドイ村の農民はこれには加わらず別の「ホップティエン畜産合作社」を結成した。「1.（1）ベトナム伝統村落の特徴」で述べたように、旧社と総は伝統的に農民達が日常的に接触する範囲であり、現在でもその範囲は交際範囲としてなじみがあることがわかる。

また1993年に農民に農地が分配された際に、村は池の一部の管理をまかされるようになった。村は村人にこの池を貸し出し、賃料を積み立てて村内の公共電灯の費用の一部に

充当している。前述のように、ベトナムの伝統村落は公田という村落共有田を有していたが、それと同じような村落の財産が復活したといえる。その他の村にとって必要なインフラは村人のカンパによってまかなわれている。カオドイ村では、村人が公共用に拠出する金額の約98%が村レベルで使用され、社（行政村）へ支払うのはわずか2%のみ（土地・家屋税等）である（2014年調査より）。また「郷約」（村の掟）の現代版であるカオドイ村の「規約」を2003年に作成し、村落の自治機能を明文化した。

現在村長は村民の選挙によって選ばれる。複数の候補から選ばれるが、候補は事実上村レベルの共産党支部によって立てられるので、各行政機関と同様に共産党統治を脅かす人物は排除されている。村長の任期は2年半であるが、ほとんど1～2期で村内の共産党員もしくは行政関係者（社の請負事務などをしている者）の間でポストが回される。村長は社と村民との間の連絡や税の徴収代行を行い、村人の土地台帳も管理する。また5年ごとの国勢調査も現場では村長が中心になって行い、村人の経済状況も把握している。村人が死亡した場合は村が主体となって葬儀委員会が結成されて葬儀が執り行われる。カオドイ村では2012年に落成した公民館があり、村の全世帯が年2回、またその他必要に応じて随時集合する。また社から各世帯への通常の連絡は村長の村内のラジオ放送で行う。村の組織として重要なものが祖国戦線であり、カオドイ村では農民会・婦人会・退役軍人会・青年団が存在する。これらの組織は中央から社まで組織されており、その支部が村単位に存在する。これらの組織は社会政策銀行の政策融資を仲介するとともに、各種政策の周知徹底や住民参加の各種プログラム（農業技術学習会、ゴミ管理などの衛生改善、困窮会員への援助など）を行っている。また共産党支部もその支部が村単位に存在する。これらの組織もおのおの上記の公民館で会合を持つ。こういった活動が評価されてカオドイ村は2012年に文化村に認定され、カオドイ村を含むホップティエン社も2015年に新農村⁽¹⁶⁾に認定された。このように農業集団化によって解体された旧村が、脱集団化によって徐々に生活の中に復活してきた。

（２）土地分配と農地の交換分合

カオドイ村を含むホップティエン社では、ベトナムの他の地域と同様に土地分配は1993年に行われた。分配面積は一人あたり平等に520㎡ずつであった。「1. ベトナム農村社会と市場経済移行の特徴」で述べたように集団農業の時代でも農家の宅地とその付属する畑は個人所有のままであったので、それ以外の合作社が管理していた耕地が分配対象となった。

このとき分配されなかった耕地は、公益地基金（Quy dat cong ich）もしくは公田地（Dat cong dien）言われ、規定では耕地の5～10%の範囲で社が管理することになっている。この公益地基金は現在ホップティエン社の耕地の10%ほどあり、人々に入札させた後賃貸している。この公益地基金から、1993年土地分配で分配できなかった人々（早く退職して年金がない、93年以降に生まれた人間だけの世帯、等）に分配された。また2003年および2013-

2015 年の交換分合の時もここから一部分配された。

池に関しては土地分配の対象ではない。大規模な池は公益地基金と同様に人々に賃貸し、小規模な池は前述のように村に管理を任せている。また元々水田を分配されて池に転用して水産養殖を営む農家もいる。

分配の資格は、1993 年 1 月 1 日以前に生まれた者である。ただし、復員兵、国営企業や警察官などの公務員およびその他年金をもらっている者は分配資格がない。社の幹部はみな農業を兼営しているので分配された。規定では耕地を使用しない者は耕地を返納しなければならないが、実際には遠くに行っているが村に戸籍が残っている人は、耕地を持ち続けている。彼らは耕地を村の人や親戚に貸している。

第7表 カオドイ村の耕地面積

	2005 年	2010 年
水田面積 (㎡)	314,630	282,572
うち裏作割合 (%)	58.2	33.4
世帯あたり (㎡)	1,692	1,527
その他耕地 (㎡)	9,696	8,360
耕地面積合計 (㎡)	324,326	290,932
世帯あたり (㎡)	1,744	1,573

資料：2005 年および 2010 年における筆者自身による家計調査。

2005 年および 2010 年にカオドイ村で実施した筆者自身による家計調査⁽¹⁷⁾から、両年における耕地の利用状況を第 7 表に示す。当村では一経営体の耕地面積が平均 2 反未満の零細経営である。農地は二期作（6 月～9 月頃と、1 月～5 月頃）の水田がほとんどであり、その二期作の合間に裏作（10 月～翌年 1 月頃）として野菜も栽培されている。これらの点は 2005 年と 2010 年で変化がないが、最も大きな違いは裏作野菜の面積の急激な減少である。これは工場労働のように非農業就業の機会が増大したことによる。耕地が均等に分配されたため、耕種農業以外のほとんどの職種で世帯ごとのそこからの収入と耕地面積との相関が低い。つまり、土地なし層が貧困のために農業以外の職種につかざるを得ないというわけではない。このことは、他の途上国にはみられないベトナム紅河デルタの特徴であろう。農業機械については、村内に耕耘機・脱穀機を持つ農家が複数おり、彼らは機械を使った農業労働を村内で行う（労働力込みのサービスであり、機械を貸すのではない）。また 2012 年にコンバイン機（刈り取りと脱穀が可能）を購入した農家があり、彼はカオドイ村内はもちろんナムサック県全体で機械を使った農業労働を行っている。現在、カオドイ村の農家のほぼ全戸が耕耘機を使ったサービスを購入し、約 8 割の農家が上記のコンバインサービスを購入している。ただし、このサービスは 1 月～5 月頃の期にしか使えない。裏作の野菜のネギ・カボチャを栽培するには藁で被覆して温める（畑の敷き藁）必要があるが、コンバインは、藁と粃を分離した後、残った藁を裁断するため敷き藁を利用することができなくなるためである。上述のように裏作野菜面積は減少したが、裏作をしない農家も水田が分散して他の農家と入り組んでいるので、自分だけコンバインを入れる訳にはいかない。これも交換分

合が必要とされた理由である。

他の地域と同様にホップティエン社でも 2003 年および 2013 年に農地の交換分合が実施された。2013 年の交換分合は 2015 年 10 月に完了した。交換の対象はいずれも 1993 年に分配された耕地である。社人民委員会幹部によると、実施に際して最も困難だったのは、計画案作成のために計測し直して耕地を確定することと人々を説得することであった。前述のように交換分合の計画案作成と実施は社が行う。実際には農民にとって身近な共同体である村が測量・説得・計画案作成に果たした役目が大きい。実行に際して社レベルで実行委員会が、さらに村レベルでそれを補佐する小委員会が結成された。2013 年の交換分合の場合、カオドイ村の小委員会は 13 人であり、共産党支部書記が委員長、村長が副委員長となっている。その他の委員も、党幹部（副書記）・村の監査役・村の警察官・祖国戦線加盟組織幹部・元村長など、これまで村人の管理監督を任されてきて村の事情に通じている者が選ばれた。交換分合は農民間で同面積の耕地を交換するので、原則として交換前に比べて各農家の耕地面積は増えたり減ったりはしないはずである。しかし 2013-15 年の交換後は一人あたり耕地面積が 480 m²と、1993 年分配時の 520 m²よりも減っている。これは交換分合を機に村内道路・畦道・水路などを拡張したためであり、減少の割合は全員が同様に負担した。

2013 年の交換分合に際して、誰にどの土地を分配するかの方針は以下のようであった。まず分配すべき土地を良い土地（40%）と悪い土地（60%）の 2 グループに分ける。まず優待者（烈士・傷病兵といった政策対象者・80 歳以上の老人）が良い土地から 1 筆でまとまった土地を取り、また悪い土地でもいいのでまとまった土地が欲しい世帯が自主的に手を上げ 1 筆の土地を手に入れる。残りの土地がくじの対象となる。各世帯が 2 票のくじを引き、両グループからそれぞれ一ずつ取り、すべての世帯が 2 筆に収まった。なお 2003 年の交換時にも同様にくじ引きをした。この時は、土地は地味（収量）ごとに 4 等級に分類され、くじも 4 票引いた。2013 年の時点では各農家の土地改良によって収量はどこも違わなくなったので、良い・悪いは村の居住地や道に近いかどうかという地理的条件だけで決まった。こういった手続きを経て耕地は集約されていった。カオドイ村の場合、1993 年土地分配時の世帯ごとの平均筆数は 5.6 筆だったのが、2003 年の交換分合の結果 4.6 筆に、さらに 2013-15 年の交換分合の結果 1.83 筆にまで減少した。

このようにカオドイ村では 2 回の交換分合の結果、各農家の農地分散は解消されたが、一部の農家に農地が集積された訳ではない。つまり政府が望むような大規模経営体は生まれていない。村の近くに近年工業団地が建設され、そこへの通勤が急速な所得向上をもたらしているが、これらの就業機会を得た世帯の多くも稲作を兼業している。そして農地の使用権売却はほとんど行われていない。農地の賃貸は、老人世帯や非農業世帯が耕作できない農地を隣人や親戚にほぼ無償で貸借しており、農地の賃貸市場は成立していない。農民にとって稲作は、生存維持のためのものであり、たとえ他の就業機会に恵まれ機会費用が大きくなっても、家族が食べるコメは原則として自ら栽培している。

本節では、筆者自身のハイズオン省の調査村における農業集団化・脱集団化・コメ生産・農地問題について紹介した。

おわりに

ベトナムは長らく旧ソ連型の社会主義統制経済体制下にあったが1980年代から経済自由化政策（ドイモイ政策）に転換し、今や世界第2位のコメ輸出国に躍り出た。本項はそのベトナムの農村社会の成立と社会主義化・市場化の特徴をまとめ、コメ問題と農地問題を中心とする農業農政の現状を筆者自身の調査による個別事例をまじえて考察した。

まず「1. ベトナム農村社会と市場経済移行の特徴」において、ベトナムでは歴史的に強固なムラ社会が形成されており、それは社会主義化でも完全に破壊されなかったことを示した。さらにベトナムの市場経済移行の特徴として、ショック療法的改革（1989年の価格全面自由化）を経験したにもかかわらず共産党支配体制を維持していること、市場経済化と社会的公正の両立を図っていることをあげ、その背景として安定的な農村社会（強固なムラ社会）の存在を指摘した。

「2. 農業・農政の現状」において、近年の農業生産・政策の動向を主食のコメとその基盤となっている農地の問題を中心に報告した。生産維持・流通効率化とともに在庫を確保して物価を安定させる、生産農家の利益を確保する、という二つの目標を達成するため、近年ベトナムは業者選抜と価格支持という新政策を導入した。しかし業者の監視は行き届いておらず、政府の積極的な財政出動を伴わない価格政策も機能していない。また農地政策においては、平等主義（個人使用の上限）の建前を維持しながら、経営規模拡大による合理化を推進しようとする傾向が見られる。そのため、分散錯圖を解消するため農地の交換分合が政策的に進められていることを紹介した。

最後に「3. 事例分析」において、農業集団化によって解体された旧村が、脱集団化によって徐々に生活の中に復活してきた様子を報告した。ムラ社会的な無形の圧力が功を奏したと思われ、交換分合は成功したものの、その結果、一部の農家に農地が集積された訳ではなく、政府が望むような大規模経営体の育成のために克服すべき課題の一端を示している。

注（1）ベトナムではキン（Kinh, 京）族と呼ばれるが、本稿ではわかりやすくベト族と記載する。

（2）本稿において「各地方省」という場合には、この中央直轄市も含める。なお地域区分では2008年度の統計年鑑からクアンニン省（第1図の17.）が紅河デルタに区分けされた。本稿において2007年までの紅河デルタの数値はクアンニン省を含まない。

（3）民国期の聞き取り調査でも、ほとんどの華北村落がその起源を明初の強制移住に求めている。しかも移住前の住所も四川、浙江、安徽、雲南と広範囲にわたる（山縣1941）。

（4）そもそも中国の宗族制度は、科举官僚制が完成した宋代に知識人（士大夫）階層の権力と富を維持する保険システムとして一族の相互扶助を行うために確立された（井上2000）。これに対してベトナムの場合は、黎朝前期（15世後半）に科举官僚制が本格的に導入されたが、その後の戦乱・混乱の中で中央政府が弱体化し村落が共同体として自立していった。その後阮朝がベトナムを再統一するもわずか半世紀後にはフランスの侵略を受け、安定的な中央集権体制を築けないまま植民地となった。

- (5) 当時の中国は第1次国共合作時代であり、孫文はソ連の支援で中国革命運動の建て直しを図っていた。
- (6) 20世紀初頭ベトナム独立運動家の間で起きた日本への留学運動のこと。1909年にはフランス政府の要請を受けた日本政府が留学生全員を国外に追放し、運動は終焉を迎えた。指導者ファン・ボイ・チャウ(Phan Boi Chau)はその後中国に渡り、1912年に広州でベトナム光復会を結成した。
- (7) その後1927年の蒋介石の反共クーデタによって国共合作は崩壊し、青年革命会の広州での活動も困難に陥り、同会も分裂した。ホー・チ・ミンは1930年2月に、青年革命会系およびその他の共産主義者団体を香港に糾合して、ベトナム共産党を組織した。同党は同年10月にインドシナ共産党と改称し、仏領インドシナ全域の革命を目指すコミンテルンの正式な支部となった。
- (8) 設立当初のベトナム民主共和国は、共産主義者以外のカトリック教徒や穏健なナショナリストも関係に取り込んだ。さらに1945年11月にはインドシナ共産党は偽装解散した。その後冷戦構造に組み込まれていく過程で党を再び公然化する必要があり、同党は「ベトナム労働党」と改称した(白石 1993)。
- (9) この項における市場移行の記述は特に本文中に断りがない限り、(古田 2009)による。
- (10) ホーチミン市における改革を主導したヴォー・ヴァン・キエットは、1991～97年の間首相を務め1986年から本格化したドイモイ政策(市場経済化政策)を一層推進した。
- (11) ネット(New Economic Policy)とは、ソ連で内戦による疲弊を回復させるための一時的な政策として1921年に施行された市場原理の部分的導入である。
- (12) 1981年100号指示で生産物のうち実質的に農家の手元に残るのがわずか20%であったが、88年10号決議によって40%と倍増した(Nguyen Sinh Cuc 1995)。
- (13) ベトナム戦争中はアメリカという共通の敵を前に団結していた中越両国は、戦後は対立が激化した。1979年2月には中国はベトナム北部へ軍事侵攻を行ったが、ベトナム軍に撃退された(中越戦争)。
- (14) ベトナムの行政組織で土地管理を行うのは天然資源環境省であり、その指導の下に活動するのが各地方省の天然資源環境局と土地使用権登記所である。省より下の県にも同様に天然資源環境局と土地使用権登記支所がある。また県より下の最末端の行政組織(農村では社)には土地管理の担当官がおり、住民の土地管理を行っている(2013年土地法第23～24条)。農民に交付される農地の使用権は登記されており、各人に証明書が交付されている。居住する社にも、社の地図とともにすべての筆ごとの登記内容の写しが存在する(2013年土地法第31条)。農民が農地の登記内容の変更(譲渡や賃貸など)をする場合は、県レベルの土地使用権登記支所へ申請書類を提出する(富士通株式会社 2014)。農村では社が事務を代行するが、実際には近隣村や親戚への農地の貸し借りは登記を行っていないことが多い。
- (15) 業務実行班はかつての生産隊の後継組織で居住区ごとに置かれた。その後2010年に居住区が廃止されると業務実行班も廃止された。
- (16) 新農村建設事業とは、インフラ・経済改善・教育・環境などの認定基準を満たす社を「新農村」と認定・顕彰し、その普及をはかる最近の政策である。管内の旧村の70%以上が「文化村」であることもその基準の一つである。文化村の基準には、コミュニティの団結を重視し奨励する基準が多く存在する。「規約」作成もこの文化村運動の中で全国的に展開された。これらの政策は、伝統的なムラ社会を農業農村開発に活用しようとしていることの表れだと思われる。「新農村」「文化村」については、昨年度のカントリーレポート(岡江 2017)参照。
- (17) この家計調査については、昨年度のカントリーレポート(岡江 2017)参照。

〔引用・参考文献〕

日本語文献

- 足立啓二(1998)『専制国家史論—中国史から世界史へ—』, 柏書房
- 石田暁恵(2002)「ヴィエトナムにおける移行過程の社会政策」, 石田暁恵（編）『2001 年党大会後のヴィエトナム・ラオスー新たな課題への挑戦—』, アジア経済研究所
- 井上徹(2000)「中国における宗族の伝統」 吉原和男・鈴木正崇・末成道男（編）『＜血縁＞の再構築—東アジアにおける父系出自と同姓結合』 風響社
- 上田新也(2010)「ベトナム黎鄭政権における徴税と村落」『東方学』第 119 号
- 王崧興(1987)「漢人の家族と社会」 伊藤亜人・他編『現代の社会人類学』 東京大学出版社
- 大鎌邦雄(2012)「日本における小農社会の共同性」, 杉原薫・他編『歴史の中の熱帯生存圏（講座生存基盤論 第 1 巻）』, 京都大学学術出版会
- 小沢健二(2004)「1990 年代後半以降のベトナムの米輸出動向とその特質—米の国際市場構造, 米の先物取引の可能性などと関連させて—」『先物取引研究』第 9 巻第 1 号 No.13, 日本商品先物振興協会
- 岡江恭史(2010)「WTO 加盟とドイモイ農政の新展開—グローバリゼーションと社会主義ベトナム—」『東南アジア—歴史と文化—』第 39 号, 東南アジア学会
- 岡江恭史(2017)「ベトナムーコメ輸出大国の動向とその背景としての農村社会—」『平成 28 年度 カントリーレポート: タイ, ベトナム, オーストラリア, ロシア, ブラジル』 農林水産政策研究所
- グルー, ピエール (Gourou, Pierre, 内藤莞爾訳) (1945)『仏印の村落と農民 上巻』生活社 (原タイトル: Les paysans du delta tonkinois)
- ゴルバチョフ, ミハイル(田中直毅・訳) (1987)『ペレストロイカ』 講談社
- 斎藤仁(1977)「農村協同組合の組織基盤としての村落」『農村研究』44
- 斎藤仁(2009)「日本の村落とその市場対応機能組織—批判への答を中心として—」 大鎌邦雄編『日本とアジアの農業集落—組織と機能—』 清文堂出版
- 坂田正三(2003)「ベトナムのコメ流通—流通構造からみたドイモイの再評価—」 高根務編『アフリカとアジアの農産物流通』, アジア経済研究所
- 桜井由躬雄(1987)『ベトナム村落の形成』, 創文社
- 桜井由躬雄(1999)「紅河デルタ」『ベトナムの事典』, 同朋舎
- 塩川伸明(2010)『冷戦崩壊 20 年』, 勁草書房
- 嶋尾稔(1992)「植民地期北部ベトナム村落における秩序再編について—郷約再編の一事例の検討—」『慶応義塾大学言語文化研究所紀要』24
- 白石昌也(1993)『ベトナム—革命と建設のはざま—』 東京大学出版会
- 白石昌也(2000)「党・国家機構概観」 白石昌也編『ベトナムの国家機構』 明石書店
- 白石昌也(2002)「ベトナムにおける中央・地方関係」, 東アジア地域研究会・赤木攻・安井三吉編『東アジア政治のダイナミズム（講座・東アジア近現代史 5）』 青木書店
- 末成道男(1998)『ベトナムの祖先祭祀』 風響社
- 末成道男(1999)「ベトナムから見た漢族家族の特徴」, 末成道男編『中原と周辺—人類学的フィールドからの視点—』

風響社

竹内郁雄(1997)「ベトナム共産党第8回大会と新経済開発戦略」『アジア経済』第38巻第8号, アジア経済研究所

寺本実・坂田正三(2009)「2008年のベトナム」『アジア動向年報2009』, アジア経済研究所

トラン・ヴァン・トゥ(2003)「ベトナムードイモイの成果と課題ー」, 渡辺利夫(編)『アジア経済読本(第3版)』, 東洋経済新報社

トラン・ヴァン・トゥ(2010)『ベトナム経済発展論』勁草書房

中兼和津次(2010)『体制移行の政治経済学』名古屋大学出版会

中臣久(2002)『ベトナム経済の基本構造』日本評論社

中根千枝(1967)『タテ社会の人間関係』, 講談社

野本啓介(2000)「地方行政組織」白石昌也編『ベトナムの国家機構』明石書店

旗田巍(1973)『中国村落と共同体理論』岩波書店

ブラウン, アーチャー(小泉直美・角田安正訳)(2008)『ゴルバチョフ・ファクター』藤原書店(原タイトル: The Gorbachev factor)

藤田麻衣(2006)「ベトナムのWTO加盟への歩み」, 坂田正三(編)『2010年に向けたベトナムの発展戦略』, アジア経済研究所

富士通株式会社(2014)『平成25年度インフラ・システム輸出促進調査等委託事業ーベトナムの土地管理システム導入に向けた事業実施可能性調査ー調査報告書』(経済産業省委託調査) 富士通株式会社(2014)『平成25年度インフラ・システム輸出促進調査等委託事業ーベトナムの土地管理システム導入に向けた事業実施可能性調査ー調査報告書』(経済産業省委託調査)

古田元夫(1996)『ホー・チ・ミンー民族解放とドイモイ(現代アジアの肖像10)』岩波書店

古田元夫(2009)『ドイモイの誕生ーベトナムにおける改革路線の形成過程ー』青木書店

三尾忠志(1988)「ベトナムの経済改革」三尾忠志編『インドシナをめぐる国際関係』日本国際問題研究所

水野広祐(1998)「インドネシアにおける村落行政組織と住民組織ー西ジャワ・ブリアンガン高地農村の事例ー」加納啓良編『東南アジア農村発展の主体と組織ー近代日本との比較からー』アジア経済研究所

三宅優(1983)「<翻訳>ベトナム社会主義共和国憲法:1980年12月18日採択」, 『熊本短大論集』第34巻第2号, 熊本短期大学

山縣千樹(1941)『華北に於ける現存諸部落(自然村)の発生』国立北京大学農村経済研究所

ラヴィーニュー, マリー(栖原学訳)(2001)『移行の経済学』日本評論社

英語文献・ベトナム語文献(書籍, 講演及びウェブサイト)

CCPDTV (Cong ty Co phan Phan tich va Du bao Thi truong Viet Nam, ベトナム市況分析予報株式会社)(2010). *Bao Cao thuong nien Nganh hang lua gao Viet Nam va The gioi 2009 - Trien vong 2010* (2009年度のベトナムおよび世界のコメおよび次年度の展望に関する年次報告)

CCPDTV(2017)*Bao Cao thuong nien Thi truong lua gao 2016 va Trien vong 2017* (2016年度のコメ市場および次年度の展望に関する年次報告)

FAO(online) *FAOSTAT* (<http://www.fao.org/faostat/en/#data>), 2018年3月4日アクセス

Hy Van Luong(1989)“Vietnamese Kinship – Structural Principles and the Socialist Transformation in Northern Vietnam” The

Journal of Asian Studies, 48, no.4: 741-756, Ann Arbor : the Association for Asian Studies

Kerkvliet, Ben and Mark Selden (1999) "Agrarian Transformations in China and Vietnam," Anita Chan, Benedict J. Tria Kerkvliet, and Jonathan Unger (eds.), *Transforming Asian Socialism: China and Vietnam Compared*, Rowman & Littlefield

Naughton, Barry (1996) "Dinsinctive Features of Economic Reform in China and Vietnam" John McMillan and Barry Naughton (eds.), *Reforming Asian socialism: the growth of market institutions*, University of Michigan Press

Ngo Duc Tho, Nguyen Van Nguyen, Philippe Papine. 2003. *Dong Khanh Dia Du Chi* (同慶地輿誌), Nha Xuat Ban The Gioi (世界出版社)

Nguyen Ngoc Que (2009) 'Rice production and food policies in Vietnam', Agricultural Policy Seminar on "Food Security Policy in ASEAN Region and Individual ASEAN Member States", 5 March 2009, Tokyo

Nguyen Sinh Cuc (1995) *Nong Nghiep Viet Nam 1945-1995* (1945～1995 年のベトナム農業). Nha Xuat Ban Thong Ke (統計出版社)

Okae, Takashi(2009)"Rural Credit and Community Relationships in a Northern Vietnamese Village", 『東南アジア研究』47 巻 1 号, 京都大学東南アジア研究所

TCTK (Tong Cuc Thong Ke, ベトナム統計総局) (online) <http://www.gso.gov.vn>, 2018 年 3 月 4 日アクセス

TCTK(2000). *So Lieu Thong Ke Nong-Lam Nghiep Thuy San 1975-2000* (1975～2000 年農林水産業統計). Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK (2003) *Ket qua tong dieu tra Nong thon, Nong Nghiep va Thuy San 2001* (2001 年農村・農業・水産業センサス). Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK (2005) *Nien Giam Thong Ke 2004* (2004 年度統計年鑑). Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK(2007) *Ket qua tong dieu tra Nong thon, Nong Nghiep va Thuy San nam 2006* (2006 年度農村・農業・水産業センサス). Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK(2008) *Nien Giam Thong Ke 2007* (2007 年度統計年鑑). Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK(2012) *Ket qua tong dieu tra Nong thon, Nong Nghiep va Thuy San nam 2011* (2011 年度農村・農業・水産業センサス). Nha Xuat Ban Thong Ke

TTPNN (Trung tam Thong tin Phat trien Nong nghiep - Nong thon, 農業農村開発情報センター) (2008) *Bao Cao thuong nien Nganh hang lua gao Viet Nam 2007 va Trien vong 2008* (2007 年度のベトナム稲作部門及び次年度の展望に関する年次報告)

TTPNN (2009) *Bao Cao thuong nien Nganh hang lua gao Viet Nam 2008 va Trien vong 2009* (2008 年度のベトナム稲作部門及び次年度の展望に関する年次報告)

USDA(online). *PSD Online* (<https://apps.fas.usda.gov/psdonline/app/index.html>), 2018 年 3 月 6 日アクセス

World Bank(1996) *From plan to market -World development report 1996-*, New York: Oxford University

Williamson, John(1994) "In Search of a Manual for Technopols" John Williamson (eds.) *The political economy of policy reform*, Institute for International Economics

ベトナム語文献 (共産党・国家機関文書)

BCHDBXHT (Ban Chap hanh Dang Bo Xa Hop Tien, ホップティエン社党支部執行委員会). 2000. *Lich Su Dang Bo va Nhan Dan xa Hop Tien* (ホップティエン社党支部と人民の歴史) (内部資料)

BNNPTNT(Bo Nong Nghiep va Phat Trien Nong Thon, ベトナム農業農村開発省) (2014) *So: 3367/QD-BNN-TT, Quyét Dinh*

cua Bo Truong Bo nong nghiep va phat trien nong thon ve Phe Duyet Quy Hoach Chuyen Doi Co Cau Cay Trong Tren Dat Trong Lua Giai Doan 2014 - 2020 (2014～20 年の稲作地帯の作物構造転換計画承認に関する農業農村開発相決定第3367 号). 2014 年 7 月 31 日公布

CPVN (Chinh Phu Viet Nam, ベトナム政府) (1998) *So:135/1998/QĐ-TTg, Quyết Định của Thủ tướng Chính phủ phê duyệt Chương trình phát triển kinh tế - xã hội các xã đặc biệt khó khăn miền núi, vùng sâu, vùng xa* (特別困難な状態にある山岳地域・僻地各社の社会経済発展計画承認に関する政府首相決定135 号). 1998 年 7 月 31 日公布

CPVN(2000). *So:9/2000/NQ-CP, Nghị quyết của Chính phủ về một số chủ trương và chính sách về chuyển dịch cơ cấu kinh tế và tiêu thụ sản phẩm nông nghiệp* (農業経済構造の転換及び農産品の販売に関するいくつかの方針及び政策に関する政府決議9 号). 2000 年 6 月 15 日公布

CPVN(2002) *So:68/2002/QĐ-TTg, Quyết Định của Thủ tướng Chính phủ về Chương trình hành động của Chính phủ thực hiện Nghị quyết Hội nghị lần thứ 5 Ban chấp hành Trung ương Đảng khóa IX* (第9 期党中央執行委員会第5 期会決議議実現のための政府行動計画に関する2002 年政府首相決定68 号). 2002 年 6 月 4 日公布

CPVN(2003) *So:22/2003/CT-TTg, Chỉ thị của Thủ tướng Chính phủ về tiếp tục thực hiện việc thực hiện Nghị quyết Hội nghị lần thứ 5 Ban chấp hành Trung ương Đảng khóa IX* (第9 期党中央執行委員会第5 期会決議議実現の継続的な推進に関する2003 年首相指示22 号). 2003 年 10 月 3 日公布

CPVN(2008) *So:391/2008/QĐ-TTg, Quyết Định của Thủ tướng Chính phủ về rà soát, kiểm tra thực trạng việc quản lý quy hoạch, kế hoạch và sử dụng đất 5 năm 2006 - 2010 trên địa bàn cả nước, trong đó rà soát, kiểm tra thực trạng công tác quản lý quy hoạch, kế hoạch, sử dụng đất nông nghiệp 5 năm 2006 - 2010 nội chung và đất trong lúa nước nội riêng* (2006～2010 年5 ヶ年間の全国の土地の企画・計画・使用の管理の実態への検査事業における農用地, 特に水田の管理業務への検査に関する第391 号政府首相決定). 2008 年 4 月 18 日公布

CPVN(2009) *So:63/2009/NQ-CP, Nghị quyết của Chính phủ về đảm bảo an ninh lương thực quốc gia* (国家食糧安全保障に関する政府決議63 号). 2009 年 12 月 23 日公布

CPVN(2010) *So: 109/2010/ND-CP, Nghị Định của Chính Phủ về kinh doanh xuất khẩu gạo* (コメ輸出事業に関する政府議定109 号). 2010 年 11 月 4 日公布

CPVN(2013a). *So: 899/QĐ-TTg, Quyết định của Thủ tướng Chính phủ về Phe duyệt Đề án Tái cơ cấu ngành nông nghiệp theo hướng nâng cao giá trị gia tăng và phát triển bền vững* (高付加価値化と持続可能な発展に向けての農業部門再編の計画承認についての政府首相決定第899 号). 2013 年 6 月 10 日交付

CPVN(2013b) *So: 62/2013/QĐ-TTg, Quyết định của Thủ tướng Chính phủ về chính sách khuyến khích phát triển hợp tác, liên kết sản xuất gắn với tiêu thụ nông sản, xây dựng chuỗi giá trị và thương hiệu* (大規模農業経営と農産物販売との連携の奨励に関する首相決定第62 号), 2013 年 10 月 25 日公布

CPVN(2014) *So:43/2014/ND-CP, Nghị Định của Chính Phủ về Quy định chi tiết thi hành một số điều của Luật Đất đai* (土地法のいくつかの条文についての施行細則に関する政府議定43 号). 2014 年 5 月 15 日公布

DCSVN (Dang Cong San Viet Nam, ベトナム共産党) (1981) *So: 100/ CT/TW, Chỉ thị của Ban Bí thư Trung ương Đảng về cải thiện công tác khoán, mở rộng “khoán sản phẩm đến nhóm và người lao động” trong Hợp tác xã nông nghiệp* (農業合作社における請負活動の改善及び労働グループと労働者に対する生産物請負拡大に関する党中央書記局100 号指示). 1981 年 1 月 13 日公布

DCSVN(1988) *So:10/ NQ/TW, Nghị quyết của Bộ Chính trị về đổi mới quản lý kinh tế nông nghiệp* (農業経済管理におけるド

イモイに関する共産党政治局10号決議) . 1988年4月5日公布

QHVN (Quoc Hoi Viet Nam, ベトナム国会) (1993). *Luat Dat Dai nam 1993* (1993年土地法) . 1993年7月14日可決

QHVN(1996). *Luat Hop Tac Xa* (合作社法) . 1996年3月20日可決

QHVN(2003). *Luat Dat Dai nam 2003* (2003年土地法) . 2003年11月26日可決

QHVN(2013). *Luat Dat Dai nam 2013* (2013年土地法) . 2013年11月29日可決

第3章 オーストラリア

-農業支援政策の拡大と縮小の歴史的経緯-

玉井 哲也

1. はじめに

オーストラリアでは2016-17年度に小麦、大麦などの主要穀物が、史上最高の生産量を記録し、これを受けて、輸出量も増大した。続く2017-18年度は、前年度に比べると大きく減少するものの、いまのところ、深刻な干ばつからは10年間連続して免れている。

現在のオーストラリアは、世界有数の農産物輸出国であり、他の先進国の多くと比べて、農業への補助はわずかしかなかった。しかしながら、オーストラリアで農業が始まったのは200年余り前のことにすぎず、すぐに多量の農産物を輸出するようになったわけではない。また、農業補助金が手厚く支給され規制等が課されていた時期があった。本稿では、農業及び農業補助政策の変遷とその背景について整理する。

補助金や規制とは別の文脈として、オーストラリア政府は、輸出を重要な柱とする自国農業にとって重要な海外市場へのアクセスを改善することによって農業への支援を図っており、そのために貿易自由化に力を注ぎFTA交渉を推進している。既に主要輸出先をカバーするFTAを締結済みだが、残る主要市場とのFTAにも引き続き取り組む姿勢を見せており、香港などとの交渉を2017年から新たに開始している。他方、外国からの農業投資については、貿易自由化の推進と逆行するような規律強化の動きが見られる。こうした対外対応について、FTAの推進状況や外資規制の最近の動きを中心に整理する。

2. 農産物需給状況

オーストラリア農業経済資源科学局（ABARES）は、今シーズン（2017-18年度）の冬作物（小麦、大麦、カンノーラ等）の生産量を、2017年12月現在で約3,489万トンと予測しており（Australian crop report No.184, December 2017）、5,946万トンと史上最高を記録した昨シーズンに比べると4割以上落ち込むことになる（第1表）。

今シーズンの冬作物は初期に降水量が少なく、シーズンを通じても適時に十分な雨に恵まれなかったことから、冬作物の作付面積が2,000万haを超えるようになった2000-01年度以後の18年間のなかで8番目に低い生産量である。もっとも、2006-07年度のように2,000万トンを割るような不作からはほど遠く、過去10年間は深刻な干ばつに見舞われずに済んでいると言える。また、地域によって作柄に差があり西部では中盤からある程度の降水があつて持ち直したのに対して、東部ではそうでなかったものの、州によって生産量の減少度合いに極端な違いが生じているわけでもない。

第1表 冬作物の生産量と単収、輸出量 (小麦, 大麦, カノーラ)

	小麦			大麦			カノーラ		
	生産量	単収	輸出量	生産量	単収	輸出量	生産量	単収	輸出量
1994-95	8,961	1.14	6,351	2,913	1.18	2,437	263.9	0.74	84.6
1995-96	16,504	1.79	13,319	5,823	1.87	3,457	557.1	1.48	384.4
1996-97	22,924	2.10	19,224	6,696	1.99	4,375	623.2	1.53	329.6
1997-98	19,227	1.84	15,725	6,482	1.84	2,987	855.4	1.23	554.8
1998-99	21,465	1.86	16,450	5,987	1.89	4,718	1,690.5	1.36	1,355.6
1999-00	24,757	2.04	17,838	5,032	1.94	3,837	2,459.9	1.29	2,033.9
2000-01	22,108	1.82	16,142	6,744	1.95	4,149	1,775.0	1.22	1,392.2
2001-02	24,299	2.11	16,318	8,280	2.23	4,992	1,755.9	1.32	1,380.1
2002-03	10,132	0.91	9,107	3,865	1.00	3,466	870.8	0.67	517.2
2003-04	26,132	2.00	17,868	10,382	2.32	5,312	1,703.1	1.41	1,202.5
2004-05	21,905	1.64	14,675	7,740	1.67	6,502	1,542.3	1.12	892.4
2005-06	25,150	2.02	15,969	9,482	2.15	5,316	1,418.9	1.46	830.7
2006-07	10,822	0.92	8,685	4,257	1.02	3,136	573.3	0.55	228.4
2007-08	13,569	1.08	7,444	7,160	1.46	4,052	1,214.4	0.95	471.9
2008-09	21,420	1.58	14,707	7,997	1.60	3,899	1,844.2	1.09	1,066.7
2009-10	21,834	1.57	14,791	7,865	1.78	4,235	1,907.3	1.13	1,186.8
2010-11	27,410	2.03	18,584	7,995	2.17	4,625	2,358.7	1.14	1,549.1
2011-12	29,905	2.15	24,656	8,221	2.21	6,568	3,427.3	1.39	2,557.2
2012-13	22,855	1.76	18,644	7,472	2.05	5,165	4,141.7	1.27	3,512.0
2013-14	25,303	2.01	18,612	9,174	2.41	7,124	3,832.0	1.41	2,863.4
2014-15	23,743	1.92	16,587	8,646	2.12	6,208	3,540	1.22	2,626
2015-16	22,275	1.97	16,116	8,992	2.19	5,498	2,775	1.33	1,857
2016-17	35,009	2.73	22,640	13,414	3.33	9,537	4,136	1.78	3,517

出典: ABARES, Agricultural Commodity Statistics 2017.

第2表 夏作物の生産量と単収、輸出量 (ソルガム, 綿花, コメ)

	ソルガム			コメ			原綿		
	生産量	単収	輸出量	生産量	単収	輸出量	生産量	単収	輸出量
1994-95	1,273	1.86	111	1,016.0	8.54	593.6	375.0	1.52	296.8
1995-96	1,592	2.07	411	966.0	7.05	614.0	421.2	1.39	311.4
1996-97	1,425	2.62	299	1,255.0	8.26	539.5	610.1	1.54	505.0
1997-98	1,081	2.13	251	1,324.0	9.01	702.8	665.7	1.52	593.4
1998-99	1,891	3.22	76	1,362.0	9.20	606.9	715.6	1.27	646.7
1999-00	2,116	3.40	26	1,084.0	8.28	710.5	740.5	1.60	703.0
2000-01	1,935	2.55	330	1,643.0	9.28	660.9	819.0	1.55	834.3
2001-02	2,021	2.46	586	1,192.0	8.28	704.1	703.3	1.72	718.5
2002-03	1,465	2.20	70	438.0	9.32	286.9	387.1	1.72	596.2
2003-04	2,009	2.74	289	553.0	8.38	151.3	349.1	1.76	459.0
2004-05	2,011	2.66	513	339.0	6.65	69.5	645.1	2.01	410.2
2005-06	1,932	2.52	173	1,003.0	9.83	103.1	597.1	1.78	650.2
2006-07	1,283	2.09	46	163.0	8.15	413.7	301.4	2.10	486.5
2007-08	3,790	4.03	251	17.6	8.50	190.8	132.8	2.12	266.4
2008-09	2,692	3.51	1,368	60.9	8.46	44.9	329.2	2.01	259.7
2009-10	1,508	3.03	487	196.7	10.39	20.8	386.8	1.86	395.4
2010-11	1,935	3.06	553	723.3	9.54	91.4	925.7	1.57	504.5
2011-12	2,239	3.40	1,112	918.7	8.91	501.5	1,224.6	2.04	994.0
2012-13	2,229	3.45	1,291	1,161.1	10.28	577.1	1,017.0	2.30	1,304.9
2013-14	1,282	2.41	701	819.3	10.94	560.8	885.1	2.26	1,036.5
2014-15	2,209	3.02	1,205	690	9.91	481	527.8	2.68	681.2
2015-16	1,791	3.44	1,075	274	10.29	366	629.1	2.33	535.9
2016-17	1,017	2.57	729	809	9.94	177	931.0	1.67	762.9

出典: ABARES, Agricultural Commodity Statistics 2017.

夏作物（ソルガム、綿花、コメ等。そのほとんどはニューサウスウェールズ州とクイーンズランド州の2州で生産される）の生産量は約476万トンで、前年度よりも2割以上多く、最近5年間のなかで最大の生産量になると予測されている（第2表）。主要穀物全般について、地域により時として降水量の不足や干ばつに見舞われながらも、最近の10年間については全国的な規模での不作は回避できている。

第3表 食肉生産量，輸出量

	牛肉		羊肉(マトン)		羊肉(ラム)			豚肉		鶏肉	
	生産量	輸出量	生産量	輸出量	生産量	輸出量		生産量	輸出量	生産量	輸出量
1994-95	1,845	1,148	375	242	281	64	1994	348	9	504	14
1995-96	1,719	1,114	312	214	263	57	1995	356	10	504	18
1996-97	1,734	1,094	304	200	261	64	1996	339	12	525	18
1997-98	1,939	1,251	320	216	280	76	1997	344	17	557	18
1998-99	1,987	1,326	322	216	302	86	1998	369	25	602	23
1999-00	1,991	1,284	325	225	319	95	1999	362	45	614	24
2000-01	2,053	1,461	346	248	368	126	2000	364	56	658	24
2001-02	2,079	1,381	325	240	353	126	2001	379	77	662	31
2002-03	2,090	1,387	297	229	338	121	2002	407	92	737	28
2003-04	1,998	1,319	214	163	330	126	2003	419	88	719	27
2004-05	2,113	1,491	233	185	340	138	2004	395	70	759	25
2005-06	2,090	1,395	241	190	375	170	2005	390	65	803	29
2006-07	2,188	1,517	269	210	400	180	2006	383	67	797	19
2007-08	2,169	1,440	245	196	436	198	2007	385	61	813	29
2008-09	2,138	1,485	240	206	407	185	2008	345	55	805	33
2009-10	2,106	1,377	200	179	424	204	2009	324	45	829	35
2010-11	2,129	1,442	139	137	402	195	2010	339	50	934	31
2011-12	2,129	1,462	114	121	393	200	2011	344	51	1,013	40
2012-13	2,152	1,539	139	145	443	226	2012	352	46	1,047	41
2013-14	2,359	1,769	217	210	470	256	2013	360	47	1,067	42
2014-15	2,595	2,009	234	229	486	290	2014	362	44	1,103	48
2015-16	2,547	1,749	202	192	509	299	2015	374	41	1,137	34
2016-17	2,048	1,443	170	170	516	310	2016	386	42	1,225	36

出典:ABARES, Agricultural Commodity Statistics 2017.

畜産に目を転じると、牛肉生産は、2014年に干ばつが発生したことを受けてと畜頭数を増加させたことから増大したが、2016年は降雨に恵まれて牛群の再構築を進めたことに伴い減少した。羊に関しては、飼養頭数が過去20年間、一貫して減少傾向にあり、羊毛生産量もそれに歩調を合わせて減少しているのに対して、羊肉生産量はむしろ拡大している。羊肉の内訳では、マトン肉は減少してきているが、ラム肉については生産拡大が顕著である。かつてオーストラリアが「羊の背に乗った国」と言われたのは羊毛による経済的繁栄を指していたのだが、それが大きく様変わりしたことがうかがえる。

羊毛産業の最盛期であった20世紀半ば以前には、羊毛の「副産物」であるマトン肉を中心とする羊肉が国内で最も多く消費される食肉だったが、やがてその地位は牛肉にとって替わられた。今日、ラム肉の生産量はマトン肉を大きく上回り、その過半が輸出されている一方で国内でも消費されているが、マトン肉は生産量と輸出量がほぼ同じであり、も

はや国内ではほとんど消費されない状況になっている。なお、近年では牛肉もオーストラリアの食卓での地位を低下させており、最も多く消費される食肉は鶏肉である。2015-16年度には豚肉の消費量も牛肉を上回るに至った⁽¹⁾。過去50年の間、1人当たりの食肉消費量はあまり変わっていないが、その内訳には大きな変化が生じているのである。1人当たりの消費量が大きく減少した結果、人口は増加しているにもかかわらずオーストラリア国内での牛肉の消費量はむしろ減少気味であり、他方生産量は増加を続けていることから、生産増加がそのまま牛肉の輸出増につながる構図になっている。

第4表 羊毛、生乳、乳製品の生産量、輸出量

千トン(生乳は千リットル)

	羊毛		生乳	バター		チーズ	
	生産量	輸出量	生産量	生産量	輸出量	生産量	輸出量
1994-95	731	815	8,206	141	77	237	116
1995-96	699	771	8,718	154	60	268	119
1996-97	707	859	9,036	158	100	285	129
1997-98	683	799	9,439	163	95	310	153
1998-99	712	682	10,178	189	117	328	175
1999-00	643	800	10,847	182	137	373	220
2000-01	657	848	10,547	172	120	376	219
2001-02	605	700	11,271	178	123	412	218
2002-03	547	536	10,328	164	111	379	208
2003-04	516	505	10,076	149	84	384	212
2004-05	529	555	10,127	147	70	388	228
2005-06	520	552	10,089	146	83	373	202
2006-07	502	576	9,583	133	81	364	213
2007-08	459	483	9,223	128	57	361	203
2008-09	420	445	9,388	148	70	343	146
2009-10	422	428	9,084	128	74	350	168
2010-11	406	444	9,180	122	56	339	163
2011-12	404	405	9,574	120	49	347	161
2012-13	427	437	9,317	118	54	338	174
2013-14	419	428	9,372	116	49	311	151
2014-15	427	459	9,732	119	44	344	159
2015-16	404	417	9,679	119	34	344	173
2016-17	414	429	9,015	100	21	337	167

出典: ABARES, Agricultural Commodity Statistics 2017.

注. 羊毛の輸出は、皮を含む(生産量の対象よりも広い).

3. 農業支援政策の経緯

(1) オーストラリアの初期の農業と農業政策⁽²⁾

政府による規制や補助が少ないなかで、大規模な穀物生産、広大な牧場での牛・羊の放牧等を行い、世界でも有数の競争力がある効率的な経営が営まれ、輸出志向で大量の穀物、食肉、乳製品を輸出している。そして、生産環境は清浄で病虫害が少なく、農産物の品質は高い。オーストラリア農業については、このような印象、評価がなされるのが一般的であろう。

しかしながら、最初からそうだったわけではない。農業生産の条件は過酷である。オーストラリアは非常に乾燥しており、その面積の半分で、年間降水量が 300mm 以下である。エルニーニョやインド洋のダイポールモード現象といった大洋の状態に大きく影響されてしばしば干ばつに見舞われる。土地は、原生植物を伐採したり灌漑を行うと、塩類化といった環境問題を生じやすく、それが農業生産にも悪影響を及ぼす。

こうしたなかで展開されるオーストラリアの農業の歴史は 200 年余りにすぎないが、その間に、農業の実態もそれに対する政府からの介入も、様々な経過を経て今日に至っている。まず、農業の開始から、やがて政府の補助が導入されそれがピークに達する 1970 年頃までを概観する。

1) ヨーロッパ人の入植から 1900 年まで

オーストラリアは最初、英国の囚人を送り込む植民地として 1787 年に入植が開始された。本国から現地に対する指示には、土地を耕作して所要の穀物供給を確保し基本的に食料を自給することが含まれており、種子や家畜も持ち込まれた。刑期を終えて釈放された囚人、次いで水兵や自由移民に一定面積（未婚男性の場合 30 エーカー（約 12 ヘクタール）など）の土地を付与して耕作させる措置もとられた。しかしながら、当初の入植地の土地が耕作に適していなかったことや、農業についての知識・技術を持つ者が少なかったことなどから、順調に進まなかった。元囚人による営農は、資金不足のため、おおむね失敗に終わったとされる。入植地で穀物が自給できるようになるのは 1810 年、畜産物も含めて自給を達成したのは 1820 年だった。この間、不足する食料は海外から帆船で輸送したため供給は不安定であり、現地の食料確保という切実な要請にこたえるためにも、当初から農業は極めて重要な役割を担っていた。

ただし、耕種農業の発展はその後順調ではなかった。それは、国内市場の規模に制約されたためである。内陸部に耕作可能地が見つかりつつあったものの、当時は労働力不足で生産コストが高く国内の陸上輸送も高コストであり、入植地の外の市場は遠かったから、自給に必要な量を超えて小麦等の生産を拡大する条件は揃っていなかった。

そうしたなかで、産業として最初に発展したのは、牧羊である。羊毛は生産に必要な労働力が少なく高い単価で売れるので、遠隔市場に輸出しても利益が出るところから有望視

された。1820年代から、投機による羊牧場の拡大が始まり、干ばつと英国での羊毛価格下落による低迷を何度か経つつ、牧羊は拡大した。ニューサウスウェールズ州の羊飼養頭数は1821年に14万頭弱だったのが、1843年に500万頭余りに達した。当時の羊毛輸出先は英国を主とするヨーロッパで、1850年には英国にとって原料羊毛の輸入先として他の欧州諸国を押さえてオーストラリアが半分を占めるに至った。その後も、しばしば干ばつや羊毛価格低下などに悩まされ、また、スクワッターと呼ばれる巨大放牧業者が、その土地占有を社会問題とされながらも、放牧を内陸部深くにまで拡大していき、20世紀初頭までには、今日の農用地の範囲まで広がった。

小麦の生産は、最初自給を目指して9エーカーの土地で開始され、1788年にシドニー近郊のパラマッタに40エーカーの政府農場が設置された。1790年の小麦収穫量は200ブッシェル（約5.4トン）で、すべて播種用に保管された。1799年には、自由移民によってシドニー西郊に6,000エーカーの小麦作付けが行われていた。1830年代、40年代に、ヴィクトリア州、南オーストラリア州、西オーストラリア州が入植され、また、新機械の導入も進んで、19世紀半ばまでに小麦栽培が徐々に拡大していったが、先述のように植民地の人口による制約を受けていた。1845～51年の間に余剰小麦が発生すると、余剰量は少なかったにもかかわらず、その処理が問題になるという状況であった（モーリシャス及びグアムに輸出された）。

穀物生産が大きく拡大する契機となったのが1850年代のゴールドラッシュである。1851年に金鉱が発見されたことをきっかけに、海外からも多くの人オーストラリア南東部に集まり、人口が急増したことで、食料需要が急伸して耕種農業も大きく成長した。1850～60年の10年間で、人口は3倍近く（188%増）に増えて115万人となったのである。金鉱を求めて集まってきた人々の大部分は金探しには成功しなかったし、1861年には主立った金鉱は掘り尽くされてしまったので、失業鉱夫たちが労働力となって、農業や製造業が発展していった。

1880年代からは内陸部にも鉄道網整備が進み、機械の改良も進んで大規模経営化を助長し、小麦生産が内陸に拡大する。かつて小麦生産拡大の制約の一つであった陸上輸送費のコストが低減したのである。ただ、作付面積は増えたが、1860～1900年の間、平均単収は低下した。連作により地力が低下したためとも言われるし、より条件不利な土地に栽培が広がったため、そのことによって干ばつの影響を受けやすくなったため、とも考えられる。単収の低迷を受けて、当時の農家は耕作面積をより拡大することによって対応しようとした。1900年からは品種改良、農法・肥料の改良などもあって、単収も向上した。

肉牛の飼養も入植当初から行われていた。入植直後の1788年、6頭であった牛の数は、1800年には1,044頭に、そして1850年には1,894,834頭に達したとされる。当時の人口を考慮すると頭数が多すぎるようだが、食肉よりも皮革に対する需要に対応するためだったと考えられている。肉牛生産が更なる拡大をするに当たり、制約となったのは、やはり市場である。国内市場はゴールドラッシュによる人口増加で拡大したが、輸出市場が限られていた。初期は塩蔵肉の輸出を試みたが容器となる樽のコストが高すぎて実現しなかつ

たとえられる。その後、1860年代から英国向けに缶詰肉の輸出が行われるが、量は限定されていた。やがて冷凍船が開発されて、1880年、冷凍肉の英国への輸送が成功する。この冷凍技術により、羊毛以外にも、牛肉・羊肉の輸出が可能となったことで小規模農家（320～640 エーカー）の穀物と肉用家畜放牧の複合の経営状況が改善した。折から1880年代末ないし1890年代の経済不況のために、スクワッターが経済困難に陥り羊毛牧場を売却したので、その土地を利用して肉用家畜の放牧が更に拡大していった。

最も遅れて発展したのが酪農である。冷蔵技術が無い時代は長距離輸送ができなかったことから、1880年代までは、酪農は地域産業にとどまっており、飲用乳、バター、チーズなどを農場で製造していた。1880年代、90年代の技術発展を受けて、商業化が進むことになる。まず、冷蔵技術が開発されたことにより、1881年1月に英国へのバター輸送が成功する。鉄道網の発展とあいまって輸出可能な産品となったのである。次に生産性の高い牧草の導入により、酪農場の面積当たりの乳牛飼養頭数が増加した。3番目に、1881年にクリーム分離機（最初は手動式）が開発されたことで、農場で効率的にクリーム生産が行えるようになったことである。このクリームを運び込んでバターとチーズを製造する工場ができた。1890年、ニューサウスウェールズ州のバターの4割が工場に残りは農場で製造されていたが、1900年には、ほとんどすべてが工場生産されるようになった。生産拡大によって発生した脱脂粉乳の余剰分を餌として養豚も行われた。

19世紀末は、1880年代と1890年代に経済不況に見舞われてその立ち直りを図っていた時期であった。また、1895～1903年の大干ばつ（連邦干ばつ）に見舞われて、1890年代初期1億頭に達していた羊の数が半減し、小麦単収は1903年に0.16トン/ヘクタールに低迷した。そのような厳しい状況下ではあったが、全体として農業は発展を続けており、当時、羊毛と小麦とを主要作物とする一方で、肉牛、酪農、サトウキビ、各種園芸作物などへの多様化が進んできていた。大学などでの研究が進んだこと、農具や大鑛井盆地の地下水利用など技術進展があったこと、作業の人力から畜力、そして機械への転換が進んだこと、灌漑も試みられ始めたことともあいまって、19世紀の最後の四半世紀から今日のようなオーストラリア農業の発展の素地が整ってきたと言える。1901-02年度は、小麦の栽培面積が200万ヘクタール（その次がオート麦の18.7万ヘクタール）で、耕作の大部分は東部諸州であったが、1904-05年度までには西オーストラリア州の穀物生産が頭角を現してくる。

ただし、1890年代においてもなお、オーストラリアの耕種農業で利益が上がるのは、地元の人向けの食料と干ばつ時の動物向けの飼料、そしてメラネシア人の安価な労働に依存する砂糖のみだったとされる。当時の技術では、オーストラリアの広大な面積を利用して利益の上がる穀物生産をすることは不可能であり、南米から小麦粉を輸入する方が安上がりという状況であって、まだ国際競争力の強い農業とは言えなかった。

なお、灌漑等が本格的に展開するのは20世紀になってからである。灌漑事業は、面積当たりの羊の飼養頭数、作物生産量を増やし小規模農家の経営改善を図るという目的で実施されたが、1880年代からヴィクトリア州で推進された灌漑事業は、十分な計画が立てら

れていなかったこともあって、小規模で運営も円滑ではなかったとされる。ニューサウスウェールズ州は1880年頃からマランビジー川、マレー川での灌漑を検討し、1906年から貯水池の建設に着手し、1912年に入植を開始した。周到に計画されたにもかかわらず必ずしも万事順調に進んだわけではなく、1915年までに入植した888戸のうち1919年までに約1割が撤退し、第一次大戦後入植した復員兵911人のうち、1割弱が1926年までに廃業した。このような事態に対応するため農場の規模を拡大することとされ、当初の目的は修正されていくことになる。

2) 1900年までの政府による介入

19世紀末までの農業に関しては、政府による補助というものは限定的であった。大規模羊毛牧場主スクワッターがほしいままに広大な牧場用地を手にするのを放任していた、ということが一種の補助・支援と言えなくはないが、補助金を支給する形態の積極的な支援はあまり見られなかったようである。ただ、定住農業者を数多く設立しようという意図から行われた施策として、土地を無償あるいは安価で付与することは行われた。

先述のように、入植直後から、刑期を終えて釈放された囚人、次いで水兵や自由移民に一定面積の土地を付与して耕作させることが行われていた。1820年代になると、元囚人への土地付与は10エーカーに制限し（それまでは30～100エーカー）、資力を持つ移民等に有料で付与（1エーカー当たり1ポンドで、上限300エーカー）するようになった。

1831年には、英国は、入植者等への土地の無償付与をとりやめ、販売方式に切り替えた。従来からの輸送コスト高、労働不足の問題に加えて、土地購入コストも負わなければならなくなり、穀物農業の停滞が続く要因の一つにもなったとされる。一方、この土地売上代金を新たな移民の渡航費用の補助に充てて、入植者を増やして農業発展につなげたのが南オーストラリア州であった。

1847年の土地令により、誰でも1エーカー当たり最低価格1ポンド以上で土地を買えることとなった。ただし、農業最適地は既にスクワッターらが占有している、との不満は漏れた。そして、もともと面積の割に必要なとする労働力が少なく、しかもゴールドラッシュ時の高賃金下で更なる合理化が進んだ牧羊業では、ゴールドラッシュ終了後に生じた大量の余剰労働者を吸収することは不可能だった。

1860年代になると、各植民地では、米国のホームステッド法と同様の、土地分与が行われた。すなわち、一定の農業地域においては、牧羊業者が使っている土地であっても、一定期間内に柵を立てたり一定額以上の投資をすることを条件として、一定面積（ニューサウスウェールズ州では40～320エーカー）を、誰でも購入できるとの制度が創設された。自らの判断で土地を選んで購入できることから、この制度で誕生した農家はセレクトアー（selectors）と呼ばれた。ただし、320エーカー以下という規模は、経済的に立ちゆくためには十分ではなく、市場から離れた農家などは経営が困難だった。

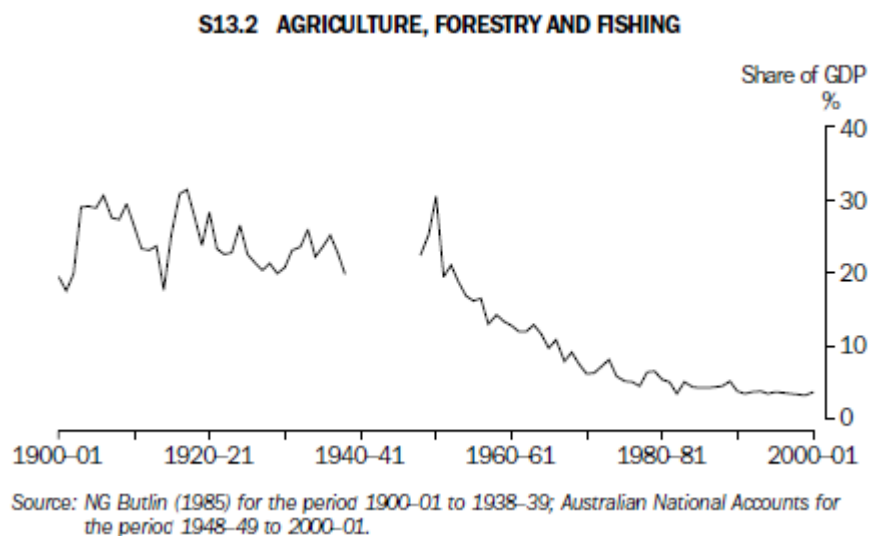
このように、最初は食料確保のために、その後は増えた労働力を吸収するために、土地を与え、ないしは比較的安価で購入させて農業をさせようとする政策が、入植から19世

紀において行われた。なお、小規模農家を多数設立するこの政策は、後述するように、2つの世界大戦後の退役軍人の定住化施策として、20世紀になっても行われる。

(2) 20世紀の農業の発展⁽²⁾

オーストラリアに連邦政府が誕生したのは1901年である。それぞれが個別に、本国である英国の植民地であった各州が、連邦政府のもとで一つにまとまることになった。

20世紀のオーストラリア農業は拡大基調を続けた。農林水産業がGDPに占めるシェアは、1900-01年度は19.4%で単独では最大の産業(サービス部門の各種を合わせると31%)であり、1916-17年度、1917-18年度、1950-51年度には、それぞれ第一次大戦、朝鮮戦争での農産物の価格上昇に対応して30%を超えた(第1図)。製造業は、1900-01年度から1950-51年度にかけてシェアを2倍近くに伸ばして22.4%となったが、なお農林水産業に及ばなかった。農林水産業は、他の産業に比べて、干ばつその他の気候問題により大きな影響を受けるため、年々の変動が大きいが、20世紀後半にGDPに占める割合の減少傾向が続いたのは、他の産業の拡大の方が速かったことを反映している。その結果、2000-01年度には、サービスが48.4%とGDPの約半分に貢献し、製造業が11.9%を占め、農林水産業は3.7%にとどまっている。

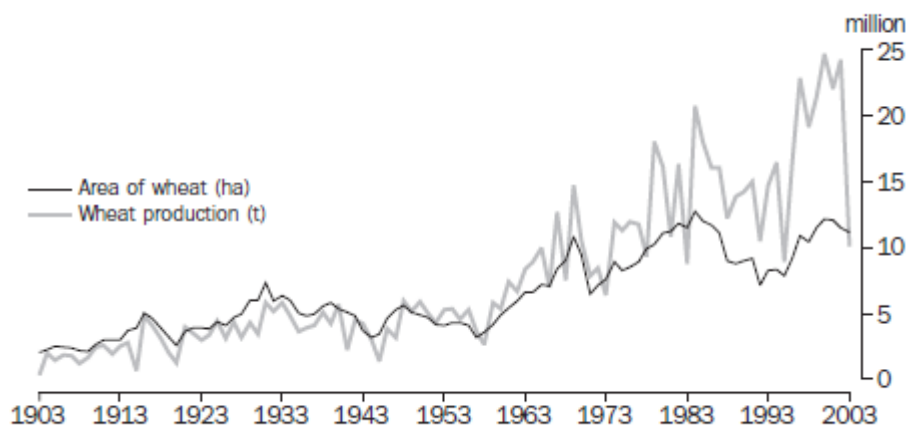


第1図 農林水産業がオーストラリアのGDPに占める割合

出典：Year Book Australia 2005, p427 “100 years of change in Australian industry”

主要産物ごとに見ると、まず小麦は、作付面積が1901-02年度の200万ヘクタールから2000-01年度には1,200万ヘクタールとなり、単収はこの間に3倍となって、生産量は10倍以上になっている(第2図)。

14.14 WHEAT PRODUCTION — 1903 – 2003



Source: Agricultural Commodities, Australia (7121.0); Historical data available on request.

第2図 小麦生産量及び作付面積の推移

出典：Year Book Australia 2006, p431

羊の頭数は、19世紀末の連邦干ばつの影響で大幅に減ったあと増加基調を続けた。特に1950年代前半は、朝鮮戦争の需要もあって羊毛の価格が高騰し、農業生産額に占める羊毛の割合が5割を超えたこともあるほどだった。これが、オーストラリアが「羊の背に乘る」国と言われた時期である。その後も羊頭数は増え続け、1970年代にピークの1億8千万頭に達したが、その後は羊毛需要が衰退したことに伴い減少傾向が続いている（第3図）。

S16.2 SHEEP AND LAMBS(a)



(a) Data for 2001 are preliminary.

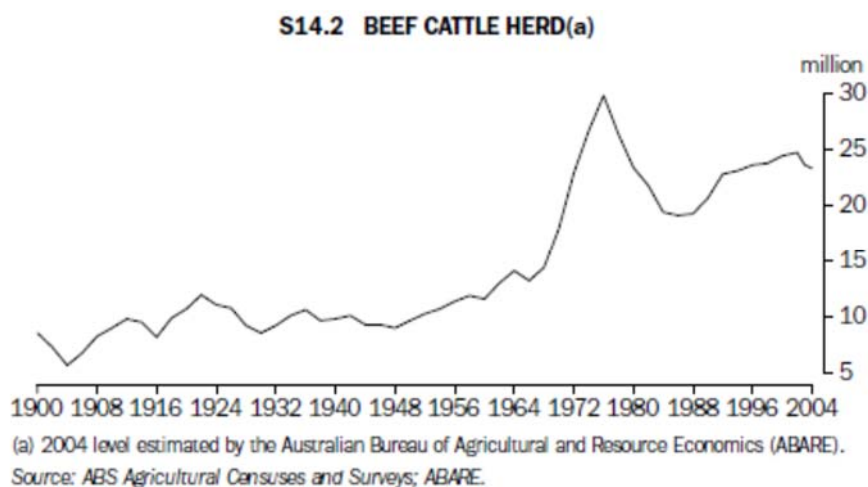
Source: Agriculture, Australia (7113.0) — recent data; ABS data on request, Agricultural Commodity Collections — historical data.

第3図 羊頭数の推移

出典：Year Book Australia 2003, p527 “Australia’s wool industry”

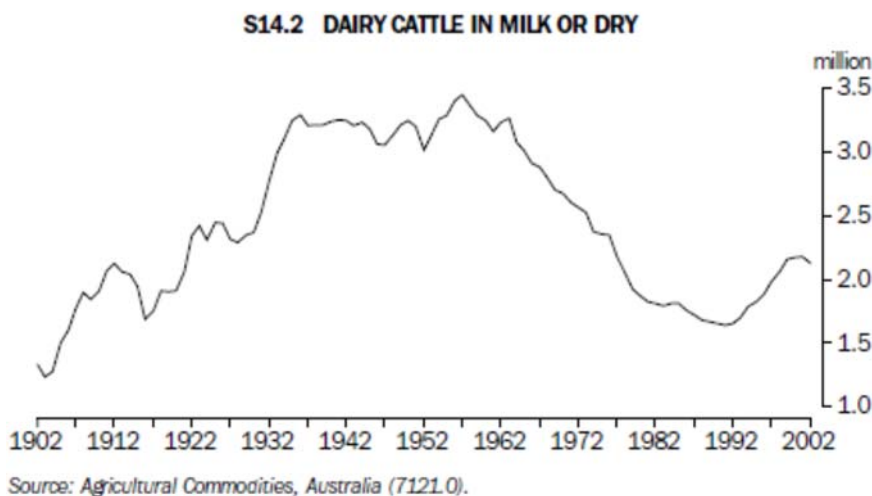
肉牛頭数は、1900年に860万頭となった後、二つの世界大戦と世界恐慌の影響で横ばいとなり（1950年で970万頭）、1960年代、70年代には急増し、1976年は最大の2,980万頭に達した。冷凍よりも付加価値の高い冷蔵輸出が1934年以後可能となり、普及した

ことも拡大を助長した。1974-75 年度に、世界的な増産もあって牛肉価格が暴落したため、一時は 1,940 万頭（1984 年）まで急減し、その後徐々に増加している（第 4 図）。



第 4 図 肉牛頭数の推移

出典：Year Book Australia 2005, p471 “Australia’s beef cattle industry”



第 5 図 乳牛数の推移

出典：Year Book Australia 2004, p446 “Australia’s dairy industry”

乳牛頭数は、1960 年頃をピークとして 1990 年代前後に 170 万頭を下回るまで減少し、最大時の半分近くにまで落ち込んだ。その後頭数は増加したものの、最大頭数であった 330 万頭には遠く及ばない（第 5 図）。ただし、この間に 1 頭当たりの年間搾乳量は倍増しているので、生乳生産量は減少しておらず、1990 年代以降は、頭数増加に伴い、むしろ増加しているところである。

このように、連邦政府誕生後も農業生産は増加を続け、オーストラリアは食料輸出国に

転じた。政府が、農業を支援する措置を様々なかたちで行うようになったのも、20世紀に入ってからである。なお、農業だけが支援を受けたわけではなく、製造業についても手厚い保護があったことには留意が必要である。Anderson et al. (2007), Lloyd et al. (2015a), Lloyd et al. (2015b)は、相対的には農業よりも製造業の方が高い保護水準の恩恵を受けていたことを論じている。

(3) 1901年の連邦設立以後の農業政策の変遷⁽³⁾

以下、時系列で、1901年のオーストラリア連邦政府成立からの保護政策の変遷を見ていく。その特徴や背景などについては別項にて改めて述べる。

1) 援助の始まり（第一次世界大戦頃まで）

連邦政府誕生の時点で、砂糖と乳製品に対する支援が始まっていた。砂糖については、クイーンズランド州のサトウキビ農業を保護するため、1900年、輸入に高関税を課して国内価格を高く維持し、輸出はそれよりも安い国際価格で行った。当時のサトウキビ生産は、欧州出身者の労働力による小規模農場で行われ、労賃が高かったため、輸入砂糖から国内砂糖産業を保護する必要があったのである。1902年には、連邦政府が精製糖に物品税を課し、その収入から欧州労働者によるサトウキビ生産に対して報奨金 (bounty) を支払った。1901年にはバターを保護するため、マーガリンその他のバター代替品は着色されていなければ輸入が禁止された。

サトウキビについて始まった生産に対する報奨金はその後、1907年に法制化され、当時国内生産量の少なかった産物の生産を振興するために、一定の作物（ジュート・綿花など植物繊維、コメ、コーヒー、タバコ、一部の乾燥果実）に生産量に応じた報奨金が払われた。ただし、実際には生産はほとんど誘発されず、従って支払額も僅かだった。果実については輸出への報奨金 (export bounties) も、市価の10%程度が支払われ、1919年まで実施された。サトウキビの報奨金は1914年で廃止された。

1920年代初期の豊作によって放牧肉牛数が増加したことと、英国での牛肉価格下落が重なって、輸出価格が低迷し、牛肉輸出の利益が上がらなくなると、政府は1922年から4年間、牛肉輸出及び生体牛輸出とに輸出報奨金 (export bounties) を支払った。1924年には果実缶詰（アプリコット、桃、梨、パイナップル）の生産・輸出を対象とし、1920年代にはワインの輸出の一部にも輸出報奨金を出したことがある。

第一次世界大戦の際には、戦時に対応して経済の統制や食料・物資の確保が必要となった。英国政府はオーストラリア産羊毛と余剰バターを全量、専門家委員会が決定する価格で購入する取り決めをした。小麦については、1915年に連邦政府と州政府が合意してオーストラリア小麦ボード (Australian Wheat Board (AWB)) を設立した。生産者支援と重要食料の価格・販売を管理することを目的としたものであり、各作期の小麦売り上げを一つにまとめ、そこから全生産者に公平に支払うという、プール制が用いられた。砂糖は、

すべて連邦政府が購入した。戦争を契機として、初めて政府による大規模な農産物流通の管理が行われた。

2) 第一次世界大戦後の戦間期

第一次世界大戦後、第二次世界大戦までの間は、戦後の価格低下や世界恐慌による景気低迷を背景として、保護が本格的に拡大を始めた時期である。

第一次世界大戦の戦時中とその直後には農産物価格が上昇し、オーストラリアの農業生産は拡大した。政府は、雇用対策目的もあって、戦後復員してきた兵士の農業定住を進めたが、1920年代になると、価格が下落し、1920年代末までに小規模な未経験農家の多くが失敗し負債を抱えた。

かつて工業製品はヨーロッパ、特に英国からの輸入に頼っていたが、第一次世界大戦の影響により輸入が激減したため、国内の製造業が拡大した。戦後、輸入が再開すると、国内製造業を保護するために、工業製品の関税率が引き上げられ、1920年代の平均関税率は30%となった。これは、農業にとっては、輸入資機材を使っていたことから、コスト上昇につながるものだった。

二重価格が広まるのもこの時期である。1900年の砂糖の二重価格は、輸入に高関税をかけて国内価格を高くし安い国際価格で輸出する仕組みだったが、砂糖が輸出産業として成長してくると（オーストラリアは1923年に純輸出国に転じた）、1920年、クイーンズランド州政府は連邦政府と合意した水準に国内砂糖価格を維持することとし、そのために州内産砂糖の強制買い上げを開始した。また、連邦政府は1923年に砂糖輸入を禁止した。このように輸入関税等により国内価格を高くし、直接的な介入、規制によって販売を統制して国内の農産物価格の管理を図り、余剰分を国内よりも安い価格で輸出するという方式が、連邦政府が輸出管理ボードを置く方式により他の輸出農産物でも行われるようになった。

最初の輸出管理ボードが置かれたのが1924年、乾燥果実と乳製品についてである。1926年には缶詰果実、1929年にワインが対象となり、輸出価格と国内価格の差別化を図る二重価格を実施した（ただし、ワインに関しては、輸出管理ボードの主要な機能は海外販売活動の統制と品質の確保であって、価格管理ではなかった）。なお、果実については輸出報奨金（export bounties）が1935年に再開され、1940年まで続いた。

乳製品については更に、1926年、連邦政府が国内消費価格制度（Paterson 制度）を導入した。国産乳製品に課徴金をかけて、それを原資に乳製品を輸出補助するもので、二重価格をより強化するものだった。Paterson 制度は1934年に最高裁で無効とされたが、1935年からは価格同一化制度（price equalisation scheme）を開始し、自主的に参加する乳製品製造業者に助成金を払う仕組みをとって、実質的には輸出を行っている事業者に対する補助が継続された。

品目によっては、国内市場のなかでも差別的価格付けが行われた。1930年代、40年代に各州政府が酪農ボードを設け、飲用向け乳について、生産者に出荷可能な数量を制限（割

当て)する一方で加工向け乳よりも高い価格を保障した。砂糖については醸造用が安い価格とされ、小麦については工業用と飼料用が安い価格とされた。

販売や価格の管理のほかにも、様々な補助や支援が行われた。

コメについては、1925年にマランビジー灌漑地域で最初の商業栽培が試みられると、国内産業保護のため、輸入関税が導入された。

1930年代になると、大恐慌で農産物価格が下落したのを受け、1931~32年に小麦生産者、酪農家、果実生産者等に対して連邦政府から負債軽減措置などの救済支援が行われた。小麦農家には、1932~36年、報奨金(bounties)が支払われた。1940-41年度と1941-42年度には連邦政府が小麦農家等への干ばつ救済を行い、州政府が農家を干ばつ支援するときには連邦が州政府に補助金を出した。

1936年、タバコのローカルコンテンツ制が導入された。国産タバコの利用を奨励すべく、タバコ製品を製造する際に国産タバコ葉を一定割合以上使用する事業者に対しては、その利用する輸入原料の関税を安くする仕組みである。

農業投入材への補助として、1932年に肥料補助金が導入された(小麦生産者は除く)。肥料補助金は1950年代半ばまで続いた。灌漑用水も、政府がダム建設などを行うことにより利用者の水料金負担が低く抑えられた。鉄道等の輸送費に対する補助もあった。

国際市場では、ドミニオン(オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、南アフリカ)は英国から多量の工業製品を輸入する一方、英国を農産物の主要輸出先としていた。1932年のオタワ会議で、英国は、ドミニオンからの乳製品、リンゴ、ナシ、柑橘、ワイン、乾燥果実、果実缶詰、卵、小麦・小麦粉等の輸入に特惠関税率を適用することに合意し、また、ドミニオン以外からの食肉輸入を禁止した。

3) 第二次世界大戦前後

第二次世界大戦を機に、1939年、製造業では輸入免許制が導入された。製造業の生産を奨励・振興することを目的とするものだが、輸入抑制によって国内で利用する資機材のコストが高くなり、更に、1962年に免許制廃止された後も関税率は引き上げられて、輸入品のコストが高く維持されたことから、経済に長期にわたり影響を与えた。また、戦時下で、市場と資材を確保する必要から、英国・オーストラリア両国政府は、英国がオーストラリアの余剰バター及びチーズを等級ごとに固定された価格で全量買い上げる契約を結んだ。更に英国は、オーストラリアの羊毛輸出を全部、戦争中と戦後1年間購入したほか、毎年の契約により、オーストラリアの余剰の食肉、卵、乾燥・缶詰果実を購入した。オーストラリア政府は、輸出市場が制約されたリンゴ及びナシの余剰を買い取ることによって支援した。また、やはり戦時措置として、食肉については通常の輸出を停止し国家安全保障の枠組みの下で統制した。

日本が1941年に参戦すると、米国軍がオーストラリアに駐留したことも加わって食料増産の必要に迫られ、1942年に、乳製品、食肉、卵、コメ、砂糖、干しぶどう、果実缶詰、ジャガイモ、落花生等について生産目標を設定した。

小麦に関しては、1921年に廃止されていたAWBが、1939年に改めて法定組織として設立されて、国内産の小麦全部を購入しその貯蔵・流通を管理する権限を与えられた。また、戦争中は、飼料用小麦の購入者に補助金を給付することにより、輸出市場が制約されたために生じた余剰小麦を減らすことを図った。戦後になっても引き続き、1948年の法律で小麦安定化制度を規定し、価格安定と秩序ある販売を保つことを目的として、国内産小麦のすべての購入と販売の権限が与えられた。国内市場を独占する権限を使って、輸出価格よりも国内価格を高くする二重価格を設定し、プール計算の仕組みにより小麦生産者には平準化された価格（輸出価格と輸入価格の加重平均）が支払われた。

第一次世界大戦前に始まった、生産された農産物に対する報奨金は、対象品目の変更も伴いつつ断続していたが、第二次世界大戦が始まると、1939年に乳製品（加工業者への支払い）が新たに対象とされ、リンゴ、ナシ、リン、トラクターについても行われた。随時、品目を特定して、1年ないし2年単位で行う方式であったが、一部品目については戦後も5年単位で継続された。

4) 第二次世界大戦以後（1970年頃まで）

第二次世界大戦後には、第一次世界大戦後と同様の復員兵士の定住化政策である War Service Land Settlement Scheme（1945年～）が行われた。前回の反省に立って農業経験者を入植させるなどの配慮をし入植は順調に進んだものの、1960年代には小規模農家が立ちゆかなくなって、定住化政策は終焉し、1970年代には、規模拡大を目指す構造調整政策に転換して、地方再建制度が始まる。定住政策とその後の大規模化への路線転換については7)の項でまとめて述べる。

第二次世界大戦が終了しても、農産物価格は高い状態が続いていたが、農家は価格暴落を恐れて価格安定を強く望んだ。これに応じて、乳製品で実施されているような価格安定の仕組みを、連邦政府が農業政策の要素として取り入れた。

先述の1948年のAWBが運営する小麦安定化制度もそうした法定価格安定制度の一つであり、国内市場と輸出市場との価格差別化、価格の支持・安定化の仕組みは、以前の輸出管理ボード（Export Control Board）に通じるものだが、第二次世界大戦以後に広がった仕組みは、法定販売ボード（Statutory Marketing Board）と呼ばれる組織による方式だった。州政府、連邦政府が品目ごとの販売ボードを法律で設置し、該当品目をすべてその法定販売ボードに売ることを農産物生産者に義務づけ、流通の独占的地位を与えられた法定販売ボードが国内向けには高価格で売り、輸出は低価格で行い、そして、輸出向け、国内向けの売り上げ全体をプール計算して、生産者に対する支払いを行った。基金を設けて、価格が高い時の売り上げの一部を留保しておき、価格が低い時に取り崩す方法で、複数年にわたって生産者の受取額を安定させる仕組みをとるものが多く、その基金の運用に際して借入金が必要な場合に政府が債務保証するなどの支援がなされた。法定販売ボードは、生産者からの要望に応じて設立され、生産者、消費者、政府の代表により運営され、その代表の過半を生産者とするので、ボードの決定に生産者の意思が反映された。州政

府が設置する法定販売ボードの場合に対象となるのは当該州内産の作物と当該州内の流通のみであり、オーストラリア憲法によって州間の通商は自由とされている。しかしながら、法定販売ボードが主要な生産州のすべてで設立され、同程度の国内価格を設定したことにより、州間取引が抑制され、それぞれの州内での独占的な地位が維持された。ただし、法定販売ボードには一般的には生産を統制する権限は与えられなかったため、価格の短期的な変動に対応して生産者の受取額を安定させることはできても、例えば最低価格保証制度のように価格水準自体を維持する能力は乏しかった。

酪農に関しては、飲用向け乳について州の法定販売ボードが管理して出荷量を割り当てるとともに加工向け乳よりも高い価格を維持し、加工された乳製品については連邦政府が国内向けと輸出向けとの価格差別化を行った。砂糖及びコメは、それぞれクイーンズランド州及びニューサウスウェールズ州のみに法定販売ボードが置かれたが、生産地域が限られているので実質的にオーストラリア全域について独占した状態であった。鶏卵については、例外的に生産調整の権限を与えられた法定販売ボードが産卵鶏の数を割り当てることにより生産を厳しく管理した。1965年以前は、州ごとで鶏卵販売ボードが州内価格を決めていたが、1965年、連邦政府は採卵鶏に課税して、全国で価格が平準化するように各州の販売ボードに資金配分した。果実・野菜に関しては、連邦の法定販売ボードが干しぶどう、缶詰果実、リンゴ、ナシの輸出を規制・管理した。タバコについては、ローカルコンテンツの割合が徐々に増加(1977年で最大の57%に到達)する過程で生産過剰が生じたので、1965年、連邦政府は各州の販売ボードを通じて生産者に対する販売量割当を導入した。

なお、酪農への支援を補足するものとして、バターと競合するマーガリンに対する規制が強化され、1940年に、植物油製のテーブル・マーガリンを対象として生産量割当てが導入された。当初は、連邦政府が管轄して各州に割当てていたが、1950年代に州政府に権限が委ねられた。

1960年代、70年代に農産物の過剰生産が問題となった折りには、生産割当を行うことが議論されたが、鶏卵、タバコなどの例外を除き実施はされなかった。なお、コメは従来から生産管理を行っていたが、地力維持や環境対策を理由とするものである。

5) 1970年代以降の規制改革時期

1972年に労働党が政権をとると、農業政策について見直しが行われることとなった。この改革は、農業だけでなく経済全般にかかわり、1980年代、90年代にも継続していくものだった。

各種農産物の報奨金が、1973年から段階的に廃止に向かい、綿花について1973年に、乳製品について1975年で撤廃された。なお、製造業への補助という側面がある肥料(リン)、トラクターの報奨金はその後もしばらく継続した。

肥料補助金は、1950年代後半に一旦中断し、1960年代半ばに再開していたが、1988年に廃止された。

法定販売ボード等についても、市場に任せるという方向性で、作物の強制的買上権が廃

止されたり組織が解体されるなどの改革が行われた。

鶏卵については、1974年に、採卵鶏の割当を取引可能なものとする規制緩和を行いつつ、州の法定販売ボードによる供給・価格の管理を続けようとしたが、自由に生産・販売することを望む生産者が規制を無視して販売するようになって制度維持が困難となった。連邦政府が資金配分して、全国の鶏卵価格を平準化する仕組みは1987年で終了し、1989年にはニューサウスウェールズ州政府が割当を有していた生産者に補償を支払って法定販売を廃止した。これに倣って他の州も順次、法定販売を廃止していき、2005年、最後の西オーストラリア州で規制が撤廃された。

クイーンズランド州の綿花の法定販売は1989年に制度が廃止された。柑橘については1980年代に法定販売ボードが統合されて、地理的に狭い範囲での競争制限を削減した。干しぶどうについては1980年に法定販売ボードによる価格安定が廃止され、リンゴ、ナシについて、1990年に連邦政府による債務保証が廃止された。1995年、タバコについてのローカルコンテンツ規制と法定販売ボードによる強制買上権限が廃止された。

小麦の法定販売ボード(AWB)は、基金に対する政府債務保証などの支援が削減されるのと並行して、規制緩和を進め、プール制の外で、小麦生産者が直接小麦利用者に販売する道を拡大していった。ただ、改革は漸進的に進められ、1974年の流通計画で、それまで工業用・飼料用の小麦について食用小麦よりも安く価格設定していたのを廃止し、食用小麦のみ価格設定するようにしていたが、1979年の計画では価格差を復活させた。1984年には、国内の飼料小麦市場が自由化されて、小麦生産者は、許可制の下ではあるが、飼料向けの小麦についてはAWBへの売渡義務を免除され、誰に対しても販売できるようになった。1989年には、食用小麦も含めてAWBの強制買上権は廃止され、国内の小麦市場は完全に自由化された。政府による基金への債務保証支援も廃止され(1992年)、政府による国内価格への関与はなくなった。他方、小麦輸出については、世界市場で穀物メジャーに対抗して有利な価格で販売するためという理由で、AWBによる輸出独占(シングルデスク)が存続することとされた。

酪農においては、1940年代以来、「自主的」な措置として、制度に参加する乳製品製造業者が輸出を行うのに対して助成金を払うことにより、輸出向けの価格を国内向けより低くする価格制度を実施していたが、1977年に法律が制定され、正式に連邦政府が関与した全国一律の政策として行われることになった。それ以前の措置と同様、輸出価格を安く維持し、国内価格との差額の補填を政府の財源によって行っていたが、補填のための負担が大きいために批判された。このため、1986年にケリン・プランを導入し、差額補填に上限額を設けるとともに、生乳にかかる課徴金をその財源に充てることとした。ただし、輸出価格が大幅に下がった場合の補助措置(製品価格下支え制度)が追加され、こちらは政府の財源により行われた。1992年には、ケリン・プランの後継プログラムとしてクリーン・プランが新たに導入されたが、その際に製品価格下支え制度は廃止され、差額補填の金額を2000年まで計画的に漸減することとされていた。

マーガリンの生産量割当ては、その需要増大とともに維持が難しくなり、既に1950年

代から、酪農業や消費者の状況の違い等により、割当量拡大を求める州と抑制を望む州との対立が生じており、南オーストラリア州政府が 1974 年に割当制の廃止を表明するに至った。連邦政府はマーガリン生産の全国的管理に各州をつなぎ留めるために調整を行う熱意を失い、1976 年、割当を各州に一任した。その後直ちにニューサウスウェールズ州が割当制を離脱し、1980 年代に他の州も割当制を廃止した。

1980 年代時点では、砂糖は、オーストラリアで最も規制された農業部門で、砂糖業界はそれを変更することに抵抗を続けていたが、1989 年に、連邦政府とクイーンズランド州政府との合意によって、国内砂糖価格の水準が引き下げられるとともに、1923 年以来続いていた砂糖輸入禁止が廃止された。関税率は、当初、115 豪ドル/トンに設定され、1992 年に削減されて、55 豪ドル/トンとなり、1997 年 7 月 1 日をもって関税は撤廃された。

干ばつ政策も改革された。従来は、干ばつを、その被害に対して支援する必要がある自然災害と位置づけて補助を行っていた。しかし、1992 年に連邦政府・州政府が発表した新たな全国干ばつ政策 (National Drought Policy) では、この方針を転換し、干ばつは農家の通常の活動・経営のなかで対処するものであって補助を要する災害ではないとの認識に立ち、支援を行わないことにした。ただ、20~25 年に一度という例外的で深刻な干ばつに限って、低利融資、飼料・家畜の輸送費の一部負担などを行うこととしたのである。なお、2008 年の干ばつ政策点検 (National Review of Drought Policy) においては、このような支援措置さえも廃止すべきと指摘された。

補助・支援の縮小、廃止が進み始めたこの時期に、羊毛については、逆行するような動きがあった。羊毛は、第二次世界大戦中、英国政府による羊毛全輸出量の買取りの恩恵を受けはしたものの、蜂蜜などの小規模産物、食肉、飼料穀物と並んで、補助金の受取が少なかった品目である。大規模で政治力もある羊毛産業自身が、政府の介入を望まない意向が強かったこともその背景だった。第二次世界大戦後も価格は高く、1951 年には朝鮮戦争需要もあって羊毛価格が更に高騰し、農業生産額に占める羊毛のシェアが 56%にも達して、オーストラリアは「羊の背に乘る」と言われた。しかし、1960 年代後半から価格が低迷し不振に陥ると、補助の対象となった。1970 年に不足払いが導入され、所得が前年の 92% 以下になった羊毛生産者に補助金を支給した (補助金の上限額 1,500 豪ドル)。翌 1971 年には、羊毛 1kg 当たりの価格が 79.2 豪セントを下回った場合にその差額を補填する価格不足払いを行ったが、財政負担が大きすぎるため継続を断念し、同年、連邦政府は羊毛委員会 (Australian Wool Commission) を設立して、価格が安いときに価格調整在庫としてフロア価格で買入を行う権限を与えた。羊毛委員会は 1974 年に羊毛公社 (Australian Wool Corporation (AWC)) に改組され、最低買入価格で買い入れる制度を引き継いだ。最低買入価格を下回った羊毛を AWC が買い入れて緩衝在庫とし、価格が上がったときに販売する仕組みで、生産者への価格保証と価格安定とを図るものである。制度の費用負担は当初、生産者が支払う課徴金 (羊毛販売額の 5%) と連邦政府の融資 350 百万豪ドルによったが、後に政府融資は廃止された。1970 年代は順調に運営されたが、羊毛需要の減少に歯止めがかからなかったことから、1991 年 2 月に大量在庫と負債を抱えて制度は破綻し、羊毛在

庫の処分の責任を負う Australian Wool Realization Commission が設立された。その後、1993 年に連邦政府の法定会社 Wool International に引き継がれ、1999 年に民営化されて Wool Stock Australia Limited となって、2001 年 8 月までに在庫売却を完了し、羊毛取引は自由市場で行われることとなった。

この時期の改革の特徴は、二大政党どちらもが与野党いずれの立場においても改革を支持し、政権を取ると改革を進めたことである。更に連邦政府だけでなく州政府も一貫して、改革を進める方針だった。また、貿易障壁を縮小したのは、おおむねオーストラリア政府の一方的な措置によるものであって、貿易相手国との交渉などの結果によるものではなかった。その他の国内の支援政策ともども、国際的な圧力を受けての改革だったのではなく、自ら削減・廃止を行ったことも、この時期のオーストラリアの規制改革等の特徴である。

6) 1990 年代後半以後：規制改革の仕上げ

以上のようにして、1995 年までに大麦、オート麦、綿花、生鮮野菜・果実、トウモロコシ、タバコ、食肉、油糧種子、コメ、ソルガム、小麦及び羊毛についての各種補助金と関税は廃止された。酪農、干しぶどう、砂糖、ワインでも関税が徐々に削減・撤廃となり、最終的にはチーズについて若干の関税割当と関税率を残すのみとなった。

これに対して、法定販売ボード等の仕組みは、政府予算からの直接の補助金等を受けていないこと、生産者が自らの手による生産物の流通管理の権限を手放したくなかったこと、法定の事業体が流通網の中に組み込まれていて廃止までの調整等が簡単ではなかったことなどから、なお存続しているものも少なくなかった。

それらも、1995 年からの全国競争促進政策 (National Competition Policy (NCP)) によって、大部分が一掃されることとなる。NCP は、連邦政府、州政府が合意した方針であり、これに従い、競争を制限・規制しているすべての法令、制度を原則として廃止する活動が進められた。競争を制限することによって経済社会全体にもたらされる利益がその制限によって生じるコストよりも大きい場合、又は競争制限以外には経済社会にとって有用な目的を達成する手段が存在しない場合にのみ、存続を認め、もしそうでなければその競争制限は廃止された。2005 年までの 10 年間で、政府事業も含む全業種で約 1,800 件の競争制限、規制の点検・見直し作業が行われ、漁業、林業、小売業、輸送、通信、保険、年金、保育、賭博、企画・開発サービスなどが改革された。法定販売ボードについても大幅に改革が進んだ。

小麦については、強制買入権が 1989 年に廃止されていたものの、AWB が法定販売ボードとして存続していたが、1999 年に AWB は政府が運営する法定組織ではなくなり、生産者が所有・管理する会社 AWB Limited に転換し、政府による運営への関与は解消した。ただし、この時点では、輸出独占権は継続していた。2004 年に、コンテナ詰め、袋詰め的小麦輸出については、AWB Limited による独占権が廃止され、バラ積み小麦（バルク）のみの輸出独占となった。更に 2008 年になると、バラ積み小麦についても輸出独占権が廃止され、シングルデスクは完全に解体された。なお、バラ積み小麦の輸出は政府機関

(Wheat Exports Australia) の許可を得て行う仕組みとされたが、2012 年末にその許可制も廃止され、小麦の自由化が完了した。

他の穀物に関しては、1947 年以後南オーストラリア州とヴィクトリア州の大麦の法定販売ボードだった **Australian Barley Board** が、1999 年に国内販売について、2001 年にヴィクトリア州の大麦の輸出についての独占権が廃止され、2007 年に南オーストラリア州産大麦についても輸出独占権が廃止された。西オーストラリア州では、法定販売ボード **Grain Pool** による大麦、カノーラなどの輸出独占が、2009 年で廃止された。

75 年間にわたり、最も規制され最も支持された産業の一つであった酪農は、2000 年 7 月 1 日から飲用乳向け、加工向けを含めて、流通・価格に関する規制・補助がすべて撤廃された。この規制撤廃に対応して、業界からの要請にも応じて、連邦政府は移行のための補助措置を実施した。1999 年の生乳出荷量実績等に応じた固定額の補助金を、8 分割して 2008 年まで毎年支払う仕組みであり（酪農構造調整プログラム）、財源は小売飲用乳にかかる課徴金でまかなわれた。

サトウキビについては、先述のように、砂糖の輸入禁止措置が解除され、関税が 1997 年に撤廃されたのだが、依然としてサトウキビの運び込み先となる製糖所の指定や、粗糖販売の収益の分配についての規制などクイーンズランド州法による生産・販売への介入が残っていた。1992 年、連邦政府の産業委員会は、**Queensland Sugar Corporation (QSC)** による粗糖の強制買入を直ちに廃止することを含め、規制をすべて撤廃するよう勧告したが、同州のなかで政治力の強い砂糖業界が抵抗したため、規制改革は進まなかった。

しかし、NCP で他の産業部門も含めて全面的な規制緩和が進む中で、砂糖産業も追従を余儀なくされ、連邦政府とクイーンズランド州政府が大規模な金融支援措置を行うのと引換の形で、業界も構造改革に合意した。2006 年に流通管理が完全に廃止されて、**QSC** はサトウキビの強制買入権を失い、生産者は製糖業者と自由に取引できることになった。**QSC** は廃止されたわけではないが、他の業者と同様に市場で、売買、契約を行う。

このような改革の結果、法定販売ボードとしてなお独占的権限を残すのは、ニューサウスウェールズ州の **Rice Marketing Board** のみとなった。このボードは、国内流通の独占権は 2005 年に失ったものの、同州産のコメの強制買入権限と輸出独占権とを維持している。連邦政府の生産性委員会は同ボードの輸出独占権を廃止することを 2017 年 3 月に公表した報告書で勧告したが、ニューサウスウェールズ州政府はそれに先んじて、2016 年末に **Rice Marketing Board** の権限を 5 年間延長したのだった（2022 年 6 月まで）。

法定販売ボードが廃止された経緯を第 5 表に示す。この表に掲載したものは、オーストラリア政府が **WTO** に通報した国家貿易企業であり、欄の○印はそれぞれの年に対象品目について輸出独占権を有することを示しているので、法定販売ボードのうち輸出独占権のおよその廃止時期が反映されている。これまで見たように国内の流通独占権は概して輸出独占権よりも先に廃止されていることに留意されたい⁽⁴⁾。

オーストラリア政府の農業への介入は、入植初期には、まず農業生産の拡大を目指し、20 世紀以後は農業者の所得安定・維持が重要な目的となり、そのために農産物流通規制を

はじめとする多様な手法を使って所得・価格の安定化や輸出の拡大等を図った。国内製造業を保護するための関税によって農業投入材などのコストが高くなったので、それを補償するための支援も行われた。

第5表 国家貿易の通報状況

国家貿易企業名	対象品目	95	96	98	00	04	06	07	08	10	13	14	16	17
Australian Dried Fruits Board	ぶどう, 干しぶどう	○	○	○										
Australian Honey Bureau	ハチミツ	○	○	○										
Australian Horticultural Corporation	苗, リンゴ, ナシ, 柑橘, 栗, マカダミア, アボカド	○	○	○										
Australian Wine and Brandy Corporation	ワイン, ブランデー, ブドウ原料の酒	○	○	○										
Wool International	羊毛	○	○	○										
Australian Meat and Livestock Corporation	牛肉, 羊肉, 山羊肉, 水牛肉, 生体牛・羊・山羊・水牛	○	○	○	○									
Grainco	Qld産小麦, 大麦, ソルガム	○	○	○	○									
Australian Dairy Corporation	乳製品	○	○	○	○	○								
New South Wales Grains Board	NSW産粗粒穀物, 油糧種子	○	○	○	○	○	○	○						
Australian Barley Board	SA・Vic産大麦, オート麦, 豆類, カノーラ	○	○	○	○	○	○	○	○					
Australian Wheat Board	小麦	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
Queensland Sugar Corporation	砂糖	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
Grain Pool of Western Australia	WA産ライ麦, 裸麦, 豆類, 大麦, カノーラ	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
New South Wales Rice Marketing Board	NSW産コメ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

出典:WTO国家貿易通報 G/STR/N/xx/AUSの各年.

注. Qldはクイーンズランド州, NSWはニューサウスウェールズ州, SAは南オーストラリア州, Vicはヴィクトリア州, WAは西オーストラリア州.

1970年代以降、政府が農業の規制緩和のために様々な努力をした結果、今日のオーストラリア農業はおおむね自由市場経済のなかで活動する状態になっている。世界貿易機関（WTO）に対する報告でも、2008-9年度以後、農業補助金のうち、貿易・生産歪曲的な補助金の通報額はデミニミスによる調整後は、いずれもゼロとなっている。また、一貫して市場価格支持（MPS）も青の政策も通報されていない。所得政策と位置づけられるのはFMDs（農場経営預金制度。緑の政策）⁽⁵⁾のみと言える。規制緩和によって、政府の役割は、かつてのような生産・販売を管理・規制するものから、農業者の活動を予測可能で効率的なものにすることに資するサービスや環境を整えることに変化した。今日、オーストラリア政府の農業政策は、検疫、病害虫対策、水その他の天然資源の保護と利用調整、食

品の安全、国際市場へのアクセス改善、研究開発・普及・助言などが中心となっている。

7) 入植による小農家設立と構造調整

農業政策の転換を端的に示す例として、小農家入植支援とその後の地方調整制度等への移行を見てみよう。1960年まで小規模農家の入植とその経営とを政府が支援していたのだが、1971年には、正反対の、離農促進、大規模化の政策が打ち出される。

入植に関する政府の介入は連邦成立前から行われており、既に述べたように、入植直後から、元囚人に土地を付与して耕作させる仕組みがあり、その後、土地を安価で販売する仕組みや、営農を継続する条件で土地を付与することなどが行われた。当初は食料を増産し確保する必要から行われ、その後、植民地の人口が増加すると、景気減速の際の余剰労働力を吸収するためという目的も加わり、小規模農家を創設して土地の定住人口を増やすことを図った。

20世紀になると、第一次世界大戦、第二次世界大戦の復員兵士を入植・定住させる措置が実施された。19世紀末頃からの冷凍輸送や鉄道網の発展により、羊毛以外にも牛肉や小麦が輸出可能となり小規模農家の経営改善が見られたこと、第一次世界大戦直後にピークに達した農産物価格が、1920年代前半まで高止まりの状態を続けたことも、定住政策を後押しする材料となった。しかし未経験のうえ資力も潤沢ではない復員兵の農業経営は失敗が多く、1920年代末までに新参の小規模農家の多くが失敗し負債を抱えた。

第二次世界大戦直後から始まった定住措置 (War Service Land Settlement Scheme) は、以前の失敗に鑑み、政府が審査の上、農業で自立していける十分な広さの土地を分与すること、原則として農業経験者を入植させ、経験の無い者には職業訓練を施すこと、とされた。すべての州政府が入植庁を設立し、当時好調だった農産物価格を背景に入植を進めた。入植先を確保する目的もあって農地の開発事業への政府支援も行われ、南オーストラリア州のカンガルー島等での乾燥地の開発、灌漑開発などが行われた。オーストラリアで最も顕著な公共事業とされるスノーウィ川の水力発電計画にも灌漑開発が付随しており、西オーストラリア州のオード川 (Ord) 灌漑事業の第一段階は 1960 年代に完成し、綿花、サフラワー、ソルガムなどの栽培が試みられた。クイーンズランド州政府もバーデキン川等で灌漑開発を行った。こうした開発は、政治的意図により、経済的合理性や費用便益分析を度外視して実施されることがあった。第二次世界大戦終了時点で約 60 万ヘクタールだった灌漑面積は 1979 年には 160 万ヘクタールに達した。

しかしながら、1951～58 年は、農産物価格もある程度上がったものの農業資材価格や賃金の上昇が大きく、新技術等の導入や規模拡大による経済的メリットが認識されるようになって、農場の統合・拡大が進んだ。1958～68 年は、コストが上がり続ける一方で農産物価格が伸び悩み、復員兵入植農家に限らず、小規模農家の経営はますます困難になって、1960 年代末で定住化政策は終焉する。製造業などが成長したこともあり、農業においても他産業に遜色のない所得を確保する必要性が意識され、規模を拡大することがそのた

めの手段として認識されるようになった。こうして、1970年代には、一転して、政府の政策としても農場の経営規模拡大が推進されるようになった。

最初に導入された構造調整政策が、1971年の地方再建制度（Rural Reconstruction Scheme (RRS)）である。この制度は、干ばつその他で経営困難になった農家を救済する政策を含んでおり、そうした政策は1960年代以前にも実施されたが、産業の構造調整を明確に目標とするものとしては初めての支援であった。

RRSは、経営を建て直す見込みのある農家が負債の整理や農場経営の強化を行うのに対して補助金（負債整理の場合は平均37,000豪ドル、農場再建の場合は平均46,000豪ドル）を支給した。また、「再出発 rehabilitation」補助金は、離農することを直接的に誘引するもので、農業を退出しようとする農家に支給された離農補助金である（当初は1,000豪ドルまでの融資で、州政府の裁量により補助金に切り替えることができた。最終的には、上限2,700豪ドルとなった）。

1977年には、地方調整制度（Rural Adjustment Scheme (RAS)）が発足し、RRSの主要な要素を引き継いだ。「再出発 rehabilitation」補助金は最大5,000豪ドルに増額された。また、RRSの段階では、酪農調整、果樹調整など作物ごとでの施策が並列で行われていたが、RASではそれらを統合した上で、以下のような支援を実施した。

- ① 負債整理：長期的に継続可能な農場について、負債を一つに統合してその金利の引下げ、返済期間の延長を行う。
- ② 農場構築：経営規模を拡大しようとする小規模農場に対する低利融資等
- ③ 農場改良：作物の多様化や土地・施設の改善などに対する低利融資
- ④ 運転資金融資：短期的な深刻な市況不調、災害等に直面している場合の低利融資
- ⑤ 再出発補助金：離農する農家に対して一時金を支給
- ⑥ 家計支援：経営困難で離農を検討している農家の家計を補助（離農しなかった場合には返済を求められる）

RASは3度の改正を経ており、1985年には、家計支援が、一般的な福祉プログラムで対応できるとして打ち切れ、「再出発 rehabilitation」補助金が8,000豪ドルまでに増額された。また、融資方式が、連邦政府が補助して州政府を通じて低利融資を行うものから、商業的融資に対する利子補助に変更された。

1988年改正では、農業の効率の向上と国際競争力の強化が強調され、それまで行われてこなかった訓練、技能取得、新技術の導入や事業転換などのメニューが導入された。「再確立 re-establishment」補助金（「再出発 rehabilitation」補助金が名称変更されたもの）の上限が34,635豪ドルまで増額された。

1992年には、低利融資が廃止された一方で、技術、経営、財務を改善して、農業部門を、生産性の高い長期的に利益の上がる持続性あるものにすることを狙いとして、研修補助金（上限500豪ドル）や専門家の助言を得るための補助金などが導入された。「再確立 re-establishment」補助金は上限45,000豪ドルまで増額された。また、連邦政府と州政府が共同で導入した地方調整戦略（Regional Adjustment Strategies）で重点地域・部門に

指定された場合には、再確立補助金の上限が 90,000 豪ドルとなった。なお、構造調整を促進するために、州政府が農地を購入する規定もあったがほとんど利用されることはなかった。

1996 年、RAS の見直しが行われ、既にその役割を終えたとして、廃止され、1997 年からは、AAA (Agriculture - Advancing Australia) 施策が開始された。AAA は情報・助言・訓練を第一次生産者、生産者グループ及び地方産業に提供することに重点を置くものであり、情報・相談サービス、教育・訓練サービスなどを利用する農家等にその費用の一部を補助する支援方式である。

1977 年から 20 年間にわたって行われた RAS は、改訂の度に、財政的に困難な農民に対する支援から、生産性の長期的な向上を目指すことに、その手法も負債整理や設備改良に対する融資などから、農業経営者の知識・能力の向上へと、焦点が移った。AAA においては、もはや「再確立 re-establishment」補助金は設けられず、規模拡大を図るという意味での構造調整政策は、1996 年、RAS とともに終了したと言えよう。

なお、このような政府の施策が行われたところではあるが、オーストラリア農業の構造調整は、自律的に進んだとされている。再出発（再確立）補助金によって、効率的でない農家の離農を促進する施策は、実態として調整過程に大きな影響は与えなかったと考えられている。すなわち、RRS プログラム全体で 21,000 件以上の応募があったうち、再出発補助金を求める応募は 300 件に留まった（採択されたのは 197 件）し、1970～1974 年に離農したニューサウスウェールズ州の酪農家 3,244 人のうち、RRS のもとで行った者は 80 人しかいなかった。RAS に移行してからも、1977 年からの 10 年間に「調整離農」した農家のうち、RAS によった者は 1%未満であった。1988 年の RAS 改正に伴い応募が増加したが、再確立補助金の採択が多かった 1991 年でさえ、農民の 0.3%が補助金を受けたに過ぎなかった。このように、構造調整政策の個別の施策が農業者の退出を促進する効果はさほど大きくなかったようではあるが、RRS, RAS のメニューとして離農補助金を盛り込み、農家を土地から引き離すことを政策目的の一つとして掲げたこと、ある時点で農業を行っている農家全員が将来も農業部門にとどまれるわけではないという認識を、政府が明確に示した点に大きな意味があったと考えられる。

(4) 1970 年代までの農業保護（拡大・継続）の背景と特徴⁽⁶⁾

オーストラリアの農業に対する実質的な保護の程度について Lloyd et al.(2015a)が過去に遡って計算している。それによると、連邦政府誕生以後から、ある程度の保護が行われてはいたが、その保護の程度を示す指標は、第二次世界大戦後に大きく上昇して 1970 年代にピークに達した。

農業への保護の正当性は当初、脆弱な産業を保護したり国内生産がわずかな作物を振興するという観点で説明された。連邦政府誕生直後に、生産コストの高いサトウキビや当時国内生産の少なかった綿花、コメなどへの報奨金等が支給されたのはこれに該当する。

その後、第一次世界大戦が始まると、経済統制や食料の確保のための保護や規制が行われ、政府による農業生産と流通への介入が強められた。第二次世界大戦の時も同様である。こうした理由で導入された措置が、小麦の法定販売ボードや、バター、砂糖、羊毛などの政府買入であり、食料増産の必要から生産目標を設定することや輸出統制も戦時下の対応として行われた。

戦時下の統制的な手法は、一度導入されると、戦争が終わった後も参考とされた。第一次世界大戦後には乳製品や果実の輸出管理ボードが設置されたし、小麦の法定販売ボード (AWB) は第一次世界大戦後に一旦廃止されたものが生産者団体の自主的な組織として継続しており、第二次世界大戦時に法定の権限を持つものとして復活し、戦後も継続された。二つの世界大戦の戦後には、復員兵士の処遇のために地方部への定住事業が実施された。

また、価格低下や災害などで困難に陥っている部門を救援する必要性も支援措置の根拠となった。第一次世界大戦後、1920年代からの景気後退が1930年代の恐慌へと移行し農産物価格が下落したことや、1958年以後農産物価格が世界的に下落して農家の所得が下がったことが、政府が様々な支援措置を行う理由とされたのである。

こうした種々の事情を支援の理由にする背景には、農業は保護されるべきものだという基本的な考え方があり、それには、オーストラリアの産業を巡る事情と政治的な構図が関係している。

まず、連邦政府誕生以来、未発展の国内産業を保護する目的で、高関税や政府指定による事業独占などの保護措置、競争制限措置が設けられてきたが、その対象は農業だけではなかった。むしろ製造業の方が、20世紀を通じ一貫して、関税率も高く、農業よりも手厚く保護されてきたのであった (Lloyd et al. (2015a))。1929年に政府の調査委員会 (Brigden Committee) は、関税による製造業の保護が輸出産業である農業の負担になっていると報告した。同様の議論は、1960年代、70年代にも生じている。20世紀半ばを過ぎると、国民経済に占める農業の地位が低下していくことも、保護を求める背景になったと思われる。

この状況に対し、1920年代以後農民の利益を代表した地方党 (後の国民党。自由党と保守連立して二大政党の一方をなす) が、当初は製造業への補助を削減することを主張し、その後農業部門への補助を拡大することを求めた。1958年に党首となりその後20年間、保守連立政権の副首相を務めたマキュアン (John McEwen。1967年末から3週間だけ首相を務めた) のもとで、地方党は、製造業への補助継続を強力に主張するとともに、農業への補助を増やして製造業に近づける方針をとったのである。

連邦政府誕生以来の、農業に対する各種の補助、支援の措置の特徴としては以下のようなことが指摘されている。

- ① 極めて多種多様であり、品目により政策の種類が異なる。
- ② 二大政党の間で政権交代が起きてもあまり変化しない。
- ③ 財政的手法よりも、販売管理などの規制的手法を選ぶ傾向が強い。
- ④ 価格支持等は納税者負担でなく、消費者負担のものが大部分である。

上記特徴の③、④は関連しており、一般歳入を財源として農業生産者に対して補助金を

給付するよりも、販売管理や関税などによって農産物価格を高く保つことによって生産者の所得を支援することが多く見られる。生産量等に応じて支払われた報奨金 (bounties) や初期の肥料補助などはその例外であるが、その場合にも補助財源は一般歳入ではなく、加工品に対する物品税や賦課金を充てることがあった。

特徴①のように多種多様な方式での支援が行われることになった背景には、政策の形成過程があった。第一次産業生産者の生活水準を向上させることを重視するとうたった 1946 年のチフリー政権での地方政策声明と、農業生産を拡大するプログラムを政策目標とした 1952 年の農業生産に関する短い声明を別にすれば、1974 年までは政府による農業部門についての政策目標・政策判断に関する基本的な考え方や方針がとりまとめられることはなく、包括的・総合的な政策形成はあまり行われてこなかった。

特に、第二次世界大戦後の 1949 年から 1972 年までの保守連立政権のもとで、農業大臣など、地方に関係の深い部門を担当する大臣は地方党から出ていたが、地方党は、農業生産者こそ政策を提案するのにふさわしい存在であり、農業生産者の意思を法律や行政にするのが地方党の役割であるという立場をとっていた。政策形成は密室で、大臣とその行政部局、生産者団体の間で行われ、議論は公開されなかった。このようなやり方で政策を決めていたため、場当たりの (ad hoc) で、経済の他の分野や農業内の他の部門との関係を顧慮しない政策となっていたとされる。

こうして、それぞれ特定の品目に向けられた二重価格制、保証価格、報奨金、産出補助金、生産割当、輸出補助金、輸入規制 (輸入禁止、輸入数量割当、関税)、法定販売ボード、ローカルコンテンツ制、代替品の制限、などの様々な施策が打ち出されることになった。そして、農業全般への優遇措置として、税制特別措置、干ばつ救済、投入材補助 (肥料、灌漑用水、低利融資) といったものが個別品目への支援を補足する、という構図であった。

なお、多様な政策となったことには、連邦制も寄与している。農業生産に関する政策その他は州政府の責任、権限のもとにあるとされるが、流通や技術に関しては全国統一的な基準等が必要な場合も少なくなく国際貿易に関する権限は連邦に属するので、連邦政府が関与する余地は大きくなる。このため、州政府と連邦政府が、必要に応じて連携や調整をすることはあるものの、別々に支援制度、支援政策等を設けることが生じた。

特徴②の、二大政党での政権交代でも農業政策に大きな違いが出ないという点については、1972 年の政権交代で変化が生じた。これが、農業への支援の拡大・維持から縮小・撤廃へと向かう転換点となった。

(5) 1970 年代以降の規制改革の特徴と背景 ⁽⁶⁾

1970 年代以後、包括的な農業規制緩和が行われ、農業に対する支援は減少し、2000 年以後は、市場や価格に介入するような農業保護や農家の所得を補填するような補助金はほぼ行われない状況となっている。政府の役割も、かつての生産・販売を管理・規制するも

のから、農業活動をより効率的にすることに資する農業研究開発などのサービスを提供するものへと変化した。

1972年の政権交代が、補助の拡大から縮小に向かう転機であった。四半世紀続いた保守連合政権から、1972年に労働党政権に替わると、経済全般にかかる改革が行われることになり、そのなかで農業補助政策についても大きく見直されることとなった。まず、1973年に関税率が一律に25%引き下げられ、その後も1988年、1991年に更なる一般的削減が行われるなど段階的な引下げが続いた。1983年からは改革が加速し、豪ドルが変動相場制となり、外国資本の銀行の活動が解禁され、制限的な労働慣行が減らされ、政府企業が法人化・民営化されるなど、金融市場、投資市場の規制緩和が進み、輸入数量割当が廃止され、経済の自由化と規制的政策の削減が進められた。

この間、政府組織に起きた変化は、関税により国内産業を保護するために1921年以来設置されていた関税ボード Tariff Board が1974年に廃止されて、後継組織として設立された産業支援委員会 Industries Assistance Commission (IAC) が、農業を含む全産業の点検を開始したことである。

1972年以前の保守連立政権のもとで、農業者団体が補助金や税制特例などの優遇措置を要求するには、地方党に所属する農業担当大臣に陳情すればよかった。ところが、IACは、経済活動の効率性を向上させることや、産業支援方策などは国全体の利益や経済政策全体と整合的なものにするなど、経済合理性をめざす政府の方針に配慮して活動することとされ、その議論の内容は公開された。IAC設立以後、農家が政府からの支援や介入を求めるならば、IACの審査を受け、その根拠を国民経済の利益に基づき説明しなければならなくなったのである。同じ1974年、労働党政権が地方政策に関する「Green Paper」を発表した。農業政策についての考え方を明確に転換するもので、首相及び第一次産業大臣は発表に伴う声明で「第一次生産者に長期的な安定や真の利益をもたらさない、場当たりの決定を回避する。政府は、専門家の助言に基づき経済的に健全で社会的に公平な、家族農場支援方策を形成する」と述べた。このようにして、IACが政策見直しを進めた結果、作物や資材の報奨金 bounties など多くの農家優遇措置が廃止された。

労働党は1975年末に政権を失うが、保守連合政権になっても、Green Paperが樹立した原則は踏襲され、農家優遇措置が再開されることはなかった。与野党双方が規制緩和・保護削減を推進するようになったのである。第一次産業大臣の指示で1982年に作成された Balderstone Report は、農業政策のあるべき姿は、農場部門が資源の効率的利用と変化への適応により生産性を向上していく条件を整えることだと指摘した。1986年には、ホーク首相が、経済・地方政策声明 Economic and Rural Policy Statement を発表し、農業政策の考え方を市場志向のものへと明確に転換した。

政府だけではなく、農業関係者も改革を支持した。長らくオーストラリアには、全国の農業者を代表して統一的に政府に対して政治的な意見を述べる組織が存在しなかったが、1979年に、全国農民連盟 (National Farmers Federation (NFF)) が発足した。NFFは設立当初から、自由市場経済を志向する経済政策を求め、価格・供給の管理や補助金に反

対の立場であった。

このように政府、農業者団体ともに市場志向の改革に方向転換したのは、1960年代頃から、従来国内産業を保護する目的で行われてきた高関税や補助、競争制限的な規制が、不合理な資源配分を助長し、かえって効率と成長を害し経済発展の妨げになっていると認識されるようになり、それが1970年代、80年代の経済の低迷の時期と重なったことで、規制や保護の解体などの経済改革こそが発展を促すという考えが主流となってきたためである。

農業の保護・規制が不合理で不適切なものだという認識が広がったことについて、オーストラリアの農業経済学界は、研究者の研究成果が反映されたのだと自負している。1941年ニューサウスウェールズ州農業省に農業経済課 *Agricultural Economics Division* が、1945年7月連邦政府に農業経済局 *Bureau of Agricultural Economics* (BAE) が設置され、大学だけでなく、政府機関の中でも、農業経済学が発展した。1957年に設立のオーストラリア農業経済学会 (*Australian Agricultural Economics Society*) は、当初125人の会員から、最大時の1973年には708人に拡大している。

農業経済学者は、農業政策について、経済モデル分析などによって、補助措置等によって生じた経済損失の数値を示し、地方定住政策や価格低迷などに対する支援措置が、市場歪曲的で持続不可能な資源利用を促し、農業の経済状況をむしろ悪化させたと指摘した。また、生産とリンクした支援は、政策の本来の狙いと異なり小規模農家よりも大規模農家を裨益させていること、支援が土地価格の上昇に転嫁され、農業者でない土地所有者を儲けさせる例があること、価格の管理・支持の制度は、農産物の国内消費者・国内利用者(食料品加工業など)の所得を農業生産者に移転する際にデッドウェイトロスを生じて経済厚生を減少させ、需要が減った作物の生産を継続することにつながって農業資源が非効率な部門からより効率的な部門に移動するのを遅らせるため、国民経済に損失を与えている、等とも主張した。そして、とるべき農業政策は、小規模過ぎて利益の上まらない農場を人為的に存続させることではなく、規制緩和し資源配分を歪曲するような生産者支持を削減することで農業部門の生産性向上を図り、市場機会に効果的に適応できるようにすることであり、そのためには、党派的な予算争奪戦ではなく合理的な研究に基づく政策形成を行うべきであると提唱した。

1960年代から、農業経済学者が、このような主張を重ねてきた結果、農業経済の研究が、政策に与える影響力は増大してきた。また、*Stuart Harris* 局長(1967~72年)のもとでBAEの研究水準は向上し、その研究が尊重されるようになり、調査だけでなく政策分析及び予測も行うこととなって、農業政策形成に重要な役割を果たすようになった。1971年の地方再建制度RRSは、BAEの構造調整についての報告に基づいて導入に至ったとされている。また、農業経済学者が行った各種の個別の農産物についての部分均衡分析は、IACの規制改革提言や州政府・連邦政府の農業省が政策を変更する際の検討材料となった。

以上のように、1970年代初頭、農業経済学者が問題意識と解決提案を積み重ねていた時期に、政権交代によって従前の政策への批判を受け入れやすい環境が出現し、政策変革に

にとって必要な条件が揃う幸運な状況が生じた。その後、IAC が設置され、経済合理性を重視した政策検討を行うようになったことで、政策論議に関与する農業経済学者の地位は高まった。こうして、経済学的なアプローチが、その後の農業政策過程の新たな原則として確立され、それに従った政策が形成される実績を重ねるなかで、その原則が標準的な作業手順となり、強化され、やがて全国競争政策の包括的な規制改革に至ったということである。

政策過程の改革は、漸進的で時間を要するものである。オーストラリア政府は 1970 年代以来、農業政策に関して、規制緩和、保護の削減・撤廃の取組を続け、その結果、今日のオーストラリア農業は、価格、流通の規制がほとんどなく、保護水準は極めて低いものとなったところだが、その背景には、こうした経緯があったのである。

4. 貿易政策等

(1) 貿易政策：特に FTA

オーストラリアは積極的に FTA の締結を推進してきており、中国、日本、米国、韓国、ASEAN、ニュージーランドなど主要な貿易相手国とは FTA が既に発効している。第 6 表は、FTA の現状別に相手国とその相手に対する物品の輸出額等をまとめたものである。輸出額を用いたのは、オーストラリア側の物品輸入の関税率は既に極めて低くなっており、オーストラリアの関心は輸出先国の関税率を引き下げることにあるためである。なお、シンガポール、タイ、マレーシアや現在 FTA 交渉中のインドネシアは、オーストラリア・ASEAN の FTA の中に含まれる国であるが、別途二国間でも FTA を行っている。TPP (環太平洋パートナーシップ協定) におけるニュージーランド、シンガポール、チリ、日本等や RCEP (東アジア地域包括的経済連携) における中国、韓国、ASEAN 等についても同様のことが言える。

FTA 発効済み国への輸出額シェアは 76.5%と 4 分の 3 を超えている (2014~16 年の輸出額に準拠)。2015 年 3 月時点では、FTA 発効済みと交渉中の国を合わせた輸出シェアは、2013 年の輸出額に準拠して輸出額全体の 84%であった (玉井 (2015)) が、それから 3 年後の 2018 年 3 月時点での対応する輸出シェアは 86.6% (2014~16 年の輸出額に準拠) に上昇しており、更に、FTA 交渉に向けて相談をしている国 (具体的には EU) を加えるとシェアは 92.5% (2014~16 年の輸出額に準拠) となる。

2015 年末に発効した中国を最後に、その後新たに発効した FTA は無いが、新規の交渉を開始するなど一定の進展が見られるところであり、主なものを挙げると以下のとおりである。

まず、GCC (湾岸協力理事会。バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦の 6 カ国) とは 2007 年に交渉を開始し 10 年以上経ったいまも交渉中という形になっているが、2009 年 6 月の第 4 回交渉会合の後は新たな交渉会合

が行われていない状況である。

第6表 FTA 段階別での輸出先別輸出額（物品輸出）

FTAの現状	相手国・地域	輸出額(ドル)	輸出額 シェア(%)
FTA発効済み	ニュージーランド, シンガポール, タイ, 米国, チリ, ASEAN, マレーシア, 韓国, 日本, 中国	153,525,247,189	76.5
署名など合意済み だが未発効	TPP(環太平洋パートナーシップ協定), PACERプラス(経済関係緊密化のための 太平洋合意), ペルー	1,948,167,564	1.0
FTA交渉中	GCC(湾岸協力理事会), インド, インドネ シア, RCEP(東アジア地域包括的経済連 携), 香港, 太平洋同盟(Pacific Alliance)	18,208,967,122	9.1
交渉する方向で双 方が検討中	EU	11,789,312,615	5.9
その他		15,203,668,641	7.6
	(うち台湾)	(5,447,192,880)	(2.7)
	(うちパプアニューギニア)	(1,499,399,063)	(0.7)
世界計		200,675,363,133	100.0

出典: FTAの状況はオーストラリア外務貿易省ホームページの情報等。2018年3月31日現在。

輸出額は, Global Trade Atlas.

注. 輸出額は, 2014~16年の平均で, 国を特定できないものと船舶・航空機向けを除く。

FTAの状況で複数の欄に該当する国の輸出額は, 最上に近い欄に計上し, 重複を排除。

RCEP は, 日本, 中国, 韓国, ASEAN, オーストラリア, ニュージーランド, インドの16か国の交渉であるが, 相手国のなかで, オーストラリアとのFTAが発効していないのはインドのみである。インドとも, 2011年から別途二国間交渉を進めている状況である。

PACER プラス(経済関係緊密化のための太平洋合意)は, Pacific Islands Forum (PIF)の国々に域内貿易と経済統合の利益をもたらすことをめざすものとして, 2009年8月に交渉開始が合意され, 2017年4月に合意に達したものである。以後, 参加14か国のうち, オーストラリア, ニュージーランドを含む11か国が署名をしている。

PIFの国々は16の国・地域であるが, PACER プラスに参加したのは, オーストラリア, ニュージーランドのほか, クック諸島, ミクロネシア, キリバス, ナウル, ニウエ, パラオ, マーシャル諸島, サモア, ソロモン諸島, トンガ, ツバル, バヌアツである。パプアニューギニア, フィジー, フランス領ポリネシア, ニューカレドニアの2か国, 2地域は参加しなかった。パプアニューギニアは島嶼国のなかでは, オーストラリアの輸出先として圧倒的に大きな地位を占める。2014~16年平均のオーストラリアからの対パプアニューギニア輸出額は約15億ドル(対世界シェアは0.7%)と, 対カナダを上回り, PACER プラスに参加の島嶼国12か国の合計の4倍に相当する規模である。パプアニューギニアの不参加により, 経済的な意義は薄れたと考えられるが, PACER プラスは, 第一義的に

は地域の経済開発の促進を目指すものとされている。島嶼国の関税撤廃率はオーストラリアからの輸出額に対して 90%前後となっており、多くの国で撤廃までの期間を 25 年や 35 年とするなど、オーストラリアの他の FTA 交渉と比べ、自由化を追求する度合いは抑制されたようである。

最も新しく交渉を始めたのは、香港（2017 年 5 月第 1 回交渉）、ペルー（2017 年 7 月第 1 回交渉）、太平洋同盟（Pacific Alliance）である。香港は、輸出シェアが約 2%であり FTA カバー率を上げるという観点で意味のある交渉対象であろう。ペルーは、TPP にも参加しており、輸出シェアとしては約 0.02%にとどまるものの、第 1 回交渉からわずか半年余りの 2018 年 2 月に署名に至り、オーストラリアはペルーに対して TPP よりも大きな市場アクセスを獲得することとなった。チリ、コロンビア、メキシコ及びペルーの 4 か国が加盟する太平洋同盟については、2017 年 6 月に交渉を開始することに合意し、2018 年 1 月末に第 2 回交渉が行われた。4 か国のうち、チリとは二国間 FTA が発効済み、メキシコ及びペルーは TPP に含まれ、ペルーとは二国間 FTA にも署名済みなので、既存 FTA でカバーされていないのはコロンビア（輸出シェアとしては約 0.014%）のみである。

次に TPP である。2016 年 2 月に協定署名に至り、日本は既に批准している。オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国及びベトナムの 12 か国の協定だが、2017 年 1 月、米国が TPP を離脱することを表明し、現在、米国以外の 11 か国の間で協定の早期発効を目指している状況にある。

オーストラリアでは、2016 年 2 月、署名の直後に連邦議会に、TPP とその実施法案が提出され、同年 9 月から条約合同委員会が TPP の調査を本格的に開始し首席交渉官からの聴取を含め一連のヒアリングを実施した。同年 11 月に条約合同委員会が提出した報告書では、TPP を批准すべきことを勧告した。2017 年 1 月に米国のトランプ政権が離脱を表明すると、貿易大臣がプレスリリースを発出し、米国抜きで TPP の利益を確保する方策を他の TPP メンバー国と話し合うつもりであること、TPP を重視していることの表明になるので、議会が早期に TPP を批准することを期待する、との政府見解を明らかにした。しかし、同年 2 月に上院外務・防衛・貿易委員会が提出した TPP 調査報告書は、将来の見通しが明確になるまでは批准手続きをとるべきではないと勧告した。

これに対し、オーストラリア政府は、同年 7 月 6 日、条約合同委員会と上院外務・防衛・貿易委員会の報告書に対する対応方針を提出し、そのなかで、「条約手続きをとるべきではない」という上院外務・防衛・貿易委員会の報告書の勧告に対しては、「受け入れない。TPP への参加は国益にかなう」として拒否している。

最後に、EU との FTA については、2015 年 10 月、オーストラリア外務貿易省は、EU との FTA の気運高まる、とのプレスリリースを発出した。EU が、新たな貿易投資戦略のなかで、オーストラリア、ニュージーランドと個別の交渉を始めることを目指すと記載したのである。他の主立った輸出先とは FTA 合意に至っているため、輸出シェアが約 5.9% を占める EU との交渉は”missing piece”として重視されている。同年 11 月には、Turnbull

首相と Tusk 欧州理事会議長との共同声明で、FTA 交渉開始に向けた作業を行うことを発表し、同月中に外務貿易省はパブリックコメントの募集を開始した。

ところが、2016 年 6 月、英国で、EU 離脱の是非を問う国民投票が行われ、EU 離脱票が EU 残留票を上回ったことで、新たな要素が発生した。オーストラリアにとって英国は、EU28 か国の中で最大の輸出先であり、輸出シェア 2.3%を占める（第 2 位のオランダと第 3 位ドイツを合わせたよりも大きい）。こうした事情から、同年 9 月には、オーストラリアと英国との間で FTA に向けて二国間貿易作業部会を行うことを発表した（貿易大臣プレスリリース）。オーストラリアとしては、EU と英国、両方の FTA を進められるように備えて臨む姿勢を示しているが、英国の EU からの離脱交渉の内容や経過次第では、オーストラリアとの交渉に遅れが出るかもしれず、また、FTA の内容が影響を受けることが考えられるところであり、今後の推移が注目される。

（２）海外直接投資の規制

オーストラリアは、農業の輸出依存度が高く、貿易政策としては上記のように自由化を進めてきている。海外直接投資についても、FTA による条件緩和等がなされているが、一部に逆行する動きが見られる。具体的には、オーストラリアに対する海外直接投資に関して、事前審査を必要とする閾値が、農業事業・農地について、2015 年に大幅に厳しくされたところである。

まず、海外直接投資に関する規制の仕組みを概観しよう。海外直接投資を律するのは、Foreign Acquisitions and Takeover Act 1975（以下「海外投資法」）である。外国人がオーストラリア内の事業や土地の所有権・持ち分に投資しようとする場合、一定の重要な投資については、事前審査を経て財務大臣の認可を得なければ行うことができない仕組みとされている（海外投資法第 67 条、第 81 条）。財務大臣が認可を与えないのは、その投資が国益に反する場合である。事前審査を実際に行うのは外国投資審査委員会（Foreign Investment Review Board (FIRB)）である。

一般的には、オーストラリアの事業でその資産規模が 2.52 億豪ドルを超えるものの権利（持ち分）の 20%以上を獲得しようとする場合やオーストラリアの土地に関する権利でその規模が 2.52 億豪ドルを超えるものに対する投資が、一定の重要な投資に該当する。二国間協定により特例扱いを合意している国に対しては、資産規模 10.94 億豪ドルが適用される。ただし、メディア、防衛など機微な事業など一部の投資についてはこれと異なる金額基準（閾値）が適用され、また、投資者が外国政府や外国の国有企業の場合には金額の多寡にかかわらず必ず事前審査が必要となるといった例外がある。

この一般的な閾値とは異なり、農地（agricultural land。もっぱら第一次産業生産に用いられる土地又は用いることができる土地）については 1,500 万豪ドル、農業事業（agribusiness。農林漁業並びに食肉、水産物、牛乳・乳製品、野菜・果実、食用油脂、穀物又は砂糖の加工業）については 5,500 万豪ドルを超える場合が対象となる（二国間協

定で特例扱いとなるチリ、ニュージーランド、米国、シンガポール及びタイを除く)。以前は、農地、農業事業にも、商業用地や事業一般と同じ閾値が適用されていたが、農地に関する閾値は2015年3月から、農業事業に閾値が2015年12月から、引き下げられた。

農業部門への海外直接投資の審査の対象が広げられた背景には、外国からの海外直接投資によりオーストラリアの農地やアグリビジネスが買収されることに対して懸念が生じ、農地への投資に関して規制を厳しくしようとする動きがあった。これには二つの側面がある。一つは、欧米において、人種差別的、極右的な政党、政治家が勢力を伸ばしていることと軌を一にするような動きとして、近年オーストラリアでは、外国人、とくにヨーロッパ、米国系以外の外国人に対する差別的な意識が高まってきたことが挙げられる。1999年の選挙で連邦議会上院に1議席獲得した後に勢いを失っていたワン・ネイション党（アジアからの移民を制限することなどを唱え白豪主義による白人中心の国作りを主張する極右政党）が、2016年7月の選挙で、上院に4議席を獲得した。第2に、現実には、外国資本がオーストラリアの農地等を買収する事例が生じており、それが近年注目を浴びたことである。

農地の閾値が変更される前後の報道等から事例を挙げると、2009年4月、ドバイに本拠を置くIFFCO社がオーストラリア最大級の牛肉会社AACoの20%を買収し、これについて国民党Joyce上院議員（当時。その後、国民党党首・農業大臣となる）が外国投資急増は国の長期の戦略的利益に影響を与えると問題視するコメントを行った。2014年10月には、統計局による外国人の農地保有状況の調査結果を受けて、Joyce農業大臣は外国人の所有面積が12%に及ぶことに懸念を表明した。2013年には穀物企業GrainCorp社が米国のAMD社に売却された。

2015年から、合計面積10万haを超える牧場を所有するオーストラリア最大の肉牛放牧企業Kidman社の買収問題が注目された。まず、中国のGenius Link Group以下2社が合同で買収を図り、2016年前半には中国のDakang Australia Holdings他が合同で買収を図ったが、いずれ海外直接投資についても、国益に反するとの考えを財務大臣は示した。最終的には、2016年12月に、オーストラリアの鉱業企業Hancock Prospectingと中国のShanghai CREDのジョイントベンチャーによる買収が認可された。

なお、上述した閾値の引下げにより、事前審査の対象は広げられたが、海外直接投資が制度として制限・禁止されたわけではない。外国投資審査委員会の報告書によると、事前審査の結果、2012-13年度～2015-16年度の4年間で認可された件数116,231件に対して不認可となった件数は8件にとどまっている。今後、更なる制度変更があるか、また、事前審査のなかで制限的な運用がなされるといった事態が生じるのか、注目される。

注(1) 生産量から輸出量を減じた数値は2015-16年度（2015年）において、牛肉80万トンに対して豚肉33万トン

（2016-17年度では牛肉60万トン、豚肉34万トン）であるが、牛肉は輸入がほぼゼロであるのに対し豚肉については国内生産量に匹敵する量の輸入が行われている。

- (2) この項の記述は、オーストラリア統計局, Davidson (1981), Williams et al.(1982), Zhou (2013)からとりまとめた。
- (3) この項の記述は, Abbott (2016), Alston et al. (2016), Anderson et al. (2007), Anderson (2016), Davidson (1981), Edwards et al. (2016), Griffith et al. (2016), Lloyd et al. (2015a), Lloyd et al. (2015b), OECD (2014), Productivity Commission (2003), Zhou (2013)からとりまとめた。
- (4) 砂糖については、国内流通、輸出ともに2006年に自由化されたが、関係事業者からの要請があればQSCが業界全体を代表して輸出先と取引するという枠組みが2009年まで設けられていたことから2010年の通報に含まれたものである。
- (5) 農場経営預金制度 (Farm Management Deposit) については、玉井 (2017) を参照されたい。
- (6) この項の記述は, Alston et al. (2016), Anderson et al. (2007), Anderson (2016), Botterill (2003), Gray et al. (2014), Griffith et al. (2016), Gruen (1998), Polyakov et al. (2016), Productivity Commission (2003), Zhou (2013)からとりまとめた。

【引用文献等】

- オーストラリア外務貿易省ホームページ, <http://dfat.gov.au/>。
- オーストラリア統計局 (ABS) 豪州年鑑 (Year Book Australia), 2000~2006 年, 2012 年。
- オーストラリア農業資源経済科学局 (ABARES), Agricultural Commodity Statistics 各年。
- 外国投資審査委員会 (FIRB) ホームページ, <http://firb.gov.au/>。
- 外国投資審査委員会 (FIRB) 年次報告 (Annual Report), 各年。
- ストコール, ロス著, 近藤正臣訳 (2007) 「経済の構造改革 オーストラリアの場合」大東文化大学, 経済研究研究報告 20, pp127-146。
- 玉井哲也 (2017) 「第3章 オーストラリアー農業支援政策と貿易政策の動向」『平成28年度 カントリーレポート: タイ, ベトナム, オーストラリア, ロシア, ブラジル』, 農林水産政策研究所。
- 玉井哲也 (2015) 「第2章 カントリーレポート: オーストラリア」『平成26年度 カントリーレポート 第4号: タイ, オーストラリア, 中国』, 農林水産政策研究所。
- Abbott, Malcolm (2016) "Margarine and the origins and timing of microeconomic reform in Australia" (2016, *The Australian Journal of Agricultural and Resource Economics*, 60:1, pp22-38.
- Alston, Julian M., Anderson, Kym and Pardey, Philip, (2016) "Introduction to Special Issue: Antipodean Agricultural and Resource Economics at 60", *The Australian Journal of Agricultural and Resource Economics*, 60:4, pp493-505.
- Anderson, Kym, Lloyd, Peter and MaClaren, Donald (2007) "Distortions to Agricultural Incentives in Australia Since World War II", *The Economic Society of Australia: The Economic Record*, Vol.83, No. 263, pp461-482.
- Anderson, Kym (2016) "National and global price and trade distorting policies" *The Australian Journal of Agricultural and Resource Economics*, 60:4, pp614-628.
- Botterill, Linda (2003) *From Black Jack McEwen to the Cairns Group Reform in Australian*

- agricultural policy*, National Europe Centre Paper No. 86, Australian National University.
- Davidson, Bruce R. (1981) *European Farming in Australia*, Elsevier Scientific Publishing Company.
- Edwards, Geoff and Bates, Winton (2016) "Agricultural adjustment", *The Australian Journal of Agricultural and Resource Economics*, 60:4, pp573-589.
- Gray, EM, M. Oss-Emer, and Y. Sheng (2014), *Australian agricultural productivity growth: past reforms and future opportunities*, ABARES research report, February.
- Griffith, Garry and Watson, Alistair (2016) "Agricultural markets and marketing policies", *The Australian Journal of Agricultural and Resource Economics*, 60:4, pp574-609.
- Gruen, Fred (1998) "A quarter of a century of Australian agricultural economics - some personal reflections", *The Australian Journal of Agricultural and Resource Economics*, 42:2, pp177-189.
- Lloyd, Peter and MaClaren, Donald (2015a) "Relative assistance to Australian agricultural and manufacturing since Federation" *The Australian Journal of Agricultural and Resource Economics*, 59:2, pp159-170.
- Lloyd, Peter and MaClaren, Donald (2015b) "Assistance to Australian agriculture from Federation to World War II", *The Australian Journal of Agricultural and Resource Economics*, 59:3, pp317-333.
- OECD (2014) *Innovation For Agricultural Productivity and Sustainability: Review of Australian Policies*, TAD/CA/APM/WP22/FINAL (2014.12.16).
- Polyakov, Maksym, Gibson, Fiona L. and Pannell, David J. (2016) "Trends in topics, authorship and collaboration", *The Australian Journal of Agricultural and Resource Economics*, 60:4, pp506-515.
- Productivity Commission (2003) *From Industry Assistance to Productivity: 30 Years of The Commission*.
- Williams, D.B. et al. (1982) *Agriculture in the Australian Economy second edition*, Sydney University Press.
- WTO (2015), *Trade Policy Review Australia*, WT/TRP/S/312/Rev.1.
- Zhou, Zhang-Yue (2013) *Developing Successful Agriculture An Australian Case Study*, CABI.

第4章 ロシア

ー世界最大の小麦輸出国へー

長友 謙治

1. はじめに ⁽¹⁾

今年度は、平成 28 (2016) 年度から 3 年間実施するプロジェクト研究「主要国の農業戦略と世界食料需給の横断的・総合的研究」の 2 年目である。今回のプロジェクト研究においては、これまでと同様、各国の農業・農政について最新の情報を取りまとめることに加えて、農業・食料分野においても、多くの国々が相互の関係を深め、共通あるいは関連する課題を抱えるようになってきていることに鑑み、各国単独での分析に加えて、地域や課題のまとまりを捉えて、関係国相互の関係や立場の違いの横断的な把握に取り組むこととしている。

ロシアについても、カントリーレポートにおいて農業・農政に関する最新の状況を毎年報告してきているが、昨年度のレポートでは、これに加えて各国横断的把握の一環として、価格・所得等政策や農産物貿易政策について過去の経緯なども含めて整理し、記述した。

今年度のロシアのカントリーレポートにおいては、各国横断的把握としては土地（農地）制度を主とすることとし、別章に取りまとめた。本章では農業・農政の最新の情報に絞って記述した。

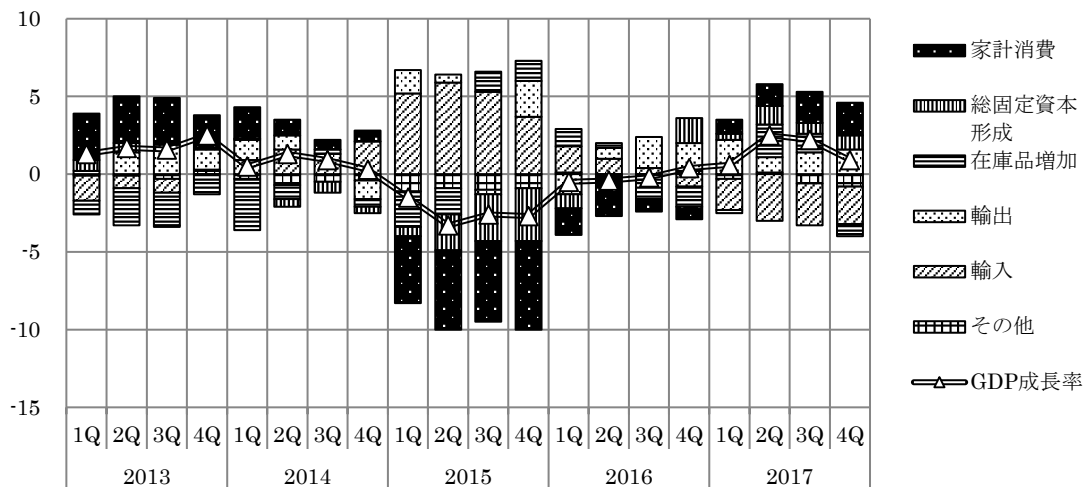
2. 2017 年のロシア経済 ⁽²⁾

(1) マクロ経済

2017 年のロシアの実質 GDP 成長率は 1.5%となった。ロシアの実質 GDP 成長率は、原油価格の低迷や経済制裁などの影響により、通年では 2015 年-2.5%、2016 年-0.2%とマイナス成長が続いたが、四半期で見ると 2016 年第 4 四半期からプラスに転じており、2017 年には年間を通じてプラス成長となった。

2000 年代の急速な経済成長の時期からロシアの経済成長の動向を規定してきた最大の要因は家計消費だったが、2015 年第 1 四半期から 2016 年第 3 四半期の縮小局面及び 2016 年第 4 四半期以降の拡大局面においても、家計消費が成長の動向を規定する最大の要因だった期が 3 分の 2 を占めた ⁽³⁾。2017 年においては、家計消費は第 1 四半期から増加に転じており、プラス成長の最大の要因は、第 1 四半期には輸出の増加、第 2 四半期には在庫品の増加だったものの、第 3 四半期からは家計消費の増加が最大のプラス要因となった。

2017 年に家計消費が回復に転じた要因として指摘されているのは、ロシア最大の輸出品目である原油の価格上昇とルーブルの対ドルレート回復である。



第1図 ロシアの支出項目別GDP成長寄与度

資料:ロシア連邦統計庁から田畑(2017)を参照して筆者作成。

第2図に2014年1月から2018年1月までの期間における原油価格とルーブルの対米ドル相場の推移を整理した。これによると、原油価格（米国エネルギー情報局（USEIA）が公表する Cushing, OK Crude Oil Future Contract 1 の価格）は2016年2月（平均31ドル／バレル）を底として徐々に回復が進み、2018年1月には平均64ドル／バレルとなった。こうした原油価格の動向を背景に、ルーブルの対ドルレート（ロシア銀行公表のレート）も緩やかに上昇した。2016年1月には平均1ドル78ルーブルだったレートは、同年6月には平均65ルーブルとなり、2016年後半は平均64ルーブル、2017年通年では平均58ルーブルと徐々にルーブル相場の上昇が進んだ（2018年1月には57ルーブル）。

金野は、ルーブルの対ドルレートが強含みで推移した結果、輸入インフレが収まり、消費者物価指数上昇率が低下を続けたことに伴って2016年後半から実質賃金の増加基調が定着し、その結果として個人消費の回復がもたらされたと指摘している⁽⁴⁾。

なお、第2図に示されるとおり、原油価格とルーブルの対米ドル相場の間には、2014年から2016年までは強い相関関係があり、原油価格が上昇すればルーブルの対米ドル高が進む関係にあったが（例えば2016年通年では両者の相関係数は -0.92 ）、2017年に入ってから、原油価格の上昇にもかかわらず、ルーブルの対米ドル相場は比較的安定的に推移し、上昇は緩やかなものにとどまっており、両者の相関関係は弱まっている（2017年通年では両者の相関係数は 0.02 ）⁽⁵⁾。

その原因の一つと考えられているのは、ロシア連邦財務省が2017年2月以降稼働させ始めた外貨買入の仕組みである。同省は、2017年から、原油価格が予算で想定している水準（2017年は40ドル／バレル）を上回った場合、追加的に生じた石油・ガス収入で米ドルを購入し、外貨準備に充当する仕組みを導入したところであり、その実施が原油価格の上昇に伴うルーブル高の進行を抑制したものとロシア政府関係者は評価している⁽⁶⁾。



第2図 原油価格とルーブル相場の推移

資料:USEIA(原油価格Cushing, OK Crude Oil Future Contract 1), ロシア銀行(為替レート)から筆者作成。

また、ロシアの2017年のプラス成長には、家計消費だけでなく投資（総固定資本形成）の増加も寄与している。投資は2014年第2四半期以降減少が続いていたが、2016年第4四半期から増加に転じている。投資が増加に転じた背景としては、原油価格の上昇により鉱業を中心に企業業績の改善が続いていること、ルーブルの対ドルレートの上昇により資本財の輸入が容易になったことが指摘されている⁽⁷⁾。

また、産業分野別には、農業の好調も2017年のプラス成長に寄与している。第1表に示すとおり、農業（統計上は「農業・林業・狩猟業」で一括されているが、便宜上「農業」という）は、2012年には干ばつ等による不作のためマイナス成長となったものの、その後はプラス成長を続けており、ロシア経済全体ではマイナス成長となった2015年及び2016年においても、2.6%、3.1%のプラス成長を示した。

第1表 ロシアの実質GDP成長率と農業

	2012	2013	2014	2015	2016	2017
実質GDP成長率(%)	3.7	1.8	0.7	▲ 2.5	▲ 0.2	1.5
農業・林業・狩猟業成長率(%) *注	▲ 1.9	4.8	2.5	2.6	3.1	1.2

資料：ロシア連邦統計庁ウェブサイトから筆者作成。

注。「農業・林業・狩猟業成長率」は、総付加価値額の対前年（同期）増加率。

これは、ルーブル安や食品輸入禁止措置の継続という農業にとっては有利な条件の下で、作付面積が増加し、天候にも恵まれて生産が増加した小麦をはじめとする穀物の輸出が増加するとともに、畜産物や青果物などでは輸入が減少し国産による代替が進行しているためとみられる。2017年以降、原油価格の上昇にもかかわらずルーブル相場の上昇が抑えら

れていることは、2017年に記録的な豊作となった穀物の輸出を促進する面でプラスに働いていると考えられる。

2018年のロシア経済においては、経済成長の促進要因として、ロシア銀行（中央銀行）が進めている金融緩和（政策金利の引下げ）の効果が期待される⁽⁸⁾。一方、経済成長の抑制要因としては、後述するように、財政面においてプライマリーバランスの均衡に向けて2018年から緊縮財政が強化されていること、欧米諸国による経済制裁が継続されていることが挙げられる⁽⁹⁾。もとより、ロシア経済の動向に影響を与える最大の外的要因として、原油価格の動向を注視していく必要がある。

2018年の経済成長見通しについては、プラス成長が拡大するとの予測がロシア連邦政府関係機関から示されている。まず、ロシア連邦経済発展省が2017年9月に公表した「2018年並びに計画期間2019年及び2020年におけるロシア連邦の経済社会発展見通し」においては、原油価格（Urals）43.8ドル／バレルを前提として、GDP成長率は2.1%と予測されている（ロシア連邦経済発展省（2017）9頁）。また、ロシア銀行からは、原油価格（Urals）55ドル／バレルを前提として、GDP成長率は1.5～2.5%との予測が公表されている（ロシア銀行（2017）24頁）⁽¹⁰⁾。

（２） 貿易

第2表にロシアの貿易構造を整理した。ロシアは、貿易全体では、石油・天然ガスを中心とする鉱物資源の輸出によって、これまで多額の貿易黒字を獲得してきた。2014年から2016年にかけては貿易黒字額が減少したが、これは、ルーブルの対ドルレート低迷や、欧米諸国等の経済制裁に対抗した農水産物の輸入禁止措置の継続に伴って、総輸入額が減少したものの、原油価格低迷の結果として、主要輸出品目である原油等の輸出額が大きく減少したためである。2017年には、既に見たように、原油価格の回復が進むとともに、ルーブルの対ドルレートも堅調に推移し、景気も回復に転じたことから、ロシアの貿易額は、輸出・輸入ともに増加し、2017年の貿易黒字額は、前年の1,034億ドルから1,301億ドルに拡大した。

第2表 ロシアの貿易構造

(単位:億ドル)

		2010	2012	2013	2014	2015	2016	2017
輸出額	総額	3,736	5,247	5,260	4,974	3,435	2,857	3,571
	農水産物	81	168	163	190	162	171	207
輸入額	総額	2,172	3,173	3,153	2,871	1,827	1,823	2,270
	農水産物	337	407	433	400	266	249	288
差額	総額	1,564	2,075	2,107	2,103	1,608	1,034	1,301
	農水産物	▲ 256	▲ 239	▲ 270	▲ 210	▲ 104	▲ 78	▲ 81

資料：2016年までは各年のロシア連邦税関庁「通関統計」、2017年は同「通関統計データベース」から筆者作成。

農水産物貿易においては、ロシアは、穀物等の原料農産物を輸出する一方で、食肉や加工食品のような高付加価値品目を輸入し、収支は輸入超過を続けてきた。この構造も基本的に変わっていないが、2014年から2016年まで続いた農水産物の貿易赤字額の減少（2013年270億ドル→2016年78億ドル）は、2017年には若干の増加（81億ドル）に転じた。2014年から2016年にかけて農水産物の輸入額が減少したのは、ルーブル安や食品輸入禁止措置によるものだったが、2017年にはルーブルの対ドルレートの上昇が輸入を増加させる方向へ働き、農水産物輸入額は2016年の249億ドルから2017年の288億ドルへと39億ドル増加した。その一方で、豊作による穀物輸出の増加や、畜産物などの輸出も徐々に見られるようになってきたこともあって、農水産物の輸出額は2016年の171億ドルから2017年の207億ドルへ36億ドル増加した。

このように2017年のロシアの農水産物貿易は、輸入・輸出ともに拡大したものの、輸入の増加の方が大きかったことから、農水産物貿易の赤字額は、2016年の78億ドルを底として増加に転じ、2017年には81億ドルとなった。

（３） 財政

2014年以降の石油価格の低迷は、ロシアの財政にも大きな影響を及ぼしている。第3表に近年のロシアの連結国家予算（連邦予算、地域予算、地方自治体予算、予算外基金を集計したもの）の推移を示したが、連結予算の収支は2013年以降毎年赤字となっており、赤字額は2015年から急激に拡大している。2016年は、歳入面では原油価格の低迷によって石油・ガス収入が減少する一方で、歳出面では国防費等が増額された結果、財政赤字が拡大し、総額3兆1,420億ルーブル、対GDP比で3.7%となった。

第3表 ロシア連邦の連結国家予算の推移

(単位:10億ルーブル)

	2012	2013	2014	2015	2016
歳入総額 (a)	23,435	24,443	26,766	26,922	28,182
歳出総額 (b)	23,175	25,291	27,612	29,742	31,324
うち「国民経済」	3,274	3,282	4,543	3,774	3,890
うち「農業・漁業」	277	361	314	362	332
「国民経済」に占める「農業・漁業」のシェア (%)	8.4	11.0	6.9	9.6	8.5
収支 (a-b)	260	▲ 848	▲ 846	▲ 2,820	▲ 3,142

資料：ロシア連邦統計庁「ロシア連邦統計年鑑」2017年版から筆者作成。いずれも決算額。

連邦予算においては、こうした厳しい財政状況に対応して、2017年以降財政の緊縮化が開始されている。第4表に示すように、2017年の連邦予算額（補正後）は、歳出総額が対前年1.9%増の16兆7,280億ルーブルだが、同年の物価上昇率が目標4%、実績2.5%という中で、実質的には対前年マイナスの予算となっている。

2018-20年度予算からは⁽¹⁾、財政赤字の削減と財政バッファの温存を目的として新た

な財政ルールが採用されており、2018年については、2019年に連邦予算のプライマリーバランスを均衡させるための移行期間と位置づけられ、名目額でも歳出の削減が行われている⁽¹²⁾。

こうした厳しい財政状況の下ではあるが、連邦予算においては、農業予算に一定の配慮がなされている。第4表に示すように、2017年予算においては、産業政策関係の費目である「国民経済」が対前年2.9%増と比較的大きく増加する中で、その一部である「農業・漁業」は1.5%増にとどまったが、2018年予算においては、歳出総額が名目上も対前年減となる中で、「国民経済」については1.5%増（物価上昇率を下回る実質減）にとどめる一方、その中の「農業・漁業」については対前年7%増が確保されており、「国民経済」に占めるシェアは、2018-2020年を通じて、2017年を上回る水準を確保するものとされている。

第4表 ロシア連邦予算の推移

	2016 決算	2017 予算	2018 予算	2019 予算	2020 予算
歳出総額（10 億ルーブル） a	16,416	16,728	16,529	16,374	17,155
国民経済（10 億ルーブル） b	2,302	2,370	2,404	2,377	2,439
農業・漁業（10 億ルーブル） c	203	206	221	223	222
総歳出額対前年変化率（%）		1.9	▲ 1.2	▲ 0.9	4.8
国民経済対前年変化率（%）		2.9	1.5	▲ 1.1	2.6
農業・漁業対前年変化率（%）		1.5	7.0	1.1	▲ 0.2
国民経済シェア b/a(%)	14.0	14.2	14.5	14.5	14.2
農業・漁業シェア c/b(%)	8.8	8.7	9.2	9.4	9.1

資料：2016 決算はロシア連邦出納庁「2016 年度連邦決算」、2017 年予算以降は、歳出総額及び国民経済はロシア連邦財務省「市民のための予算 2018 年度版」、農業・漁業は 2017-2019 年度予算法及び 2018-2020 年度予算法より筆者作成。

3. 2017 年のロシアの農業生産・農産物貿易動向

(1) 2017 年の農業生産動向

1) 耕種農業

ロシアの耕種農業における主要作物の収穫量の推移は第5表に示すとおりである。注目されるのは、穀物・豆類（以下単に「穀物」という）の収穫量である。ロシアの穀物の総収穫量は、2014 年以来 1 億トンを超える豊作が続いてきたが、2017 年の収穫量は前年を大きく上回る 1 億 3,539 万トンに達した。ロシアの穀物の収穫量は、これまでソ連時代の 1978 年に記録した 1 億 2,741 万トンが最高だったが、2017 年はこれを上回る史上最高の収穫量となった⁽¹³⁾。

2017 年のロシアの穀物生産については、春以降低温が続いたことから、当初は生育の遅れが懸念されたが、7 月後半以降の天候回復により状況が改善し、結果的には過去最高の収穫量となった。特に、収穫時期の早い秋まきのウエイトが高い小麦や、春まきが中心で

も収穫時期の早い大麦が高単収となり、収穫量は小麦が 8,586 万トンで過去最高を記録し、大麦も 2,060 万トンと前年より大きく増加した。ロシアの小麦生産は、2012 年が干ばつ等により不作となって以降拡大が続いているが、その原因については後ほど改めて分析することとしたい。

一方、トウモロコシの収穫量は 1,324 万トンとなり、低水準ではなかったものの、過去最高だった前年からはかなりの減少となった。原因としては、穂の形成・成熟期における高温や乾燥により単収が低下したことが指摘されている⁽¹⁴⁾。

工芸作物の 2017 年の収穫量は、主要作物のうち、製糖原料のテンサイが 5,193 万トン、油糧種子のヒマワリが 1,048 万トンとなった。テンサイは前年を上回り、ヒマワリは前年には及ばないものの 2011-15 年平均と比べ高水準だった。油糧種子の大豆は、飼料向けの搾油粕の需要も大きく生産の拡大が続いており、2017 年の収穫量 362 万トンは過去最高となった。

馬鈴薯の収穫量は 2,959 万トンで、2 年続きの減少となったが、野菜の収穫量は 1,639 万トンで、昨年に引き続き過去最高を更新した。野菜については 2014 年以降生産量の増加が続いているが、これは、ルーブル安や食品輸入禁止措置の継続に対応して、輸入の減少と国産による代替が進んでいることを示しているものと考えられる。

第 5 表 主要耕種作物の収穫量

単位：万トン

	年平均値						2013	2014	2015	2016	2017
	1986 -1990	1991 -1995	1996 -2000	2001 -2005	2006 -2010	2011 -2015					
穀物・豆類	10,426	8,795	6,510	7,883	8,519	9,352	9,238	10,532	10,479	12,067	13,539
小麦	4,355	3,817	3,430	4,495	5,226	5,351	5,209	5,971	6,179	7,329	8,586
ライ麦	1,245	876	538	488	347	277	336	328	209	254	255
大麦	2,202	2,377	1,421	1,777	1,659	1,685	1,539	2,044	1,755	1,799	2,060
エン麦	1,258	1,050	655	561	494	482	493	527	454	476	545
トウモロコシ	330	184	141	215	421	1,026	1,163	1,133	1,317	1,531	1,324
その他穀物	593	238	192	174	217	307	294	308	330	383	343
豆類	443	254	132	174	155	224	204	220	236	294	426
工芸作物											
テンサイ	3,318	2,166	1,402	1,853	2,713	4,091	3,932	3,351	3,903	5,137	5,193
ヒマワリ	312	310	333	451	631	906	984	848	928	1,101	1,048
大豆	65	47	31	48	87	203	152	236	271	314	362
馬鈴薯	3,588	3,679	3,183	2,836	2,732	3,151	3,020	3,150	3,365	3,111	2,959
野菜	1,117	1,023	1,051	1,123	1,227	1,512	1,469	1,546	1,611	1,628	1,639

資料：ロシア連邦統計庁ウェブサイト等から筆者作成。

注 1) 飼料作物（牧草等）については掲載を省略した。

注 2) 1986-1990 年は、「大麦」は春大麦のみ、ライ麦は冬ライ麦のみの数値であり、冬大麦、春ライ麦は「その他穀物」に含まれている。1991 年以降は、「大麦」、「ライ麦」とも冬作・春作両方を含む数値となっている。

2) 畜産業

ロシアの畜産物生産量の推移は第 6 表に示すとおりである。ロシアの畜産物生産は、1990 年代の劇的な縮小を経て、2000 年代後半以降本格的な回復過程に入ったが、これま

で回復・拡大が進んだのは養鶏、養豚のみで、牛部門（酪農、肉用牛生産）では停滞が続いてきた。2017年においても基本的にはこうした状況に変化は見られなかった。後で改めて確認するように、ルーブル安の進行とロシアによる食品の輸入禁止措置の適用が始まった2014年以降、ロシアの食肉・肉製品や牛乳・乳製品の輸入は大きく減少しているが、第6表で見るとおり、2014年以降に生産量が顕著に増加した畜産物は、家禽肉、豚肉、鶏卵であり、2014年から2017年の増加量（増加率）は、家禽肉104万トン（18.6%）、豚肉74万トン（19.5%）、鶏卵29億個（7.0%）だった（第6表参照）⁽¹⁵⁾。

一方で、牛部門の生産ではこのような顕著な変化は見られず、1990年代に大幅に縮小した後は、現在まで総じて生産の停滞が続いている。2014年から2017年にかけて、生産量は牛肉で9万トン（2.9%）減少する一方、牛乳は33万トン（1.1%）と微増にとどまっている（第6表参照）。

第6表 ロシアの畜産物生産量

	1990	1995	2000	2005	2010	2013	2014	2015	2016	2017
食肉計（万トン）	1,564	934	703	773	1,055	1,222	1,291	1,348	1,397	1,462
牛肉	733	478	333	320	305	291	291	288	283	283
豚肉	468	257	215	209	309	361	382	397	435	457
羊・山羊肉	88	59	31	34	41	43	46	45	46	47
家禽肉	255	126	112	197	387	514	558	603	619	662
牛乳（万トン）	5,572	3,924	3,226	3,107	3,185	3,053	3,079	3,080	3,076	3,112
鶏卵（億個）	475	338	341	371	406	413	419	426	436	448

資料：1990-2013年はロシア連邦統計庁中央統計情報データベース、2014-16年はEMISS、2017年はロシア連邦統計庁（2017）より筆者作成。

注：食肉の生産量は生体重。

なお、牛乳については、微増とはいえ2014年以降生産量の増加傾向が続いているところ、最近、ロシアではアグロホールディングによる大規模な酪農プロジェクトへの投資がしばしば報じられるようになっており、こうした投資が牛乳生産の増加につながっている可能性があるため、今後の牛乳生産動向を注視する必要がある。

第7表 ロシアの家畜頭羽数

各年末現在、単位：万頭羽

	1990	1995	2000	2005	2010	2013	2014	2015	2016	2017
牛	5,704	3,970	2,752	2,163	1,997	1,956	1,926	1,899	1,875	1,864
うち雌牛	2,056	1,744	1,274	952	884	866	853	841	826	820
豚	3,831	2,263	1,582	1,381	1,722	1,908	1,955	2,151	2,203	2,328
羊・山羊	5,819	2,803	1,496	1,858	2,182	2,434	2,471	2,488	2,484	2,453
家禽	65,981	42,260	34,067	35,747	44,930	49,496	52,733	54,720	55,301	55,663

資料：ロシア連邦統計庁ウェブサイト（2017年はロシア連邦統計庁（2017））より筆者作成。

第7表は、各年末現在の家畜・家禽頭羽数の推移である。傾向は第6表とおおむね同様である。豚と家禽では頭羽数の増加が続いており、2017年の頭羽数は、欧米諸国の経済制

裁に対抗した食品輸入禁止措置が開始された2014年と比較して、豚では373万頭(19.1%)増、家禽では2,930万羽(5.6%)増となっている。これに対し牛では、全体としても、雌牛だけをとっても頭数の減少が続いており(2014年→2017年：牛全体62万頭(3.2%)減、雌牛33万頭(3.8%)減)。連邦全体の姿を見る限りいまだ回復の兆しは見えない。

(2) 農産物貿易動向

次に最近のロシアの農産物貿易の動向を整理しておこう。最初に穀物の輸出動向を確認し、次に畜産物と野菜の輸入代替の動向を確認する。穀物は、ロシアの農産物貿易における最大の輸出品目であり、畜産物と野菜については、ウクライナ危機を巡って欧米諸国がロシアに対して発動した経済制裁に対する対抗措置として、2014年から輸入禁止措置が講じられる一方で、自給率向上に向けて生産振興が図られており、その動向が注目される。

1) 穀物の輸出動向

ロシアの穀物輸出の動向は第8表に示すとおりである。2012/13年度の輸出量は、干ばつ等による不作のため低水準にとどまったが、2013/14年度以降は、好調が続く穀物生産を反映して穀物輸出も拡大を続けている。2016/17年度のロシアの穀物輸出は3,594万トンに達しロシア連邦発足後の最高値を更新した。輸出量の多い穀物は、従来と同様、小麦(2,743万トン)、トウモロコシ(521万トン)、大麦(295万トン)である。近年、トウモロコシの輸出量が増加しているものの、小麦がロシアの穀物総輸出量の7割を超える最大の輸出品目という構造に変化はなく、小麦のシェアはさらに上昇する傾向が見られる。

第8表 ロシアの穀物輸出

	2012/13 年度		2013/14 年度		2014/15 年度	
	数量 (万トン)	構成比 (%)	数量	構成比	数量	構成比
穀物計	1,579	100.0	2,448	100.0	3,074	100.0
うち小麦	1,114	77.7	1,761	70.5	2,186	71.9
大麦	226	13.1	273	14.3	535	11.2
トウモロコシ	193	6.9	378	12.2	296	15.4
	2015/16 年度		2016/17 年度		2017/18 年度 (2018年4月まで)	
	数量	構成比	数量	構成比	数量	構成比
穀物計	3,440	100.0	3,594	100.0	4,460	100.0
うち小麦	2,502	72.7	2,743	76.3	3,468	77.8
大麦	424	12.3	295	8.2	487	10.9
トウモロコシ	474	13.8	521	14.5	470	10.5

資料:ロシア連邦税関庁「通関統計データベース」より筆者作成。

注. 期間は農業年度(各年7月～翌年6月)。2017/18年度の数値は2018年4月末までの値。

2017/18年度においては、豊作を反映して穀物輸出が前年度を上回るペースで進んでおり、2018年4月までの統計では、穀物の総輸出量が4,460万トン、うち小麦3,468万トン、大麦487万トン、トウモロコシ470万トンとなっている。小麦の輸出量は過去最高だ

った前年度の総輸出量を既に大幅に上回っている。

ロシアは、第9表に示すように、近年、小麦輸出国として世界で上位5位に入る主要輸出国の地位を維持しているが、2015/16年度にはEU、2016/17年度には米国に次ぐ第2位の小麦輸出国となった。USDAは、2017/18年度にはロシアが40.5百万トンの小麦を輸出する世界最大の小麦輸出国になると予想している。

第9表 世界の主要小麦輸出国

(単位：万トン)

	2013/2014		2014/2015		2015/2016		2016/2017		2017/2018(推計)	
	世界計	16,588	世界計	16,418	世界計	17,284	世界計	18,328	世界計	18,280
1位	EU	3,203	EU	3,546	EU	3,469	米国	2,872	ロシア	4,050
2位	米国	3,201	カナダ	2,417	ロシア	2,554	ロシア	2,781	米国	2,449
3位	カナダ	2,327	米国	2,352	カナダ	2,211	EU	2,732	EU	2,400
4位	豪州	1,862	ロシア	2,280	米国	2,117	豪州	2,264	カナダ	2,300
5位	ロシア	1,861	豪州	1,659	ウクライナ	1,743	カナダ	2,016	ウクライナ	1,720

資料：USDA, PSD Online (2018年6月14日アクセス)

注1) 期間は各地域の市場年度(ロシアは各年7月～翌年6月)。

注2) ロシアの小麦輸出量の数値は、ロシア連邦税関庁による第8表の値とは若干相違している。

ロシアの小麦輸出の増加については、生産の拡大と表裏一体の現象と考えられるが、これに大きく寄与していると考えられるのはルーブル安であると考えられる。この点については後ほど近年の小麦収穫量の増加要因を分析する際に改めて述べる。なお、2017年以降原油価格の上昇にもかかわらずルーブル相場の上昇が抑えられていることは、豊作によって増加した穀物在庫を抱える中で、国内価格の下落を押さえるために必要な小麦輸出の促進に寄与していると評価することができる。

なお、ロシアには小麦輸出関税の制度があるが、2016年9月23日からその関税率をゼロとする措置が適用されている。この取扱いはいもともと2018年6月30日が期限とされていたが⁽¹⁶⁾、2019年6月30日(2018/19農業年度いっぱい)までの延長が決定された⁽¹⁷⁾。

2) 畜産物・野菜の輸入代替の進捗

ロシアは、ウクライナ危機の関係で米国、EU等がロシアに課した経済制裁への対抗措置として、2014年8月以来これら諸国を対象に畜産物、水産物、野菜、果実等の農水産物の輸入禁止措置を適用してきた。この措置は数度にわたって延長され、現在も適用されている⁽¹⁸⁾。その一方でロシアは、この禁輸措置を契機として、以前から農業分野の重要課題であったこれら品目の国内生産促進・自給率向上を一層加速する政策を展開している。

第10表は、ロシア連邦統計庁が作成・公表している主要農産物の需給表を用いて、主な輸入禁止対象品目である食肉・肉製品、牛乳・乳製品、野菜について、消費量、生産量、輸入量及び自給率の推移をまとめたものである⁽¹⁹⁾。この表でこれら農産物の輸入代替の進捗状況を確認しよう。2013年から2016年までの状況を見ると、これら三品目のいずれと

も、輸入量が減少する一方で自給率は上昇しており、その限りでは三品目とも確かに輸入代替が進展しているように見える。

消費量については三品目で状況が異なる。食肉・肉製品では物価・所得の動向に対応した動きが見られ、2015年に落ち込んだ後は16年、17年と回復が進んでおり、野菜では2013年から16年まで増加が続く一方で、牛乳・乳製品の消費量は2013年から17年まで一貫して減少している。これに対して生産量は、食肉・肉製品では2013年から17年まで、野菜では2013年から16年まで、毎年継続して相当の増加があった。一方、牛乳・乳製品では生産量の動向は明瞭ではなく、2017年に起きた生産量の増加が持続するか、もう少し経過を見る必要がある。

第10表 畜産物・野菜の輸入代替の進行

単位は、数量:万トン、自給率:%

		2013	2014	2015	2016	2017(暫定)
食肉・肉製品	消費量	1,186	1,189	1,173	1,196	1,227
	生産量	855	907	957	990	1,037
	輸入量	248	195	136	125	109
	自給率	78.5	82.8	88.8	90.7	92.9
牛乳・乳製品	消費量	4,201	4,193	4,083	4,025	3,946
	生産量	3,053	3,079	3,080	3,076	3,112
	輸入量	945	916	792	754	659
	自給率	77.5	78.6	80.5	81.2	83.8
野菜	消費量	2,630	2,731	2,825	2,853	
	生産量	1,611	1,689	1,778	1,804	
	輸入量	282	293	264	232	
	自給率	88.2	90.2	93.7	94.6	

資料：ロシア連邦統計庁ウェブサイトから筆者作成。自給率は筆者計算。

注1) 自給率は我が国の食料需給表の方式で計算したもの。ロシア政府が公表している自給率は計算方法が異なるようであり数値が若干異なる。

注2) 野菜については、2017年の値は未公表。また野菜で消費量と生産量・輸入量の差が大きいのは、在庫の値が大きい。

食肉・肉製品や野菜では、消費量が増加する中で、それを上回る生産量の増加が起きた結果として自給率が上昇しており、確かに輸入代替が進んでいると言えるが、牛乳・乳製品の自給率の上昇は消費量が減少した結果という側面が強い。また食肉・肉製品の場合、消費と生産が拡大したのは家禽肉と豚肉であり、牛肉はこの動きから外れている。2000年代後半以降ロシアの畜産の回復が顕著に進む中で、牛部門（酪農と肉用牛生産）は回復から取り残されてきたが、その状況にはこれまでのところ顕著な変化は認められない。ただし、前述のようにアグロホールディングによる大規模な酪農プロジェクトへの投資の進展などの動きが今後の牛乳生産にどのように影響してくるか注視する必要がある。

(3) 近年の小麦収穫量増加に関する考察

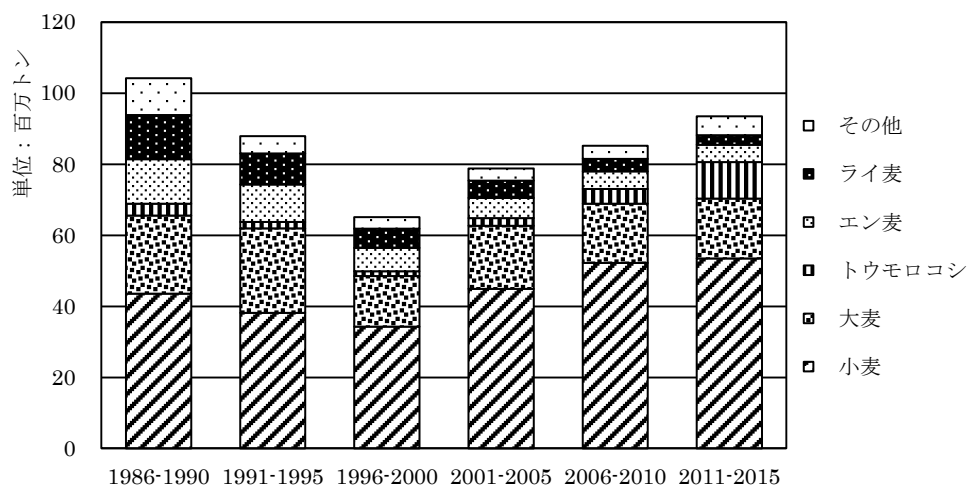
既に見たように、2017年のロシアの穀物収穫量は、ソ連時代の1978年に記録した1億

2,741 万トンを上回る史上最高の収穫量となった。2017/18 年度のロシアの穀物輸出についても、豊作を受けて小麦を中心に拡大しており、USDA は、2017/18 年度にはロシアの小麦輸出量が世界第 1 位になると予測している。そこで第 3 節の終わりに、最近のロシアの穀物生産・輸出の増加の中でも、とりわけ拡大著しい小麦を取り上げ、収穫量増加の原因を考察してみたい。

最初に、第 3 図でソ連時代末期から最近までの長期間で見たロシアの穀物生産のトレンドを確認しておこう。第 3 図は前掲の第 5 表の 1986 年以降 5 年間ごとの穀物収穫量の平均値の推移をグラフ化したものである。

1990 年代のロシアは、市場経済移行に伴う経済・社会の混乱が続く、農業生産は大きく縮小した。穀物生産もこの時期に大きく縮小し、収穫量は、1986-90 年平均では 104 百万トンだったが、1996-00 年平均では 65 百万トンまで減少した。2000 年代に入ると、ロシア経済が成長軌道に乗り、農業生産も回復に転じる中で、穀物生産も回復を続け、収穫量は 2011-15 年平均では 94 百万トンまで回復した。

また、2000 年代以降穀物生産が回復する中で、生産される穀物は、小麦、大麦、トウモロコシの 3 品目への集中、なかでも小麦への集中とトウモロコシの拡大が進んだ。1986-90 年平均では、穀物全体の収穫量に占める構成比は、小麦 41.8%、大麦 21.1%、トウモロコシ 3.2%の計 66.1%だったが、2011-15 年平均では、小麦 57.2%、大麦 18.0%、トウモロコシ 11.0%の計 86.2%となった。これらの品目は、いずれも輸出市場が大きく、トウモロコシは畜産の飼料用として国内の需要も拡大している。ロシアの穀物生産者は、市場経済に十分適応し、穀物生産を需要が大きく収益性の高い品目に集中させるようになっている。

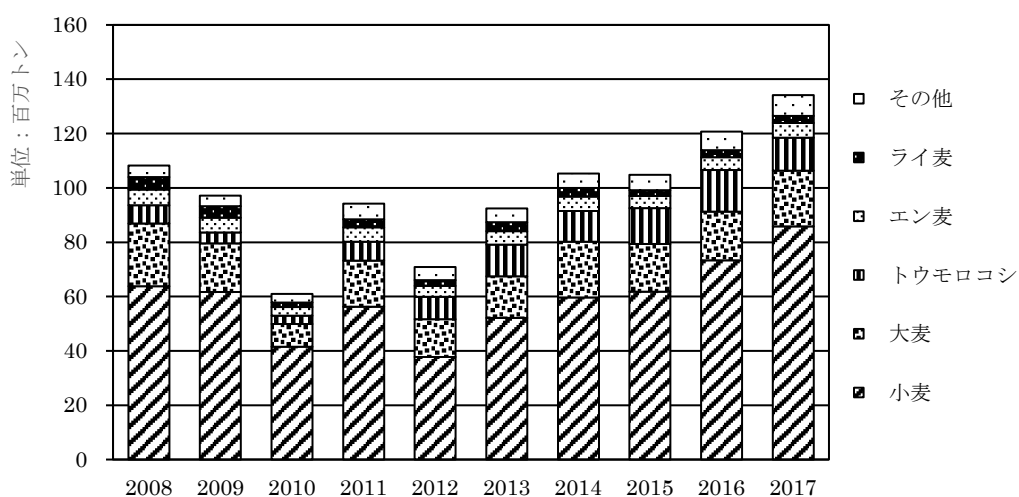


第3図 ロシアの穀物収穫量:長期的な推移

資料: 第5表と同じ。

次に最近 10 年間のロシアの穀物生産の動向を確認しておこう。ロシアの穀物収穫量は、天候の影響によって大きく変動する。ロシアの気候は、総じて気温の高い期間が短く、降

水量が少ない。冬期の厳寒・少雪は秋まき穀物のウインターキルを招き、夏期の高温・小雨は干ばつにつながる。こうした現象が特に強く出る年は凶作となる。おおむね4～5年に1回程度は凶作年があり、第4図中では、2010年（穀物収穫量61百万トン）及び2012年（同71百万トン）がその年に当たる。2013年以降は、比較的良好な天候の年が続き、穀物生産量は年を追って拡大してきている。この背景には、生産面の改善（肥料投入量の増加、機械装備の充実、優良品種・種子の利用の拡大等）もあったと考えられる。



第4図 ロシアの穀物収穫量：最近10年の動向

資料：第5表と同じ。

それでは、この2013年以降のロシアの小麦収穫量増加の原因について考えてみよう。上述のとおりロシアの小麦の収穫量は年によって大きく変動するため、単年ではなく、2013年及び2014年、2016年及び2017年の小麦収穫量の平均値を取り、両者の間の小麦収穫量の変化を、作付面積の変化の効果によるものと、単収の変化の効果によるものとに要因分解し、小麦収穫量の変化に対する各要因の寄与率を算出した。2013年及び2014年の平均値をベースにしたことには、極端な不作年だった2012年を分析対象から外すとともに、大幅なルーブル安がロシア経済に影響を与える前の時期の数値を分析の出発点にするという意図がある⁽²⁰⁾。また、国土が広大なロシアでは地域による農業生産の違いが非常に大きいため、連邦全体を経済地区⁽²¹⁾に分けて、連邦全体の小麦収穫量の変化に対する各経済地区の寄与率も把握した。これらをまとめたものが第11表である。

第11表の内容を見てみよう。2013/14年平均と2016/17年平均との間で、ロシア連邦の小麦収穫量は23,175千トン増加していた。これを作付面積増加の効果（面積効果）によるものと単収上昇の効果（単収効果）によるものに分解すると、面積効果が7,509千トン、単収効果が15,666千トンとなる。寄与率で見ると、それぞれ32.4%、67.6%となり、この時期のロシア連邦の小麦収穫量の増加に対する寄与は、ロシア連邦全体として見た場合には、作付面積の増加がおおむね3分の1、単収の上昇がおおむね3分の2だった。

また、経済地区別には、北カフカスの小麦収穫量の増加が7,137千トンと最も大きく、連邦全体の小麦収穫量増加に対する寄与率は30.8%に上った。これに次ぐのは沿ヴォルガ5,994千トン（寄与率25.9%）、ウラル3,305千トン（同14.3%）、中央黒土3,145千トン（同13.6%）だった。これらをさらに面積効果と単収効果に分解すると、北カフカスは、面積効果1,595千トン（連邦全体の小麦収穫量増加に対する寄与率6.9%）に対し単収効果5,542千トン（同23.9%）、沿ヴォルガは面積効果2,010千トン（同8.7%）に対し単収効果3,984千トン（同17.2%）、ウラルは面積効果96千トン（同0.4%）に対し単収効果3,208千トン（同13.8%）、中央黒土は面積効果1,776千トン（同7.7%）に対し単収効果1,369千トン（同5.9%）となる。面積効果だけを経済地区別に見ると、大きい順に、沿ヴォルガ、中央黒土、北カフカスとなり、単収効果だけを経済地区別に見ると、大きい順に、北カフカス、沿ヴォルガ、ウラルとなる。

第11表 ロシアの小麦収穫量増加要因分析

		小麦収穫量（千トン）		小麦収穫量変化の要因分解（千トン）			寄与率（%）		
		2013/14 平均	2016/17 平均	収穫量変化	面積効果	単収効果	収穫量変化	面積効果	単収効果
ロシア連邦		55,586	78,761	23,175	7,509	15,666	100.0	32.4	67.6
冬小麦地域	北カフカス	20,113	27,250	7,137	1,595	5,542	30.8	6.9	23.9
	中央黒土	8,039	11,184	3,145	1,776	1,369	13.6	7.7	5.9
	中央	3,884	5,508	1,624	1,314	310	7.0	5.7	1.3
中間地域	沿ヴォルガ	8,024	14,018	5,994	2,010	3,984	25.9	8.7	17.2
	ヴォルガ・ヴァトカ	1,242	1,902	660	254	406	2.8	1.1	1.8
春小麦地域	ウラル	4,257	7,561	3,305	96	3,208	14.3	0.4	13.8
	西シベリア	7,418	8,598	1,179	160	1,020	5.1	0.7	4.4
	東シベリア	2,103	2,031	▲ 72	96	▲ 168	▲ 0.3	0.4	▲ 0.7
非主産地	極東	180	299	119	66	53	0.5	0.3	0.2
	北西	299	383	84	140	▲ 56	0.4	0.6	▲ 0.2
	北方	27	27	▲ 0.2	1.3	▲ 1.5	▲ 0.0	0.0	▲ 0.0

資料：ロシア連邦統計庁より筆者計算。クリミアの値は除いた。面積効果と単収効果の重複分は両者に1/2ずつ按分している。

次にこれらの数値について考察してみよう。単収は、農業生産主体による生産の改善（例えば、無機肥料等の投入の増加、機械装備の充実、優良な品種・種子の利用の拡大など）だけではなく、天候という不確定要素によっても大きく左右されるが、作付面積は基本的に農業生産主体の経営判断によって決定されるので、作付面積から考えてみたい。

作物の作付面積に係る農業生産主体の判断に対しては、その作物の収益性が強く影響すると考えられるが、近年のロシアの小麦生産の収益性に大きく影響を及ぼしていると思われるのはルーブル安である。前掲の第2図に示したように、ルーブルの対ドルレートは、2014年10月頃から急激に低下し、それ以降大幅なルーブル安が続いている。2016年初頭を底として徐々に相場が戻ってきたとはいえ、2013年以前と比べれば2017年も依然として大幅なルーブル安だった（2013年1月平均：1ドル＝30ルーブル、2017年12月平均：同59ルーブル）。

ロシアでは、連年の小麦収穫量の増加に伴って在庫水準は上昇しているが、小麦の生産

者価格はルーブル換算の輸出価格の上昇に引きずられる形で上昇した。ピークとなった2016年3月の小麦生産者価格は10,154ルーブル/トンに達し、名目値としては大不作のため価格が高騰した2012/13年度のピーク（2013年3月9,593ルーブル/トン）を上回る水準に達した。2016/17年度に入ると価格は低下したものの、年度を通じて8千ルーブル/トン程度で推移しており⁽²²⁾、小麦生産の収益性は良好だったとみられる。ロシアの小麦生産者は、こうした状況に対応して小麦の作付面積を拡大してきた。

先ほど見たように、2013年から2017年のロシアにおいて作付面積の拡大が小麦の収穫量増加に大きく寄与していた地域は、経済地区では沿ヴォルガ、中央黒土、北カフカスであった。これらの地域の多くは、ヨーロッパ・ロシアの南部に位置しているが、ロシアの中では気候や土壌などの自然条件に恵まれた地域である。穀物輸出港の多くが立地する黒海までの距離も比較的近く、輸出向けの小麦生産を行う上で相対的に良い条件に恵まれた地域である。これら地域における小麦作付面積の増加が大きかったという事実は、この時期のロシアの小麦生産の増加に、有利な輸出環境に牽引された増加という側面があることを裏付ける根拠にもなると考えられる。

次に単収の上昇について考えてみよう。単収の上昇が2013年から2017年のロシア全体の小麦収穫量増加に最も大きく寄与したのは、北カフカス経済地区であった。北カフカス経済地区は、黒海に隣接するロシア最大の小麦生産地域であり、ロシアの小麦生産地域の中でも自然条件や地理的条件に最も恵まれ、最高の単収を上げている。農業部門の投資が活発に行われ、無機肥料の投入もロシアの中では最も多い地域である。2013年から2017年の時期におけるこの地域の小麦単収の上昇は、おそらく、無機肥料等の投入の増加、機械装備の充実、優良な品種・種子の利用の拡大等の生産面の改善の効果が、天候の良い年が続いたことと相まって十分に発現したことによるものと考えられる。中央黒土や沿ヴォルガの南部は、小麦生産においては北カフカスに次いで有利な地域であり、生産面での改善と良好な天候の相乗効果という状況は基本的に同様と考えられる⁽²³⁾。その中では沿ヴォルガ南部は干ばつなどの被害を受けやすい地域であり、近年の高単収には降雨などに恵まれたことが強く影響していたと思われる。

最後に、ウラル経済地区について考えてみよう。ウラルは、2013/14年平均と2016/17年平均との間のロシア連邦全体の小麦収穫量増加に対して、北カフカス、沿ヴォルガに次いで高い寄与率を示している。ここでは単収上昇の寄与が13.8%に対して、作付面積の増加の寄与は0.4%と非常に小さい。ウラルやシベリアなどロシアの春小麦地域は、アジア内陸部に位置しており、穀物輸出港から遠く離れ、輸出には不利な地域である。ロシア全体としては有利な市場環境下にあるにもかかわらず、小麦の作付面積の拡大がわずかなものにとどまっていることは、こうした不利な立地条件を反映したものと思われる。また、こうした立地の不利や作物の特性などから、ロシアの春小麦地域では、低投入、低単収の粗放的な栽培が行われており、小麦の単収は天候に強く依存している。2013/14年平均と2016/17年平均との間のウラルの小麦単収上昇も、主として天候の影響（後の時期の方が相対的に良い天候だった）によるものだったと考えられる。

4. ロシアの農業政策

(1) 穀物の供給過剰対策

ロシアの農業政策については、最初に 2017 年における穀物の供給過剰を巡るロシア政府の対応について整理しておきたい。前述のように、2017 年のロシアの穀物収穫量は史上最高となった。特に小麦は収穫量が 85 百万トンを超える過去最大の豊作となり、連年の豊作の中で、供給過剰による価格の低下と農業生産主体の収益の減少が懸念された。

ロシアの小麦生産者価格の推移を見ると、2017 年 7 月から新たな農業年度 (2017/18 年度) が始まってしばらくの間は大きな変化はなかったが、8 月後半以降価格が低下し始め、9 月末まで低下が続いた。ロシアの輸出小麦の中心となる 4 級普通小麦の価格を見ると、ヨーロッパ・ロシア地域のエレベーター渡し価格は、7 月 31 日～8 月 4 日の週には平均 8,510 ルーブル/トンだったが、9 月 18 日～22 日の週には平均 6,830 ルーブル/トンとなった。前年同時期の価格 8,335 ルーブル/トンと比較すると 2 割近い低下である。

こうした状況に対して対策を求める声が高まった。報道などで名前が上がった措置としては、穀物の鉄道運賃に対する助成や、穀物の政府買入が挙げられる。いずれも国内・地域内における穀物の供給過剰を吸収することを目的とした措置である。

このうち、穀物の鉄道運賃に対する助成については、シベリア等のロシア内陸部に位置する産地では、国内市場や輸出港までの距離が遠く、他の産地に比べて輸送コストがかさむという問題が常にあるのだが、とりわけ豊作による供給過剰時にはそうした輸送上の問題が地域の穀物価格の低下を増幅させることから、輸送コストを軽減して他地域への移出や輸出を促進することによって、地域内の供給圧力を軽減しようとするものである。

こうした鉄道運賃助成については、まずロシア鉄道 (国鉄) が独自措置として 2017 年 10 月 1 日以降一部地域からの穀物輸送に約 10%割引した運賃の適用を開始した。さらに本格的な鉄道運賃の優遇措置については、同年 12 月 20 日以降、連邦予算からロシア鉄道に補助金を交付する (ロシア鉄道が運賃値引きを行い、その損失を補助金で補填する) 形で実施することとなった⁽²⁴⁾。新たな優遇運賃の適用を受けられる穀物輸送については、出荷地として 13 連邦構成主体⁽²⁵⁾、仕向地として 12 連邦構成主体⁽²⁶⁾が指定されている。

対象穀物は、小麦、大麦、トウモロコシであり、出荷地の州ごとに優遇運賃が適用される穀物の限度数量が定められている (最大のサラトフ州で 751 千トン。品目ごとではなく穀物総計の値)。13 連邦構成主体での総限度数量は 3,181 千トンとされている。優遇運賃を適用されるためには、輸送される穀物の生産者からの買取価格が、州ごとに定められた下限価格 (サラトフ州産 4 級小麦では税込み 7,900 ルーブル/トン) を上回っていなければならない。以上の鉄道運賃助成に充てられる連邦予算額は約 30 億ルーブルである⁽²⁷⁾。

次に、穀物の政府買入れについては、小麦価格が大きく下がった時期に発動を求める要望が高まったものの、連邦農業省は一貫して当該措置の発動には慎重で、本稿執筆中の

2018 年 6 月時点においても実施されていない。その背景としては、ロシアの小麦生産者価格が 9 月下旬には下げ止まり、2018 年に入ると価格が戻ってきていることなどがあつたと思われる（米国の小麦供給が比較的タイトで、小麦の国際価格が 2018 年に入って上昇したことがロシアの小麦生産者価格にも反映されている）。

なお、既に述べたとおり、小麦輸出関税については、制度は残しつつも、豊作による供給過剰という状況の下でこの制度が小麦の輸出を制約することのないよう、2016 年 9 月 23 日から輸出関税の税率をゼロとする措置が適用されている。この取扱いは、2018 年 6 月 30 日を期限としていたが、2019 年 6 月 30 日まで延長されている。

（２） 農業発展計画の改定

次に農業発展計画の改定についてまとめておきたい。昨年度のレポートにも書いたとおり、ロシアの農業政策の基本的な枠組みは、農業発展法及び同法に基づく農業発展計画に定められている。現行の農業発展計画は、2012 年に策定され、2013 年から 2020 年までの 8 年間を対象期間とした第二期計画であるが、2017 年においては、3 月と 12 月に第二期農業発展計画の大きな改定が行われた。

2017 年 3 月の改定においては⁽²⁸⁾、実質面では、2016 年 11 月に単独の計画として定められていた「優先計画『農産複合体の生産物の輸出』」（以下「農産物輸出計画」）が農業発展計画に統合された。農産物輸出計画は、公表されている概要によれば⁽²⁹⁾、農産複合体の生産物⁽³⁰⁾の輸出金額を、基準年（2015 年）の 169 億 US ドルから 2020 年に 214 億ドル、2025 年には 300 億ドルまで拡大すること、そのうち例えば食肉（HS 第 2 類）については基準年の 2 億ドルを 2020 年には 5 億ドルまで拡大すること等を内容としていた⁽³¹⁾。

2017 年 3 月の農業発展計画の改定における形式面での改正としては、これまで個別に政令で定められてきた各種の補助金の交付規則が農業発展計画に統合された。例えば、農業生産主体が借り入れる運転資金や投資資金の利息に対しては、連邦構成主体からその一部の補填（融資利子助成）が行われており、ロシア農政の主要なツールとなっている。この連邦構成主体が行う融資利子助成に対しては、連邦予算から補助金が交付されており、その交付手続きや配分基準などを定める補助金交付規則は、従来は個別の政令で定められていたが、2017 年 3 月の農業発展計画改定において、その別添文書という形で同計画に統合された⁽³²⁾。

2017 年 12 月の農業発展計画の改定は、ロシア連邦全体の国家計画の管理運営方式見直しの一環として行われたものであった。2017 年 3 月に開催された「戦略的發展及び優先的プロジェクトに関する大統領諮問委員会幹事会」⁽³³⁾（議長：メドヴェージェフ首相）においては、数多く策定されてきた国家計画の効率的・効果的な実施を図るため、国家計画の策定・実施に「プロジェクト管理方式」を導入することが決定された。そして 2018 年 1 月からこの方式に移行する「パイロット計画」として 5 つの国家計画が選定され、農業発展計画もその 1 つに選ばれた。「プロジェクト管理方式」に基づく国家計画の策定、実施

及び評価のマニュアルは、2017年10月12日付けロシア連邦政令第1242号「ロシア連邦の個々の国家計画の策定、実施及び有効性評価について」（以下「プロジェクト管理政令」）⁽³⁴⁾に定められ、2017年12月の農業発展計画の改定はこれに基づいて行われた⁽³⁵⁾。

第12表 2017年12月改定農業発展計画の五大目標及び関係指標

五大目標	指標	
	2017年12月改定計画	(参考) 2014年12月改定計画
1. 農産複合体生産物に対する経済的・地域的なアクセスを考慮したロシア連邦の食料安全保障の確保(注1)	実質農業生産額指数(%) (注2)	
	2015年(基準年): 100	2015年: 100
	2018年: 105.9-106.6	2018年: 104.2-107.5
	2019年: 107-108.5	2019年: 106.3-109.7
	2020年: 108.6-110.8 (1990=100換算値 103.1-105.2)	2020年: 108.6-112.0 (1990=100換算値 102.2-105.5)
2. 農業の総付加価値額目標の達成	農業の総付加価値額(10億ルーブル)	
	2015年(基準年): 3,200	—
	2018年: 3,600-3,750	—
	2019年: 3,750-3,890	—
	2020年: 3,890-4,050	—
3. 農産複合体生産物の輸出増加目標の達成(注1)	農産複合体生産物の輸出額指数(%)	
	2015年(基準年): 100	—
	2018年: 117.3-123.5	—
	2019年: 124.6-128.4	—
	2020年: 132-133.3	—
4. 農業部門の実質固定資本投資額増加目標の達成	農業部門の実質固定資本投資額指数(%) (注2)	
	2015年(基準年): 100	2015年: 100
	2018年: 111.1-111.7	2018年: 108.1-115.4
	2019年: 111.2-112.4	2019年: 113.6-121.3
	2020年: 111.3-113.1	2020年: 119.4-127.5
5. 農村住民の可処分所得増加目標の達成	農村住民家族一人当たり可処分所得月額(ルーブル)	
	2015年(基準年): 16,743.4	—
	2018年: 17,100-17,450	—
	2019年: 17,460-17,800	—
	2020年: 17,900-18,300	—
(参考) 農業発展計画遂行のために予定された連邦予算からの支出計画額(10億ルーブル)	2017年12月改定計画	2014年12月改定計画
	2015年: 187.9	2015年: 187.9
	2016年: 237.0	2016年: 258.1
	2017年: 215.9	2017年: 300.2
	2018年: 242.0	2018年: 324.0
	2019年: 242.4	2019年: 337.8
	2020年: 242.4	2020年: 350.4

資料: 農業発展計画の2014年12月改定計画及び2017年12月改定計画から筆者作成。

注1) 「農産複合体」及びその「生産物」の意味については、本文の注30参照。

注2) 「実質農業生産額指数」及び「農業部門の実質固定資本投資額指数」の2014年12月改定計画の指標は、筆者が原数値を2015年を100とした値に換算したものの。

それでは、同月の改訂後の農業発展計画（以下「2017年12月改訂計画」）の内容を第12表で具体的に見ていこう。同表においては、2017年12月改訂計画に定められた五大目標及びそれに対応する指標（数値目標）並びに計画に規定された各年の計画実行に係る連邦予算額を整理した。そしてその内容を可能な範囲で昨年のレポートで紹介した2014年12月改訂計画（2017年に行われた累次改定の直前版に当たる）と対比した。

五大目標を設定したのは、プロジェクト管理政令によって承認された「ロシア連邦の個々の国家計画の策定、実施及び有効性評価規則」において「パイロット国家計画には5を超えない目標を定めることができる」（同規則 11）と規定されたことを踏まえたものである。五大目標に対応して1つずつ指標が設定されているが、そのうち2014年12月改定計画時点でも設定されていたのは、第12表に示すとおり、目標1に対応する実質農業生産額指数と、目標4に対応する農業部門の実質固定資本投資額指数である。

このうち2017年と2014年の改定計画を比べて大きな変化が見られるのは、農業部門の実質固定資本投資額指数であり、2015年を100として2014年12月改定計画では119.4－127.5とされていたものが、2014年12月改定計画では111.3－113.1へと縮小されている。これはおそらく、農業発展計画遂行のために予定された連邦予算からの支出計画額（農業発展計画に掲載された額であり、その中には融資利子助成の予算額なども含まれる）が縮減されたことと対応している。

2014年12月改定計画では、農業発展計画遂行のために計画された連邦予算の額が、2017年から2020年にかけて3,002億ルーブルから3,504億ルーブルへと大きく増額されることとなっていたが、2017年12月計画においては、2017年が2,159億ルーブルで2018年以降はおおむね同水準を維持し2020年が2,424億ルーブルとされている。本章冒頭の財政に関する箇所でも記述したとおりロシアにおいては2017年以降緊縮財政が本格的に実施されており、第二期農業発展計画の残期間をカバーする2018-20年予算（前掲第4表参照）も策定されたことから、これに対応した予算額を農業発展計画にも規定したと思われる⁽³⁶⁾。

こうした中で、2017年12月改定計画の五大目標の1に対応する実質農業生産額指数の値が、2014年12月改定計画の値と比べてほぼ同水準ないし若干の減少にとどまっているのは、後ほど改めて述べるように、近年の穀物生産の拡大などによって、耕種農業の生産額指数が既に大きく伸びているという実績を踏まえたものであろう。

次に、第13表で2017年12月改定計画のより具体的な内容を見ていこう。2017年12月改定計画は、10の分野（下位計画）に分けられており、具体的な事項について指標が定められているので、可能な範囲で2014年12月改定計画と指標を比較してみた⁽³⁷⁾。

こちらまず目につく変化としては、分野5（ロシアの農業目的地の土地改良の推進）や分野6（農村地域の安定的発展）のように公共事業的な色彩が強く、予算との関連性が強い分野については指標が引き下げられていることである。また、畜産の中でも、養鶏や養豚の伸びは著しい反面、牛部門では停滞が続いていることを既に述べたが、これを反映して分野1の中では、牛乳生産量の2020年指標が31.9百万トンに、また肉専用種等の牛の飼育頭数が2,950千頭に引き下げられている（2014年改定計画の指標は、それぞれ38百万トン、3,590千頭だった）。

また、穀物・豆類総収穫量や露地野菜生産量についても2020年指標が削減されている（穀物・豆類：115百万トン→110百万トン、露地野菜5,243千トン→4,710千トン）⁽³⁸⁾。

耕種農業及び畜産業の生産額指数の2020年指標（1990年=100に換算した値）は、畜

産業の方は2017年12月改定計画でも2014年改定計画とほぼ同水準となっているが、耕種農業の方は2017年12月改定計画では147.9となり、2014年改定計画での138.1-139.1を大きく上回っている。これについては、2016年の実質耕種農業生産額指数が実績値で対前年比7.6%増となったことによるところが大きいと考えられる。

第13表 2017年12月改定農業発展計画の10分野及び関係指標

分野（下位計画）	2017年12月改定計画の目標（抜粋）		（参考）2014年12月改定計画の2020年指標
	事項	2020年指標	
1. 基本的な農産物、農産原料及び食品の迅速な輸入代替の確保を伴った農産複合体部門の発展	耕種農業実質生産額指数（2015年=100%）	114.3%（1990年=100換算 147.9%）（注*）	1990年=100換算 138.1-139.1%
	畜産業実質生産額指数（2015年=100%）	110.2%（同上 76.4%）（注*）	同上 74.8-79.1%
	穀物・豆類総収穫量（全経営類型）	110 百万トン	115 百万トン
	露地野菜生産量（農業組織、農民経営）	4,710 千トン	5,243 千トン
	温室野菜生産量（農業組織、農民経営）	1,680 千トン	—
	家畜・家禽生産量（生体重、全経営類型）	14.4 百万トン	14.4 百万トン
	牛乳生産量（全経営類型）	31.9 百万トン	38 百万トン
2. 農産複合体における投資活動の促進	肉専用種及び在来種と肉専用種の交雑種の牛の飼育頭数	2,950 千頭	3,590 千頭
	毎年の融資額（2018-20年各年）	15 百万ルーブル以上（注**）	—
3. 農産複合体の技術的近代化	農業機械更新率（農業組織）		
	トラクター	2.9%	—
	穀物収穫用コンバイン	4.7%	—
	飼料収穫用コンバイン	4.3%	—
4. 農産複合体生産物の輸出	農産複合体生産物輸出額	214 億 US ドル	—
5. ロシアの農業目的地の土地改良の推進	耕作放棄地の再利用面積（2015-20年累計）	564 千 ha（注***）	715 千 ha
6. 農村地域の安定的発展	農村居住者用住宅の供用（2015-20年累計）	2,217 千㎡（注***）	2,508 千㎡
7. 国家計画の実行管理			
8. 農産複合体部門の活動条件の整備			
9. 農産複合体部門の発展のための科学・技術の確保			
10. 軽工業に対して良質の農産原料を確保するための原料基盤の確保			

出典：農業発展計画の2014年12月改定計画及び2017年12月改定計画から筆者作成。

注1）表に記載した目標・指標は、各分野の代表的な目標・指標を抜粋したものであり、網羅的ではない。

注2）空欄については、公表されている2017年12月改定農業発展計画に記載がない。

注3）2017年12月改定計画の2020年指標のうち、（注*）の1990年=100換算は原数値から筆者が算出した（対応する2014年12月改定計画の数値も同様）。また、2020年指標は原則として2020年単年の値だが、（注**）の数値は2018-20年の各年の値であり、（注***）の数値は2015-20年の累計値である。

ここで計画を離れて実績の話をするれば、こうした耕種農業部門の成長の結果、ロシアの実質農業生産額指数（1990年=100とした値）は2017年に101.9となった。1991年のソ連解体後26年目にして、初めて解体前年の1990年の水準を上回ったことになる。なお、この2017年の実質農業生産額指数を耕種農業と畜産業に分けて見ると、耕種農業の142.2に対して畜産業は72.3となっており、ロシアの畜産業も養鶏や養豚を中心として、2000年代後半以降回復・成長が著しいとは言え、全体としてはまだソ連時代末の水準を大きく下回っている。

5. おわりに

2017年のロシアの穀物生産は過去最高となり、2017/18年度にはロシアは世界第1位の小麦輸出国になるものと見込まれている。1980年代にはソ連が世界最大の穀物輸入国だったことを考えると、その変化は著しい。ロシアは、世界最大の小麦輸入地域である中東・北アフリカ地域に対する最大の小麦供給国であり、さらに、バングラデシュ、インドネシアなどアジア地域にも新たな市場を求めて輸出を拡大している。

今回のレポートでは、ロシアの小麦輸出拡大に注目し、その背景として小麦収穫量増加の要因を分析した。その結果、近年のロシアの小麦収穫量の増加は、ルーブル安で輸出向けの小麦生産が有利になっている状況を背景として、輸出向けの小麦生産に適したヨーロッパ・ロシア南部の産地を中心に、小麦の作付面積を増加させたことに加えて、生産面の改善が進められ、天候の良い年が続いていることと相まって単収が増加したことが原因となっていると考えられた。

今回の分析では、小麦の単収上昇に天候要因がどの程度影響を及ぼしているか把握することまでできていないが、おそらくその影響を軽視することはできない。干ばつなどの発生によってロシアの小麦収穫量・輸出量が減少する可能性は今後もあるし、減収の程度によっては、かつてのように輸出制限の発動が検討される可能性も否定はできない。世界の小麦市場におけるロシアの役割が大きくなった今日、その生産動向を把握することはますます重要であり、また農業投資の進展などロシアの穀物の生産面での改善が、ロシアの穀物収穫量の安定にどのように影響してくるのか、引き続き把握に努める必要があろう。

[注]

- (1) 本章は、原則として2018年3月までの情報をもとに作成したが、今回のレポートの重要なテーマであるロシアの穀物輸出については、毎月更新されるロシアの通関統計やUSDAの情報をを用いて最新の内容を記述するよう努めた。
- (2) 本節の作成に当たっては、田畑(2017)、金野(2017a)、同(2017b)を参照した。
- (3) 2015年第1四半期から2017年第4四半期までの12四半期(うち2015年第1四半期から2016年第3四半期がマイナス成長、2016年第4四半期から2017年第4四半期がプラス成長)のうち、2016年第3四半期から2017年第2四半期の4四半期を除く8四半期において、家計消費が成長の動向を規定する最大の要因となっていた。
- (4) 金野(2017b) 1-2頁。
- (5) 原油価格とルーブルの対米ドル相場の相関係数は、第2図の原データから筆者が計算した値。
- (6) ヴェドモスチ(2017)によれば、バダセン・ロシア連邦経済発展省マクロ経済予測局長は、財務省が2017年2月から実施している通貨買入の効果により、ルーブル相場の原油相場への依存関係が大きく軽減されたこと、2018年においては同制度の一層の改善が予定されているところでもあり、高い水準の石油価格が維持された場合でもルーブル高が顕著に進むリスクはないと考えられること、を指摘している。
- (7) 金野(2017b) 2頁(ロシア銀行レポートの引用)。
- (8) ロシア銀行は、2017年におけるインフレ目標の達成(目標の前年比4%以下に対して2.51%)を踏まえて政策金利の引き下げを進めている。2016年末時点で10%だった政策金利は、2017年末時点では7.75%まで引き下げられており、2018年2月にはさらに7.5%に引き下げられた。
- (9) 金野(2017b) 4頁。
- (10) ロシア連邦経済発展省、ロシア銀行とも、予測の「基本シナリオ」の数値である。
- (11) ロシアの予算は、3年分をあらかじめ計画し、毎年1年分ずつ計画を更新していく仕組みを採っている。
- (12) 金野(2017b) 5頁。
- (13) ロシアの統計値には、2014年以降ロシアが併合したクリミア(連邦構成主体としてはクリミア共和国及びセヴァストポリ市)の値が含まれており、一方で1978年の数値にはこれが含まれていないという違いはあるが、2017年のクリミアの穀物収穫量は139.5万トンなので、同年のクリミアを除いたロシア連邦の穀物収穫量は1億3,340万トンとなり、依然1978年の値を上回っている。
- (14) デイトロフスカヤ(2017)

- (15) 第6表関係では、2014年から16年の増加率は万トン未満を四捨五入する前の生産量から計算した。第7表関係でも同様。
- (16) 2016年9月26日付けロシア連邦政令第966号により、小麦の輸出関税をゼロとする措置は同年9月23日（遡及適用）から2018年6月30日まで適用することとされていた。
- (17) 1年間の延長措置は、2018年6月27日付けロシア連邦政令第737号による。
- (18) 本稿執筆時点においては、2017年6月30日付けロシア連邦大統領令第293号により、当該農水産物輸入禁止措置を2018年12月31日まで延長することが決定されている。
- (19) 需給表の生産量や輸入量の値は、特に畜産物の場合、様々な形態の製品の数値を所定の方式に従って換算し、一本化して集計しているため、個別品目の生産量や輸入量の合計値とは数値が一致しない。また、第9表の自給率は我が国の食料需給表の方式（FAOのFood Balance Sheetに準拠）で筆者が計算したものであり、ロシア政府が公表している「総供給量に占める国産割合」とは若干数値が異なる。ロシア政府の「総供給量に占める国産割合」の具体的な計算方法はわからない。
- (20) 原油価格下落等に伴うルーブルの大幅な下落が始まったのは2014年10月頃からなので、2014年産の小麦はその影響を受けていない。ルーブル安の影響が出るのは2015年産以降である。
- (21) 「経済地区」については、長友（2016）186-187頁参照。なおロシアの統計には、2014年以降、ロシアが一方向的に連邦に編入したクリミアの値が入っているが、本稿の分析はその値を除外して行った。分析の対象年のうち、2013年はクリミアの値を含まず、それ以外の年はクリミアの値を含んでいては分析の妨げになるためである。
- (22) ロシアの小麦生産者価格はEMISSによる。
- (23) 筆者は2017年7月に中央黒土経済地区に属するヴォロネジ州及びクルスク州でアグロホールディング（食品企業などが主導し、農業を中心とする企業の大規模なインテグレーション）の穀物農場（小麦、大麦、トウモロコシ等を生産）を訪問したが、担当者の説明によれば、肥料や農薬の十分な使用、機械装備の充実、優良な品種・種子の利用等によって州平均より大幅に高い単収を実現していた。
- (24) 根拠法令は、2017年12月20日付け政令1595号「2017年及び2018年において連邦予算から公開型株式会社『ロシア鉄道』に対し穀物輸送に優遇運賃を適用することに伴う収入の損失を補填するための補助金の交付規則の承認について」である。
- (25) 出荷地としては、ヴォロネジ州、クルスク州、リベツク州、タンボフ州（以上中央黒土経済地区）、オリョール州（中央経済地区）、ペンザ州、サマール州、サラトフ州、ウリヤノフスク州（以上沿ヴォルガ経済地区）クルガン州、オレンブルグ州（以上ウラル経済地区）、ノヴォシビルスク州、オムスク州（以上西シベリア経済地区）が指定されている。黒海に近い穀物産地は対象から除かれている。
- (26) 仕向地としては、クラスノダール地方、ロストフ州（以上黒海沿岸）、ダゲスタン共和国、アストラハン州（以上カスピ海沿岸）、カリーニングラード州、レニングラード州、サンクト・ペテルブルク市（以上バルト海沿岸）、ムルマンスク州（北極海沿岸）、ブリヤート共和国、ザバイカル地方（以上中国、モンゴル国境）、ハバロフスク地方、沿海地方（以上太平洋沿岸）が指定されている。いずれも輸出港ないし陸上国境の所在地であり、輸出向け輸送が想定されている。
- (27) ディトロフスカヤ（2018）
- (28) 2017年3月の農業発展計画の改定は、2017年3月31日付けロシア連邦政令第396号により行われた。
- (29) 「農産物輸出計画」の概要（Паспорт приоритетного проекта «Экспорт продукции АПК» в редакции протокола от 30 ноября 2016 года №11）はロシア連邦政府ウェブサイト（<http://government.ru/news/25591/>）に掲載されている。計画本体については公表されていない模様。
- (30) 「農産複合体」（АПК: агропромышленный комплекс）とは、ソ連・ロシア特有の概念で、農業と、下流の食品産業、上流の生産資材製造業等を一体的に捉えるものである。ただし、農産物輸出計画においては基準年の2015年の農産複合体生産物輸出額を169億ドルとしているところ、ロシアの通関統計によれば、同年の輸出額は、農水産物（HS01～24）162億ドル、肥料（HS31）89億ドル、トラクター1.4億ドルであることを考えると、農産物輸出計画との関係では、「農産複合体」はおそらく農業及び農産加工業の意味で用いられ、上流部門の肥料や農業機械の製造業までは含んでいないと考えられる。
- (31) 農業発展計画の2017年3月改定においては、2020年指標（数値目標）の修正も行われているが、本稿では、記述が煩雑になることを避けるため、指標については、2017年3月改定での修正については触れず、2017年12月改定後の数値について整理・記述することとした。2017年12月改定後の指標には、3月改定で修正された指標を引き継いだもの、3月時点では未確定だった実績値の確定やその後の予算の見直しに伴って修正されたものがある。
- (32) 補助金交付規則を農業発展計画別添文書とする方式は2017年12月改訂後の農業発展計画にも引き継がれている。
- (33) Президиум Совета при Президенте России по стратегическому развитию и приоритетным проектам
- (34) Постановление Правительства РФ от 12 октября 2017 г. № 1242 «О разработке, реализации и об оценке эффективности отдельных государственных программ Российской Федерации»
- (35) 2017年12月の農業発展計画の改定は、2017年12月13日付けロシア連邦政令第1544号により行われた。
- (36) 第12表の「農業発展計画遂行のために予定された連邦予算からの支出計画額」と第4表の「農業・漁業」に係るロシア連邦予算額とを比較すると、含まれる項目の多くは共通しているが、相互にずれている項目もあるため、両者の金額やその動きは近いものの一致はしていない。
- (37) 農業発展計画の下位計画については、2014年12月改定計画の時点から、下位計画そのものは農業発展計画とともに公開されなくなり、農業発展計画には下位計画の概要だけが添付されるようになった。さらに2017年12月改定計画では、下位計画の概要の添付がなくなり、下位計画を含む農業発展計画全体の構造を示した簡単な概要だけが添付されるようになったほか、以前は添付されていた指標の網羅的なリストがなくなり、指標の一部だけが各所に分かれて掲載されるようになったため、2017年12月改定計画と2014年改定計画との指標の比較は部分的なものとなる。

らざるを得なかった。

⁽³⁸⁾ 穀物・豆類総収穫量の 2020 年指標の 115 百万トンから 110 百万トンへの引下げは、2017 年 3 月改定時に行われ、12 月改定ではその数値が引き継がれている。3 月改定におけるこの数値の引下げについて、クリスティコヴァは、目標時点の穀物供給量に占める国産の割合を 99.7%から 99.3%に引き下げたことによるもので、政府在庫の想定も 850 万トンから 400 万トンに引き下げられており、穀物輸出量は従前の農業発展計画と同じ 3 千万トンが想定されていると述べている。

〔参考・引用文献〕

【日本語文献】

- 金野雄五 (2017a) 「底打ちしたロシア経済—慎重な金融財政政策により景気回復ペースは緩慢」『みずほインサイト 欧州』2017年4月11日号, みずほ総合研究所。
- 金野雄五 (2017b) 「低成長が続くロシア経済—緊縮財政と油価上昇の鈍化が回復の重石に」『みずほインサイト 欧州』2017年11月21日号, みずほ総合研究所。
- 田畑伸一郎 (2017) 「底を打ったロシア経済: 2016年の成長と財政の実績」『ロシアNIS調査月報』2017年5月号 1-22頁, ロシアNIS貿易会。
- 長友謙治 (2016) 「第5章 ロシア—穀物輸出国としての発展可能性—」『平成27年度カントリーレポート: タイ, ベトナム, ミャンマー, オーストラリア, ロシア, ブラジル』137-187頁, 農林水産政策研究所。
- 長友謙治 (2017) 「ロシアの穀物輸出国としての発展可能性と制約要因」北海道大学大学院文学研究科歴史地域文化学専攻博士論文 [http://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/index.jsp]。

【英語文献】

- USEIA (US Energy Information Agency), Cushing, OK Crude Oil Future Contract 1 (Dollars per Barrel)
[http://tonto.eia.gov/dnav/pet/hist/LeafHandler.ashx?n=PET&s=RCLC1&f=D]
- USDA, PSD Online, Custom Query.
[https://apps.fas.usda.gov/psdonline/app/index.html#/app/advQuery]

【ロシア語文献】

- (ロシア文字アルファベット順とし, 日本語訳を付記した。本文中では, 「日本語訳の著者名と刊行年」又は項目末尾に示す『』内の略称で引用した。)
- Банк России, Официальный сайт. [https://www.cbr.ru/] 『ロシア銀行ウェブサイト』
- Банк России (2017), *Доклад о денежно-кредитной политике*, № 4. декабрь 2017. (ロシア銀行 (2017) 『通貨・金融政策報告』第4号, 2017年12月)
- Ведомости (2017), Минэкономразвития не видит рисков существенного укрепления рубля в 2018 году, *Ведомости*, 29.11.2017. [https://www.vedomosti.ru/newspaper/news/2017/11/29/743530-riskov-ukrepleniya-rublya-2018] (ヴェドモスチ (2017) 「経済発展省は2018年には顕著なルーブル高のリスクはないと見込む」『ヴェドモスチ』2017年11月29日)
- Дятловская Е. (2018), Лимиты на льготную перевозку зерна освоены на 10%, *Агроинвестор*, 01. 02. 2018. [http://www.agroinvestor.ru/markets/news/29314-limity-na-lgotnyuyu-perevozku-zerna-osvoeny-na-10/] (ディトロフスカヤ (2018) 「優遇輸送の利用は10%」『アグロインヴェストル』(ウェブサイト) 2018年2月1日)
- Дятловская Е. (2017), Рекордного урожая кукурузы не будет, *Агроинвестор*, 03. 10. 2017. [http://www.agroinvestor.ru/regions/news/28647-rekordnogo-urazhya-kukuruzy-ne-budet/] (ディトロフスカヤ (2017) 「トウモロコシの記録的豊作はない」『アグロインヴェストル』(ウェブサイト) 2017年10月3日)
- ЕМИСС: Единая межведомственная информационно-статистическая система.
[http://www.fedstat.ru/indicators/start.do] (省庁間情報統計システム) 『ЕМИСС』
- Кулистикова Т. (2017), Минсельхоз переписал агрогоспрограмму, *Агроинвестор*, 13. 02. 2017. [http://www.agroinvestor.ru/investments/news/26024-minselkhoz-perepisal-agrogosprogrammu/] (クリスティ

コヴァ (2017) 「農業省は農業発展計画を改定した」『アグロインヴェストル』(ウェブサイト) 2017 年 2 月 13 日)

Минэкономразвития (Министерство экономического развития РФ) (2017), Прогноз социально-экономического развития Российской Федерации на 2018 год и на плановый период 2019 и 2020 годов. [http://economy.gov.ru/wps/wcm/connect/2e83e62b-ebc6-4570-9d7b-ae0beba79f63/prognoz2018_2020.pdf?MOD=AJPERES] (ロシア連邦経済発展省 (2017) 「2018 年並びに計画期間 2019 年及び 2020 年におけるロシア連邦の経済社会発展見通し」)

Минфин (Министерство финансов РФ) (2017), Бюджет для граждан к федеральному закону о федеральном бюджете на 2018 год и на плановый период 2019 и 2020 годов. 『ロシア連邦財務省「市民のための予算 2018 年度版」』

Росстат (Федеральная служба государственной статистики), Официальный интернет-портал Федеральной службы государственной статистики. [<http://www.gks.ru/>] 『ロシア連邦統計庁ウェブサイト』

Росстат, Российский Статистический Ежегодник. 『ロシア連邦統計庁「ロシア連邦統計年鑑」』

Росстат, ЦБСД (Центральная база статистических данных). [<http://cbsd.gks.ru/>] 『ロシア連邦統計庁中央統計情報データベース』

Росстат (2017), Производство продукции животноводства и численность скота в хозяйствах всех категорий за январь-декабрь 2015 года и 2016 года. (ロシア連邦統計庁 (2017) 「全類型の農業生産主体における 2015 年及び 2016 年 1 月－12 月の畜産物生産と家畜頭数」)

Федеральное казначейство РФ, Отчет исполнении федерального бюджета 2016 год.

[<http://www.roskazna.ru/ispolnenie-byudzhetov/federalnyj-byudzhet/183/>] 『ロシア連邦出納庁「2016 年度連邦決算」』

Федеральная таможенная служба РФ, База данных таможенной статистики внешней торговли.

[<http://stat.customs.ru/apex/f?p=201:2:672649820124882::NO>] 『ロシア連邦税関庁「通関統計データベース」』

Федеральная таможенная служба РФ, Таможенная статистика внешней торговли Российской Федерации. 『ロシア連邦税関庁「通関統計」』

第5章 ロシア

ー土地（農地）制度を巡る経緯と現状ー

長友 謙治

1. はじめに

土地（農地）制度は、農業生産主体の形態や農業構造のあり方と経営の形態や生産のあり方と密接に関係する最も基本的な制度であり、いずれの国の農業を研究するに当たっても重要な意味を持つ。とりわけ、社会主義体制の下での指令経済から市場経済への移行を行った移行経済諸国では、土地（農地）制度は、経済・社会制度改革の最も重要な要素として大規模な改革が行われており、その理解は当該国の農業を理解する上で欠かせない。

移行経済諸国の中でも、ロシアはソ連時代に世界に先駆けて土地の国有化、農業の全面的集団化を行った国である。1991年のソ連解体を挟んで行われたロシアの土地改革は、単なる土地制度の改革にとどまるものではなかった。それは、約60年の長きにわたって続いた集団農場や国営農場、そしてその管理下にあった農民を、市場経済下の生存競争に委ねるといった劇的な社会改革だった。当面の土地改革や集団農場改革そのものは、1990年代半ば頃には実質的に終了したが、土地の所有・利用や農業生産主体の構造は、改革を出発点として、その後も変化を続けている。

ロシアにおいては、近年とみに穀物生産の拡大が進み、小麦では既に世界最大級の輸出国となった。畜産においても養鶏や養豚では輸入代替・自給がほぼ達成され、徐々に輸出も行われるようになってきている。今後の世界の食料需給を考える上でロシアの役割を軽視することはできない。そして、ロシアの農業生産拡大の背景を理解するためには、土地（農地）制度と、その下で形成された農業生産主体による土地の所有・利用構造に対する理解が基礎的知見として欠かせない。これが今回のプロジェクト研究においてロシアの土地制度を取り上げた理由である。

本章の構成は以下のとおりである。まず第2節においては、現行制度を理解する上で不可欠の前提として、ソ連末期から1990年代前半の時期を中心として行われた土地改革及びこれと不可分の集団農場改革について、当時の法令を参照しつつ簡潔に記述する。第3節においては、土地改革の結果として具体化された現在のロシアの土地法制の概要を整理する。そして第4節においては、ロシア政府の報告や2006年及び2016年に行われた全ロシア農業センサスの結果などに基づき、ロシアの土地・農地を巡る現状を整理する。

なお、農業集団化の経験は、その起源であるロシアと、後にこれを受け入れた中国やベトナムなどで共通しているが、その解体とその後の経過にはそれぞれの置かれた状況の違いが現れている。今日、ロシアとベトナムは、それぞれ世界最大級の小麦と米の輸出国、中国は世界最大級の穀物生産・消費国であり、いずれも世界の食料需給の中で重要な地位を占めている。それぞれの土地（農地）制度を巡る動向について、農業の今後の発展の方

向性なども念頭に置きながら比較することができれば有益と考えられる。このため、今回のプロジェクト研究においては、当研究所に在籍する（在籍した）ロシア、中国、ベトナムの農業の研究者が連携して、それぞれの国の土地（農地）制度を巡る歴史的な経緯や最近の動向について整理することとしている。

2. ロシアの土地改革

現在のロシアの土地（農地）制度は、様々な政治的妥協の末に生み出されたものであり、その意味を理解するためには、ソ連末期から 1990 年代、特にその前半にかけて集中的に実施された土地改革の経過を把握することが不可欠である。土地改革は、ソ連邦の解体を挟んで行われたロシアの政治・経済体制改革における重要課題の 1 つであり、土地改革の具体的な措置の内容や進展は、その時々政治動向と密接に結びついている。

第 2 節では、ロシアの土地改革の経過を、当時の政治動向やその節目となった出来事と関連づけながら、時系列的に簡潔にまとめるよう努めた。その際、土地改革の節目をなす重要な法令については、資料整理の意味も込めて、主な条文の要点を示した⁽¹⁾。

第 2 節の記述内容のうち、当時の法令の条文の内容を説明している部分は、筆者が原文に当たって取りまとめたものである。それ以外、すなわち背景となる政治情勢や土地改革の動向に係る記述は、原則として先行研究の内容を整理したものである。あくまで筆者の理解に基づく整理であり、誤りの責任は筆者にある。レポートの性格上、また記述が煩雑になることを避けるため、原文の記述内容やデータを脚注などの形で引用する場合を除いて逐一出典を示さなかったが、ソ連・ロシアの政治動向については上野（2001）、横手編著（2015）及び横手（2016）並びに塩川（2007）、（2010）及び（2012）に依拠したほか、『新版ロシアを知る辞典』（2004）を参照した。またロシアの土地改革については山村（1991a）、（1991b）、（1992a）～（1992j）及び（1997）並びに Wegren（2009）に依拠しており、ロシア連邦土地法典案の連邦議会での審議経過については皆川（2002）も参照している。

（1）ソ連末期からソ連解体まで

ここでは、1980 年代後半から 1991 年末までの時期にゴルバチョフやエリツィンの下で進められた農業改革や土地改革について述べる。

1) 前史

最初に、ソ連時代の農業や土地に関する制度やその課題について、ロシア革命からソ連末期に至るまでの経緯を、当時の政治・経済情勢も踏まえつつ手短かに整理しておきたい。

1917 年のロシア革命（十月革命）の直後に発出された「土地に関する布告」において、「土地は全人民の資産」と位置づけられた。地主や貴族の所有していた土地は没収され、

農民に配分された（土地は国有化されたが、その利用権は農民に属した⁽²⁾）。土地の配分こそが革命に対して農民が望んでいたことであり、農民の希望はこの時点で既に実現されたのであるが、その後スターリンの下で農民の意思に反して農業集団化が強力に進められていくことになる。

集団化が進められた時期は1920～30年代だが、当初任意の取組として始められた集団化は、最終的には多くの犠牲者を出しながら強制的に完遂されることとなった⁽³⁾。集団化の結果土地は個々の農民ではなくコルホーズが占有・使用するところとなり、農民はコルホーズの構成員となった。建前としては、コルホーズは農民たちが結成した組合であり、農民たちは組合の主体的な構成員だったが、現実のコルホーズは、国家が統制する経済の末端組織であり、多くの農民はその下で管理される単純労働者となった。コルホーズ農民の報酬は少なく、自留地での農業生産によってようやく生活を維持できる状態だった。集団農場と住民副業経営の併存というソ連・ロシア農業の基本構造は当時に始まり、現在に至るまで引き継がれることとなる。こうした農業集団化については、経済史的な視点からは、五か年計画による工業化推進のための原資を農業から収奪するためのシステムだったとの評価が一般的と言えよう。

第二次世界大戦後は、ソ連においても戦後復興・経済成長が進んだ。1953年にスターリンが死去し、政権を引き継いだフルシチョフの時期になると、農業の位置づけは収奪の対象から保護の対象へと代わっていった。また国民生活の向上も重要な政策課題となった。ソ連を筆頭とする社会主義諸国においては、国民の自由を制約する代償として、国家は国民に対して生活に必要な物資やサービスを安価に供給するという暗黙の社会契約が存在していたとされる。農業や食料に対する財政支出は次第に拡大していき、ブレジネフ政権の終わりには国防費と並んで国家財政を圧迫するまでになった⁽⁴⁾。

この頃ソ連では「食料問題」が喧伝されるようになる。人為的に安価に据え置かれた小売価格は、食肉に象徴される食品に対する過剰需要を生み出したが、ソ連の農業生産・食品流通体制はこれに応えることができず、食料品を求める行列が市民の日常となった。拡大する食肉需要に対しては生産の拡大が図られたが、飼料穀物が不足し、これを補うためには、冷戦で敵対しているはずの西側諸国から穀物を大量に輸入しなければならなかった。

ブレジネフは1982年に死去し、18年に及んだ長期政権が終わったが、ソ連共産党書記長を引き継いだアンドロポフ、チェルネンコは高齢あるいは健康に問題を抱えており、いずれも政権は短命に終わった。限界に直面したソ連の政治・経済システムの建直し（ペレストロイカ）は、1985年に書記長に就任したゴルバチョフの手に委ねられたが、食料問題はその中でも重要な課題の1つだった。しかし、ゴルバチョフの改革はそれまでソ連共産党の強権の下で封じ込められていた政治、経済、社会、民族など様々な問題を一気に噴出させ、状況の統制は次第に困難となっていった。

一方、エリツィンは、改革派としてゴルバチョフに引き立てられる形でソ連中央に進んだが、保守派との対立を深めて失脚した後、ロシア共和国において改革を加速し権力を確立していく途を進んでいた。1991年8月にはソ連共産党保守派のクーデターが発生し、

休暇中のゴルバチョフが軟禁された。失敗に終わったこの事件は、ソ連共産党による連邦統治の終焉を招いただけでなく、クーデター阻止に貢献したエリツィンとゴルバチョフとのリーダーシップの逆転をもたらし、同年12月のソ連解体へとつながった。

ソ連末期の農業改革・土地改革は、こうした政治情勢の下で、ゴルバチョフのソ連における改革を、エリツィンのロシアにおける改革が追い越す形で進められていった。ロシア共和国では、1990年から91年にかけて、その後の土地改革の枠組みを規定する3つの法律が制定され、これによって西側諸国における家族中心の企業的な農業経営に相当する「農民経営」の創設が本格化し始めた。しかし、土地改革に対する保守派（ソ連の農業・農政を担ってきた、中央・地方の官僚やコルホーズ・ソフホーズの指導者・管理者など、従来の体制の維持を志向する勢力）の抵抗は根強く、改革は一進一退を繰り返すことになる。

2) ゴルバチョフのペレストロイカと農業改革

ゴルバチョフがソ連共産党書記長に就任した当時のソ連では「食料問題」が政策上の重要課題となっていた。ペレストロイカには食料問題の解決も期待されたが、事態はこの時期にますます深刻化した。

ソ連の食料問題については、最も根本的な問題としては、ソ連の人為的な価格体系の下で発生した食料品に対する過剰需要とこれに対する供給の不足という構造的な需給不均衡があったと考えられている⁽⁵⁾。加えて原因となったのが、農業生産の不振や食品流通の欠陥である。農業生産の不振の原因としては、コルホーズやソフホーズにおける農業生産の非効率性がしばしば指摘されており、食品流通の欠陥については、非効率な流通による大量のロスの発生や、一部の地域や部門の優遇に伴う供給の偏りなどが指摘されている⁽⁶⁾。またソ連解体前後の時期における食料問題の深刻化については、体制の混乱に伴う農産物の国家調達弱体化や地域間の流通の停止が重要な原因だったと指摘されている⁽⁷⁾。

一方、当時のソ連においては、食料問題の原因として農業生産の不振が強調され、その解決策としてコルホーズ等における農業生産体制の改善が追求された。推進されたのは、コルホーズ等の中で農民の小集団や家族に農業生産を委ねる取組であり、ブレジネフ政権の末から始められ⁽⁸⁾、ゴルバチョフ政権下で加速化された。

この取組は、農業集団化によって奪われていた農業生産における主体性を農民に取り戻すことを通じて、農業生産を活性化することを目指したものであり、当初の「集団請負」から1980年代終わりの「賃貸借請負」へと、農民の小集団や家族と土地や農業機械などの生産財との結びつきを強め、生産主体としての自律性を高める方向で改革が進められた。

しかし、基本的にはコルホーズ等の枠内での改革であり、コルホーズ等の指導者や管理者などの保守的勢力からは、農業生産に対するコントロールを手放すことへの抵抗が根強かったため、「集団請負」等の形式的な普及とは裏腹に、改革の実を挙げることは難しかった。こうして改革派は、コルホーズ等の土地を農民に分配し、独立した農民経営を創出すべきとの主張を強めるようになった。

ゴルバチョフの下で創設され、1989年から活動を開始したソ連人民代議員大会⁽⁹⁾にお

いては、このような背景の下でソ連土地基本法案を巡る議論が行われたが、そこでも改革派と保守派の対立は激しかった。両派の妥協の結果 1990 年 2 月に成立したソ連土地基本法は、以下のような内容となった。

まず、「ソ連土地基本法」の正式な名称は、「ソ連邦及び連邦構成共和国における土地法制の基礎」である⁽¹⁰⁾。この名称が示すように、ソ連土地基本法は、ソ連邦を構成する 15 の共和国において土地法制を整備するに当たっての基本的な枠組みを定めたものであり、それ自体が法律として直接適用される性格のものではなかった⁽¹¹⁾。

土地の所有については、「土地は当該領域に居住する人民の資産」と規定し（第 3 条）、個々の自然人や法人による土地の所有は認めない一方で、国有という言葉も使わなかった。この「人民の資産」という言葉には、農村の土地関係をスターリンによる農業集団化以前の状態に戻すとの意図が込められていた⁽¹²⁾。

ソ連市民が農民経営や住民副業経営などを営む場合には、「相続可能な終身土地占有」（*пожизненное наследуемое владение земля*）という形で土地が供与されるものとされた⁽¹³⁾。一方でコルホーズやソフホーズに対しては、「恒常的土地占有」（*постоянное владение земля*）という形で土地を供与するものとされた（第 5 条）。

菜園での野菜栽培、採草、家畜の放牧を行うソ連市民、あるいは非農業分野の企業等に対しては、「恒常的又は一時的使用」（*постоянное или временное пользование земля*）という形で土地を供与するものとされた。ソ連と外国との合弁企業なども対象とされた。一時的使用の期間は共和国法で定めるものとされた（第 6 条）。

賃貸借（*аренда*）による一時的な使用の場合は、ソ連市民、コルホーズ、ソフホーズ、その他様々な形態の企業や組織に対して土地の供与が認められた。外国法人との合弁企業や外国法人なども対象とされた（第 7 条）。

そして、これら様々な形態の土地の利用権の下で市民に土地を供与する権限は、連邦構成共和国の州等の人民代議員ソビエト⁽¹⁴⁾に帰属するものとされた（第 13 条）。これには、現実に土地を占有し、土地改革に抵抗するコルホーズやソフホーズからの影響を排除しようとする意図があった⁽¹⁵⁾。

以上のように、土地に対する私的所有権は認められず、土地の「相続可能な終身土地占有」という制限の残る権利の下ではあったが、農民経営の創出が認められたことは画期的だった。しかし、これは「基本法」であり、農民経営の本格的な創出には、連邦構成共和国レベルの具体的な土地法制の整備を待たなければならなかった。

3) ソ連の枠組みを乗り越えるエリツィン・ロシアの土地改革

ソ連土地基本法の制定後、ロシア共和国においても土地改革法令が相次いで制定されたが、その内容はソ連土地基本法が定めた枠組みを乗り越える大胆なものだった。そこには、ロシア共和国を率いたエリツィンとソ連のゴルバチョフとの改革を巡るリーダーシップ争いとも言えるべき政治状況が反映されていた。

エリツィンは、1985 年にソ連邦共産党モスクワ市委員会第一書記、1986 年にはソ連邦

共産党中央委員会政治局員候補に就任した。エリツィンをソ連の中央に引き上げたのはゴルバチョフ書記長だったと考えられる。しかし改革派エリツィンは党指導部保守派との対立を深め、1988年までにはこれらの要職から解任された。

その間ゴルバチョフは、ソ連初の複数候補制の議会となる人民代議員大会を開設し、1989年5月に開催されたソ連邦人民代議員大会でソ連邦最高会議議長に選任され、1990年3月には新たに設けられたソ連邦大統領に就任する。

一方エリツィンは、ゴルバチョフがソ連邦人民代議員大会を基盤として権力の維持を図っていたのに対して、ソ連邦の中のロシア共和国⁽¹⁶⁾において、ゴルバチョフと対抗するように権力基盤を強化する方向に進んだ。1990年3月にロシア共和国人民代議員選挙に当選し、同年5月にロシア共和国最高会議議長に選任された（その後91年6月には新設されたロシア共和国大統領に選出されている）。1990年6月にエリツィン最高会議議長、シラーエフ首相の指導部が発足すると、経済改革の遂行を緊急課題として掲げた。土地改革の実現はその中でも重要事項とされ、それから土地改革を巡る議論の舞台は連邦からロシア共和国の人民代議員大会に移っていった。

ロシア共和国人民代議員大会においては、ロシア共和国における土地改革の枠組みを定める法律として、「土地改革法」及び「農民経営法」が1990年11月に⁽¹⁷⁾、また「土地法典」が1991年4月に制定された。本稿ではこれらを総称して「土地改革三法」という。

ここで時間を先取りして話を整理しておく、ロシア共和国そしてソ連解体後のロシア連邦で実施されることになる土地改革・集団農場改革の基本的な枠組みは次の3点である。

- ① コルホーズやソフホーズから独立した農業経営主体として農民経営の創設を進める。
農民経営に対しては、境界の画定された具体的な土地区画の所有権を与える⁽¹⁸⁾。
- ② コルホーズ等の土地については、農民経営等に与えられたものを除いて、構成員等による集团的共有の形で私有化され、コルホーズの構成員等には共有持分権が配分される。共有持分権には、対象土地全体に対する持分割合等は定められるが、具体的な土地区画は特定されない。持分権者には権利証書が発給される。コルホーズ等（下記の改組後は「農業組織」）は、構成員等と土地持分の賃借契約を締結する等の法的な手続きを経た上で農業生産を継続することになる。
- ③ コルホーズやソフホーズを改組し、法人形態を株式会社、有限責任会社、農業生産協同組合等、市場経済の法制度に基づく私法人（「農業企業」や「農業組織」と総称される）に改める。

土地改革三法においては、これらのうち①と②が定められていた。以下ではその内容について各法律に則して見ていく。なお③の措置は、ソ連解体直後に発動される土地改革急進化の試みの中で実施されることとなるので、改めて後述する。

もとより、これらの措置のすべてが直ちに、かつ円滑に実施されたわけではなかった。これらの措置は、1990年代半ばまで続くロシアの土地改革の過程の中で、時々政治情勢

とも絡んで一進一退しながら徐々に実行されていくことになる。

(i) ロシア共和国土地改革法

法律の正式名称は、1990年11月23日付けロシア共和国法第374・I「土地改革について」である⁽¹⁹⁾。この法律は、1990年11月に制定されたが、直後の12月に大幅に改正されている。まず1990年11月の制定時点の条文から見ていこう。

土地改革の目的は土地の再配分であり、土地の再配分は、「土地の上で様々な形態の経営体が同等の権利をもって発展できること」、「多層的な経済を形成すること」などの条件整備のために行うものであることが示された。そして、土地改革推進の中心的役割を担う組織として、ロシア共和国国家土地改革委員会⁽²⁰⁾が設けられた(第1条)。

ロシア共和国の領域においては、土地の国家による独占を廃止し、土地の私的所有を認めること、土地の私的所有は個人所有又は集団的持分所有の形で実現されることが規定された(第2条)。これは、土地に対する私的所有権の承認まで踏み込めなかったソ連土地基本法の枠組みを乗り越えるものだった。

土地は、農民経営、住民副業経営等の遂行のため「市民の私的な個別的所有」に供することができるものとされた。土地を旧所有者やその相続人に返還することは否定された。コルホーズ等の土地は、市民(コルホーズの構成員等)による土地の「集団的持分所有」に供することができるものとされる一方、コルホーズの構成員等は、農民経営を創設する目的でコルホーズ等を脱退する際に、土地持分を具体的な土地区画として受け取る権利を有するものとされた(第4条)。

土地改革における土地の私有化は、地域の人民代議員ソビエトが行うものとされ、農民経営を創出する場合、郡の農業労働者一人当たり平均持分までの土地は無償、それ以上は有償で供与されることとされた。この取扱いは、コルホーズ等の土地を「集団的持分所有」の形で配分する場合にも同様とされた。また、住民副業経営等に対しては、村人民代議員ソビエトの定める面積までは無償で土地区画が供与されることとされた(第8条)⁽²¹⁾。

農民経営や住民副業経営に配分する土地を確保するため、地域の人民代議員ソビエトの決定により、所定の目的どおりに利用されていない土地や利用度の低い土地を収用して再配分に充てるための特別土地ファンドを形成することとされた(第14条)。

土地改革の最重要論点である土地の売買の自由については、私有化後5年までは地域の人民代議員ソビエトに対する売却のみ認められ、それ以降は、地域の人民代議員ソビエトのコントロールの下で契約に基づいて土地を売買できるものとされた(第9条)

次に、1990年12月改正の主な内容を見てみよう。土地の国家による独占を廃止し、土地の私的所有を認めた第2条については、土地の国家による独占を廃止する旨の文言は残され、農業生産のために土地の私的所有が認められるという基本線は維持される一方で、国がコルホーズやソフホーズを含むすべての形態の農業生産の発展を促進するとともに、それらの多様で対等な土地所有を支持することが規定された。一方、土地の売買の自由を定めた第9条においては問題の先送りが図られた。すなわち、土地区画の売却が地域の人

民代議員ソビエトに対してのみ認められる期間は、土地区画の所有権取得後 10 年間に延長され、その後の土地区画の売買の問題は、ロシア共和国人民代議員大会の絶対多数決又は国民投票に委ねられた。このように、1990 年 12 月の改正においては、土地の私的所有の容認と農民経営の創出といった基本線は維持しつつ、コルホーズ等の存続や、依然根強い土地の処分の自由を認めることに対する抵抗に配慮を示す形での妥協が見て取れる。

（ii） ロシア共和国農民経営法

法律の正式名称は、1990 年 11 月 22 日付けロシア共和国法第 348-I 「農民（フェルメル）経営について」である⁽²²⁾。ロシア共和国農民経営法は、第 1 章「総則」、第 2 章「農民経営の創設」、第 3 章「農民経営を営む市民の土地利用に関する権利及び義務」、第 4 章「農民経営の資産」、第 5 章「農民経営の活動」、第 6 章「農民経営の協会」、第 7 章「農民経営の活動の終了」の全 7 章から構成され、農民経営の創設、活動からその終了まで、農民経営に関する網羅的な内容の法律となっている。ここでは、土地改革との関係で重要な、農民経営の概念や農民経営創設の具体的な手順について確認しておきたい。

「農民経営」の概念については、「農民（フェルメル）経営（以下、単に「農民経営」という）は、法人としての資格をもつ自立した経営主体であり、個々の市民、家族又は市民のグループが、その所有する又は賃借する土地及び資産を用いて、農産物の生産、加工及び販売を行うものである」と定義している（第 1 条）⁽²³⁾。そして、農民経営は「国営、集団、個人その他の企業や組織と同等の権利を持つ経済システムの構成要素である」として、コルホーズやソフホーズと同等の独立した経営体としての地位を認めている（第 2 条）。

また、農民経営の創設については、以下のような規定が置かれた。

農民経営を創設すること、そのために土地区画の提供を受けることについては、ロシア共和国の 18 歳以上の行為能力を有する市民であって、農業労働の経験を有し、農業に関する資格を有しているか、専門的な訓練を受けたことがある者すべてが、その権利を有するものとされた。そして、農民経営の候補者の選別は、郡・市又は村の人民代議員ソビエトの権限とされた（第 4 条）。農民経営を創設する者に対して土地区画を提供する権限も同様である（第 5 条）⁽²⁴⁾。

郡・市の人民代議員ソビエトは、保留地やコルホーズ、ソフホーズ等から収用した土地（生産に利用されていない農用地など）をもって、農民経営創設のための土地ファンドを形成することとされた（第 6 条）。

ロシア共和国農民経営法に定められた農民経営創設の 1 つ目の方法は、こうした土地ファンドから土地の配分を受けて農民経営を設立するものである。現住地から他地域に移住して農民経営を創設しようとする場合もこれに含まれる。この場合、農民経営創設の希望者は、配分を望む土地の所在する郡・市の人民代議員ソビエトに申請書を提出する。郡・市の人民代議員ソビエトは、申請受理から 2 か月以内にこれに対する決定を行うものとされた（第 7 条）。

同法に基づく農民経営創設の 2 つ目の方法は、コルホーズの構成員やソフホーズの労働

者が、そこから脱退し、持分に応じた土地区画の分与を受けて農民経営を創設する場合である。脱退についてはコルホーズ等の職員団体や管理部門の同意は不要で、土地区画の分与の決定は郡・市の人民代議員ソビエトが行うものとされた。脱退・農民経営創設を希望する者は、所属するコルホーズ等に対して申請を行う。コルホーズ等は1か月以内にこれを検討し、村人民代議員ソビエトの意見を付して郡・市人民代議員ソビエトに上申する。そして郡・市人民代議員ソビエトは1か月以内に決定を行うものとされた（第8条）。

（iii） ロシア共和国土地法典

ロシア共和国土地法典は、ロシア共和国土地改革法及び農民経営法から少し遅れて1991年4月に制定された。正式名称は、1991年4月25日付けロシア共和国法第1103-I「ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国土地法典」である⁽²⁵⁾。

ロシア共和国土地法典は全15部からなる法律である。第1部から第2部には、土地に対する市民の権利の様々な形態とその内容、土地に関する国家・地方機関等の権限、市民に対する土地の供与の態様（対価の要否）等、土地改革に関わる基本的な事項が規定されている。第3部から第15部は、後ほど詳しく述べる現行のロシア連邦土地法典にも引き継がれる、土地の類型区分や国家による土地の管理等について規定する行政法規であるが、第3部「農業目的地」には、農民経営、住民副業経営、コルホーズ等に対する土地の権利の供与に関する規定が置かれている。

ロシア共和国土地法典から土地改革関係の重要な規定をいくつか見てみよう。

土地の所有主体と所有形態については、ロシア共和国憲法（及びソ連土地基本法）の規定を踏まえて「土地はそこに居住する全人民の資産である」旨規定するとともに、土地改革法の1990年12月改正後の規定と同様、国有、コルホーズによる組合的所有、個人所有、集团的持分所有など多様な所有主体と所有形態を容認し、それぞれの平等な発展を目指すとした（第3条）

ロシア共和国の市民は土地区画の供与を受ける権利を有するものとされ、土地区画に対する権利の形態としては、所有権、相続可能な終身占有権、賃借権を選択できるものとされた。土地区画の供与を受けられる者としては、農民経営を営もうとする者だけでなく、住民副業経営や市民の菜園なども含まれた（第7条）。土地に対する権利の形態については、ソ連土地基本法の定める相続可能な終身占有権とロシア共和国土地改革法の定める所有権を共存させた形である。

また、農民経営等に対して土地区画を供与する権限は村等の人民代議員ソビエトが有するものとし⁽²⁶⁾、供与は所定の基準面積までは無償とされた。農民経営の場合、基準面積は郡ごとに定められる一人当たり持分面積相当とされ、その算出に当たっては、コルホーズ等の現役の構成員だけでなく、既に引退した年金生活者や農村の社会部門の従事者（例えば幼稚園の保育士や公共食堂の従業員など）までが対象とされた（第7条）。このため地域によっては基準面積が過度に小さくなってしまったと指摘されている⁽²⁷⁾。基準面積を具体的に定めるのは、州等の人民代議員ソビエトである（第36条）

コルホーズその他の農業企業の土地は、集団的共同所有又は集団的持分所有の形で市民（コルホーズなどの構成員等）の所有に属するものとされた。集団的共同所有の場合は個々人の持分はあらかじめ定められない（農民経営創設のために脱退する場合等に配分面積を定めることになる）が、集団的持分所有の場合は個々人の持分があらかじめ数量的に定められる。その際、持分の大きさは農民経営に与えられる土地区画の基準面積を超えないものとされた（第8条及び第9条）。また、農業企業の土地で、集団的持分所有の対象とならなかった土地は国有とし、当該企業に無期限（恒久的）使用権を与えるものとされた（第9条）。

土地の所有権や無期限（恒久的）使用権については、対応する農業企業に対して国家証書が交付され、そこには国有地と集団的持分所有地の面積、所有者とその持分のリストが記載されるものとされた。また、土地持分の所有権については、土地持分の大きさを示した証明文書を地域の人民代議員ソビエトから発給することとされた（第9条）。

農民経営の創設等に伴って所有権を取得した土地区画の売却その他の処分については、ロシア共和国憲法第12条に基づいて規制されるとの規定が置かれ、所有権に基づく土地の売買には一定の規制を課すこととされていた（第11条）⁽²⁸⁾。

（iv） 農民経営の創設動向

以上のように、ロシア共和国では1990年から1991年にかけて土地改革の根拠法令の整備が進んだが、当時の最重要課題だった農民経営創設の進展について確認しておこう。

山村によれば、ロシアの土地改革の過程で、農民経営に対する土地分与の方式として現れたのは基本的に次の3つである⁽²⁹⁾。

- ① 農民経営希望者が、直接コルホーズ、ソフホーズと交渉し、その同意を得て土地分与を受ける。
- ② 各地区で将来の農民経営のための「再配分土地ファンド」を形成し、申請があるごとに、その中から土地を分与していく。
- ③ コルホーズ、ソフホーズで働いていた者が、自分の「土地持ち分」をもらって当該農場から脱退し、農民経営を創設する。

1990年2月のソ連土地基本法制定後、①の方式で農民経営の創設を試みる者が現れたが、この時点では農民経営創設のための土地分与の具体的な手続きはいまだ規定されておらず、コルホーズ、ソフホーズから土地の分与の同意を得ることも困難で、農民経営の創設は直ちには進まなかった。これが進展するようになったのは、1990年11月にロシア共和国の土地改革法や農民経営法が制定され、②や③の道筋が作られてからだった⁽³⁰⁾。

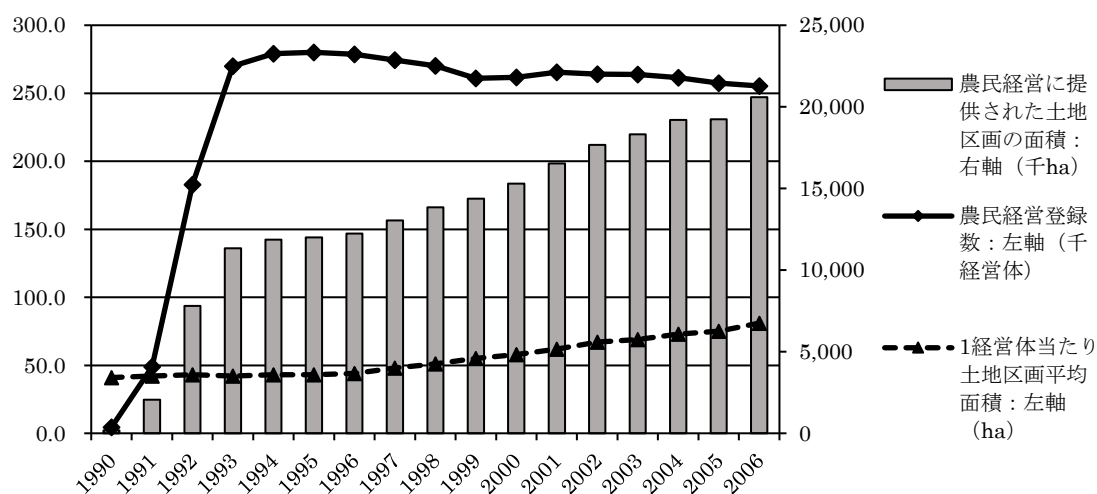
それ以降の農民経営創設の進捗には、土地改革推進体制の整備も寄与したと考えられる。中央には「ロシア共和国国家土地改革委員会」が置かれ、州レベル、郡市レベルにも土地改革委員会が設けられた。これらの地方機関は1991年になってから各地で組織されるようになり、同年3月までにロシア共和国内の全地区の7割に当たる1,400地区で活動を始めた。そして、土地改革委員会が中心となって、ロシア各地で「再配分土地ファンド」の

形成が行われ、同じく3月までにロシア共和国全体で約330万ヘクタールの土地が再配分土地ファンドに組み入れられた。こうした取組が②の方式による農民経営の創設を促進したと思われる。その一方で、ファンドに組み入れる土地の選定は、大半の地域でコルホーズ等の判断に委ねられたため、多くのコルホーズ等ではなかなか土地を供出しようとせず、出してきた土地もしばしば集落から遠く離れた限界地だったと指摘されている。

また、③の方式による農民経営創設については、1991年以降次第に目立つようになったが、コルホーズ等からの脱退に伴う土地の分与については、法令上は郡のソビエトと土地改革委員会が最終的に決定することとされていたものの、実質的にはコルホーズ等の中で決定が行われており、この方式が早くから活発化した南部では、この方式を、農業企業があらかじめ土地を囲い込むとか、幹部が有利に土地の配分を受けて独立するという方向で使う例も少なくなかったと指摘されている⁽³¹⁾。②や③の方式によって農民経営創設が進むようになったとはいえ、その推進に当たっては、コルホーズ等による抵抗や自らを有利にする方向での関与が少なくなかった。

農民経営の創設動向を統計で確認してみよう。第1図は1990年から2006年の各年末現在の農民経営の推移をまとめたものである⁽³²⁾。まず、ロシアの農民経営の各年末現在の登録数は、1991年から1993年にかけて急速に増加しており（1990年4.4、1991年49.0、1992年182.8、1993年270.0、単位はいずれも千経営体）、農民経営の創設はこの時期に集中的に進んだ。このことは、1990年から1991年にかけてロシア共和国で土地改革三法が制定され、農民経営創設のための根拠法令や推進体制の整備が進んだことを受けて、農民経営の創設が進捗したことを示していると考えられる。

その後は農民経営の登録数の増勢が止まり、1994年末279.2千経営体、1995年末280.1千経営体とわずかに増加した。1996年以降はおおむね減少を続け、2006年末時点では255.4千経営体となった⁽³³⁾。



第1図 ロシアの農民経営の推移（1990-2006：各年末現在）

出典：ロシア連邦統計庁「ロシア統計年鑑」2001版～2007版より筆者作成。

時系列的には次の（２）の記述と前後するが、1994年以降農民経営の増勢が停止した原因についてもここでまとめておこう。山村は、この現象は政府の援助の削減、金利負担の上昇、農業の交易条件の悪化の複合によるものだったと指摘し、具体的には以下のように説明している⁽³⁴⁾。

シラーエフ首相の時期（1990～1991年）のロシア共和国においては、農民経営に対して手厚い補助金が支給され、積極的な育成策が取られた。農民経営に対しては、その団体を通じて農業機械や資材が優先的に配分され、低利の資金でこれらを購入することができた。このため、この時期に創設された農民経営は、相対的に有利な条件の下で初期投資を行い、生産体制を整えることができた。

生まれたばかりの農民経営に大きな打撃を与え、経営体数を増加から減少へと転じさせる結果をもたらしたのは、ソ連解体後のロシア連邦において1992年からガイダル副首相らの主導で実施された急進的な市場経済化政策だった。1992年1月から価格の自由化が実施されたが、これが農業の収益性の劇的な悪化をもたらし、農業経営を大幅な赤字に追い込んだ。価格自由化に伴ってパイパーインフレが進行する中で、農産物価格も上昇したが、農業機械、肥料等の生産資機材の価格上昇はそれを遙かに上回った。すなわち農業の交易条件が劇的に悪化したのである。この現象が最も急激に進行したのは1992年及び1993年であり⁽³⁵⁾、これが農民経営の増加を押しとどめ、減少へと転じさせる最大の原因となったと考えられる。そして、農民経営に対する直接的な補助金が1993年で打ち切られ、その時期から低利の融資も実施されなくなったことも追い打ちをかけた。

以上の山村の指摘のとおり、ロシアの農民経営は、創設直後の最も支援が必要な時期に極めて厳しい経営状況に追い込まれ、かつ支援も失ったのであるから、創設された農民経営の淘汰が始まり、まして新たにリスクを冒して農民経営を創設する者が出てこなくなるのは当然だったろう。

（２） ソ連解体から1993年10月事件まで

ロシアの土地改革において次の段階をなすのは、1991年のソ連解体（同年12月25日）に始まり、1993年の10月事件に至る時期である。ロシア連邦においては、ソ連解体後直ちにガイダル副首相らの主導の下で市場経済移行政策が推進された。しかし急激過ぎる改革は経済・社会に著しい混乱をもたらした。急進改革に対する国民の反発が強まり、当時の議会である人民代議員大会・最高会議においては保守派が政権への攻撃を強めた。エリツィン大統領と議会との対立は、1993年の10月事件において頂点に達し、エリツィン大統領は議会側の実力による抵抗を武力で制圧した。

土地改革においては、改革派の勢力が強まった時期、具体的には、1991年末のソ連解体直後と1993年の10月事件直後の時期を捉えて、大統領令（法律の制定は保守派が強い勢力を持つ議会の通過が困難だった）によって改革を加速する試みが行われた。しかし保守

派の抵抗はそのたびに強く、意図した成果が十分に確保できたわけではなかった。農民経営の創出プロセスはおおむね終了（実質的には「打ち切り」と言えよう）したが、コルホーズ等の土地の共有持分を構成員等に配分するプロセスは、実質的にまだ途上にあった。

1) ソ連解体直後における土地改革急進化の試み

ロシアの土地改革は、ソ連土地基本法の枠組みを乗り越える大胆なものだったが、山村によれば、ロシアにおける土地改革へのアプローチにも穏健派と急進派が混在していた。穏健派は、集団農場の長期にわたる存続を容認しつつ、その一方で農民経営を徐々に増やしていくという漸進的なアプローチを採るのに対し、急進派は、集団農場のかんりの部分を存続不可能と見なし、これを解散させて土地と資産を再分配することによって大量の農民経営を一挙に生み出そうという急進的なアプローチを採る。ロシア共和国で1990年に発足したエリツィン政権の初期、同年6月から1991年9月まで首相を務めたシラーエフの下で土地改革について採られた政策は、これまで述べてきたロシア共和国の土地改革法令の内容にも示されるとおり、おおむね穏健派的なものだった。しかし、シラーエフが首相を解任され、ソ連解体後のロシアにおいて、急進改革派のガイダル副首相らの主導の下で急激な市場経済移行を図る政策が推進されるようになると⁽³⁶⁾、土地改革へのアプローチにおいても急進的な方向が打ち出されることになる⁽³⁷⁾。

ソ連解体直後の1991年12月27日、ロシア連邦大統領令第323号「ロシア共和国における土地改革実施に係る緊急措置について」（以下「91年12月大統領令」という）が発出された⁽³⁸⁾。91年12月大統領令の目的は土地改革の加速化にあり、集団農場の改組と農民経営創設の一層の促進に係る緊急措置が規定された。各措置の実行期限は非現実的と言ってよいほどに短く設定された。91年12月大統領令の要点は以下のとおりである。

最初に、ロシア共和国土地改革法や農民経営法では郡や村の人民代議員ソビエトに委ねていた、農民経営の創設を希望する者に対する土地の配分等の権限を、行政機関（地方行政機関及び土地改革委員会⁽³⁹⁾）に移すこととした（第2項）。この点は、当初の想定が非現実的であり、実際には地域のソビエトではコルホーズの指導者など保守層の勢力が強い⁽⁴⁰⁾ため、そこに権限を委ねては土地改革が進まないという現実認識に基づくものだった。

次に、集団農場の緊急改組に関しては、次の2つの措置が講じられた。

- ① コルホーズ及びソフホーズは、1992年内（筆者注：実施のため与えられた期間は1年間）に組織を改正し、ロシア共和国法「企業及び企業活動について」に適合する形態（筆者注：合名会社、合資会社、公開型又は非公開型の株式会社等）に改めた上で再登録を行う（第3項）。
- ② コルホーズやソフホーズにおいては、土地をソ連時代以来の無期限（恒久的）使用权に基づいて使用している場合は、これを1992年3月1日まで（筆者注：与えられた期間は2か月間）にロシア共和国土地法典に定める個別所有や集团的持分所有の形に改める。地域の行政機関は、土地の持分所有者となった市民に対し権利証書を交付する（第6項）。

また、農民経営創設の促進に関しては次の措置が講じられた。

- ① ロシア共和国土地基本法においては、農民経営に対する土地区画の供与等に適用される基準面積は州等の人民代議員ソビエトが決定するものとされたが、その決定を促進する。具体的には、州等の人民代議員ソビエトが基準面積をまだ決定していない場合、州等の行政機関がこれに代わって1992年2月1日まで（筆者注：与えられた期間は1か月間）に決定する（第4項）。
- ② コルホーズ等を脱退して農民経営を創設する者に対する土地の分与を簡易にするため、すべてのコルホーズ等に対して、農民経営創設を希望する者に分与する土地を優先して確保することを義務づける（第7項）⁽⁴⁰⁾。
- ③ コルホーズ等の長に対して、構成員等から農民経営創設の申請があった場合、1か月以内に具体的な土地区画を分与することを義務づける。分与される土地区画は、村等の行政機関が然るべく決定する（第8項）。

そして、集団農場の緊急改組については、91年12月大統領令発出直後の1991年12月29日に、集団農場緊急改組政令（1991年12月29日付けロシア連邦政令第86号「コルホーズ及びソフホーズの改組手続きについて」）が発出された⁽⁴¹⁾。集団農場緊急改組政令は、91年12月大統領令に基づく集団農場の緊急改組に係る措置の具体的な進め方を規定したものであり、詳細な内容は省略するが、大統領令に規定されていない事項として、債務超過に陥ったコルホーズ等の破産措置について第14項で以下のとおり規定している。

- ① 貸金及び借入金を返済できる資産のないコルホーズ及びソフホーズに対しては、1992年2月1日まで（筆者注：政令発出からの期間は1か月）に破産宣告が行われ、同年第1四半期のうちに清算・再生処理が行われる。
- ② 破産農場においては、「民営化・組織再編委員会」⁽⁴²⁾が清算委員会の役割を担い、破産農場を引き受ける経営体の募集や財産の処分を行う。財産の競売に当たっては、破産農場の従業員だった者への売却や未払い賃金への充当が優先される。

2) ルツコイ副大統領による改革の緩和⁽⁴³⁾

土地改革の緊急措置に対しては、コルホーズ等の強制的な解体の試みであるとして、コルホーズ等の指導者たちが強く反発した。これに対応して改革を緩和させたのがルツコイ副大統領だった。ルツコイは軍人出身で、ロシア共和国の議会では当初共産党系の保守的な会派に属していたが、エリツィン派に転じ、1991年6月のロシア共和国大統領選挙ではエリツィンと組んで副大統領となった。ガイダルらの急進改革派が主導する政権内では中枢から外れ、急激な市場経済移行を進める政権主流に対して反対派の立場を取るようになっていった。エリツィンは、1992年2月に突然ルツコイを農政の最高責任者に任命したが、ルツコイはその後直ちに集団農場の緊急改組に歯止めをかける方針を打ち出した。

その結果、コルホーズ、ソフホーズの緊急改組の要求は弱められた。1年以内に行わなければならないとされていた法人形態の改組と再登録については、コルホーズ等が希望すれば従来の形態を維持したままで再登録を行うことが認められた⁽⁴⁴⁾。また、赤字に陥った

コルホーズ等の破産宣告や資産の競売も行われず、農場の存続が許された。コルホーズ等の形態を維持したものも含め、すべての農業企業に求められたのは、土地と資産の所有形態をロシア共和国土地法典に規定する集団的持分所有等に改めることだった。

その結果、1年以内に行うこととされていた農業企業の改組と再登録は、2年以上の期間をかけて行われることとなった。1995年初めの時点でロシアの26,900の農業企業のうち7割弱の17,300が株式会社、有限会社、合資会社、協同組合等の形態に改組した。土地所有の形態についても、コルホーズ等として再登録された企業も含めて大部分が集団的持分所有に移行し、1,130万人が土地持分の所有者となった。

山村は、このように緩和されつつ行われた農業企業の改組や土地の所有形態の変更は、往々にして形式的で実体を伴わないものになったと指摘している。法人形態の変更については、法人の名称は株式会社や有限会社になったが、それは形式的なもので、改組された農業企業は、総じて実質的には生産協同組合的な組織になった⁽⁴⁵⁾。また、土地の所有形態についても、形式的には持分所有権がコルホーズ従業員等に配分されたが、ロシア共和国土地法典では持分権者への交付が求められていた持分権の権利証書はいまだ交付されず、多くの農民は土地が自分たちのものになったとは認識していなかった⁽⁴⁶⁾。

3) 1993年10月事件直後の土地改革再加速の試み

エリツィン派は、議会（ソ連解体前に設置された人民代議員大会及び最高会議）においては安定的な勢力を確保することがなく、このことが一貫してエリツィンの進めようとする改革の足かせとなり続けた。しかも当時のロシア共和国憲法の規定においては、制度上も議会の権限が大統領に対して相対的に強く設定されていた。このため、ソ連解体後も、急速な市場経済移行を進めるエリツィン政権と、これに抵抗する議会との対立が絶えなかった。1993年には、議会に対して大統領の力を強めようとする新憲法の制定を巡って、大統領と議会の対立が激化し、9月には大統領が議会の機能を停止する措置に出た。議会側はこれに抵抗して議会ビルを占拠した。ルツコイ副大統領も議会側につき、議員たちとともに議会ビルに籠城した。この事件は10月に入って実力による衝突に発展し、最終的に大統領側が武力で議会ビルを制圧した。いわゆる「10月事件」である。

土地改革に関しては、10月事件の直後にその再加速を意図した大統領令が発出されている。1993年10月27日付けロシア連邦大統領令第1767号「ロシアにおける土地関係の規制と土地改革の発展について」（以下「93年10月大統領令」という）である⁽⁴⁷⁾。そこで意図されたのは土地に対する私的所有権の強化であり、主な規定は下記のとおりであった。

① 土地の処分の自由の承認

1990年制定のロシア共和国土地改革法においては、土地の私的所有権は認められたものの、その処分の自由は認められず、判断が先送りされていた。93年10月大統領令においては、第2項で「土地区画の所有者は、土地区画又はその一部を売却し、遺産として相続させ、分割し、担保に供し、賃貸し、交換し、又は株式会社等（外国資本が参加しているものを含む）の資本に払い込む権利を持つ」と規定し、土地の処分の自由を承認した。

② 土地の持分権者に対する権利証書の交付

コルホーズやソフホーズの土地は従業員等の共同所有とされ、これらの持分権者に権利証書を交付すべきことは、1991年4月のロシア共和国土地法典においても、12月末の土地改革緊急措置大統領令においても定められたが、ほとんど実行されないまま経過してきた。1993年10月大統領令では、第5項において「土地の集団的共同所有権又は集団的持分所有権を有する農業企業の全従業員に対し、本令に定める様式による、実際の土地を分割することなく土地持分の面積を示した土地所有権証書が交付される」と規定し、その交付を求めた。

しかし、これらの規定は現実にはほとんど実行に移されなかった⁽⁴⁸⁾。次項で述べるように、新憲法下の議会においても土地改革に抵抗する保守派が強い勢力を維持したため、新たな土地法典の制定を巡る議論が長期化し、93年10月大統領令を否定する内容の法案が作成されるなど、議論がまとまらなかったためである。

（3） 新憲法制定から現行土地法制の完成まで

1993年12月の現行ロシア連邦憲法制定から、2001年に現行のロシア連邦土地法典、2002年に農業目的取引法が制定されるまでの時期であり、ロシアの土地改革プロセスが実質的に完了し、その結果を恒久的な法制度に落とし込んでいく時期に当たるが、土地改革を巡る改革派と保守派の対立はまだ終わっていなかった。

1993年の10月事件後、12月には憲法案の国民投票が行われ、過半数の賛成を得て採択された。現行の1993年憲法である。新憲法においては、国家院（下院）と連邦院（上院）の二院制の連邦議会が設けられるとともに、議会と大統領との対立による改革の停滞を繰り返さない観点から、大統領の議会に対する優位が制度上確保された。

1993年12月には連邦議会下院選挙も実施され、新連邦議会は1994年1月から活動を開始するが、議会では共産党などエリツィン大統領の改革に反対する保守的な勢力が多く、議席を得、改革派は安定的な基盤を確立することができなかった。エリツィンは1999年末にプーチンを大統領代行に任命して辞任するまで大統領の職にあったが、その間議会では一貫して保守派が優勢であり、エリツィン大統領と議会との対立関係が解消されることはなかった。

土地改革との関係では、1993年憲法において土地に対する私的所有権及び所有権者による処分の自由が承認されたことを受けて、既往の土地法令のうち1993年憲法の規定に矛盾する内容をもつものは、廃止又は改正を求められた⁽⁴⁹⁾。最重要課題となったのは、新しい「ロシア連邦土地法典」の制定だった。新土地法典案の連邦議会下院での審議は1994年に始まったが、保守派が優勢の議会で作成される法案は、エリツィン大統領が受入可能な内容ではなく、結局エリツィン大統領在任中に新土地法典が成立することはなかった。

新土地法典が成立したのは2001年であり、連邦議会での審議開始から7年が経っていた。成立の背景には、チェチェン紛争への対処で国民的な支持を得て2000年に大統領に

就任したプーチンの下で、連邦議会下院においても、現在の「統一ロシア」につながる政権与党の優位が確立されたこと大きく寄与していた。

ここでは、まず新土地法典が成立するまでの間に新憲法に基づいて土地関係进行处理するために発出された大統領令のうち、特に重要と考えられる「96年3月大統領令」を紹介し、次に Wegren (2007) 及び皆川 (2002) に基づき、新土地法典及びそれから派生した農業目的取引法について、連邦議会での審議から成立に至る経過を整理しておきたい。

1) 96年3月大統領令

1993年憲法が制定され、土地の私的所有と処分の自由が認められた後も、議会における保守派の抵抗により土地法典の制定作業は長期化し、土地法制の空白が続いた。こうした状況を補完するために多くの大統領令が発出されたが、その中でも重要な1996年3月7日付けロシア連邦大統領令第337号「土地に対する市民の憲法的権利の実現について」⁽⁵⁰⁾ (以下「96年3月大統領令」) の内容を確認しておこう。

96年3月大統領令が発出された時期には、連邦議会では下院農業問題委員会において農用地の売買や抵当権の設定を認めない内容の土地法典案を準備中であり、大統領令には、議会に対して新憲法に基づき土地改革を推進する大統領の立場を示すとともに、同年6月に大統領選挙を控えて、対立候補の共産党に対抗して「土地私有化の実現」をスローガンに掲げるエリツィン陣営の具体的な取組を農民に示すという意図があったと考えられる。

96年3月大統領令の重要な点は、土地の所有者、とりわけ集团的持分所有者の権利の明確化を図ろうとしたことである。具体的には第3項において、ロシア連邦政府及びロシア連邦構成主体の執行権力機関は以下の措置を講じることを求められた。

- ① 土地持分を取得した農業企業の従業員に対して1996年中に権利証書を発給する。
- ② 土地区画の使用人（訳注：農業企業等）に土地持分権者（訳注：農業企業従業員等）との間に1996年中に土地使用契約を締結させる。
- ③ 農村住民に対し、土地持分所有者の権利とその活用方法に関する啓発活動を行う。

山村は「エリツィンが大統領選に勝利したこともあって、この大統領令はそれなりに実行されており、現在、大部分の地域で土地持ち分権利証の発行は終えようとしている。契約締結の方はやや遅れ気味であるが、これも徐々に進んでいる」と指摘している⁽⁵¹⁾。

2) ロシア連邦土地法典及び農業目的取引法の制定経緯

1993年憲法においては、市民による土地の私的所有が改めて確認されるとともに、所有者による土地の処分の自由が規定された（第36条）。しかし、実際には土地の処分の自由について政治的・社会的に合意が形成できた状態とはほど遠く、憲法以下の法令の整備は簡単には進まなかった。

連邦議会における土地法典案の審議では、土地、特に農地等の自由な取引を認めるか否かが最大の争点となった。連邦議会の第1期（1994～95年）においては、土地取引の自由化を主張する急進改革派の「ロシアの選択」と、土地投機や大土地所有制の復活につな

がるとして土地取引の自由化に反対する保守派の共産党や農業党が厳しく対立した。

下院での審議は1994年7月から始まったが、「ロシアの選択」と政府が提出した法案はいずれも否決され、下院農業問題委員会が修正案を作成することになった。同委員会の委員長は農業党であり、委員会案は、土地の私的所有は認めるが売買は認めない内容となった。この法案は、第1期連邦議会において第一読会まで終了したものの、以降の審議は次期連邦議会に委ねられることとなった。

連邦議会の第2期（1996～99年）では、急激な市場経済移行に伴う経済・社会の混乱が深刻化する中で、改革派が議席を減らす一方、共産党が議席を伸ばし最大勢力となった。下院農業問題委員会の委員長は引き続き農業党が担った。1996年4月に同委員長が示した修正案は、農地等については売買や抵当権の設定を認めず、賃貸借のみを許容する内容だった。この案は下院を通過したものの、同年6月に上院で否決された。その後両院協議会で調整が図られたが、結局、当初の下院案のラインで修正案がまとめられ、1997年6月に下院、7月には上院で可決された。

エリツィン大統領は、憲法や民法と矛盾するとして、この法案を拒否した。同年12月には連邦議会と大統領との間で妥協の途を模索するための円卓会議が開催され、両者とも「まったく規制のない土地市場は容認できない」という点では一致が見られた。1998年中は両者の間で調整が続けられたが、1999年中はエリツィン大統領の健康問題や12月の下院選挙もあって議論は進まなかった。エリツィン大統領は同年12月末に突然辞任し、プーチンが大統領代行に就任した。その後プーチンは2000年3月の大統領選挙で当選し、同年5月に大統領に就任した。

連邦議会の第3期（2000～2003年）においては、当初の第一党は引き続き共産党だったが、第二党の政権与党「統一」が小政党の吸収を進めた。下院で土地法典の審議が行われたのは2001年6月～9月だが、それ以前に「統一」は「祖国全ロシア」等と中道連合を結成し、他党とも連携して多数派を形成していた。2001年12月にはこれらの合併によって現在まで続く政権党の「統一ロシア」が結成されている。

プーチンは、2000年1月の年頭教書において土地法典の早期成立の必要性を強調した。プーチンは農地等の取引を認めない下院の土地法典案には反対だったが、土地取引の完全自由化に否定的という点では議会と立場を同じくしていた。プーチンは、土地法典案の議会審議について、論争の焦点となっている農地等の取引関係の規定を土地法典から外し、中道派の支持を得られるものとするとともに、農地等の取引については別法で対応するという方針を固めた。政府に作業部会を設置して土地法典案の作成作業を進め、2001年4月には土地法典の政府案を下院に提出した。土地法典から農地等の取引に係る規定がなくなったため、下院における土地法典案の所管は、保守派が強い勢力を持つ農業問題委員会から財務委員会に移管された。こうした対議会戦術の効果もあり、最終的な土地法典案は、下院では所定の読会を経て2001年9月に可決され、10月には上院で可決された。その後同月中にプーチン大統領の署名を得て成立、施行されている。

土地法典から切り離された農地等の取引に関する規定については、「農業目的地取引法」

という別の法律にまとめられることになった。2002年頃までには、議会や世論の大勢は「農用地の取引は規制の下で容認」との方向性でコンセンサスが成立していた。農業目的地取引法の政府案は2002年2月に下院に提出された。下院では、農地所有の上限面積を郡の35%から10%に引き下げるほか、外国人には農地の所有を認めず賃貸借のみを許容するとの修正を行った⁽⁵²⁾。こうして2002年6月には下院で法案が可決され、同年7月には上院の可決を経てプーチン大統領が署名し、農業目的地取引法が成立した。同法は翌2003年の1月から施行されている。

3. 現在のロシアの土地に関連する法制度

(1) 基本法制（憲法、民法）

1) ロシア連邦憲法

現行のロシア連邦憲法においては、土地に対する私的所有権が保障されるとともに、土地の所有者に対して土地の処分の自由が認められている。土地という個別の財産を取り出して、その所有権の保障と処分の自由をわざわざ規定したのは、農用地の売買は認めるべきではないとの主張が根強く残る中で、市場経済の基礎として、土地についても私的所有権とその処分の自由を保障するという基本原則を強く打ち出したものと考えられる。

1993年12月に制定・施行された現行のロシア連邦憲法は、第1部と第2部で構成される。第2部には旧憲法体制から現行憲法体制への移行に関する技術的な規定が置かれ、現行憲法の実質的な内容はすべて第1部に定められている。第1部は、第1章「憲法体制の基礎」、第2章「人及び市民の権利及び自由」、第3章「連邦体制」、第4章「ロシア連邦大統領」、第5章「連邦議会」、第6章「ロシア連邦政府」、第7章「裁判所及び検察」、第8章「地方自治」、第9章「憲法の修正及び改正」から構成されている。

土地については、まず憲法の基本原則を定めた第1部第1章において私的所有権の対象となることが明記された。具体的には、第9条第2項において「土地その他の天然資源は、私有、国有、地方自治体有その他の形態の所有の対象となる」と規定されている。

そして、基本的人権について定めた第2章に改めて土地の私的所有権に関する規定が置かれている。まず私的所有権一般について定める第35条において、私的所有権が法律によって保護されること（第1項）、すべての者は、単独で又は他の者と共同で、財産を所有し、占有し、使用し、処分する権利を有すること（第2項）が規定される。次いで第36条において、市民及びその団体は土地に関する私的所有の権利を有すること（第1項）、土地その他の天然資源の占有、使用及び処分は、環境に害を及ぼさず、他の者の権利や法的利益を害さない限り、その所有者によって自由に行われること（第2項）、土地の使用に係る条件及び手続きは、連邦法に基づいて定められること（第3項）が規定されている。

2) ロシア連邦民法典

ロシア連邦民法典は4部に分けて制定され、第1部（総則、物権法、債権法総則、契約総則）は1994年12月、第2部（契約各則）が1996年、第3部（相続、国際私法）が2002年、第4部（知的財産法）が2008年にそれぞれ制定をみた（小田128頁）。

土地に関しては、第1部に第17章「土地に対する所有権その他の物権」が置かれた。前述のとおり、同章の規定はロシア連邦土地法典を及び農業目的地取引法の成立を待って施行された。

民法典第1部第17章に置かれた規定は下記のとおりである。第260条から第264条は土地の所有権に関する総則的な規定であり、冒頭の第260条においては、土地区画の所有権者に、法令による特段の制限のない限り土地区画の売却、贈与、抵当権設定、賃貸等の処分を認めるとの原則を定める一方で、農業目的地については、その目的の範囲内で用いられなければならない旨を規定している。同章のそれ以降の条文は、相続可能な終身占有権など土地改革期に移行的に設けられた権利に関する規定が多い。

もちろん、土地区画の売買や賃貸借等に係る法律関係は、民法典に定められる物権法や債権法の基本原則に律せられることになる。一例を挙げれば、民法典第8条第2項には、「国家登記制度の下に置かれる財産に対する権利は、当該権利の登記の時から発生する」と規定されており、登記が土地に対する所有権等の権利の成立要件とされている。

第260条 土地に対する所有権に関する総則

第261条 所有権の客体としての土地区画

第262条 土地区画の共同利用、土地区画へのアクセス

第263条 土地区画における建築

第264条 土地区画の所有者以外の者の土地に対する権利

第265条 土地区画の相続可能な終身占有権の取得の根拠

第266条 相続可能な終身占有権に基づく土地区画の占有と使用

第267条 相続可能な終身占有権に基づく土地区画の処分

第268条 土地区画の恒久的（無期限）使用権の根拠

第269条 恒久的（無期限）使用権に基づく土地区画の占有と使用

第270条 削除

第271条 不動産（訳注：建物等）所有者の土地区画利用権

（2） 土地法制（土地法典、農業目的地取引法）

1） ロシア連邦土地法典

ロシア連邦土地法典（2001年10月25日付け連邦法典第136-FZ⁵³⁾。以下「土地法典」という）は、7年にわたる議会審議の末、農地等の取引に関する規制を切り離して別法（農業目的地取引法）に委ねた上で可決・成立し、2001年10月30日に施行された。

土地法典は、本稿執筆時点における現行（2017年12月31日付ロシア連邦法第507-FZ

による改正後)の条文によれば、下記の26(枝番つきの章も含めた章の総数)の章で構成されている。この章立てが示すように、土地法典には私法的な規定と行政法的な規定が混在している。

土地法典の第3章から第7章(国公有地に関する特別の事項を定めた第5章の1から第5章の6を除く)には、土地に対する所有権や使用権に係る規定が置かれている。土地について売買や権利の設定を行う場合には、一般法として民法典及び土地法典のこれらの規定が適用され、土地が農業目的地であれば、特別法として後述する農業目的地取引法が両法に優先して適用されることになる。

本稿においては、農地制度が主たる関心の対象となるので、土地法典に関しては、ロシアの土地法制を理解する上で必要な若干の基本的な事項を整理した上で、「農業目的地」をはじめとする土地の類型区分の内容を確認するとともに、類型区分の変更に関する規制を中心に確認する。

第1章 総則

第1章の1 土地区画の形成

第2章 土地の保全

第3章 土地の所有権

第4章 他者の土地の制限的使用権(地役権)、土地区画の賃貸借、無償使用権

第5章 土地に対する権利の発生

第5章の1 国又は地方自治体の所有に属する土地区画の供与

第5章の2 国又は地方自治体の所有に属する土地区画の私人の所有に属する土地区画との交換

第5章の3 国又は地方自治体の所有に属する土地区画に対する地役権の設定

第5章の4 国又は地方自治体の所有に属する土地及び(又は)土地区画相互の若しくは私人の所有に属する土地及び(又は)土地区画との再配分

第5章の5 連邦の所有、地方自治体の所有又はロシア連邦構成主体の所有に属する土地区画の無償譲渡

第5章の6 国又は地方自治体の所有に属する土地又は土地区画の土地区画の供与又は地役権の設定を行わない形での使用

第6章 土地区画所有者、土地使用者、土地占有者及び土地賃借人の土地区画の使用における権利と義務

第7章 土地に対する権利の終了及び制限

第7章の1 国又は地方自治体の用に供するための土地区画の収用に係る手続き

第8章 土地の質の劣化並びに土地区画の一時的占有、土地区画の所有者、土地使用者、土地占有者及び土地賃借人の権利の制限に伴う損失の補填

第9章 土地に対する権利の保護及び土地紛争の審理

第10章 土地に対する支払いと土地の評価

第11章 土地のモニタリング、国土管理(землеустройство)、土地区画の国家登記記録

並びに国及び地方自治体の用に供するための土地の留保

第12章 国家土地監視，地方自治体による土地管理，社会による土地管理

第13章 土地の保全と利用の分野における法令違反に係る責任

第14章 農業目的地

第15章 都市・集落地

第16章 産業，エネルギー，交通，通信，ラジオ放送，テレビ放送及び情報通信のための土地，宇宙活動遂行のための土地，国防及び安全保障のための土地，その他特別の目的のための土地

第17章 特別保護地及び目的物

第18章 森林ファンド地，水利ファンド地及び保留地

（i）ロシアの土地法制に関する基本的事項の整理

最初に，土地法典の対象となる「土地」の概念について述べる。同法典においては，「土地」（земля）と「土地区画」（земельный участок）という用語を使い分けている。この用語法は後述の農業目的地取引法などでも共通である。「土地区画」という用語は，第2節でも用いたが，本節でも頻出するので定義を確認しておきたい。

土地法典第6条第1項は，土地関係⁽⁵⁴⁾の客体として，「自然物であり天然の資源であるところの土地」，「土地区画」，「土地区画の一部」の3つを挙げている。このうち「土地区画」については，同条第3項において「所有権その他本法典に定める権利の客体としての土地区画は，地表の一部であって，個別に特定された物として識別することができる特性を有する不動産である」と規定しているので，1つの「土地区画」は，我が国でいうところの土地の1つの「筆」に相当するものということができる。

次に，土地法典においては，第5条で，「土地関係の当事者」として，ロシアの土地を巡って権利義務関係の主体となりうる者を定めている。まず「土地関係の当事者は，自然人⁽⁵⁵⁾，法人，ロシア連邦，ロシア連邦構成主体及び地方自治体である」（第1項）と規定するとともに，「外国人，無国籍者及び外国籍の法人が土地区画の所有権を取得する権利については，本法典その他の連邦法によって定められる」（第2項）としている。

そして，外国人等による土地区画の所有権の取得に関しては，土地法典では「外国人，無国籍者及び外国籍の法人は，連邦法に従って大統領が定めるリストに掲載された国境隣接地域，その他連邦法で定める特別の地域においては，土地区画を所有することができない」（第15条第3項）と規定されており，それ以外の土地については原則として所有権の取得が認められると考えられるが，農業目的地については，農業目的地取引法において外国人等は所有権を取得することができない旨が定められている。

また，ロシアの土地改革の過程において，土地，とりわけ農地について，所有者による売買の自由を認めるか否かを巡って鋭い対立があったことは既に述べたが，土地法典においては，土地一般について，原則として所有者による処分の自由を認めるとともに，必要な場合には連邦法で制限することができるとの立場を示している。具体的には，土地法典

第43条第1項に「自然人及び法人は、本法典その他の連邦法に異なる定めのない限り、土地区画に対する自らに帰属する権利を自己の判断において行使することができる」との規定が置かれており、この規定は、土地区画の所有者は、連邦法による規制がない限り、自らの所有に属する土地区画について売買や賃借権の設定等の処分を自由に行うことができることを示したものと解されている⁽⁵⁶⁾。

そして、「本法典その他の連邦法に異なる定め」としては、土地法典第27条第3項において「土地区画の取引に係る制限の内容は、本法典その他の連邦法において定める」と規定した上で、同条第6項において「農業目的地の取引については、連邦法『農業目的地の取引について』によって規制される」と規定し、所有者による農地等の取引に係る規制については農業目的地取引法に委ねている。

(ii) 土地の類型区分⁽⁵⁷⁾

土地法典においては、土地について、その目的に応じて下記の7つの類型を定めており(第7条第1項)、ロシア連邦のすべての土地はそのいずれかに区分される。土地はそれぞれの類型に係る目的に即して利用されなければならないとされており、類型区分の変更に対しては、後述するように、土地法典その他の連邦法による規制が課されている。

- ① 農業目的地 (земли сельскохозяйственного назначения)
- ② 都市・集落地 (земли населенных пунктов)
- ③ 産業、エネルギー、交通、通信、ラジオ放送、テレビ放送及び情報通信のための土地、宇宙活動遂行のための土地、国防及び安全保障のための土地用地、その他特別の目的のための土地 (земли промышленности, энергетики, транспорта, связи, радиовещания, телевидения, информатики, земли для обеспечения космической деятельности, земли обороны, безопасности и земли иного специального назначения) (以下「産業・国防等目的地」)
- ④ 特別保護地 (земли особо охраняемых территорий и объектов)
- ⑤ 森林ファンド地⁽⁵⁸⁾ (земли лесного фонда)
- ⑥ 水利ファンド地 (земли водного фонда)
- ⑦ 保留地 (земли запаса)

(iii) 農業目的地

土地の類型区分のうち、特に「農業目的地」について詳しく見てみよう。農業目的地については土地法典の第14章に具体的な規定が置かれている。

まず、「農業目的地」(земли сельскохозяйственного назначения)の定義であるが⁽⁵⁹⁾、「都市・集落の境界の外にあって、農業の用に供され、又は当該目的に供することを予定されている土地」と規定されている(第77条第1項)。そして、農業目的地には、「農用地、経営体内の道路、通信、有害な影響から土地を保全するための森林植生の用に供される土地及び水利設備に供される土地並びに農産物の生産、保管及び一次加工のために用い

られる建物、建築及び施設の用地」が含まれる（同条第2項）。

次に農業目的地のうちもっとも重要な要素である「農用地」（сельскохозяйственные угодья）⁽⁶⁰⁾については、「農用地—すなわち、耕地、採草地、放牧地、休耕地及び多年生樹木植栽地（果樹園、ぶどう園等）は、農業目的地の中にあつて、利用における優先性を有し、特別の保護の下に置かれる」と規定されている（第79条第1項）。

なお、後述の「農業目的地取引法」によってその取引が規制されるのは「農業目的地」であり、「農用地」にとどまらないことに留意する必要がある。

（iv） 土地の類型区分の変更

土地法典においては、土地の類型区分の変更は、連邦あるいはその下のレベルの行政機関が行うこととされており、具体的には、土地の所有権が属する者に応じてどのレベルの行政機関が土地区分の変更を行う権限を有するかが定められている。

原則としては、ロシア連邦の所有に属する土地であれば連邦政府、連邦構成主体（共和国、地方、州など）の所有地であれば連邦構成主体の執行機関、地方自治体（連邦構成主体の下郡、市など）の所有地又は私有地であれば地方自治体の機関が、それぞれ土地の類型区分の変更の権限を有するとされている。ただし、農業目的地については権限を有する機関のレベルが一部で引き上げられており、地方自治体有及び私有の農業目的地については、土地の類型区分の変更を行う権限を有するのは、地方自治体ではなく、連邦構成主体の執行機関とされている。

そして、土地の類型区分の変更に係る手続きは、連邦法によって定めるものとされている（以上、土地法典第8条第1項）。土地の類型区分の変更に係る手続きは、具体的には2004年12月21日付け連邦法第172-FZ「土地又は土地区画のカテゴリーの変更について」（以下「土地類型区分変更法」）⁽⁶¹⁾によって定められている。

土地の類型区分の変更手続きは、関係者から担当機関への申請書の提出によって開始される（土地類型区分変更法第2条）。担当機関は申請に対して可否の判断を行うことになるところ、同法では、網羅的ではないが、第2章（第7条～第13条）において、土地の類型ごとに類型区分の変更が許容される場合（この場合原則は変更不可となる）や、逆に許容されない場合（原則として変更可となる）を示している⁽⁶²⁾。農業関係では、農用地を農業目的地以外の類型区分に変更する場合について規定があり（同法第7条）、他の類型区分への変更が許容される場合を下記のとおり列举する形の規定となっている⁽⁶³⁾。

【土地類型区分変更法】

第7条第1項 農用地に属する土地又はその構成部分である土地区画を、農業目的地から他の類型区分に変更することは、以下の各号列記に係る場合に限って認められる。

- ① 土地の保全
- ② 特別保護自然地域の設立又は自然保護、歴史・文化、レクリエーションその他の特に価値の高い目的の用地への土地の編入
- ③ 都市・集落の境界の設定又は変更

- ④ 産業施設の設置であって、その台帳価格が郡・市の平均価格を上回らない土地への設置である場合、又はそれ以外の土地への設置となるが他に選択肢のない場合であって本条第2項に定める土地への移転に該当しない場合
- ⑤ 農業生産に適さない土地の森林ファンド、水利ファンド又は保留地への編入
- ⑥ 道路、送電線、通信線、石油パイプライン、ガスパイプラインその他のパイプライン、鉄道線路、その他類似の施設（以下「線状施設」という）の建設であって、線状施設の建設中に使用された農用地の再生につき、所定の手続きに従い承認された計画を備えている場合
- ⑦ ロシア連邦の国際的な義務の履行並びに国防及び国家安全保障の確保に関し、必要の施設の設置について他に選択肢のない場合
- ⑧ 天然資源の採掘であって、承認された土地の再生計画を備えている場合
- ⑨ 社会施設、住民生活施設、保健施設又は教育施設の設置であって、他の選択肢のない場合

第7条第2項 農用地に属する土地又はその構成部分である土地区画であってその台帳価格が郡市の土地の平均価格を50%以上上回るもの及び土地法典第79条第4項に定める特に価値のある生産性の高い農用地については、農業目的地から他の類型区分への変更は、本条第1項第3号、第6号、第7号及び第8号に該当する場合を除き、これを認めない。

土地類型区分変更法第7条第1項において、農用地を農業目的地以外の類型区分に変更することを原則的には禁止とし、特定の場合にのみ許容することとした上で、同条第2項において価値の高い農用地について類型区分の変更が認められる場合を特に厳しく限定している背景には、農用地は農業生産目的を優先して利用すべきであり、特に優良な農用地は重点的に保全すべきであるというという考え方がある。この点については土地基本法第79条に以下のとおり規定されている。

【土地基本法】

第79条第1項 農用地—すなわち、耕地、採草地、放牧地、休耕地、多年生樹木の植栽地は、農業目的地の中にあって、利用において優先されるとともに、特別の保護の下に置かれる。

第79条第4項 特に価値の高い農用地、例えば、研究・教育機関の農用地、台帳価格が郡・市の平均を上回る農用地は、連邦構成主体の法律に従って、他の目的への使用が認められない土地のリストに掲載される。

2) 農業目的地取引法

農地等の取引に係る規制は、前述のように、もともとは土地法典の一部をなすものとして議会での審議が進められてきたが、2000年に発足したプーチン政権の下では、土地法典本体から農地の取引に係る部分を切り離し、土地法典本体をまず成立させた上で、農地等

の取引に係る法律を別途定めるという議会戦術が選択された。この結果、まず 2001 年に土地法典が制定され、翌 2002 年に農業目的の取引法（2002 年 7 月 24 日付け連邦法第 101 号 FZ「農業目的の取引について」）⁽⁶⁴⁾が制定された。農業目的の取引法は、翌 2003 年 1 月 23 日から施行されている。

農業目的の取引法は、土地法典第 27 条に基づき農業目的の取引に係る規制について定める特別法と位置づけられる連邦法であり、本稿執筆時点における現行（2017 年 12 月 29 日付けロシア連邦法第 447-FZ による改正後）の条文は、下記のとおり構成となっている。主な内容としては、農業目的の所有に係る規制、農業目的の取引（売買、賃貸借等）に関する規制、農業目的の共有持分権に関する規制などがあるので、以下順次その詳細を見ていこう。

第1章 総則

第1条 本法の適用範囲

第2条 本連邦法によって規制される関係の当事者

第3条 外国の自然人、外国の法人、国籍を有しない自然人又は法人であってその定款資本金に対する外国の自然人、外国の法人若しくは国籍を有しない自然人の持分の割合が 50%を超える者の農業目的の土地に含まれる土地区画に対する権利

第4条 農業目的の土地に含まれる土地区画に係る面積制限及び位置要件

第5条 農業目的の土地に含まれる土地区画又は土地区画に係る共有持分を所有することができない者がこれを譲渡する義務

第6条 農業目的の土地に含まれる土地区画を目的に即して使用しない場合又はロシア連邦の法令に違反して使用した場合における強制収用及び権利の終了並びに当該土地区画に係る権利取得の特例

第7条 農業目的の土地に含まれる土地区画に係る抵当権

第2章 農業目的の土地に含まれる土地区画の取引に係る特例

第8条 農業目的の土地に含まれる土地区画の売買

第9条 農業目的の土地に含まれる土地区画の賃貸借

第10条 農業目的の土地に含まれる土地区画であって国又は地方自治体の所有に属するものの自然人又は法人に対する譲渡又は賃貸

第11条 農業目的の土地に含まれる土地区画の相続

第3章 農業目的の土地に含まれる土地区画の共有持分権に係る取引の特例

第12条 農業目的の土地に含まれる土地区画の共有持分の取引の遂行に関する特例

第12条の1 権利行使のない土地持分

第13条 持分所有に属する土地区画からの土地区画の形成

第13条の1 土地区画の境界画定案

第14条 共有に属する土地区画の占有、使用及び処分に関する特例

第14条の1 持分権者総会

第4章 経過措置及び雑則

第15条 土地持分の定義

第16条 本連邦法施行前に締結された土地持分の賃貸借契約から生じる関係の規制

第17条 削除

第18条 土地持分に係る権利を証明する文書

第19条 本連邦法の施行

第19条の1 本法の個々の規定の適用

第19条の2 権利行使のない土地持分に基づいて分割されロシア連邦構成主体の所有権が2011年7月1日までに生じた土地区画の提供

第20条 本法に基づく命令の施行

(i) 農業目的地取引法の適用範囲等

農業目的地取引法においては、農業目的地に含まれる土地区画の所有や利用に係る関係を規制するとともに、農業目的地に含まれる土地区画や土地区画の共有持分の取引に適用される規則を定めている（農業目的地取引法第1条第1項）。農業目的地取引法は、土地法典第27条に基づき、農業目的地についてこれらの規制等を行うために定められた特別法であり、そこで用いられている「農業目的地」等の用語については、農業目的地取引法上に特段の定義規定等は置かれていないが、当然ながら土地法典と共通と解されている⁽⁶⁵⁾。

ただし、農業目的地取引法は、すべての農業目的地に適用されるわけではない。農業目的地に含まれる土地区画であっても、住民副業経営などに用いられている土地区画には適用されない⁽⁶⁶⁾。これらの土地区画の取引については農業目的地取引法ではなく、土地法典の規定が適用される（農業目的地取引法第1条第1項）⁽⁶⁷⁾。

(ii) 農業目的地の所有に関する規制

最初に、農業目的地の所有権を取得する主体に係る規制について確認しておこう。

土地法典においては、外国人や外国法人などによる土地区画の所有権の取得については連邦法で別途定める旨を規定している（土地法典第5条第2項）。これを受けて、農業目的地取引法においては、「外国の自然人若しくは法人、国籍を有しない自然人又はその定款資本金に対する外国の自然人、外国の法人若しくは無国籍者の持分の割合が50%を超える法人は、賃借権によってのみ農業目的地に含まれる土地区画を使用収益することができる」旨を規定している（農業目的地取引法第3条）。

このように、外国人や外国法人、あるいはロシア法人であってもその定款資本金に対する外国人等の持分割合が50%を超える法人については、農業目的地を所有することは認められていないが、これらの者に対しても、所有者との賃貸借契約を通じて農業目的地を使用する途は開かれている。

次に、農業目的地の所有権を取得することができる者であっても、その所有には一定の制限が課されているので、その内容を確認しておこう。

重要と考えられるのは、所有できる農用地の上限面積に関する規制である⁽⁶⁸⁾。農業目的

地取引法第4条第2項においては、「一の郡内において一の自然人又は法人が所有できる農用地の総面積の上限は、当該土地区画の譲渡及び（又は）取得の時点において当該郡内にある農用地の総面積の10%を下回らない範囲で連邦構成主体が定める」と規定し、具体的な基準の設定を連邦構成主体に委ねている⁽⁶⁹⁾。

連邦構成主体における具体的な規制の一例としてヨーロッパ・ロシア南西部の主要農業生産地域の1つであるヴォロネジ州を取り上げる。同州においては、農用地所有の上限に係る規定は、2008年5月13日付けヴォロネジ州法第25-OZ「ヴォロネジ州の領域における土地関係の規制について」第11条第6項に定められている。ヴォロネジ州には31の郡があるが、原則としては、一の自然人又は法人が1つの郡で所有できる農用地の総面積の上限は、郡の総農用地面積の25%と定めている。例外的に3つの郡については、郡の総農用地面積の25%を超える値で基準を設定している（ニジネデヴィツク郡50%、カンテミロフカ郡40%、ヴォロビョフカ郡30%）⁽⁷⁰⁾。

外国人等に対する農業目的地の所有の禁止、あるいは、農用地の所有面積に係る上限規制への違反が判明した場合においては、違反者は土地区画を処分することを求められる。連邦構成主体の機関は、これらの規制に対する違反の事実を知った日から1月以内に、当該土地区画を競売によって売却することを求める訴訟を提起するものとされている（農業目的地取引法第5条第2項）。そして、当該土地区画を取得する意向を表明する者がいない場合には、連邦構成主体（連邦構成主体法で定める場合には地方自治体）は当該土地区画を市場価格で取得しなければならないとされている（同条第3項）。

ただし、こうした農用地の所有面積に係る上限規制については、複数の農業企業（それぞれは別々の法人格を有する）を傘下に収める親会社が、1つの郡内において複数の傘下企業に農地を所有させる形で、上限規制を実質的にすり抜けることが可能となっているとも指摘されている。

（iii） 農業目的地の取引に関する規制

農業目的地に含まれる土地区画の売買に当たっては、連邦構成主体（連邦構成主体法で定める場合には地方自治体）に先買権が認められている（農業目的地取引法第8条第1項）。

このため、農業目的地に含まれる土地区画を売却しようとする者は、連邦構成主体の最高執行機関又は地方自治体の機関に対して、土地区画の価格、面積及び所在地等を示した書面をもって、当該土地区画を売却する意向を通知しなければならない（同条第2項）。

そして、連邦構成主体又は地方自治体が、当該土地区画を購入しない場合、又は通知が到達した日から30日以内に土地区画の売却者に対して書面で購入の意思を通知しない場合においては、土地区画の売却者は、1年の間、通知に示した金額を下回らない価格で土地区画を第三者に売却する権利を有するとされている（同条第3項）。

農業目的地に含まれる土地区画の賃貸借については、国家登記を経た土地区画については、持分所有に属するものも含め、賃貸借に供することができるとされている（同法第9条第1項）。賃貸借契約上の義務を適切に履行した賃借人は、法律又は賃貸借契約に異な

る定めのない限り、賃貸借契約期間の満了時において、同等の条件で賃貸借契約を更新する優先的な権利を有するとされている（同条第5項）。このように、農業目的地に含まれる土地区画の賃貸借については、所有権の売買と比較して自由に行うことができるとともに、賃借人の利益に対しても一定の考慮が払われている。

（iv） 農業目的地の共有持分権に係る規制

前節で述べたことを簡単に繰り返すと、ソ連時代には土地は国有とされ、コルホーズやソフホーズが占有・使用する土地は、無償・無期限の使用が認められた国有地だった。こうした土地の所有権は土地改革の過程でコルホーズの構成員等に配分されたが、配分されたのは、コルホーズ等が占有してきた一定の区域の土地に対する共有持分権であり、個人ごとに土地の具体的な区画を特定した所有権ではなかった。

共有持分権の行使については、多くの持分権者の間の調整が必要であり、単独での権利行使は難しいことから、農業目的地取引法にはこれを前提として権利義務関係を処理するための規定が設けられている。また、土地改革の過程での混乱やその後の年月の経過などによって権利者が不明となってしまった共有持分権も少なくないことから、これを処理するための規定も設けられている。以下具体的に見て行こう。

最初に、法律の適用関係について、農業目的地に含まれる土地区画の共有持分の取引に対しては、民法典の規定（共有一般について規定した第16章など）が適用されるが、農業目的地に含まれる土地区画の持分権者の数が5人を上回る場合においては、民法典の規定は、農業目的地取引法第12条、第13条及び第14条に定める特例に留意して適用される（農業目的地取引法第12条第1項）。

持分所有に属する農業目的地の占有、利用及び処分は、原則として持分権者総会の決定に基づいて行うこととされている（同法第14条）。

農業目的地の共有持分権者は、原則として、土地持分に基づいて土地区画の分割を行った後でなければ、自己の判断で持分を処分することができない。ただし、持分権を持分所有に係る土地区画を使用している農業組織や当該土地区画に係る他の共有持分権者に譲渡することなど、当該土地区画を巡る法的関係に本質的な変更を加えない処分は、土地区画の分割を行わなくても自己の判断で行うことができ、他の持分権者への通報も要しないとされている（農業目的地取引法第12条第1項、第2項）。

農業目的地に含まれる土地区画の持分権者は、自ら有する土地持分に基づき土地区画の分割を求める権利を有しており、土地区画の分割・形成は、持分権者総会の決定に基づいて行われる（同法第13条第3項）。

権利者が不明となってしまった共有持分権の処理については、農業目的地取引法第12条の1に規定されている。同条は2010年の改正で追加された条文である。

同条においては、自然人の所有に属する土地持分であって、当該自然人が3年以上の期間継続して賃貸借に供さず、その他の態様においても使用していない土地持分は、それが登記されている場合を除き「権利行使のない土地持分」⁽⁷¹⁾として認定することができるも

のとされている（同条第1項）。また、土地改革の過程で行われた農用地の私有化に関する地方自治体の決定の中で持分権者に関する情報が示されていない土地持分についても同様である（同条第2項）。

農業目的地取引法第12条の1に定める権利行使のない土地持分の認定手続きは、概略以下のとおりである。

まず、持分所有に属する土地区画の所在する町村又は市の機関は、その土地持分が権利行使のない土地持分とされる可能性のある者のリストを作成し、これを一定の期間公示するとともに、持分権者総会の承認を受けるものとされる。

自分が根拠なくリストに掲載されていると考える者は、市町村の機関に書面で異議を提出するとともに、持分権者総会において自己の権利を主張することができる。当該リストが持分権者総会で承認されれば、それ以降、当該リストに掲載された土地持分権者は権利行使を行っていないものとみなされる。持分権者総会が所定の期間内に決定を行わない場合には市町村において当該リストを承認する。

市町村の機関は、以上の手続きによって権利行使がないものと認められた土地持分について、市町村が所有権を有することを承認するよう求める訴えを裁判所に提起することができ、裁判の結果、土地持分の所有権が市町村に属することが確定した後は、当該土地区画をしかるべき農業生産者に再配分する等により、当該土地区画の適切な利用を図っていくことになる。

（3） その他関連する法制度（農業生産主体に係る法制度）

現在のロシアの土地に関係する法制度の最後に、これと関連の深い農業生産主体に係る現行の法制度についても簡単に整理しておきたい。

1) 農業組織

コルホーズやソフホーズの後身に当たる農業企業については、近年では統計などで「農業組織」と総称されている。コルホーズ等については、前述のとおり、1991年12月大統領令を受けて、組織形態を当時のロシア共和国法に適合する形に改める措置が講じられた。

農業組織の法的形態は、外部からの投資やインテグレーションの進展などを背景としてその後も変化を続けている。筆者は別稿で2003年から2011年までの農業組織の法人形態の変化について分析したが、農業組織の法人形態別構成比は、2003年においては農業生産協同組合50.4%、有限責任会社15.2%、閉鎖型株式会社10.3%、公開型株式会社5.5%だったものが、2011年には有限責任会社49.8%、農業生産協同組合27%、閉鎖型株式会社7.3%、公開型株式会社6.2%と変化しており、「組合から会社（特に非公開型の会社）へ」という変化が進んでいた⁽⁷²⁾。

これらの法人形態については、現行法ではロシア連邦民法典に根拠が置かれている⁽⁷³⁾。民法典第4章第2節（第66条～第106条）には商事会社に関する規定が置かれ、合名会

社、合資会社、有限責任会社、株式会社（公開型及び閉鎖型）等の組織が定められている。また同章第3節（第107条～第112条）には生産協同組合に関する規定が置かれている。

2) 農民経営

既に述べたとおり、ロシアの農民経営の最初の根拠法は、1990年に制定された「ロシア共和国農民経営法」だった。現行の根拠法は、2003年11月6日付けロシア連邦法第74-FZ「農民（フェルメル）経営について」（以下「現行農民経営法」）である⁽⁷⁴⁾。

現行農民経営法においては、農民経営は「血族及び（又は）姻族関係によって結びつき、共有の財産を有し、共同で、自ら従事して生産その他の事業活動（農産物の生産、加工、保管、輸送及び販売）を行う市民の結合体」と定義されている（農民経営法第1条第1項）。

ロシア共和国農民経営法においては、農民経営は法人とされていたが、現行農民経営法においては、農民経営は法人を形成することなく事業活動を行う旨規定されており（第1条第3項）、農民経営は法人格を有さない。一方、現行農民経営法においては、国家登録を行うことが農民経営としての成立要件とされている（第5条）。

3) 住民副業経営

現行の根拠法は、2003年7月7日付けロシア連邦法第112-FZ「住民副業経営について」（以下「住民副業経営法」）である⁽⁷⁵⁾。同法において、住民副業経営は、「農産物の生産及び加工に係る非企業的な活動の形態」（第2条第1項）であり、「市民により、また市民とその家族構成員との協力により、個人消費を充足する目的で、住民副業経営を営むために提供され及び（又は）取得された土地区画において営まれるものである」（同条第2項）と定義されている。そして「市民は土地区画に係る権利の国家登記を行ったときから住民副業経営を行う権利を有する。住民副業経営の登録は求められない」（同法第3条第2項）とされている。このように、住民副業経営の存在は、これを営むために分与された土地の登記をもって確認され、農民経営とは違って経営体そのものの登録は求められていない。

4. ロシアの土地（農地）を巡る現状

(1) ロシア土地白書に見る現状

ロシアの土地を巡る現状については、ロシア連邦経済発展省に置かれた連邦登記・台帳・地図作成庁が「ロシア土地白書」を毎年公表しているもので、本稿執筆時点で最新であり、2016年全ロシア農業センサスとも時期的に対比可能なロシア土地白書2015年版（データは2016年1月1日現在）に基づいて現状を整理しておきたい。

1) ロシアの土地の類型・地目区分別面積

ロシア連邦の土地の総面積は17億1,252万haである⁽⁷⁶⁾。最初に、ロシア連邦土地法

典に定める類型区分別の土地の面積を見ると、農業目的地 3 億 8,374 万 ha（22.4%）、都市・集落地 2,033 万 ha（1.2%）、産業・国防等目的地 1,734 万 ha（1.0%）、特別保護地 4,703 万 ha（2.7%）、森林ファンド地 11 億 2,632 万 ha（65.8%）、水利ファンド地 2,805 万 ha（1.6%）、保留地 8,971 万 ha（5.2%）となっている。最大の面積を占めるのが森林ファンド地、次いで農業目的地で、両者合計でロシアの土地全体の 88.2%に達する。

次に、地目（угодья）区分別の土地面積を見てみよう⁽⁷⁷⁾。地目は、大きく「農用地」（сельскохозяйственные угодья）と「非農用地」（несельскохозяйственные угодья）に分けられる。さらに「農用地」は、土地法典のところで述べたとおり、耕地、休耕地、多年生樹木植栽地、採草地、放牧地に分けられる。また、「非農用地」は、林地、林木植栽地、道路敷地、建物敷地、水底地、沼沢地、荒廃地、その他の土地に分けられる⁽⁷⁸⁾。農用地の総面積は 2 億 2,207 万 ha であり⁽⁷⁹⁾、内訳は、耕地 1 億 2,275 万 ha、休耕地 491 万 ha、多年生樹木植栽地 190 万 ha、採草地 2,402 万 ha、放牧地 6,848 万 ha である。また、「非農用地」の総面積は 14 億 9,045 万 ha であり、内訳は、林地 8 億 7,072 万 ha、林木植栽地 2,629 万 ha、道路敷地 811 万 ha、建物敷地 603 万 ha、水底地 7,229 万 ha、沼沢地 1 億 5,454 万 ha、荒廃地 104 万 ha、その他の土地 3 億 5,143 万 ha となっている⁽⁸⁰⁾。

ある類型区分に含まれる土地の内訳を地目で区分することもできる。第 1 表で類型区分「農業目的地」の地目別内訳を見てみよう。

第 1 表 ロシア連邦の農業目的地の内訳(2016 年 1 月 1 日現在)

地目		面積(百万 ha)	構成比(%)
計		383.7	100.0
農用地		197.7	51.5
内訳	耕地	116.3	58.8
	休耕地	4.3	2.2
	多年生樹木植栽地	1.2	0.6
	採草地	18.7	9.5
	放牧地	57.2	28.9
林地		24.8	6.5
林木植栽地		19.2	5.0
道路敷地		2.3	0.6
建物敷地		1.1	0.3
水底地		13.1	3.4
その他の土地		125.5	32.7

資料：ロシア土地白書 2015 年版 13 頁。構成比の「その他の土地」の値のみ数値の誤りを修正した。

農業目的地の総面積 383.7 百万 ha のうち、農用地は 197.7 百万 ha（農業目的地の 51.5%）を占めている。農用地の内訳は、耕地 116.3 万 ha（農用地の 58.8%）、休耕地 4.3 百万 ha（同 2.2%）、多年生樹木植栽地 1.2 百万 ha（同 0.6%）、採草地 18.7 百万 ha（同 9.5%）、放牧地 57.2 百万 ha（同 28.9%）となっている。農業目的地から農用地を除いた残りの 186 百万 ha（同 48.5%）は、林地、林木植栽地、道路敷地、建物敷地、水底地⁽⁸¹⁾、その他の土地で構成されている⁽⁸²⁾。

ロシア連邦の地目「農用地」の総面積が 222.1 百万 ha であるのに対し、類型区分「農業目的地」内の地目「農用地」の面積は 197.7 百万 ha であり、両者の間には 24.4 百万 ha の差がある。これは「農業目的地」以外の類型区分に含まれる農用地の面積の計である。例えば、類型区分「都市・集落地」には 8.8 百万 ha の農用地が含まれており、都市・集落地の総面積 20.3 百万 ha の 43.2%を占めている。

2) ロシアの土地の所有権の帰属—類型区分別状況

ロシア連邦の土地を、類型区分別・所有別に整理したものが第2表である。

土地を所有権の帰属先で見ると、ロシア連邦の総土地面積 17 億 1,252 万 ha のうち、国公有（国又は地方自治体の所有）地が 15 億 7,910 万 ha（92.2%）と圧倒的に多く、私有地は 1 億 3,342 万 ha（7.8%）にとどまる。

類型区分別の私有地の面積は、農業目的地に属するものが 1 億 2,836 万 ha、都市・集落地に属するものが 476 万 ha、産業・国防等目的地に属するものが 28 万 ha であり、類型区分の土地の総面積に占める私有地の割合は、農業目的地が 33.5%、都市・集落地が 23.4%、産業・国防等目的地が 1.6%となっている。特別保護地、森林ファンド地、水利ファンド地、保留地については、私有地はごくわずかで、ほぼすべてが国公有地となっている。

第2表 ロシア連邦の土地の類型区分別・所有別賦存状況（2016年1月1日現在）

類型区分	総面積（万 ha）	うち国公有	私有	私有割合（%）
すべての土地	171,251.9	157,909.9	13,342.0	7.8
農業目的地	38,373.8	25,537.6	12,836.3	33.5
都市・集落地	2,032.7	1,556.7	476.1	23.4
産業・国防等目的地	1,733.7	1,706.1	27.6	1.6
特別保護地	4,703.3	4,701.9	1.4	0.0
森林ファンド地	112,632.0	112,632.0	0.0	0.0
水利ファンド地	2,805.5	2,805.4	0.1	0.0
保留地	8,970.8	8,970.3	0.6	0.0

資料:ロシア土地白書 2015 年版 47-48 頁表 1.11 及び 168-160 頁付表 1 より筆者作成。

また、同表から私有地の総面積 1 億 3,342 万 ha に対する各類型区分の私有地の割合を見ると、農業目的地に属する私有地（1 億 2,836 万 ha）が私有地総面積の 96.2%を占めているのに対し、その他は都市・集落地に属する私有地（476 万 ha）が 3.6%、産業・国防等目的地に属する私有地（28 万 ha）が 0.2%とわずかである。次項で見るように、都市・集落地に属する私有地の大半も、実は住民副業経営等の農業生産主体の所有となっていることを考えると、1990 年代のロシアの土地改革は、実質的には農業部門に限定された土地改革だったとすることができる。

3) ロシアの私有地の所有構造—農業目的地に着目した考察

ロシア連邦に存在する私有地について、主な類型区分別、所有者別に現状（2016 年 1 月 1 日現在）を整理したものが第3表である。同表に示すとおり、ロシアの私有地のほと

んどは類型区分では農業目的地に属しており、一部が都市・集落地内で特定の主体によって所有される構造になっている。このため、農業目的地について考察することを通じてロシアの私的土地所有の基本的な構造を把握し、必要な場合に都市・集落地についても併せて考察することによって全体の理解を深めることとしたい。

（i） 農業目的地の私的所有の大枠

農業目的地に属する私有地の総面積は、1億2,836万haである。このうち自然人の所有地が1億1,108万haで、農業目的地に属する私有地全体の86.5%を占める（以下に示す構成比は、原則として農業目的地に属する私有地全体に対する割合）。これに対し、法人の所有する農業目的地の総面積は1,728万ha（13.5%）である

第3表 ロシア連邦の私有地の内訳（2016年1月1日現在）

	私有地の総面積	自然人所有地の面積				
		自然人所有地計	集団所有計	集団所有内訳		
				集団的持分所有	集団的共有	
全類型区分(万 ha) (1)	13,342.0	11,529.8	8,837.9	8,776.0	62.0	
うち農業目的地(万 ha) (2)	12,836.3	11,108.1	8,832.4	8,770.8	61.6	
同, 都市・集落地(万 ha(3))	476.1	417.5	5.0	4.6	0.3	
農業目的地に属する私有地の構成比(%) (4)	100.0	86.5	68.8	68.3	0.5	
都市・集落地に属する私有地の構成比(%) (5)	100.0	87.7	1.0	1.0	0.1	
	自然人所有地の面積					
	個別所有計	個別所有内訳				
		農民経営	農産物生産を行う個人企業	住民副業経営	農産物生産を行う市民	菜園
(1)	2,691.9	558.6	97.9	604.4	1,345.8	85.2
(2)	2,275.7	557.0	97.3	295.0	1,265.6	60.8
(3)	412.5	1.6	0.7	309.3	76.5	24.4
(4)	17.7	4.3	0.8	2.3	9.9	0.5
(5)	86.7	0.3	0.1	65.0	16.1	5.1
	法人所有地の面積					
	法人所有計	内訳				
		農業目的地の持分権	農業組織	法人格を有する農民経営	非農業企業・その他	
(1)	1,812.2	119.6	1,441.6	169.0	82.0	
(2)	1,728.2	119.6	1,427.3	168.8	12.5	
(3)	58.6	0.0	13.7	0.2	44.7	
(4)	13.5	0.9	11.1	1.3	0.1	
(5)	12.3	0.0	2.9	0.0	9.4	

資料：ロシア土地白書2015年版44頁表1.10を筆者が要約したもの。

自然人の所有は、さらに集団所有と個別所有の二種類に分類される⁽⁸³⁾。集団所有は、多数の自然人の集団による土地の共有であり、個別所有は、境界の画定された土地区画を、一人の自然人が所有する（又は少数の自然人が共有する）ものである⁽⁸⁴⁾。これらに属する農業目的地の面積は、前者が8,771万ha（68.8%）、後者が2,276万ha（17.7%）となっ

ている。既に見たように、ロシアの土地改革における土地の私有化は、農業目的地の私有化とほとんどイコールだが、私有の農業目的地の中で3分の2を上回る最大の割合を占めているのは自然人による集団所有である。

（ii） 自然人による農業目的地の所有

i） 集団所有

自然人による農業目的地の所有について、まず集団所有から見よう。集団所有は、ソ連時代にはコルホーズやソフホーズが占有・使用していた国有地を、土地改革の過程でコルホーズの構成員等の集団に共有させる形で私有化したものである。

第3表に示すとおり、集団所有には集団的持分所有と集団的共有という2つの形態がある。両者の違いは、集団的持分所有では共有者の持分割合が定められているのに対し、集団的共有では持分割合の定めがないという点にある。ただし、集団的持分所有においても定められているのは対象となる土地全体に対する持分割合であり、具体的な土地区画が共有者ごとに特定されている訳ではない。農業目的地の面積で見ると、集団所有のほとんどは集団的持分所有の形を取っており、集団的持分所有の8,771万ha（農業目的地に属する私有地の68.3%）に対し、集団的共有は62万ha（同0.5%）とわずかである。

集団的持分所有、集団的共有のいずれにしても、対象となっている土地については、共有している自然人との賃貸借契約等を通じて、農業組織がこれを使用し、農業生産を行っている場合が多いと考えられる（一部は農民経営等も借りていると思われる）。

第3節の農業目的地取引法のところで見たように、集団所有については、多数人による共有という事情に由来して権利行使に対する制約が多く、個々の持分権者の権利は、所有権ではあるが、次に見る個別所有に比べて弱い。

集団的持分所有とされる農業目的地については、その少なからぬ部分が「権利行使のない土地持分」となっているという問題がある。その発生原因としては、土地改革の過程で土地持分権を構成員等に配分した際に交付されるはずの持分権証書が交付されなかった場合や、持分権配分後の長年月の経過に伴って持分権者の移住や死亡が発生し、権利者が不明になった場合などがあると考えられる。

前述のとおり、この問題の改善を図るため、2010年の農業目的地取引法改正で第12条の1が追加されており、「権利行使のない土地持分」は減少傾向にあるものの、その面積は依然として大きい。法改正直後の2011年1月1日現在では2,396万ha（集団的持分所有に属する農業目的地の23.9%）だった権利行使のない土地持分の面積は、2016年1月1日現在では1,718万ha（同19.6%）となっている。

ii） 個別所有

次に個別所有について見てみよう。個別所有は、一人あるいは少数の自然人が、土地の持分ではなく、境界の画定された土地区画を所有するものであり、土地改革の過程で具体的な土地区画の分与を受けて形成されたものである。ここでは、「農民経営」と「住民副業

経営」に着目したい。

（a） 農民経営

第3表においては、農民経営を2つの類型に分けて掲載している。第一の類型が現行農民経営法に基づく法人格を有さない農民経営である。これが所有する土地の面積は、同表では「自然人所有地の面積」の中の「農民経営」に掲げられており、農業目的地は557万ha（全類型区分の土地では559万ha）となっている。

第二の類型は法人格を有する農民経営である。これは既に廃止されたロシア共和国農民経営法（旧農民経営法）において、農民経営は法人格を有するとされていたことの名残である⁽⁸⁵⁾。第二の農民経営が所有する土地の面積は、第3表では「法人所有地の面積」の中の「法人格を有する農民経営」に掲げられている。所有する農業目的地の面積は169万haであり、それ以外の類型の土地の所有はほとんどない。

後ほど見る全ロシア農業センサスで「農民経営」と呼ばれるのは、第一と第二の農民経営を合わせたものなので、両者が所有する土地の面積の合計を示すと、農業目的地では726万ha（全類型区分の土地では728万ha）となる。農業目的地に属する私有地の総面積に占める割合は5.7%にとどまる。

なお、全ロシア農業センサスなどの統計で第一と第二の農民経営に準じるものとして扱われるのが「個人企業」（индивидуальный предприниматель）である。ロシア土地白書では「農産物生産を行う個人企業」がこれに当たると思われる⁽⁸⁶⁾。第3表に示すとおり、「農産物生産を行う個人企業」の所有する農業目的地の土地の面積は97万ha（全類型区分の土地では98万ha）である。第一と第二の農民経営にこれを加えても、所有する農業目的地に属する私有地の合計面積は823万haであり、私有農業目的地の総面積の6.4%にとどまる。農民経営の創設はロシアの土地改革の最重要課題の1つだったが、土地の所有面積という観点からは、ロシアの農業生産主体の中で農民経営が占める割合は、現状においても小さい。

一方、ロシア土地白書においては、農民経営（第一＋第二）に限定して、土地の占有・使用面積を示している（数値は全類型の土地の値で、農業目的地のみの値は示されていない）。これによると、農民経営（第一＋第二）が占有・使用する土地区画の総面積は1,813万haである。このうち私有地の面積が728万haで、上述した第一と第二の農民経営が所有する全類型区分の土地の面積と一致する（第3表参照）。このほかに1,085万haの国公有地を賃貸借等の形で使用している⁽⁸⁷⁾。

このロシア土地白書のデータから、農民経営は国公有地の賃貸借等を活用して自己所有地以上の面積の土地を確保していることがわかる。他方、このデータについては、農民経営が賃借等している土地は国公有地だけなのか、私有地は自己所有地だけで、他者の私有地は借りていないのか、という疑問が湧く。この点については、後ほど農業センサスの数値を確認する際に改めて触れる。

(b) 住民副業経営

第3表には、土地を個別所有する自然人の類型として、前述の農民経営や個人企業のほかに、「住民副業経営」、「農産物生産を行う市民」、「菜園」を掲げている。これらは、いずれも「自給を主目的とする農業生産主体」という点において共通性を有し、企業的な農業生産主体とされる農民経営等とは別のカテゴリーにまとめられる。ここでは、住民副業経営法に根拠をもち定義が明確で、後ほど示す農業センサスとのデータの比較も可能と考えられる「住民副業経営」(личное подсобное хозяйство)を主に取り上げる。

第3表に示すとおり、住民副業経営の所有する土地の面積は、全類型区分の土地で見ると604万haである。そのうち農業目的地に属するものが295万haであるのに対し、都市・集落地に属するものが309万haで、都市・集落地に属する土地の方が多くなっていることが特徴である。住民副業経営の土地のうち、都市・集落地に属するものは、住宅付属地(приусадебная земельная участка)と呼ばれるものである。ロシアの農村集落を訪れると必ず見られる住宅の裏の畑がこれである。

ロシア土地白書においては、農民経営と同様に、住民副業経営による土地の占有・使用状況の数値(全類型の土地の値)を示している。これによると、住民副業経営の占有する土地の総面積は798万haである。このうち私有地が604万haであり、前述の住民副業経営が所有する全類型区分の土地の面積と一致している。このほかに、賃貸借等を通じて使用する国公有地が193万haである⁽⁸⁸⁾。住民副業経営は、農民経営と比べると、自ら所有する土地の面積に対して賃借等している国公有地の面積が小さいが、この点は、企業的な農民経営と自給を主目的とする住民副業経営の性格の違いによるものであり、後者における経営規模拡大志向の低さを示すものであろう。

第3表に掲げた土地を個別所有する自然人の類型のうち、「農産物生産を行う市民」と「菜園」についても簡単に触れておきたい。

まず「農産物生産を行う市民」は、所有する土地の面積は、全類型では1,346万ha、農業目的地では1,266万haと住民副業経営よりも大きい。ここに含まれる者の定義はロシア土地白書には明確に示されていないが、おそらく農業センサスにおいて「住民副業経営」に準じるものとして扱われている「市民の個人的経営」に相当すると推測される。

次に「菜園」は市民が営む農園であるが、個人単独ではなく団体を構成して運営している点が特徴であり、住民副業経営や「農産物生産を行う市民」と異なるところである。所有する土地の面積は、全類型では85万ha、うち農業目的地が61万ha、都市・集落地が24万haとなっている。その性格上都市・集落地の割合が高いのが特徴である。農業センサスにおいては「市民の非営利団体」という類型に含まれている。

全ロシア農業センサスにおいては、「住民副業経営」、「市民の個人的経営」及び「市民の非営利団体」は、「住民経営」(хозяйство населения)という大枠で括られている。

なお第3表は、都市・集落地に属する私有地の86%は、「住民副業経営」、「農産物生産を行う市民」及び「菜園」という、何らかの農業生産を目的とする者に所有されていることも示している。その多くでは農業生産が行われていると考えられるので、ロシアにおい

ては、農業生産に用いられていない市街地の場合、私有地はわずかで、そのほとんどは国有地と考えられる。

（iii） 法人による農業目的地の所有

第3表に関する記述の最後は、法人による農業目的地の所有である。具体的には「農業目的地の持分権」と「農業組織」の所有地とに注目したい。

農業組織は、コルホーズ等の後身に当たる農業企業であり、コルホーズ等が占有・使用していた土地については構成員等の集団所有（ほとんどは集団的持分所有）とされたため、後身の農業組織においては、基本的にはこれらの権利者から土地の持分権を賃借する形で農業経営を行っている場合が多いとされる。

このようなケースほど一般的ではないが、権利者が土地の持分権を農業組織の資本金の一部として現物出資する場合もある。その場合には、土地の持分権は農業組織が所有することになる。第3表には、農業目的地のうち法人が所有する「農業目的地の持分権」が120万ha存在することが示されている。その多くは、おそらく土地の持分権者がその権利を農業組織に出資したケースと考えられる。

次に、農業組織が自ら農業目的地を所有する場合である。この場合は、土地の持分権ではなく、具体的な土地区画を農業組織が自ら所有している。第3表に示すとおり、こうした農業目的地の面積は、2016年1月1日現在で1,427万haである。2011年1月1日時点では896万haだったので、近年顕著に面積が増加している。こうした動きは、後ほど見るアグロホールディングの動向と通底しており⁽⁸⁹⁾、ロシアで進行する大規模な農地保有の拡大の一端を示すデータではないかと推測される。

（2） 全ロシア農業センサスに見る農業構造の変化

ソ連解体後のロシア連邦においては、2006年と2016年の2回「全ロシア農業センサス」（以下「農業センサス」）が実施されており、2016年農業センサスの結果は2017年から順次公開が始まっている。2006年と2016年の農業センサス結果のうち、農業生産主体と土地に関わるものを第4表から第6表に整理した。これらで2006年と2016年の数値を比較することにより、その間のロシアの農業構造の変化を考察していこう。

まず経営体数については、第4表及び第5表で「調査年に農業活動を行ったもの」を見ると、農業組織が40,627経営体から27,508経営体へ、農民経営等が147,496経営体から115,600経営体へと減少する一方で、住民副業経営等は、調査年に農業活動を行ったか否かを区別したデータはないが、2,280万経営体から2,349万経営体へと増加している。住民副業経営等の中では、「市民の個人的経営」が62万経営体増と顕著に増加している。「市民の個人的経営」の1経営体当たり農用地面積は2016年でも0.14haときわめて小さい。

こうした数値の変化は、農業組織や農民経営の淘汰が進む一方で、特に農業組織での職を失った農民などが、生計を維持するために、農民経営や住民副業経営などの法制度に則

った経営形態からは外れた形で、「市民の個人的経営」と総称される自給的な農業生産を行うようになっている状況があることを推測させる。

第4表 農業組織、農民経営等の土地の概要(全ロシア農業センサス)

	2006 年				2016 年			
	農業組織	農民経営等			農業組織	農民経営等		
		計	農民経営	個人企業		計	農民経営	個人企業
経営体数(単位:1経営体)	59,208	285,141	253,148	31,993	36,075	174,773	136,719	38,054
うち調査年に農業活動を行ったもの(a)	40,627	147,496	126,208	21,288	27,508	115,600	90,142	25,458
その総数に占める割合(%)	68.6	51.7	49.9	66.5	76.3	66.1	65.9	66.9
総土地面積(万ha)	41,026	2,937	2,597	340	29,159	4,331	3,788	543
うち農用地	13,229	2,414	2,159	256	9,011	3,958	3,505	453
うち実際に使用されているもの(b)	9,795	2,009	1,790	219	8,006	3,627	3,236	392
1経営体当たり農用地面積:実質値(b/a, ha)	2,411	136	142	103	2,910	314	359	154

資料:ロシア連邦統計庁「全ロシア農業センサス」2006年及び2016年より筆者作成。

第5表 住民経営の土地の概要(全ロシア農業センサス)

	2006 年				2016 年			
	住民副業経営等			市民の非営利団体	住民副業経営等			市民の非営利団体
	計	住民副業経営	市民の個人的経営		計	住民副業経営	市民の個人的経営	
総数(単位:万経営体)(c)	2,280	1,746	534	8.0	2,349	1,753	595	7.6
総土地面積(万ha)	971	890	81	125	1,310	1,202	108	115
うち農用地(d)	876	813	63	80	1,216	1,130	86	36
1経営体当たり農用地面積:名目値(d/c, ha)	0.38	0.47	0.12	9.90	0.52	0.64	0.14	4.80

資料:ロシア連邦統計庁「全ロシア農業センサス」2006年及び2016年より筆者作成。

第6表 全経営体の土地・農用地の総面積と各経営体類型のシェアの変化(全ロシア農業センサス)

	2006 年				2016 年			
	農業組織	農民経営等	住民副業経営等	市民の非営利団体	農業組織	農民経営等	住民副業経営等	市民の非営利団体
全経営体の土地の総面積	4億5,060万ha				3億4,915万ha			
同農用地の総面積	1億6,599万ha				1億4,221万ha			
経営体類型	農業組織	農民経営等	住民副業経営等	市民の非営利団体	農業組織	農民経営等	住民副業経営等	市民の非営利団体
農用地総面積に占める各経営体類型のシェア(%)	79.7	14.5	5.3	0.5	63.4	27.8	8.6	0.3

資料:ロシア連邦統計庁「全ロシア農業センサス」2006年及び2016年より筆者作成。

土地の面積については、農業センサスの数値は農業生産主体が占有・使用する土地の面積であり、所有面積はその内数である。第6表に示すとおり、ロシアのすべての農業経営体が占有・使用する土地の面積は、2006年と2016年を比較すると、総土地面積が4億5,060万haから3億4,915万haへ、農用地の面積が1億6,599万haから1億4,221万haへと大きく減少した。

ロシアの農業においては、地理的・経済的に条件がよく、自然条件にも恵まれた地域・土地への生産の集中と、これら条件に恵まれない地域・土地での生産の放棄が進んでいる。放棄された土地は、既に森林等に戻った場合も少なくなく、類型区分を農業目的地从森林フォンド地に変更することも行われている。農業生産主体が占有・使用する土地面積の

減少は、こうした動向を反映した数値の変化であろう。

第6表で農用地の総面積に占める各経営体類型のシェアの変化を見ると、2006年には農業組織79.7%、農民経営等14.5%、住民副業経営等5.3%、市民の非営利団体0.5%だったが、2016年には農業組織63.4%、農民経営等27.8%、住民副業経営等8.6%、市民の非営利団体0.3%となっており、農業組織のシェアが低下する一方で、農民経営等と住民副業経営等のシェアが上昇しており、特に農民経営等のシェアの上昇が顕著である。

第4表及び第5表で「実際に使用されている農用地」の面積を農業生産主体の類型別に見ると、農業組織では9,795万haから8,006万haへ1,789万ha減少したのに対し、農民経営等では2,009万haから3,627万haへ1,618万ha増加した。また、住民副業経営等の農用地面積は、調査年に実際に使用されたか否かを区別したデータはないが、876万haから1,216万haへ339万ha増加している。実際に使用されている農用地は、活動を縮小又は停止した農業組織から農民経営などに移っているとみられる。

1経営体当たりの農用地面積は、農業組織では2,411haから2,910haへ、農民経営等では136haから314haへ、住民副業経営等では0.38haから0.52haへと、いずれの類型の農業生産主体においても拡大した。特に農民経営等で拡大が顕著である⁽⁹⁰⁾。

ここで、2016年農業センサスと前述のロシア土地白書2015年版における数値の違いについて考えてみたい⁽⁹¹⁾。農業センサスにおける農業経営体の類型ごとの土地面積は占有・使用面積を示しているので、土地白書においても占有・使用面積が示されている農民経営及び住民副業経営について考察する。

まず農民経営について見てみよう。土地白書によれば、農民経営（第一＋第二）が占有・使用する土地区画の総面積は1,813万haである。このうち私有地の面積が728万haであり、このほかに1,085万haの国公有地を賃貸借等の形で使用している。これに対し農業センサスにおいては、農民経営が占有・使用する土地の総面積は3,788万haとされており、農業センサスの値は土地白書の値と比べると1,975万haも大きい。土地白書による農民経営の所有地の面積728万haが農業センサスによる農民経営の占有・使用する土地の面積4,331万haに占める割合を求めれば16.8%となる。

次に住民副業経営について見てみよう。土地白書によれば、住民副業経営が占有・使用する土地の総面積は798万haである。このうち私有地の面積が604万haであり、193万haの国公有地を賃貸借等の形で使用している。これに対し農業センサスにおいては、住民副業経営が占有・使用する土地の総面積は1,310万haとされている。農業センサスの数値は土地白書の数値と比べると512万ha大きい。土地白書による住民副業経営の所有地の面積604万haが農業センサスによる住民副業経営の占有・使用する土地の面積1,310万haに占める割合は46.1%である。

土地白書より農業センサスの方が土地の占有・使用面積が大きい理由としては、①土地白書の数値が、所有、賃貸借等いずれも登記に基づく数値であるのに対し、農業センサスの数値は実態に基づくものであり、登記の有無にかかわらず値を把握していること、②土地白書の数値は、賃貸借等については国公有地を対象としたもののみだが、農業センサ

スの数値には私有地の貸借も含まれており、その中には登記を伴わない事実上の貸借も少なからず含まれていること、等が考えられる。これらの点はロシアの農業生産主体の構造変化を知る上で興味深いので、引き続き調べたい⁽⁹²⁾。

(3) アグロホールディングによる土地集積の進行

「アグロホールディング」は、農業分野を中心とする企業のインテグレーションにより形成された大規模な企業グループである。食品産業などの農外資本が主導する場合が多く、2000 年前後から形成、発展してきた。アグロホールディングについては、確立された定義がなく、公式の統計も存在しないため、信頼できる情報を得ることは難しい。そうした中で、ロシアの会計監査・コンサルティング会社である BEFL が、10 万 ha 以上の土地を保有（所有だけでなく、賃借その他の権原に基づく使用も含む）するアグロホールディングのランキングを掲載したレポートを 2014 年以降毎年公表している（本稿執筆時点の最新版は 2017 年版）。もとより情報の確度や網羅性には限界があるが⁽⁹³⁾、これをもとにアグロホールディングによる大土地保有の状況を紹介したい。

BEFL (2017) には、2017 年 4 月時点で 10 万 ha 以上の農業用地⁽⁹⁴⁾を保有する 50 のアグロホールディングが面積順に掲載されており、これらが保有するとされる農業用地の総面積は 12 百万 ha 近い。そのうち上位 10 位までを抜粋するとともに、各アグロホールディングについて、2017 年 4 月時点と対比して 2016 年 4 月時点（出典は BEFL (2016)）の土地面積を付記したものが第 7 表である。

第 7 表 ロシアの最大級の農業用地保有者（2017 年上位 10 位）

2017 年 順位	名称		土地面積（千 ha）	
			2017 年 4 月	2016 年 4 月
1	プロディメクス+アグロクルトゥーラ	Продимекс+Агрокультура	790	790
2	ルスアグロ	РусАгро	670	594
3	ミラトルグ	Мираторг	644	594
4	アグロコンプレクス	Агрокомплекс	640	459
5	アク バルス ホールディング	ХК Ак Барс	505	505
6	イヴォルガ・ホールディング	Иволга-холдинг	489	511
7	ロスアグロ	РосАгро	400	400
8	アヴァンガルド・アグロ	Авангард-Агро	390	370
9	ステップ+RZ アグロ	Степь +РЗ Агро	350	142
10	ドミナント グループ	ГК Доминант	320	320

資料：BEFL (2017)4 頁の図及び BEFL (2016) 3 頁の図から筆者が抜粋。

注。「保有」とは、所有と賃貸借その他の権原に基づく使用の合計。

この表から言えることは、これらアグロホールディングの土地保有は、すでに巨大な面積となっていること、そして、それにもかかわらず現在も変化を続けていることである。

第 7 表所掲の 10 アグロホールディングのうち、2016 年から 2017 年にかけて土地面積

が拡大したのが、2位のルスアグロ、3位のミラトルグ、4位のアグロコンプレクス、8位のアヴァンガード・アグロ、9位のステップ+RZ アグロの5つ、逆に縮小したのが6位のイヴォルガ・ホールディングである。

土地面積が縮小したイヴォルガ・ホールディングは、カザフスタンに本拠を置くアグロホールディングであるが、2015年に経営危機に陥り、ロシア国内の資産の一部をルスアグロ、プロディメクス、ミラトルグに売却したとされている⁽⁹⁵⁾。また、第1位のプロディメクス+アグロクルトゥーラや第9位のステップ+RZ アグロは、別組織のアグロホールディングが1つの資本の傘下に入ったため土地面積を合算しているものである⁽⁹⁶⁾。

また、第7表所掲の10アグロホールディングのうち、2015年から2016年にかけて保有する農業用地の面積が特に大きく拡大したのは、第9位のステップ+RZ アグロ（208千ha増）と第4位のアグロコンプレクス（181千ha増）である⁽⁹⁷⁾。巨大アグロホールディングの土地保有はいまだ安定的で固定化したものではなく、合従連衡は今も続いている。

アグロホールディングの土地保有の詳細、例えば所有と貸借の割合等については事例的にしか把握できないが、長友（2015）146頁の第22表にまとめたように、所有地よりも賃借地の方が多いというアグロホールディングは少なくない。第3章に示した、農業目的地に属する私有地の7割近くが「集団所有」であるという構造を前提とすれば、アグロホールディングの保有地に含まれる賃借地は、農業組織を買収して傘下に加える際に、当該農業組織が集団所有地の持分権者と結んでいた賃貸借契約を承継した場合が多いのではないかと推測される。

ロシアの土地改革において、コルホーズ等の土地の私有化に当たって集団所有方式を採用したことについては、コルホーズ的な農業生産主体の存続を実質的に可能にする意図があったと考えられる。しかし、持分権者の単独行動が制約される集団所有がコルホーズ等の後身に当たる農業組織の買収を通じた大土地保有を容易にしたと評価することもできる。コルホーズ的な農業生産主体の存続を望んだ保守派は、土地取引の自由化に対しては大土地所有に途を開く懸念から反対したが、彼らの意図に合致していたであろう農業組織に強く依存する集団所有が、アグロホールディングによる大土地保有を容易にしていたとすれば、皮肉な結果と言わざるを得ない。

5. おわりに

本稿においては、1980年代後半から1990年代前半の時期を中心に行われたロシアの土地改革の経緯、その結果を踏まえて制定された現行土地法制の概要、これらを基礎として形成されたロシアの土地の現状について記述した。

ロシアの土地改革の推進者たちが目指したのは、農民を集団農場から解放し、自立した生産主体としてその創意を十分に発揮させることにより、農業生産に活力を取り戻すことだった。このための方策の中心と考えられたのは、集団農場から独立した農民経営を創設

し、彼らが生産の中心を担う農業構造を実現することだった。しかし、現実の改革は、ソ連時代の集団農場体制の存続を志向する保守派の抵抗、改革が引き起こした経済の混乱などによって、徹底的なものとはならなかった。コルホーズ的な経営体は形を変えて存続し、農民経営の創設は限られた時期にしか実現されず、農民経営が受け取った土地も広大なロシアの農用地の中では小さな割合にとどまった。

しかし、直接的な改革は限られたものであっても、その後も変化は続いた。その中には、改革当時意図されていた方向に進んだものもあれば、当時は意図されなかった方向に進んだものもあった。農民経営の創設は限定的であり、その後の淘汰で経営体数はさらに大きく減少したが、生き残った経営体は土地を拡大し、穀物生産等の耕種農業を中心に存在感を高めている。一方、コルホーズ等を引き継いだ農業組織の方も、2000年前後の経営難の時期を経て再編・淘汰が進み、農外の投資家による支配やアグロホールディングによるグループ化が進行している。ロシア連邦土地法典の制定過程において農地の売買の自由化に反対した保守派が懸念していたのは、それが大土地所有（ラティフンディア）を招きかねないということだった。アグロホールディングの出現により彼らの懸念は現実となったが、アグロホールディングが今日のロシア農業躍進の担い手となっているのもまた現実である。

ロシアの土地の現状の把握については今回のレポートはまだ入り口である。土地の現状やそこに至る経緯については地域を分けた分析が必要である。土地取引の動向についても把握したいところであるが、これらは来年度の課題としたい。

〔注〕

- (1) ロシアの法令の条文については、土地改革当時のものも含め、ロシア政府の「国家法令情報システム・法令情報公式インターネット・ポータル」から入手した。
- (2) ノーヴ(1982) 49頁。藤田(1986) 10頁も同様。
- (3) スターリンによる強制的集団化は、1929年から開始され、1930年代前半にはおおむね完了している(ノーヴ(1982) 199頁表VII-2参照)。その過程で行われた過酷な穀物調達と深刻な饑饉の発生、集団化に抵抗する「富農」と見なされた者の絶滅などにより、膨大な数の農民が犠牲となった。ノーヴは「(1932年から1939年の)途中のどこかで、ゆうに1000万人以上の人々が「人口統計学上」消えてしまったことになる」と述べる(ノーヴ(1982) 205-206頁)。
- (4) ソ連においては、フルシチョフ政権以降、国民生活の安定に配慮して食品の小売価格を低く抑える一方で、農民の生活水準向上等の観点から農産物の生産者価格を引き上げたため、畜産物を中心に農産物価格は逆ざやとなり、多額の農産物価格差補給金が支出されるようになった(田畑(1995) 169頁)。
- (5) その典型が食肉である。ソ連においては、国民の生活向上と社会の安定の観点から、食肉の小売価格は低水準に維持されてきたが、これによって食肉に対する需要が拡大し、慢性的な需要過剰をもたらした。増大する食肉需要に対して国内生産の拡大に努めたが、ソ連の畜産は極めて飼料効率が低かったため、飼料穀物の浪費と大量の穀物輸入を招いた(山村(1990) 150-160頁)。
- (6) 非効率な流通による大量のロスの発生については山村(1992b) 50-52頁、一部の地域や部門の優遇に伴う供給の偏りについては山村(1990) 162-163頁。
- (7) 山村(1992b) 51-53頁。
- (8) ブレジネフ政権最末期の1982年5月に「1990年までの食料プログラム」が制定され、農業生産の集団請負制が公認されたが、同プログラムの策定を実質的に担当したのは、当時農業担当書記兼政治局員だったゴルバチョフとされる(金田(1990) 68頁)。
- (9) ソ連時代には国権の最高機関として最高会議が存在したが、政治の実権は共産党が握り、形式的な存在となっていた。ゴルバチョフは、改革への抵抗を抑えるには政治の民主化が必要との立場から、新たに人民代議員大会を設立し、国民による直接選挙を導入するとともに、最高会議の議員は人民代議員大会において選出する仕組みを作った。常設の最高会議と、会期ごとに招集される人民代議員大会との二段階制の議会である。人民代議員大会はソ連邦のレベルだけでなく、連邦構成共和国レベルでも設けられ、ロシア共和国の人民代議員大会・最高会議は、ソ連中央で失脚したエリツィンが復活を遂げる足がかりとなった。しかしソ連解体後のロシア連邦においては、人民代議員大会・最高会議はエリツィンの改革に抵抗する保守派のよりどころとなり、エリツィンとの対立を深めていくことになる。
- (10) Основы законодательства Союза ССР и союзных республик о земле (приняты ВС СССР 28.02.1990)
- (11) 山村は、土地改革急進派の中心人物だったチーホノフの「我々は、農業関係委員会にコルホーズ、ソフホーズのエリート達が多数はいりこんでいる連邦政府や議会には期待していなかった。我々の期待はより進歩的な共和国の議会にある。それ故に、我々は土地法制作業の際に『土地法』ではなく共和国土地法の『基礎』をつくることに努めた

- のである」との言葉を紹介している（山村（1991a）43頁）。
- (12) 「人民の資産」の意味について、山村は、チーホノフの「1928年のスターリンによる不当な決定を廃止し、10月革命当時の状態に戻すものである」との言葉を紹介している（山村（1997）12頁）。
- (13) 「終身土地占有」の下では、経営の完全な独立性が確保されるが、土地の自由な売買・処分は認められなかった（山村（1997）12頁）。
- (14) 「ソビエト」совет は、辞書的には「議会」「会議」の訳語が当てられるが、三権分立制の議会とは異なり、立法権だけでなく一部の行政権も有しているため、「議会」の訳語を用いると三権分立システムに慣れた日本人の視点からは違和感のある記述になることから、そのまま「ソビエト」とした。
- (15) 帝政時代に農村共同体から独立した個人農を創設しようとしたストルイピン改革（1906年～）では、独立を望む農民に土地を与えない共同体から土地を切り離し農民に与える権限を、ゼムストヴォ（当時の地方議会）が有することとされたが、ソ連土地基本法制定当時の改革推進派が地域のソビエトに土地改革を主導する役割を期待した背景にはゼムストヴォからの連想があった（山村（1997）12頁）。
- (16) 本稿では、ソビエト連邦を構成した15の共和国の1つである「ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国」については、「ロシア共和国」と略称し、「ロシア」とは呼ばない。「ロシア」という略称は、ソ連解体後に成立した「ロシア連邦」についてのみ用いる。
- (17) ロシア共和国土地改革法については、1990年11月に制定された直後の同年12月には大幅な改正が行われている。改正内容には、土地改革に対する集団農場支持勢力の根強い抵抗と、これと妥協しつつも進められていく改革の様子が示されている。同法が短期間で大幅改正された経緯については、現時点では不明。
- (18) 土地区画の所有権は住民副業経営に対しても与えられた。「農民経営」と「住民副業経営」は、いずれも個人・家族を中心とする農業経営体だが、前者が商品生産を主体とする企業的な経営体を想定しているのに対し、後者は、コルホーズの構成員等が、食料の自給や副収入の確保を目的として副業的に営む小規模な農業生産であり、ソ連時代から現在に至るまで存在する。現行法でも根拠法は別々である。
- (19) Закон РСФСР от 23.11.1990 г. № 374-I «О земельной реформе»
- (20) Государственный комитет РСФСР по земельной реформе
- (21) ロシアの市、郡等の地方行政組織については後掲の注67参照。
- (22) Закон РСФСР от 22.11.1990 г. № 348-I «О крестьянском (фермерском) хозяйстве»
- (23) ここまで「農民経営」と書いてきたが、法律の規定上は「農民（フェルメル）経営」крестьянское (фермерское) хозяйство である、この用語は、定義に変化はある（例えば、現行法では農民経営は法人ではない）ものの今日もロシアの法令や統計で公式に用いられている。この言葉は「農民経営」крестьянское хозяйство と「フェルメル経営」фермерское хозяйство という2つの概念を合体させた言葉である。山村によれば、「農民経営」とはもっぱら家族労働に依拠するロシア古来の勤労農民経営であるのに対し、「フェルメル経営」とは、家族労働を中心としつつも雇用労働も用いる欧米の「ファーマー」（「フェルメル」はそのロシア語読み）のような企業家的な商品生産者であり、2つの言葉を併用するようになったのは、この言葉を使い始めた人々の目指したものが、伝統的な「農民経営」の単なる復活にとどまらず、「ファーマー」のような商品生産者をロシアの農村に作り出すことだったからだろうと山村は指摘している（山村（1997）26-28頁）。
- (24) 山村によれば、「集団経営の土地独占を制約するものとしてソビエトが重要な役割を演じることが想定されていたが（中略）農村の選挙で選ばれたソビエトは、むしろエリツインの敵対勢力である коммунисты や農村のボスたちの牙城だったのであり、1年後には、土地に関する権力は、ソビエトから分離された執行機関（行政府）に移されることになった」（山村（1997）17-18頁）
- (25) Кодекс РСФСР от 25.04.1991 г. № 1103-I «Земельный кодекс РСФСР»
- (26) ロシア共和国土地法典第23条においては、土地区画の所有権の供与の権限は、土地区画の所在地が村や集落の区域内であれば村や集落の人民代議員ソビエト、市内であれば市の人民代議員ソビエトに属するものとされた。また、郡の人民代議員ソビエトについては、郡内で、村・集落、市のいずれにも属さない場所にある土地区画の所有権の供与の権限を有するものとされた。
- (27) 一人当たりの土地持分は、平均的には10～15haだが、一人当たり土地面積の算出に年金生活者なども加える方式を採ったことによって、人口が密集し土地が不足する地域では、一人当たりの土地持分が5ha未満という場合もあり、農民経営の適正規模が確保されない問題が生じたと指摘されている（山村（1997）19頁）。
- (28) ロシア共和国憲法第12条（1992年12月改正時点の条文）には、土地所有者は類型区分を変更しない場合には取得からの期間を問わず売却等できるが、それ以外の場合には、土地区画を無償で取得した場合には10年、有償で取得した場合には5年が経過した後売却が可能となる旨規定されている。
- (29) 山村（1997）30-31頁。
- (30) 山村（1997）16頁。
- (31) 農民経営創設の②の方式の動向については山村（1997）39-40頁、同③の方式の動向については山村（1997）44-47頁による。
- (32) ロシア統計年鑑には、2001年版から2007年版まで農民経営の経営体数と土地面積のデータが掲載されていた。それ以降は掲載が途絶えている。
- (33) これらの数値は、農民経営の経営体の登録数なので、経営体の実態上の減少はこれより大きい。第1図のデータとは調査方法が異なるので数字に若干ずれはあるが、2006年の全ロシア農業センサスによれば、同年7月1日現在の農民経営は253,148経営体であり、そのうち調査年に農業活動を行ったものは126,208経営体とされている。
- (34) 山村（1997）76-96頁。
- (35) 長友（2017）96頁表3-1-①によれば、農業全体の交易条件を示す指数（数値が小さくなるほど、生産財の価格上昇率に対して農産物の価格上昇率が小さく、農業の交易条件が悪化していることを示す）は、1990年を1とすると、1992年0.582、1993年0.442と急激な交易条件の悪化を示している。

- (36) シラーエフ首相解任後は、エリツィン大統領が緊急措置として 1991 年 11 月から 1992 年 6 月まで自ら首相の職務を務めた。その間ガイダルは副首相として急進的な市場経済移行政策を主導し、1992 年 6 月には首相代行に就任した。その後同年 12 月の人民代議員大会（議会）では、エリツィンが望んだガイダルの首相就任は反対が強く実現できず、穏健派のチェルノムイルディンが首相に就任した。
- (37) ロシアの土地改革における 2 つのアプローチについては、山村（1997）123-124 頁による。
- (38) Указ Президента РФ от 27.12.1991 г. № 323 «О неотложных мерах по осуществлению земельной реформы в РСФСР»
- (39) 正式名称は、土地改革・土地資源委員会（комитет по земельной реформе и земельным ресурсам）。
- (40) コルホーズ等においては、農民経営創設者に分与するための土地、構成員等による集団的共同所有等の対象とする土地を確保する。その残りの土地は土地再配分ファンドに組み入れられる（91 年 12 月大統領令第 5 項）。
- (41) Постановление Правительства РФ от 29.12.1991 г. №86 «О порядке реорганизации колхозов и совхозов»
- (42) 「民営化・組織再編委員会」は、集団農場緊急改組政令第 3 項に基づきすべてのコルホーズ、ソフホーズに設置される。委員会は、地域の行政機関、コルホーズ等の労使、郡の農政担当部局、土地改革委員会及び債権者の代表によって構成され、委員長はコルホーズ等の長が務める。
- (43) 山村（1997）126-133 頁、同（1992i）、同（1992j）による。
- (44) 1992 年 9 月 4 日付けロシア連邦政令第 708 号「農産コンプレクスの企業及び組織の民営化及び改組の手続きについて」に付属する規則「コルホーズ、ソフホーズの改組及び国営農業企業の民営化について」第 5 項においては、コルホーズ等の従業員集団が「望む場合には」株式会社等への改組ができること、従業員総会が従来の組織形態を維持することを決定した場合には、同じ形態を維持して再登録を行うことが規定されている。
- (45) 山村（1997）130 頁。なお、農業企業の組織形態が実質的にも変更されるのは、農業企業の債務の累積と破産処理を通じた再編が進んだ 2000 年代初頭以降ではないかと推測される。その時期以降、それまでは主流を占めていた農業生産協同組合が急激に減少し、代わって有限責任会社が増加する現象が起きている。
- (46) 山村（1997）133 頁。
- (47) Указ Президента РФ от 27.10.1993 г. № 1767 «О регулировании земельных отношений и развитии аграрной реформы в России»
- (48) 山村（1997）173 頁。
- (49) 1993 年 12 月 24 日付ロシア連邦大統領令第 2287 号「ロシア連邦の土地法制をロシア連邦憲法に適合させることについて」Указ Президента РФ от 24.12.1993 г. № 2287 «О приведении земельного законодательства Российской Федерации в соответствие с Конституцией Российской Федерации»においては、ロシア連邦土地法典や農民経営法については個別の条文を列挙してこれが無効となることを示し、土地改革法については法律自体が効力を失う旨規定している。
- (50) Указ Президента РФ от 07.03.1996 г. № 337 «О реализации конституционных прав граждан на землю»
- (51) 山村（1997）201 頁。
- (52) 農業目的地取引法の政府案では、国境地域でのみ外国人の農地所有を禁止していた。
- (53) Кодекс Российской Федерации от 25.10.2001 № 136-ФЗ «Земельный кодекс Российской Федерации»
- (54) 「土地関係」земельные отношения とは、おおむね「土地を巡る権利義務関係」の意味と解される。
- (55) 「自然人」のロシア語は гражданин である。一般的には「市民」の意味で用いられる言葉であり、本稿でも「市民」と訳す場合が多いが、ここでは「法人」юридическое лицо と対比されているので、我が国の民法上の用語である「自然人」を当てはめた。
- (56) ボゴリュボヴァ他（2015）444-445 頁。
- (57) 「類型」はロシア語では категория であり、英語の category に相当する。上記①～⑦の区を見ると「用途」に近いものから「属性」に近いものまで幅が広いので、とりあえず「類型」と訳した。
- (58) 「ファンド」（фонд）という言葉は、翻訳が困難なためロシア語をそのまま用いた。野部（2003）によれば、『ファンド（фонд）』とは、英語の fund に近い意味を持つロシア語である。ファンドは、『基金、積立金、準備金』という意味の他に、『特定の目的・基準によって備蓄・集積された財貨・物品の総体』を示す言葉としても多用される（野部（2003）68 頁注（4））。「森林ファンド」や「水利ファンド」は、後者の意味の「ファンド」である。
- (59) 「農業目的地」は山村理人北海道大学教授から教示頂いた訳語である。その定義を考慮すれば、あるいは「農業用地」などとした方が耳になじむかもしれないが、「農用地」（次注参照）と混同しやすいので、本稿でも「農業目的地」を使わせて頂いた。
- (60) ロシア連邦土地法典における сельскохозяйственные угодья の定義は、我が国の「農業振興地域の整備に関する法律」第 3 条第 1 号における「農用地」の定義である「耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地」にかなり近いと思われるので、訳語として「農用地」を採用した。なお、ロシア連邦土地法典の「農用地」の定義に含まれる小類型について原語（単数形）を示すと、耕地 пашня、採草地 сенокос、放牧地 пастбище、休耕地 залежь、多年生樹木植栽地 многолетние насаждения である。
- (61) Федеральный закон от 21.12.2004 г. № 172-ФЗ «О переводе земель или земельных участков из одной категории в другую»
- (62) 産業等用地については、類型区分の変更を原則自由としつつ、変更が認められない場合を列挙している（土地類型区分変更法第 9 条）。
- (63) ロシアの農用地の類型区分の変更を日本の農地転用規制との対比で説明すると、日本においては、農地転用を行うとする場合、農地法による農地転用許可と農業振興地域整備法による農業振興地域除外の 2 つの規制が適用される。ところ、ロシアにおいては、農地転用許可に相当するものはないが、農業振興地域除外に相当するものとして土地の類型区分の変更だけがあるというイメージになろう。
- (64) Федеральный закон от 24.07.2002 г. № 101-ФЗ «Об обороте земель сельскохозяйственного назначения»
- (65) チホミーロフ（2015）6-7 頁。

- (66) 農業目的地であっても農業目的地取引法が適用されない場合としては、当該土地区画を用いる者が、住民副業経営である場合、菜園（市民が団体を構成して営むもの）である場合などが挙げられている（農業目的地取引法第1条第1項第2パラ）。
- (67) 例えば、住民副業経営等の土地については、外国人等による農業目的地の所有規制（農業目的地取引法第3条）や、農業目的地の売買に当たっての連邦構成主体の先買権の規定（同法第8条）が適用されないことになると思われるが、住民副業経営等が占有・使用する土地面積は、2016年全ロシア農業センサスのデータから計算すれば1経営体当たり0.56ha（農用地に限れば0.52ha）と狭小であるため（後掲第5表参照）、これらの規制を適用する必要性は乏しいと判断されたものと考えられる。
- (68) この規制は、農業目的地全体ではなく、その中の農用地のみに係る規制である。
- (69) ロシア連邦の地方行政組織は、連邦構成主体である州 область 等のすぐ下に市 городской округ と郡 район が置かれ、郡の下に町村 поселение が置かれる構成である。市・郡以下が地方自治体とされる。本稿で「郡」と訳した район（ライオン）は、「地区」と訳すことも多いが、日本の仕組み（県と町村の間に郡がある）との対比によるイメージしやすさも考慮して、訳語に「郡」を当てた。ただし、ロシアの「ライオン」は日本の「郡」と違って地方自治体としての実体がある。
- (70) ヴォロネジ州の総農用地面積は、ロシア土地白書2015年版によれば408万haである。郡ごとの農用地面積は入手できていないが、ヴォロネジ州には31の郡があるので、郡の平均総農用地面積を機械的に計算し、その25%を求めると約3.3万haとなる。
- (71) 「権利行使のない土地持分」の原語は невестребованные земельные доли である。
- (72) 長友（2017）106頁。1992年以降2000年代初頭までのロシアの農業組織の法人形態の変化については未整理。
- (73) ロシア連邦民法典は民法典と商法典が一体化された民商一元方式を採っており（小田（2015）129頁）、会社の組織形態など、我が国でいえば会社法に相当する内容も民法典に規定されている。
- (74) Федеральный закон от 11.06.2003 г. № 74-ФЗ «О крестьянском (фермерском) хозяйстве»
- (75) Федеральный закон от 07.07.2003 г. № 112-ФЗ «О личном подсобном хозяйстве»
- (76) 2016年1月1日現在のロシアの土地総面積は、前年同期比で260万ha増加しているが、これは、2014年にロシアが連邦に編入したクリミアの土地面積を追加したことによるものである。
- (77) уго́дья の訳語として、土地の名目上の用途を示すが、現況とは必ずしも一致していないという共通点に着目して仮に「地目」を当てた。両者の概念を厳密に比較したものではない。
- (78) 「非農用地」に含まれる各地目の原語（複数形）は、林地 лесные площади、林木植栽地 земли под лесными насаждениями、水底地 земли под водой、建物敷地 земли застройки、道路敷地 земли под дорогами、沼沢地 болота、荒廃地 нарушенные земли である。
- (79) 2015年には、クリミアの併合に伴い179万haの農用地が追加されている。
- (80) 農用地及び非農用地の地目別面積の数値は、ロシア土地白書2015年版170-171頁の付表2による。
- (81) 原典には説明がないが、ここでの「水底地」は「沼沢地」を含んでいるかもしれない。
- (82) このパラの数値の単位は、原典に従い百万haとした。関連する次パラも同様である。
- (83) 自然人による土地所有は、二分類はロシア土地白書によるものだが、「集団所有」と「個別所有」という名称は、それぞれの内容を踏まえて筆者が当てたものであり、ロシア土地白書で使われている用語ではない。
- (84) 「集団所有」と「個別所有に含まれる共有」との区別について、ロシア土地白書には説明はないが、農業目的地取引法第12条第1項において、「農業目的地に含まれる土地区画の共有持分の取引に対しては、ロシア連邦民法典の規定が適用される。農業目的地に含まれる土地区画の持分権者の数が5人を上回る場合においては、民法典の規定は、（中略）本法（中略）に定める特例に留意して適用される」と規定していることから、共有者の数が5人を上回る場合に「集団所有」に該当するものと推測される。
- (85) 現行農民経営法第23条第3項においては、当初、旧農民経営法に基づいて創設された法人格を有する農民経営は2010年1月1日まで法人としての地位を保持するとされていたが、この期限は累次改正により延長され、現在（2014年6月23日付けロシア連邦法第171-FZによる最終改正）では2021年1月1日とされている。
- (86) 「農民経営」と「農業活動を行う個人企業」は、法的には別のものだが、「自然人が主体となって営利目的の農業を営む」という実態上の共通性があることから、全ロシア農業センサスにおいても、農業生産主体の1つのカテゴリーとして「農民経営及び個人企業」で括っている。農業センサスにおいては、「個人企業」は「ロシア連邦民法典第23条に基づく国家登録の時から法人を形成することなく企業活動を営む自然人であって、国家登録上の事業内容を（中略）農業として営む者」と定義されている。
- (87) ロシア土地白書2015年版65-68頁、特に図1-33及び図1-34。なお、図1-33の凡例は誤っており、経営体数 количество と面積 площадь が入れ替わっている。
- (88) ロシア土地白書2015年版68-70頁、特に図1-35及び図1-36。
- (89) 筆者が2017年7月にクルスク州で訪問したアグロホールディング傘下の穀物生産企業では、現状で農地約4万haを保有しており、約3万haが所有地、約1万haが賃借地だが、所有地を増やすようにしているとのことだった。
- (90) 唯一「市民の非営利団体」だけは一経営体当たりの農用地面積が縮小している。この類型に属するのは、市民が団体を作って運営する菜園等だが、ロシアもかつての物不足の時代と異なり、スーパーマーケットや市場で豊富に食品が手に入る現代、こうした菜園等のニーズは低下しているであろう。
- (91) ロシア土地白書2015年版のデータは2016年1月1日現在ののに対し、2016年全ロシア農業センサスのデータは2016年7月1日現在であり、データの時点が近いので、両者のデータは一応比較可能である。
- (92) 第3表の「農産物生産等を行う市民」（ロシア土地白書）と第5表の「市民の個人的経営」（農業センサス）は、おおむね同じものと推測されるが、第3表において「農産物生産等を行う市民」の所有する土地の総面積が1,346万haとされるのに対し、第5表において「市民の個人的経営」が占有・使用する土地の総面積が108万haとされている点は説明がつかない。この点についても引き続き調べたい。

- (93) BEFL は、当該レポートについて、「レポートの作成に用いた情報は、当社専門家が信頼できるとみなした公開情報等である」とし、「ロシアの領域内における農業目的地の主要な保有者と、その保有地のおよその面積を明らかにすることを目的としており、農業用地を 100 千 ha 以上保有する者すべてを網羅することは目的としていない」との留保を付している (BEFL (2017) 6 頁「免責事項」)。なおここでの「保有」とは、所有だけでなく、賃貸借その他の権原に基づく使用も含む意味である。
- (94) BEFL (2017) では、レポートの対象とした土地を *сельскохозяйственная земля* (直訳すれば「農業の土地」) としているが、その定義を示していない。このため、本稿でこれまで用いてきたロシア連邦土地法典等の用語と区別する観点から、とりあえず「農業用地」と訳した。
- (95) イヴォルガ・ホールディングの情報は、アグロインヴェストル『会社便覧』を参照した。
- (96) 「プロディメクス」と「アグロクルトゥーラ」については、プロディメクスの実質的なオーナーであるイーゴリ・フドコルモフがアグロクルトゥーラに出資して傘下におさめた。「ステップ」と「RZ アグロ」は両者ともロシアの投資会社「システマ」(オーナーはウラジーミル・エフトシェンコフ) の傘下にある。そのうち RZ アグロは、システマとルイ・ドレフュス (フランス系穀物メジャーで現在の本拠地はオランダのロッテルダム) 一族の共同所有とされている (以上はアグロインヴェストル『会社便覧』や関係企業の HP を参照した)。BEFL のランキングでは、2015 年までは「プロディメクス」と「アグロクルトゥーラ」、「ステップ」と「RZ アグロ」を個別に計上していたが、2016 年以降は合算するようになった。
- (97) アグロコンプレクスはクラスノダール地方を主な活動地域とするアグロホールディングであり、創業者はトカチョフ前連邦農業大臣 (前クラスノダール地方知事) の父である。なお、2018 年 5 月、プーチンの 4 期目の大統領就任後に再編成されたメドヴェージェフ内閣において、トカチョフは連邦農業大臣を退き、後任の連邦農業大臣にはパトルシェフ (前ロシア農業銀行頭取) が就任している。同時に、農業を含む経済全般を担当してきたドヴォルコヴィッチ副首相も退任し、新たに農業専任の副首相としてゴルデーエフ (前中央連邦管区大統領全権代表、元連邦農業大臣) が就任している。

〔参考・引用文献〕

【日本語文献】

- ノーヴ A. (石井規衛, 奥田央, 村上範明ほか訳) (1982)『ソ連経済史』, 岩波書店。
- 上野俊彦 (2001)『ポスト共産主義ロシアの政治－エリツィンからプーチンへ』, 日本国際問題研究所。
- 小田博 (2015)『ロシア法』, 東京大学出版会。
- 金田辰夫 (1990)『農業ペレストロイカとソ連の行方』, 日本放送出版協会。
- 『新版 ロシアを知る辞典』(2004) 平凡社。
- 塩川伸明 (2007)『国家の構築と解体』(多民族国家ソ連の興亡 2), 岩波書店。
- 塩川伸明 (2010)『冷戦終焉 20 年－何が、どのようにして終わったのか』, 勁草書房。
- 塩川伸明 (2012)「ソ連邦の解体過程とその後－連邦内疑似国際関係から新しい国際関係へ」塩川伸明・小松久男・沼野充義編『ユーラシア世界 5 国家と国際関係』17-42 頁, 東京大学出版会。
- 田畑伸一郎 (1995)「5 章 ソ連・ロシアの財政・金融・価格制度とその改革」『講座スラブの世界・第六巻 スラブの経済』161-187 頁, 弘文堂。
- 長友謙治 (2017)「ロシアの穀物輸出国としての発展可能性と制約要因」北海道大学大学院文学研究科歴史地域文化学専攻博士論文 [<https://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/handle/2115/65370>]
- 長友謙治 (2015)「第 4 章 カントリーレポート：ロシア」『平成 26 年度カントリーレポート 米国, WTO, ロシア』105-149 頁, 農林水産政策研究所。
- 野部公一 (2003)『CIS 農業改革研究序説』, 農山漁村文化協会。
- 藤田勇 (1986)『概説ソビエト法』, 東京大学出版会。
- 皆川修吾 (2002)『ロシア連邦議会一制度化の検証：1994－2001－』, 溪水社。
- 山村理人 (1989)「ソ連における農業労働組織と集団農場改革－集団請負からアレンダまで－」, ソビエト史研究会編『ソ連農業の歴史と現在』, 木鐸社。
- 山村理人 (1990)「〔Ⅲ〕社会主義国の食糧問題 第一章 ソ連の食糧問題－「不足」の構造」『食糧・農業問題全集 3 飢餓と飽食の構造』150-165 頁, 農山漁村文化協会。
- 山村理人 (1991a)「危機下のソ連経済と食糧・農業問題〔第 1 回〕ソ連土地改革の政治プロセス」『農林統計調査』1991 年 11 月号 42-45 頁, 農林統計協会。
- 山村理人 (1991b)「危機下のソ連経済と食糧・農業問題〔第 2 回〕ロシアにおける土地改革のメカニズムと実態 (1)」『農林統計調査』1991 年 12 月号 42-45 頁, 農林統計協会。
- 山村理人 (1992a)「危機下のソ連経済と食糧・農業問題〔第 3 回〕ロシアにおける土地改革のメカニズムと実態 (2)」『農林統計調査』1992 年 1 月号 46-49 頁, 農林統計協会。
- 山村理人 (1992b)「危機下のソ連経済と食糧・農業問題〔第 4 回〕連邦解体と食糧危機 (1)」『農林統計調査』1992 年 2 月号 50-53 頁, 農林統計協会。
- 山村理人 (1992c)「危機下のソ連経済と食糧・農業問題〔第 5 回〕連邦解体と食糧危機 (2)」『農林統計調査』1992 年 3 月号 50-53 頁, 農林統計協会。
- 山村理人 (1992d)「危機下のソ連経済と食糧・農業問題〔第 6 回〕ロシアの独立農民経営 (1)」『農林統計調査』1992 年 4 月号 44-48 頁, 農林統計協会。
- 山村理人 (1992e)「危機下のソ連経済と食糧・農業問題〔第 7 回〕ロシアの独立農民経営 (2)」『農林統計調査』1992 年 5 月号 46-49 頁, 農林統計協会。
- 山村理人 (1992f)「危機下のソ連経済と食糧・農業問題〔第 8 回〕ロシアの独立農民経営 (3)」『農林統計調査』1992 年 6 月号 46-49 頁, 農林統計協会。
- 山村理人 (1992g)「危機下のソ連経済と食糧・農業問題〔第 9 回〕ロシアの独立農民経営 (4)」『農林統計調査』1992 年 7 月号 54-57 頁, 農林統計協会。

山村理人 (1992h) 「危機下のソ連経済と食糧・農業問題〔第10回〕穀物問題をめぐる対立と混乱」『農林統計調査』1992年9月号44-47頁, 農林統計協会。

山村理人 (1992i) 「危機下のソ連経済と食糧・農業問題〔第11回〕経済政策とロシアの農業政策(1)」『農林統計調査』1992年10月号45-48頁, 農林統計協会。

山村理人 (1992j) 「危機下のソ連経済と食糧・農業問題〔第12回〕経済政策とロシアの農業政策(2)」『農林統計調査』1992年12月号50-53頁, 農林統計協会。

山村理人 (1997) 『ロシアの土地改革: 1989～1996年』, 多賀出版。

横手慎二 (2016) 『現代ロシア政治入門』第2版, 慶應義塾大学出版会。

横手慎二編著 (2015) 『ロシアの政治と外交』, 放送大学教育振興会。

【英語文献】

Wegren S.K. (2009), "Land Reform in Russia: Institutional Design and Behavioral Responses," Yale University Press.

【ロシア語文献】

(ロシア文字アルファベット順とし, 日本語訳を付記した。本文中では, 「日本語訳の著者名と刊行年」又は項目末尾に示す『』内の略称で引用した。)

Агроинвестор, Справочник компаний [http://www.agroinvestor.ru/companies/a-z/] 『アグロインヴェストル「会社便覧」』

Боголюбова С.А., Бутовецкий А.И., Ковалева Е.Л., Минина Е.Л., Спиренков В.А., Сурженко А.С., Устюкова В.В. (2015), *Комментарий к Земельному кодексу Российской Федерации (постатейный)* / под ред. Боголюбова С.А., М. (ボゴリュボーヴァ S.A.編著 (2015) 『ロシア連邦土地法典コンメンタール (逐条)』)

Государственный (национальный) доклад о состоянии и использовании земель в Российской Федерации в 2015 году (ロシア連邦における土地の現状と利用に関する国家報告 2015年) 『ロシア土地白書 2015年版』

Жаворонкова Н.Г., Краснова И.О. ред. (2013), *Земельное право: учебник для бакалавров*, М. (ジャヴォロンコヴァ N.G., クラスノヴァ I.O.編著 (2013) 『土地法: 学士用教科書』)

Крашенинникова П.В. (2012), *Постатейный комментарий к Гражданскому кодексу Российской Федерации, части первой*, М. (クラシニエンニコヴァ P.V. (2012) 『ロシア連邦民法典逐条コンメンタール 第一巻』)

Липсин С.А. (2017), *Земельная политика: учебник для академического бакалавров*, М. (リプシン P.V. (2017) 『土地政策: 学士用教科書』)

Нефедова Т.Г. (2014), *Десять актуальных вопросов о сельской России*, М. (ネフョードヴァ T.G. (2014) 『ロシアの農業・農村が直面する十の課題』)

Официальный интернет-портал правовой информации, Государственная система правовой информации 「国家法令情報システム・法令情報公式インターネット・ポータル」 [http://www.pravo.gov.ru/]

Росстат, Российский Статистический Ежегодник. 『ロシア連邦統計庁「ロシア連邦統計年鑑」』

Тихомиров М.Ю.(2015), *Комментарий к федеральному закону «Об обороте земель сельскохозяйственной назначения» в новой редакции*, М. (チホミーロフ M.Yu. (2015) 『農業目的取引法コンメンタール』新版)

BEFL (2017), *Крупнейшие владельцы сельскохозяйственных земель в России на 2017 год.* (BEFL (2017) 『2017年におけるロシアの最大級の農業用地保有者』)

BEFL (2016), *Крупнейшие владельцы сельскохозяйственных земель в России на 2016 год.* (同上 2016年版)

BEFL (2015), *Крупнейшие владельцы сельскохозяйственных земель в России на 2015 год.* (同上 2015年版)

BEFL (2014), *Крупные владельцы с/х земель России, 2014 год.* 『ロシアの大規模農業用地保有者, 2014年』)

第6章 ブラジル

―農業セクター概観と主要穀物¹（大豆・トウモロコシ）産業の動向―

林 瑞穂

1. はじめに

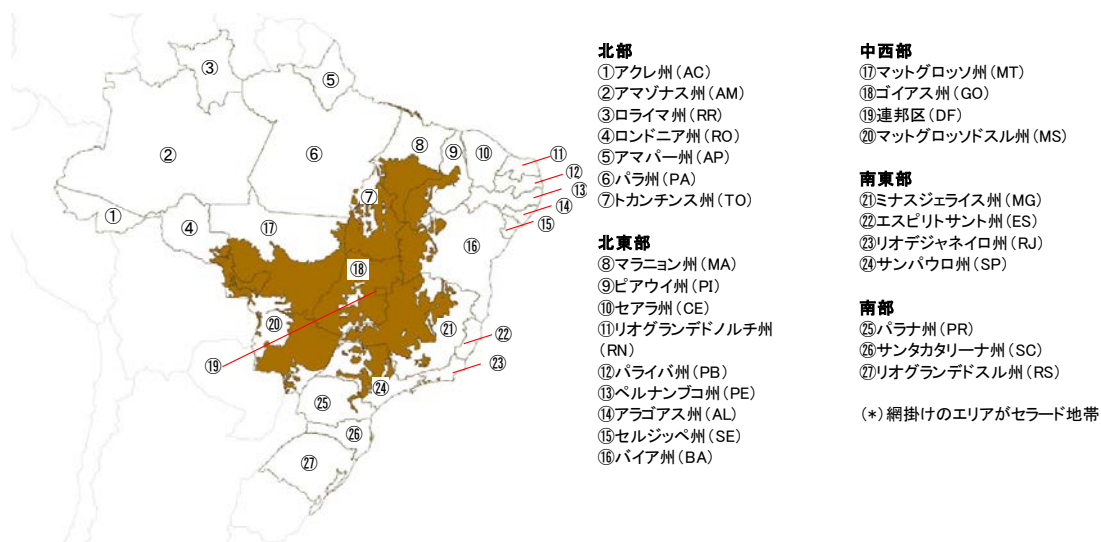
2016/2017年度のブラジルにおける穀物（油糧種子を含む）生産の実績は、同国農業史上最高の収穫量を記録し、特に、大豆・トウモロコシは、生産量・輸出量で米国に迫る水準にまで至った。この増産傾向は、2017/2018年度も継続する見通しである。本章では、ブラジルの主要農産物である大豆・トウモロコシを中心テーマに、主要作物に関わる生産動向とその商流、そしてブラジル国内の物流問題について言及する。

また、ブラジル農業の概況と、農業セクターを巡る歴史や制度的枠組みについても、本章の前段で触れる。

2. 農業セクター概観

（1）概況

ブラジル連邦共和国（以下、ブラジル）は、面積約850万km²（世界第5位）、東西4,319.4km、南北4,394.7kmという広大な国土を有している。その国土は、行政区分ではないものの、共通する地理的特性をまとめて、以下の第1図で示す北部、北東部、中西部、南東部、南部の五地域²に分類される。国土利用は、全体の約66%が森林および保護地域となっており、採草放牧地が約21%、そして耕地および植林地として利用されている割合は僅か9%程度（第1表）という状況である。



第1図 ブラジルの地図

資料：WWF 資料から筆者作成。

第1表 ブラジル国土利用の状況

分類	細分類	面積 (万km ²)	比率
農地	耕地および植林地	76.5	9.0%
	採草放牧地	180.3	21.2%
	小計	256.8	30.2%
森林&保護地域	農地内の保全地域	174.3	20.5%
	法定保留地	111.4	13.1%
	インディオ保留地	117.3	13.8%
	未開拓地域	160.7	18.9%
	小計	563.7	66.3%
その他	市街地、道路等	29.8	3.5%
全体		850.3	100.0%

資料：EMBRAPA 資料から筆者作成。

第2表では、2016年の地域別農産物生産額ランキングを示している。既述のように国土は東西南北に大きく広がっていることから、多様な気候³と植生⁴を有しており、その結果、同国の農作物は非常に多様性⁵に富んでいる。大豆やトウモロコシは、ブラジル全土で生産されているが、それ以外の作物については地域の特性が現れている。例えば、熱帯雨林気候のアマゾン地域にあたる北部は、バナナ・カカオ・胡椒等の熱帯植物が主要農産物として名前を連ねている。サバナ気候・ステップ気候に属している北東部は、ブラジルの伝統的な作物であるサトウキビが主要作物として栽培されている。熱帯雨林気候・サバナ気候のマトグロッソ州を中心とした中西部は、詳細は後述するが、第1図の地図の網掛け部分であるセラード地帯⁶の土壤開発を行ったことにより、大豆とトウモロコシだけで同地域の生産額の70%以上を占めており世界でも有数の穀倉地帯となった。南東部は、広いエリアでサバ

ナ気候に属しているが、サンパウロ州の一部では温暖湿潤気候に属している。この地域で、伝統的なサトウキビやコーヒーの他、オレンジやトマト等の様々な農産物を生産している。温暖湿潤気候・西岸海洋性気候に属する南部は、ブラジルの中では古くからの穀物生産地帯であり、パラナ州を中心に大豆・トウモロコシ・コメ・小麦の生産が行われている。また、緯度が高いことから、冷涼な土地で栽培されるリンゴや、ランキングには現れていないもののブドウ生産も行われている。

第2表 地域別農産物生産額ランキング (2016年)

単位 (千レアル)	北部			北東部			中西部		
	農産物	生産額	割合	農産物	生産額	割合	農産物	生産額	割合
1	大豆	4,404,165	26.6%	大豆	5,551,985	17.8%	大豆	46,061,761	54.9%
2	キャッサバ	3,762,760	22.7%	サトウキビ	4,656,463	15.0%	トウモロコシ	14,909,900	17.8%
3	トウモロコシ	1,208,031	7.3%	バナナ	2,734,344	8.8%	サトウキビ	10,899,828	13.0%
4	バナナ	1,182,645	7.1%	トウモロコシ	2,344,637	7.5%	綿花	5,409,038	6.5%
5	カカオ	840,995	5.1%	キャッサバ	2,044,323	6.6%	フェイジョン	2,468,940	2.9%
6	胡椒	838,464	5.1%	綿花	1,358,927	4.4%	キャッサバ	762,682	0.9%
7	パイナップル	837,152	5.1%	フェイジョン	1,224,748	3.9%	コメ	539,241	0.6%
8	コメ	830,269	5.0%	カカオ	1,108,581	3.6%	トマト	502,057	0.6%
9	コーヒー	469,403	2.8%	コーヒー	894,695	2.9%	バナナ	336,640	0.4%
10	デンデヤシ	383,151	2.3%	パパイヤ	870,342	2.8%	ニンニク	291,421	0.3%
	その他	1,796,019	10.9%	その他	8,342,886	26.8%	その他	1,647,780	2.0%
	合計	16,553,054	100.0%	合計	31,131,931	100.0%	合計	83,829,288	100.0%

単位 (千レアル)	南東部			南部			ブラジル全体		
	農産物	生産額	割合	農産物	生産額	割合	農産物	生産額	割合
1	サトウキビ	32,615,642	33.7%	大豆	40,368,591	45.3%	大豆	104,898,732	33.0%
2	コーヒー	19,440,355	20.1%	トウモロコシ	12,227,628	13.7%	サトウキビ	51,600,903	16.3%
3	大豆	8,512,230	8.8%	コメ	7,041,838	7.9%	トウモロコシ	37,668,722	11.9%
4	トウモロコシ	6,978,526	7.2%	タバコ	5,678,897	6.4%	コーヒー	21,360,915	6.7%
5	オレンジ	6,660,800	6.9%	小麦	3,526,321	4.0%	キャッサバ	10,320,962	3.3%
6	フェイジョン	3,455,122	3.6%	サトウキビ	3,049,698	3.4%	フェイジョン	9,740,089	3.1%
7	トマト	3,195,133	3.3%	キャッサバ	2,687,888	3.0%	コメ	8,725,929	2.7%
8	バナナ	3,169,031	3.3%	フェイジョン	2,394,879	2.7%	オレンジ	8,380,099	2.6%
9	ジャガイモ	2,923,979	3.0%	ジャガイモ	2,250,954	2.5%	バナナ	8,313,352	2.6%
10	キャッサバ	1,063,309	1.1%	リンゴ	1,624,846	1.8%	綿花	6,909,528	2.2%
	その他	8,799,939	9.1%	その他	8,275,623	9.3%	その他	49,536,271	15.6%
	合計	96,814,066	100.0%	合計	89,127,163	100.0%	合計	317,455,502	100.0%

資料：IBGE 資料から筆者作成。

上述した主要農産物のうちの多くの産品が世界でトップクラスの生産量と輸出量を記録している（第3表）。そして、コーヒーや砂糖のような伝統的な熱帯農作物だけでなく、大豆、トウモロコシ、オレンジジュースという非伝統的作物でも世界有数の輸出国となっている。ブラジルは、ラテンアメリカ諸国に多く見られる単一作物に依存した経済から、アメリカやオーストラリアのように、複数の農産物を輸出する農業大国へと変貌を遂げているのである。

第3表 ブラジルの農産物生産量・輸出量世界ランキング（2016/2017年度）

	生産量		輸出量	
	ランキング	シェア(%)	ランキング	シェア(%)
コーヒー	1	35.9%	1	27.3%
砂糖	1	21.9%	1	46.9%
オレンジジュース(*)	1	54.6%	1	73.4%
大豆	2	32.5%	1	42.8%
トウモロコシ	3	9.2%	2	22.0%
綿花	5	6.6%	4	9.6%

(*) 2015/2016年度の値

資料：IEG/FNP 資料から筆者作成。

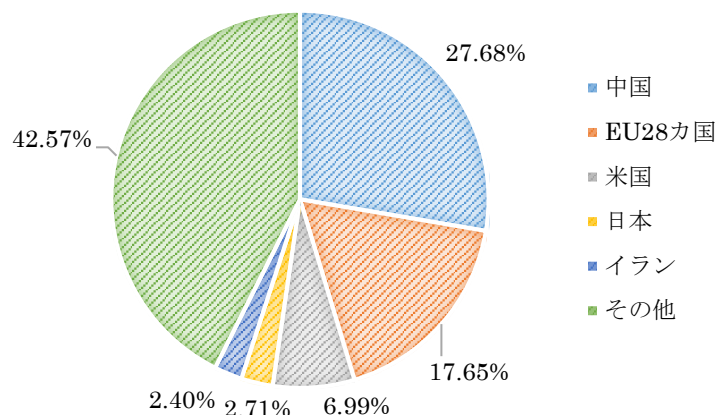
第4表は、ブラジルにおける農産物の輸出金額および輸出量の推移（2016年－2017年）を示している。大豆・大豆製品が主要産品であり、2017年の輸出金額では農産物輸出全体の33.0%、輸出量においては同46.3%を占めている。また、同生産物の量・金額ともに、前年比20%超の伸び率を示した。大豆に次いで、単価の高い食肉が全体の16.1%を占め、前年対比8.9%の増加となった。2017年3月17日、ブラジルの食肉産業は、一部の食肉会社が、ブラジル農務省の検査機関や政治家に贈賄を行うことで、食品衛生上、販売に適さない肉の流通を認めてもらうという「食肉偽装事件」が、ブラジル連邦警察の捜査によって発覚するという事態に直面した。これは、政権与党やJBS・ブラジルフードのような大手食肉会社を巻き込む事件となり、世界各国が、事態が判明するまでブラジルからの食肉輸入を抑制するという状況に発展した。それでも2017年の食肉輸出額が伸びたのは、調査の結果、組織的な汚職でなかったことが次第に判ってきたことから、諸外国の姿勢も軟化し、またテメル現政権が検査態勢の見直し等を行うことで、事態の収拾に迅速にあたったこともあり、輸出の機会損失を最小限に食い止めることができた結果と言えるであろう。

なお、2017年においてブラジルの最大の農産物輸出相手国は中国になっている。

第4表 ブラジルの農産物輸出額および輸出量推移

単位： (輸出額) 百万ドル (輸出量) キトン	輸出額				輸出量			
	2016	2017	全体に 占める割合	前年対比	2016	2017	全体に 占める割合	前年対比
大豆・大豆製品	25,419	31,717	33.0%	24.8%	67,276	83,667	46.3%	24.4%
食肉	14,211	15,474	16.1%	8.9%	6,703	6,716	3.7%	0.2%
鶏肉	6,760	7,135	7.4%	5.5%	4,307	4,232	2.3%	-1.7%
牛肉	5,339	6,069	6.3%	13.7%	1,349	1,477	0.8%	9.5%
豚肉	1,470	1,612	1.7%	9.7%	720	684	0.4%	-5.0%
その他	642	658	0.7%	2.5%	327	323	0.2%	-1.2%
蔗糖・アルコール	11,344	12,233	12.7%	7.8%	30,393	29,867	16.5%	-1.7%
セルロース等	10,240	11,527	12.0%	12.6%	21,418	22,608	12.5%	5.6%
コーヒー	5,472	5,273	5.5%	-3.6%	1,918	1,737	1.0%	-9.4%
その他	18,249	19,790	20.6%	8.4%	28,937	36,187	20.0%	25.1%
合計	84,935	96,014	100.0%	13.0%	156,645	180,782	100.0%	15.4%

資料：MAPA 資料から筆者作成。



第2図 ブラジルの農産物輸出相手国 (2017年)

資料：MAPA 資料から筆者作成。

(2) ブラジル農業史

1) 植民地時代から旧共和制まで

まず、1500年のポルトガルによる「ブラジルの発見」から、1822年のポルトガルからの独立まで続いた植民地体制、そして1822年から1889年まで続いた帝政時代までのブラジルの変遷について、Fausto (1995) や金七 (2009) の内容に基づいて、農産物を切り口に見ていきたいと思う。

15世紀初頭から、ポルトガルは大航海時代が始まり、1498年にインドに到達したヴァスコ・ダ・ガマ等の航海者を輩出していた。その文脈の中で、1500年に、ペドロ・アルヴァレス・カブラルによってブラジルが「発見」された。その「発見」当初、ポルトガル本国にとって、ブラジルは香辛料交易をもたらしたインドのように魅力のある土地ではなかった。それ故に、1530年代前半頃まで、同国沿岸に植生していたパウ・ブラジルという樹木から赤い染料をヨーロッパで販売するために採取する以外に特段の経済的活動は無かった。

ところが、16世紀頃からフランスも海外領土に対する野心を露わにし、ポルトガルが扱っていたパウ・ブラジルにも関心を示し始めた。そこで、この動きに警戒感を持ったポルトガルはこれまでの姿勢を改め、1532年にマルティン・アフォンソ・デ・ソウザを遠征軍として派遣し、サンパウロの沿岸にあるサンヴィセンテに入植して実効支配した。この時に、後のブラジル経済を支えるサトウキビが、マデイラ島⁷⁾における経験を活かしたかたちで持ち込まれ、サトウキビ農園と製糖工場を設立するに至った。サンパウロ周辺から始まったサトウキビ生産は、この後、生産に適した気候条件を求め、また輸出市場であるヨーロッパに近づくよう、次第に生産地域が北上して行き、ブラジルの北東部に位置するペルナンブコやバイアにまで広がった。

ブラジルにおける砂糖生産は、ヨーロッパの砂糖に対する需要が増加した一方で、競合国が存在しなかったため、1570年から1620年の間に大きく拡大した。しかし、1618年からのヨーロッパにおける三十年戦争や1620年代のオランダによるブラジル北東部への侵略により、この拡大は鈍化した。また、1630年代には、カリブ海に進出したイギリスやフランスによってサトウキビのプランテーションが始まったことにより、ブラジルの独占状況に変化が生じた。ただし、ブラジルにとっての砂糖の重要性は変わらず、18世紀半ばにおいても、同国の輸出額の半分を占めていた。

以上のように、サトウキビがブラジル経済の礎となった一方で、生産地の北東部では、プランテーションの労働人口を養うために、キャッサバや畜産といった農産物の生産も誘発されるように誕生した。この動きは、16世紀後半からサンパウロ周辺にも生じ、入植者は、ブドウ、綿花、小麦等や、あるいは畜産を開始した。畜産は、南部に位置するサンタカタリーナやリオグランデドスルにも広がり、現在のブラジル農業の骨格を形成している。

次に、ブラジル形成の歴史において外すことのできない農産物であるコーヒーについて言及する。1727年にブラジル北部に位置するパラに、同国で初めてコーヒーの木が持ち込まれたとされている。当初は国内消費のために生産されており、1760年にはリオデジャネイロに持ち込まれた。以降、リオデジャネイロやサンパウロ周辺に生産が広まり、広大な土地や恵まれた気候風土を兼ね備えるミナスジェライスでも本格的な生産が始まった。国際的にはコーヒーが嗜好品として普及していく動きもあり、19世紀初頭には、コーヒーはブラジルの重要な輸出産品へと変貌した。このコーヒー産業の拡大に伴う資本集積は、ブラジルの南方地域を中心に、港湾設備の整備、雇用や新しい金融システムの創出、そして輸送手段の革新をもたらした。これを背景に、1870年頃には、コーヒー産業を擁していなかった北東部の衰退と南方の経済発展の差が決定づけられ、現在のブラジルが抱える最も深刻な社会問題である南北格差の構造に繋がっていくのである。

1889年に1930年まで続く旧共和制が始まると、サンパウロ州やミナスジェライス州のコーヒー産業の資本家の活動は活発化し、それに伴って、コーヒー・ブルジョアジーが登場し、これらエスタブリッシュメントによる寡頭政治が始まった。主要産業が、コーヒー産業（カフェ）であるサンパウロ州と、畜産（レイチ）のミナスジェライス州が国政を担っていたことから、「カフェコンレイチ（＝ミルクコーヒー）」体制と呼ばれた。この寡頭政治時代の一例として、1906年に導入された「タウバテー協定」が挙げられる。これはヨーロッパや米国のコーヒー需要増加に呼応するように、ブラジルはコーヒー栽培面積を拡大させてきたが、供給過多に陥ってしまい、コーヒーの国際価格は下落した。この国際価格の下落は、ブラジル通貨下落を誘発したのであるが、国内生産者に対する支払いは通貨価値下落前の為替で行われる一方、コーヒーの単価はコーヒー価格下落後で換算されるため、生産者は不利な状況に追いやられたほか、輸入製品の高騰という事象も発生した⁸。ここで、コーヒー生産者の所得を保証すべく、州の協力のもと連邦政府が生産者から一定量のコーヒーを買い上げ、国際市場価格が良好な水準のときに売却するという内容の協定を成立させたが、これは、リオデジャネイロ州、サンパウロ州、ミナスジェライス州⁹の有力なコーヒー生産者

の圧力のもと作られた制度であった。なお、結果的には、連邦政府はこの制度に対応することとはなかったため、サンパウロ州が単独で行わざるを得なかった。しかし、価格下落の速度を一定程度緩和させることに成功した。

上述のように、ブラジル政治は、コーヒー・ブルジョアジーが優位に立って進められていたが、一方、コーヒー資本の蓄積を背景に、工業化や都市化が進み、労働者・都市中産階級もこの頃に誕生した。

そして、国際環境の変化と共に、同国の基幹産業であるコーヒー産業は非常に厳しい情勢に直面することとなった。第一次世界大戦が勃発したヨーロッパの需要が減少したことを皮切りに、1920年代後半のラテンアメリカ全体におけるコーヒー過剰生産、そして1929年の世界大恐慌によってコーヒー価格は下落の一途を辿っていったのである。

その最中、大統領選を巡って、サンパウロ州とミナスジェライス州の間に亀裂が入り、サンパウロ州と、「反サンパウロ州」としてのそれ以外の地方州で構成される「自由同盟」の対立構造に発展し、「カフェコンレイチ」体制は崩壊に向かった。「自由同盟」は軍部も巻き込み、リオグランデドスル州のジェットウリオ・ヴァルガスを中心に、労働者・都市中産階級の支持を得て1930年に「ヴァルガス革命」を成功させた。この動きは、従来の寡頭政治を脱却し、中央集権化を図るものであった。

ここで現在の農業において重要な生産地である南部にあるリオグランデドスル州について触れておきたい。共和制時代に、同州の経済は、国内需要を取り込むべく多様化が進み、例えばコメ、トウモロコシ、フェイジョン豆、タバコ等が栽培されるほか、ワイン造りも始まった。また、トウモロコシについては、州内で消費する目的によって生産され、家畜であるブタの飼料として利用された。20世紀初頭には食肉の冷凍技術が導入されたことから、同地域の食肉産業は発展していった。ただし、サンパウロ州が輸出経済の中心として発展したのに対し、リオグランデドスル州はあくまで国内市場向けの経済構造であった。

2) 1930年代から現在まで

ここからは、中央集権化が始まった1930年から現在に至るまでの農業政策の動向について、Alston & Mueller (2016)の内容を元に整理する。

1930年代のブラジルは、コーヒーの国際市況悪化に伴い、外貨繰りが苦しくなり、思うように工業製品の輸入ができなくなるという状況に直面していた。そのため、都市工業化を指向する政策立案グループは、従来輸入に頼っていた工業製品を国内で製造する「輸入代替工業化」を主要施策として推進した。この政策は、コーヒー価格が安定した第二次世界大戦後においても継続された。「輸入代替工業化」推進のために必要な外貨資金を稼ぐ手段として、農業セクターに対する期待は大きかったものの、この間の同セクターに対する国家による産業振興策はほぼ存在しなかった。むしろ、農業セクターの生み出す所得を国内に分配すべく、農産物を輸出する際に、流通税賦課や自国通貨高を維持するほか、国内農産物の価格を低く固定しインフレ対策を行う等、同セクターのパフォーマンスに対してネガティブな影響を与える政策が採択された。しかし、そのような環境下にもかかわらず、そもそもの肥

沃な広大な土地を背景に、農業セクターは相応の実績を上げることができた。なお、国家の経済を支え、かつ既存のエリート層が関与する伝統的な農作物であるコーヒーや砂糖に対しては引き続き保護主義的な政策を採るべく、1931年国家コーヒー委員会（CNC、1933年国家コーヒー部、1946年コーヒー経済局、1952年ブラジルコーヒー院に改組）や1933年の砂糖・アルコール院（IAA）等の政府機関を設立してきた。

1960年以降のブラジルでは、労働者や零細農家の支持を背景にした左翼的な政権が、農地改革等を進めていた。そのため、ブラジルの保守勢力が持つ不安や当時の米州大陸を取り巻く環境を要因に、1964年に軍部による左派政権を否定するクーデターが発生し、1985年まで続く軍事政権が誕生することとなった。この頃のマクロ政策は、「開発主義」に基づく外貨借入に依った上からの開発であり、また輸入代替工業化の更なる推進であった。一方、農業セクターに対する姿勢は、軍政以前とは異なっており、従来型の非効率の大土地所有制を改めるべく、同セクターの近代化や農地改革に取り組んだ。また、近代化のために、後述する現農業政策の主軸である「制度金融」や「価格支持」の拡充を行ったほか、研究機関としてのブラジル農牧研究公社（EMBRAPA）を設立し、道路網や貯蔵庫に対する投資等も促進させた。しかしながら、結果として、当該政策が自給自足のために生産活動をしている零細農家に直接的な恩恵をもたらさなかったことや、農地改革については、大土地所有者に代表される既存エリート層からの抵抗もあり、一連の近代化政策は十分な成果をあげることができなかった。

経済運営が無難に行われている間は、たとえ強権的であっても、軍部が政権を担うことに対する正当性は揺るがなかったが、財政赤字や累積債務危機を要因として、インフレや景気低迷が続き、そして失業率が上昇すると、国民からの民主化を求める圧力が次第に強まった。軍部が政権維持をできなくなるまで圧力が高まった結果、1985年に民政移管が実現した。民主化の象徴として、1988年に現行憲法である『ブラジル連邦共和国憲法』が公布され、この内容はマイノリティーや社会的弱者に配慮したものとなっている。また、ドラスチックな体制変化が起きる中、政府は債務リストラのための交渉を国際金融機関と行い、その過程で市場開放や自由化を求められた。このような状況下、農業政策については、控えめながらも農地改革が継続された。既存エリート層の圧力もあり、制度として「制度金融」や「価格支持」は残されたものの、政府による補助金や介入の度合いを低下させて投資環境を整えるべく、IAAを廃止する等、市場の透明性を高めていった。

様々な試みに取り組んだ民主化以降のブラジル政府にとって、対ブラジル投資の障害となった1985年から89年までの年率3桁、1990年から94年までの年率4桁のハイパーインフレを、如何に克服するかが喫緊の課題であった。歴代の政権は、物価凍結等の財政規律を伴わないヘテロドックスなインフレ対策を行ってきたため、一旦は収束したように見えても、すぐにインフレが再燃するという状況であった。しかし、1992年に大統領になったイタマル・フランコの下で大蔵大臣を務めたカルドーゾが、1993年に「リアル計画」を実施し、その結果、インフレは急速に沈静化し、94年以降は1桁台となった。同計画は、自国通貨に対する信用を高めるべく、歳出削減等の財政均衡と米ドル相場とリンク（クロー

リング・ペッグ)した通貨を外貨準備高に応じた発行量でコントロールするオースドックスな対策であった。1999年にクローリング・ペッグから完全な変動相場制に移行したものの、同計画が導入されてから現在のテメル政権に至るまで、政権ごとに濃淡はあるものの、財政均衡主義は維持されている。

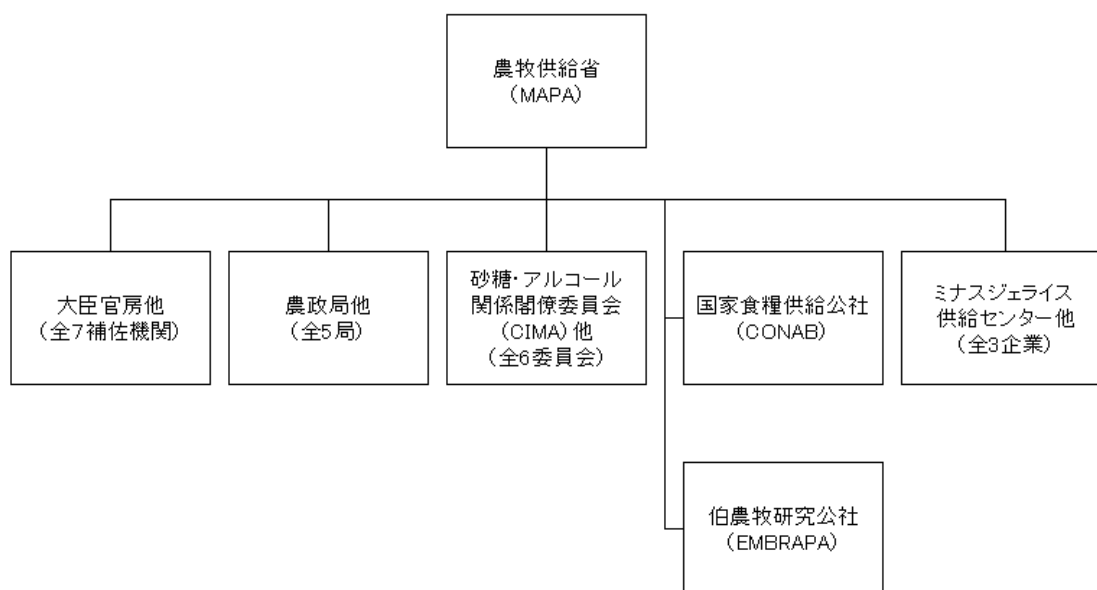
以上のように、ブラジル政府は、国内投資を促す環境を整えてきたが、これは農業セクターにとっても外国直接投資が増加するという恩恵があった。また、政府は農産物の輸出を指向しており、商品流通に対して州が課税する「商品流通サービス税(ICMS)」という税について、1996年に輸出農産品に対するICMSは課税しないとする「(通称)カンジール法」を制定する等の輸出促進策を推進した。目覚ましい経済成長を遂げた中国の旺盛な穀物需要やEMBRAPAの農業技術開発の進展等もあったが、このような政府による輸出に有利な環境作りも奏功し、現在の農業大国としてのブラジルに至ったと考えられる。

(3) ブラジル農業セクターの制度的枠組み

1) 政府組織

ブラジル農業部門を管轄する政府組織は、第3図で示しているとおり、農牧供給省(MAPA)を筆頭に、7補佐機関、5行政局、MAPAが議長を務める関係閣僚委員会が6つあるほか、公社および官民合弁企業の計5社によって構成されている。MAPAの準拠法¹⁰⁾によると、同省は、(a)生産・流通・供給・備蓄・最低価格保障に係わる農業政策、(b)養蚕を含む農牧生産・振興、(c)備蓄管理・戦略を含む農牧市場・流通・供給、(d)農業関連情報、(e)動植物衛生、(f)農牧業で使用する投入財やサービスの監督、(g)貿易に係わる財務省によって行われる行為に対するサポート行為を含む、動植物産品・その派生産品の分類・検査、(h)土壌の保護・管理・取扱い、(i)農牧関連技術研究、(j)気象学や気候学、(k)協同組合や協会、(l)農村に対する電力供給やバイオマスエネルギー、(m)農村における技術や拡張への支援、(n)コーヒー・砂糖・アルコールに対する政策、(o)蔗糖・アルコール産業に対する政府行為の企画や実行、(p)漁業・水産養殖の衛生、以上16項目に亘る農牧・水産分野の振興および監督業務に従事することと定められている。特に、伝統的かつ特定の産業である“コーヒー”及び“蔗糖・アルコール”の分野や植物由来のバイオマスエネルギーに対する関与の大きいことが特徴的であると思われる。

なお、農地改革や零細農家保護育成政策分野については、従前は農業開発省(MDA)が担当省¹¹⁾であったが、2016年5月にルセフ大統領(当時)が弾劾手続き開始に伴って停職となったことにより、暫定大統領に就任したテメル氏が、省庁のスリム化を図る施策の一環として、大統領府官房庁内に家内農業・農業開発特別局(SEAD)を設立し、こちらにMDAの行政機能を移管した。



第3図 農牧供給省（MAPA）組織図（2017年11月1日時点）

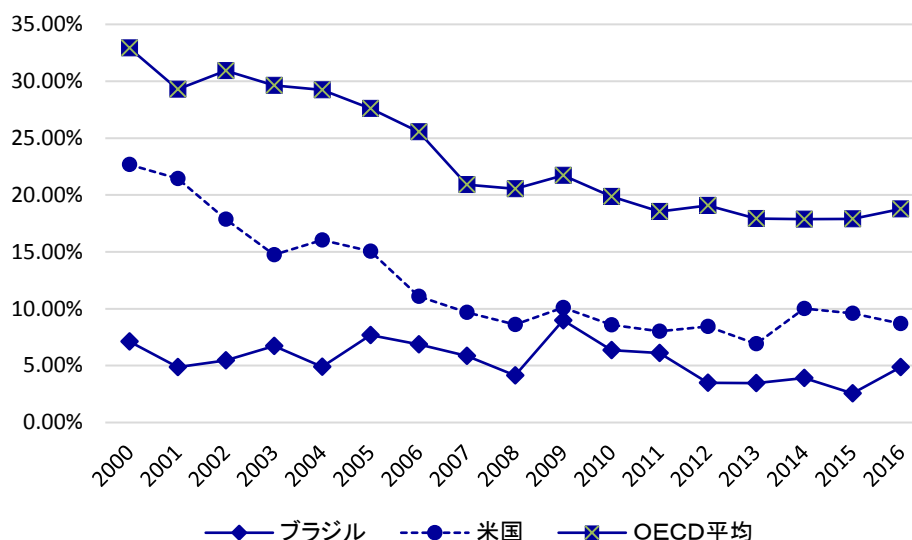
資料：MAPA ホームページ。

ブラジル農業の振興や監督を行う MAPA の監督下には、国家食糧供給公社 (CONAB) や伯農牧研究公社 (EMBRAPA) がある。CONAB は、ブラジル全土における生産者からエンドユーザーまでの農産物ビジネスフローに関与している¹²。作付け・収穫・在庫に関するタイミング決定に係わるほか、政府が定める最低価格にて農産物を購入することで生産者価格の安定を図り、また購入した農産物を市場に供給することで国民に対する食料の安定供給という責務を果たしている。その他、生産や価格に関する統計の取りまとめも行っている。一方、EMBRAPA は、産官学で構成される国家農牧研究体制 (SNPA) とともに、熱帯農業の特性を持つブラジル農牧業のための技術開発や研究を行う機関¹³であり、セラード開発の際にも土壌改良等で重要な役割を担った。

2) 農業政策

従前のブラジルにおける農業政策は、農業セクター全体に対する政府の直接介入による保護政策が推進されていた。しかし、1990年代に国際金融機関の求めに応じて実施された構造調整を契機に、政府の関与度合いを大きく見直すことになり、現在では世界的にも公的支援の水準は低いものとなった。農業政策の動向をモニターする指標としては、OECD が算出する「農業政策により生じる、農場出荷段階で計測される消費者および納税者から生産者への金銭的移転の年間総額を示す指標¹⁴」である生産者支持推定量 (PSE) が一般的に用いられるため、同指標の動向を紹介する。PSE は、国内価格と国際価格の差である内外価格差に生産量を乗じた値に政府の財政支出を足したものであり、その PSE を生産額で除して生産者保護の程度を計る (%PSE)。2000年以降の %PSE の推移を表した第4図による

と、ブラジルは過去 17 年の平均が 5.49%であるのに対して、米国は保護の程度を改善してはいるが平均 12.21%である。また、OECD 全体では 23.43%とブラジルより相当高い水準にある。なお、上述の内外価格差に生産量を乗じた金額は市場価格支持と呼ばれ、ブラジルの 2016 年における PSE 総額は 73.6 億ドルであるが、この内 52.7%にあたる 38.8 億ドルが市場価格支持、残りの 47.3%に当たる 34.8 億ドルは、税制や貸出金利優遇等を含む財政支出で構成されている。



第4図 生産者支持推定量 (%PSE) 推移

資料：OECD 資料から筆者作成。

現在では、ブラジル政府は、MAPA の準拠法にも言及されているコーヒー産業、蔗糖・アルコール産業やバイオマスエネルギー分野の振興やインフラ開発を行う他は、制度金融、価格支持、農業保険、ゾーニングの 4 つの基本政策を産業振興ツールとして活用している。なお、この 4 つの政策ツールについて、毎年 MAPA は計画概要¹⁵を公表しており、2017 年 11 月時点では、2017 年 7 月 1 日から 2018 年 6 月末までを対象とした『農牧業計画 2017／2018 (Plano Agrícola e Pecuário 2017/2018)』が最新のものである。以下、本資料を参考に詳細を言及する。

(i) 制度金融

ブラジルには、全国農業融資制度 (SNCR) と呼ばれる農業セクターに対する融資システムがある。これは、同国の金融制度を定める国家通貨審議会 (CMN) によって規定され、CMN の下部組織であるブラジル中央銀行が作成する農業融資手引 (MCR) に基づき、金融機関等によって実行される。この制度は、農業生産者や協同組合が、投資、生産流通に係わる費用・イノベーション等のために、市場レートに比べ低利にて資金調達ができるように支

援するものであり、ブラジル中央銀行・ブラジル銀行・北東部銀行・アマゾンニア銀行の4金融機関を中核に、ブラジル国立経済社会開発銀行（BNDES）¹⁶や民間商業銀行・ブラジル連邦貯蓄銀行（CEF）等の金融機関が主要な資金の出し手として位置付けられている。

第5表は、2017/2018年度の制度金融における計画を示している。MAPAの発表によると、全体で、前年度対比2.5%増加となる1,884億レアルを計画しており、その内訳は、生産者や協同組合にとって運転資金に該当する生産・流通・販売資金が1,503億レアル、設備や技術改良のための投資資金が381億レアルとなっている。また、適用金利¹⁷は、足下のインフレ率低位安定によって政策金利が引き下げられたこともあり、前年度対比1.0%低い水準となった。なお、第5表の金利欄に記載されている「TJLP（=Taxa de Juros de Longo Prazo）」とは、インフレ率とリスクプレミアムに基づいて算出される長期貸出に利用されるベースレートである。

第5表 2017/2018年度制度金融の実行計画

(単位:金額 十億レアル)	2016/2017	2017/2018		
	金額	金額	期間	金利
生産・流通・販売資金(a=b+i)	149.8	150.3		
適用金利定め 有り(b=c+d+e+f+g+h)	115.6	116.3		
一般農業融資(c)	81.6	74.1	14ヶ月	8.50%
国家中規模農家補助プログラム(Pronamp)(d)	15.7	18.0	14ヶ月	7.50%
コーヒー生産者経済防衛基金(Funcafé)(e)	4.6	4.9	収穫後90日	8.50%
憲法基金(f)	1.7	3.6	規定無し	借入人規模に応じて
アルコールストック(g)	2.0	2.0	270日	TJLP+3.7%
アグリビジネス信用証券(LCA)(h)	10.0	13.7	規定無し	12.75%
適用金利定め 無し(i)	34.2	34.0	14ヶ月	-
投資資金(j=k+p)	34.0	38.1		
適用金利定め 有り(k=l+m+n+o)	29.3	33.0		
憲法基金(l)	4.6	5.9	12年	借入人規模に応じて
ブラジル国家社会経済開発銀行(BNDES)農業プログラム(m)	-	2.0	規定無し	TJLP+3.7%
農業革新プログラム(Proreforma Rural)(n)	-	1.5	18ヶ月	TJLP+3.7%
その他(o)	24.7	23.6	-	-
適用金利定め 無し(p)	4.7	5.1	規定無し	-
合計(a+j)	183.8	188.4		

資料：MAPAの資料から筆者作成。

第6表は、2016/2017年度の制度金融実行金額を原資別にまとめたものである。表の中の番号順に、以下言及する。

まず1番目の農業定期預金（Poupança Rural）についてである。これは、顧客から同預金を集めた市中金融機関が、同預金平均残高の65%を、農業セクター宛融資に振り分けることが求められる預金である。主に、第5表の「生産・流通・販売資金」の内訳にある適用金利定めのある一般農業融資に充当される。金融機関にとって同預金は、調達した資金に対

する使途制約があるものの、通常の預金よりは低利で調達できる魅力がある。一方、預金者にとっては、この形態で預けると、通常の金融商品よりリターンは低いものの、金利収益に対する源泉徴収税は免除されるというメリットがある。

次に2番目の強制的原資 (Recursos Obrigatórios) についてである。これは、商業銀行・投資銀行・連邦貯蓄銀行に対して、これら銀行が保有する顧客性預金 (vista) の平均残高¹⁸の34%を農業セクター宛融資に振り分けることが求められるものである。通常、ブラジルで銀行ライセンスを持つ形態の金融機関は、上述の顧客性預金の平均残高の45%を、国内の流動性管理の観点からブラジル中央銀行に強制預託金として預けることが義務化されている。また、この預け金には金利が付与されないことから、金融機関にとって、強制預託金制度により、調達した資金の有効活用ができていないことになる。しかし、農業セクター宛に融資を行った場合、その預託金額を算出する元となる平均残高から融資残高を控除することが認められている。したがって、この融資制度は、金融機関はクレジットリスクを負うものの、運用できない預託金額を圧縮し、本来は金利付与されない資金が金利収益を生むため、この点は金融機関にとってのメリットとなる。

3番目のアグリビジネス信用証券 (Letra de Crédito do Agronegócio/LCA) は金融債の1つであり、発行体である金融機関は、LCAを通じて調達した金額の35%を農業セクター宛の融資に利用することが求められている。なお、LCAは、発行金融機関が過去に取り組んでいる農業融資債権を担保として起債されていることから、当該債券を購入する投資家にとって、仮にLCA発行金融機関が破綻しても、その裏付け資産として別債権があるため、クレジットリスクが軽減された商品設計となっている。また、金融機関にとっては、既存の債権を有効活用した調達手段であり、かつ通常の預金と異なり、調達資金はブラジル中央銀行宛の強制預託金の対象にならないというメリットもあるスキームである。

4番目のBNDESは、貯蔵庫や灌漑設備のための融資等の様々な農業融資制度を提供できる国営開発銀行であり、また市中金融機関に対して、資金使途を限定するものの市場調達レートより低利のレアル資金を供給する。市場調達レートと金融機関に渡すレートの差を、財務局が補填することでこの融資モデルを可能にしている。なお、BNDESのスキームを活用して行った農業セクター宛融資のクレジットリスクは、基本的には市中金融機関が負うものであり、BNDESは資金供給先である金融機関のリスクを取るることとなる。

5番目の憲法基金は、1988年ブラジル連邦共和国憲法の第159条によって、所得税と工業製品税の税収の3%をブラジルの北部・北東部・中西部の地方開発に充当することが定められており、また1989年の法律7,827号で詳細が規定されているものである。現在は、北部融資憲法基金 (FNO)・北東部融資憲法基金 (FNE)・中西部融資憲法基金 (FCO) の3つがあり、FNOはアマゾニア銀行、FNEは北東部銀行、FCOはブラジル銀行を經由して融資が行われ、その一部が農業セクター宛に行われている。

6番目の一般資金は、金融機関が行う通常の貸出形態を示しており、7番目のコーヒー生産者経済防衛基金 (Funcafé) は、1986年の大統領令2,295号で制定され、具体的な内容は、1987年の法令94,874号で定められた、コーヒー産業の保護育成やコーヒー輸出促進

のために設立された基金からの融資である。基金は、コーヒー産業から徴収した税や寄付金等で成り立っており、Funcafé のプログラムによる融資は市中金融機関経由で行われる。最後のその他は、財務局や州政府の資金を原資とした融資等が計上されている。

これまで見てきたように、ブラジルの制度融資の特性としては、枠組みこそ政府が作成しているものの、その原資調達コストやクレジットリスクは、実際に融資を行う市中金融機関が負うところが多いモデルであり、BNDES に対する利子補給や憲法基金等を除くと、財政出動型の制度ではない。

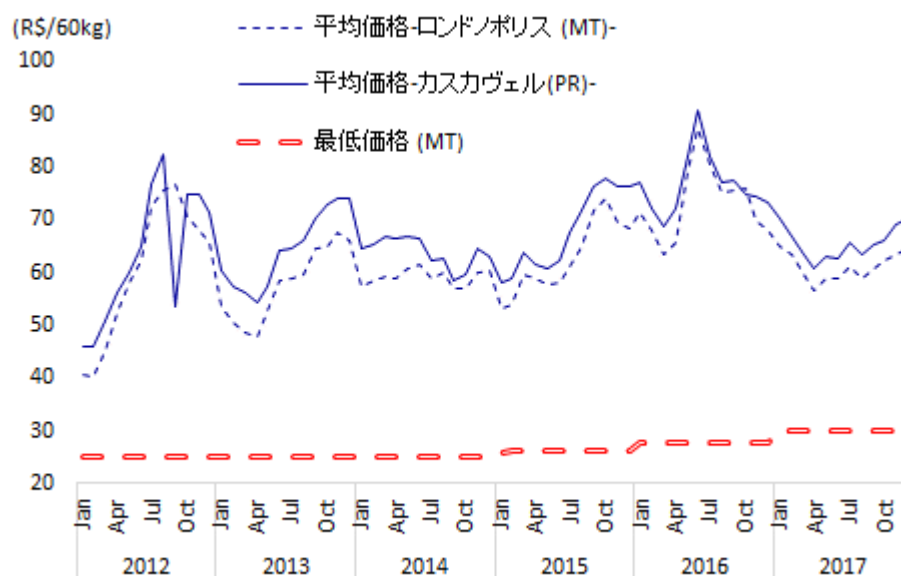
第 6 表 2016/2017 年度原資別制度金融の融資実績

単位: 十億レアル	金額	比率
1. 農業定期預金	48.2	31.7%
2. 強制的原資	47.2	31.0%
3. アグリビジネス信用証券	17.8	11.7%
4. BNDES	15.8	10.4%
5. 憲法基金	10.7	7.0%
6. 一般資金	5.7	3.8%
7. Funcafé	2.5	1.6%
8. その他	4.2	2.7%
合計	152.1	100.0%

資料：ブラジル中央銀行資料から筆者作成。

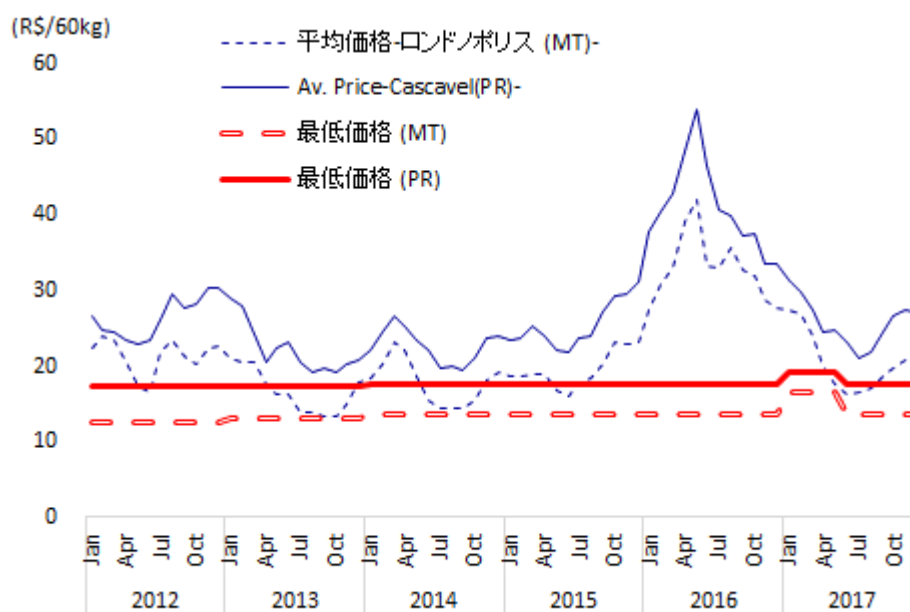
（ii）価格支持

ブラジルにおける農産物価格支持政策は、市場価格の変動に対処し、また国内の食料供給の安定化を目的として制定された最低価格保証政策（PGPM）が該当する。最低価格は財務省や企画・予算・運営省とともに MAPA を中心に決定され、同価格に基づいて、CONAB による農産物購入等が実施される。一例¹⁹として、第 5 図と第 6 図に大豆とトウモロコシのマト Grosso 州（MT）とパラナ州（PR）の生産者価格平均と最低価格との推移を示している。これらの表を見て分かるとおり、最低価格は生産者価格より低い水準で設定されており、市場メカニズムは機能していると言えるであろう。なお、大豆の最低価格は、ブラジル全土一律に設定されており、2017 年 10 月時点では 60kg 当たり 30.17 レアルで運営されている。一方、トウモロコシについては、地域ごとに設定されており、60kg 当たりマト Grosso 州は 2017 年 9 月時点で 13.56 レアル、パラナ州は 17.67 レアルで運営されている。



第5図 大豆の生産者価格平均と最低価格との推移

資料：MAPA 資料から筆者作成.



第6図 トウモロコシの生産者価格平均と最低価格との推移

資料：MAPA 資料から筆者作成.

次に、PGPM の制度に基づいて行われる各種プログラムについて触れたい。同制度に対して、2017/2018 年度（対象時期は 2018 年 1 月から 12 月末まで）予算は 14 億レアルを計上しているが、手法としては購入と融資という 2 つの形態が存在する。

まず、購入を通じた手法についてであるが、主に5パターンがある。1つ目は、連邦政府買上制度（AGF: Aquisição do Governo Federal）である。これは、市場価格が最低価格を下回った場合、政府が CONAB を通じて生産者や農協から購入する制度であり、購入された農作物は全国にある CONAB の貯蔵庫で管理される。

2つ目は、生産者購入プレミアム（PEP: Prêmio para Escoamento de Produto）という制度である。これは、政府による購入ではなく、流通業者が生産者・農協から最低価格で購入し、市場価格との乖離については政府が流通業者に対して補填する仕組みである。

3つ目は、生産者宛支払均等化プレミアム（PEPRO: Prêmio Equalizador para o Produtor）であるが、これは生産者や農協が売却する農産物について最低価格で販売することを保証したシステムであり、政府が市場価格と最低価格の差を生産者・農協サイドに補填する。これら PEP や PEPRO の何れも市場価格が最低価格を下回った場合に、政府は補填のための入札を行う。

4つ目は、販売オプション契約（COV: Contrato de Opção de Venda）である。この制度は、生産者が連邦政府に対してある決められた時期に決められた金額で売ることができるオプションを購入することで、市場価格が生産者の期待する水準を下回った際に、同オプションを行使できるものである。COV は、AGF と異なり、政府が直ちに購入義務を負うものでないため、生産者に対する保険としての機能を果たすほか、国内市場に対しても一定の価格の目安を示すことができることから、合理的なシステムと考えられている。なお、この取引は、ブラジルのクリアリングハウスである CETIP を経由して行われる。

最後に民間リスクオプションプレミアム（PROP: Prêmio de Risco de Opção Privada）であるが、これは、政府が農産物を購入する民間企業に対して、市場価格が最低価格を下回った場合の差額をプレミアムとして払うオプションを売却するプログラムである。同プログラムの前提には、民間企業版の COV がある。すなわち、政府の代わりに民間企業が、農家や農協に COV と同じ内容のオプションを売却し、仮に農作物の市場価格が予め定められた価格より下回った場合に、その民間企業は購入する義務が生じる。その際のリスクをヘッジするために、PROP が利用される。このプログラムは、政府による直接購入を原因とした財政負担を軽減できるほか、民間の商取引のリスクを軽減するメカニズムを提供するため、取引の活性化を促す等の効果も期待される。

次に、連邦政府融資（EGF: Empréstimo do Governo Federal）という融資を通じたプログラムについてである。EGF は、金融機関が、生産者や農協宛に融資を行う代わりに、最低価格を基準に農作物を担保として徴求する制度である。この農作物は、CONAB によって国の食料貯蔵として管理されるが、金融機関宛の返済タイミングにおいて、市況価格が最低価格を下回った場合、債務者である生産者や農協は、最低価格で政府にその農産物を売ることができ、その代金が債務返済に充てられる。したがって、市況が芳しくない時の在庫を支える資金の調達手段として同プログラムが存在する。なお、EGF と同じ仕組みを持つ、価格支持を目的とした特別融資枠（LEC: Linha Especial de Crédito）というプログラムがあるが、これは、EGF が最低価格に基づき機能するのに対して、最低価格とはリンクしない

パラメーターで融資実行されるため、債務者である生産者や農協にとっては EGF より柔軟性があるプログラムとなっている。

ここまで最低価格保障政策を実行するツールの概要について言及してきたが、同政策についても政府は、生産者や農協の所得の安定を図り食料流通を担保するという目的は維持しつつも、オプション売却等の金融スキームを用いながら財政負担を軽減する手法を模索している。

(iii) 農業保険

ブラジルにおいて農業保険は、農業災害補償が主体の比較的新しい制度であり、また天候のように不確実性の高いリスク要素を内包する商品特性であることから、非常に保険料が高い商品となってしまう、農業生産者になかなか浸透しなかった。そこで、政府は、国内の民間保険会社による農業保険の拡充を目指し、2003 年公布の法律 10,823 号と 2004 年公布の法令 5,121 号にて、農業保険料補助プログラム (PSR) の導入を決定した。PSR により、農業保険契約を促進し、農業生産者が直面する天候等のリスクを軽減することで安定した経営基盤を確保できると考えられている。

具体的には、農業保険購入を予定している生産者に対して制度融資の枠を通常より 15% 程度拡大すること、農業保険の保険料融資および一部補填、そして壊滅的な天候リスクにより支払いが生じた保険会社に対する資金的サポート等がある。また、ブラジル再保険機関 (IRB) が再保険市場を独占していたが、この市場を自由化することも行った。

なお、2018 年の PSR に対する予算は 5.5 億リアルと、前年比 37.5% の増加が見込まれている。

(iv) ゾーニング

天候リスクの極小化を図るために、1996 年から、MAPA が地域ごとに各農産物の作付けの時期を決定することを行っている。現在、20 種類の一年生作物と 24 種類の永年作物に対して実施されており、農業保険に対する政府補助等を受ける際に、生産者はこのゾーニングに従っていることが求められる。

3) 外国人による農地取得について

ここで、2016 年 5 月にプロビジネスな政策を志向するテメル氏が暫定大統領（当時）に就任して以降、議論がにわかに活性化している外国籍の自然人および法人による農地取得について整理したい。

ブラジルにおいて、ブラジル人による農地取得の制約は原則ない。一方、外国籍で、「ブラジルに居住していない自然人」および「ブラジルで活動許可を受けていない法人」は、農地取得は不可であり、同じ外国籍であっても「ブラジルに居住する自然人」および「ブラジルで活動許可を受けている法人」については農地取得できる。しかし、国立植民農地改革院 (INCRA) の管理のもと、一定の制限が設けられているので、以下その概要を述べる。

（i）現在適用されている法制度

外国籍の自然人と法人による、賃借も含めた農地取得に対する制約を定めた主要な法律は3つ存在する。

まずは、1971年に公布された法律 5,709 号である。これは「ブラジルに居住する外国籍の自然人」と、「同国において活動することを認められた企業（海外に住む外国籍の自然人および海外に本店がある法人が株式の過半数を持つブラジル企業も含む）」は、一定の制約のもとで認可を得ると、農地購入ができると定められている。

次に、1979年公布の法律 6,634 号であるが、国防評議会（制定当初は Conselho de Segurança Nacional と表記され、1988年に当該機関は Conselho de Defesa Nacional へと改名）からの事前承認が無い限り、外国籍の自然人および法人による国境から 150 kmの圏内にある農地や国防上重要性のある地域における農地取得は不可と定められている。

最後に 1993年公布の法律 8,629 号であるが、これは 1971年法律 5,709 号を補足すべく、農地購入のほか賃借にも制限を設けるほか、外国籍の法人に対する手続きについて定めている。

なお、これらの法律の根幹として、1988年に選定されたブラジル連邦共和国憲法（以降、1988年憲法と表記）の 190 条があり、同条にて「法律で外国籍の自然人や法人による農地購入や賃借を制約し、その件については国会の認可を必要とする」と規定されている。

では、ここから、具体的な手続きや制約内容について第 7 図に基づいて言及したい。そもそも、外国籍の自然人および法人は共にブラジル国内に在ることが前提要件として考えられているため、農地購入や賃借する際には、自然人では RNE と呼ばれる外国人登録証が、法人は営業許可証が必要となる。また、購入・賃借対象物件の不動産登記を行い、その上で INCRA が管理する国家農地登録システム（SNCR）や連邦収税局（SRF）が管理する農業不動産登記（Cafir）への登録が求められる。その上で、大きく分けて、取得面積における個別規制、取得面積における総量規制、国家安全保障上の規制の 3 つのカテゴリーに分類される。

まず、取得面積の個別規制について言及する。ブラジル全土の市町村は、INCRA によって、経済規模や人口動態を勘案した 9 つの ZTM（Zona Típica de Módulo）と呼ばれる地域に分類されており、その各 ZTM に応じて、農地取得に用いられる基準単位 MEI（Módulo de Exploração Indefinida）の面積が規定されている。そして、自然人・法人それぞれが取得する MEI に応じて、手続きが定められている。1MEI 当たりの面積は、ZTM に応じて、5～100 ha というレンジで設けられている。外国籍の自然人は、3MEI までは、特段の許可を得ることなく取得が可能であるものの、3MEI 超 20MEI 以下は、INCRA による認可を必要とし、20MEI 超 50MEI 以下は、INCRA の認可のほか、関係省庁宛に開発計画の提出をした上で、それらの省庁からの認可を取得する必要がある。外国籍の法人については、自然人と異なり、取得面積にかかわらず、必ず INCRA の認可のほか、関係省庁宛に開発計画

の提出をした上で、それらの省庁からの認可を取得する必要がある。なお、自然人では 50MEI 超、法人では 100MEI 超の面積を取得する際には、国会における承認も求められる。

次に取得面積の総量規制であるが、市町村面積に占める外国籍の自然人・法人が保有する農地面積合計の割合が 40%を超えてはならず、また同一国籍のものが、その面積の 25%、すなわち市町村面積全体の 10%を超えて占有してはいけないという総量規制がある。ただし、外国籍の自然人は、ブラジル国籍の人と結婚し、財産を共有する場合やブラジルで出生した子供がいる場合は、この規制の対象外である。

国家安全保障上の規制は、国境から 150 km圏内や国防上重要と思われる地域にある農地については、国防評議会の事前認可が無い限り、外国籍の自然人や法人が取得することはできないと定められている。

			外国籍の自然人	外国籍の法人 (含む外国資本過半出資先企業)																															
取得面積(個別規制)			3MEI以内	INCRAの承認は不要。	①INCRA本部審議会の承認後、INCRA総裁名による認可が必要。 ②その他、開発計画の提出義務があり、関係省庁による承認が必要。																														
<table><tr><th>ZTM コード</th><th>ZTM</th><th>1MEIあたりの面積(ha)</th></tr><tr><td>1</td><td>A1</td><td>5</td></tr><tr><td>2</td><td>A2</td><td>10</td></tr><tr><td>3</td><td>A3</td><td>15</td></tr><tr><td>4</td><td>B1</td><td>20</td></tr><tr><td>5</td><td>B2</td><td>25</td></tr><tr><td>6</td><td>B3</td><td>30</td></tr><tr><td>7</td><td>C1</td><td>55</td></tr><tr><td>8</td><td>C2</td><td>70</td></tr><tr><td>9</td><td>D</td><td>100</td></tr></table>			ZTM コード	ZTM		1MEIあたりの面積(ha)	1	A1	5	2	A2	10	3	A3	15	4	B1	20	5	B2	25	6	B3	30	7	C1	55	8	C2	70	9	D	100	3～20MEI以内	INCRA本部審議会の承認後、INCRA総裁名による認可が必要。
ZTM コード	ZTM	1MEIあたりの面積(ha)																																	
1	A1	5																																	
2	A2	10																																	
3	A3	15																																	
4	B1	20																																	
5	B2	25																																	
6	B3	30																																	
7	C1	55																																	
8	C2	70																																	
9	D	100																																	
			20～50MEI	①INCRA本部審議会の承認後、INCRA総裁名による認可が必要。 ②その他、開発計画の提出義務があり、関係省庁による承認が必要。																															
			50～100MEI 100MEI～	国会承認が必要																															
取得面積(総量規制)			国会承認が必要																																
			①外国籍の自然人および法人に属する農地合計が市町村面積の25%を超えることは不可。 ②同一国籍の自然人および法人に属する農地合計が市町村面積の10%を超えることは不可。																																
国家安全保障上の規制			①国防評議会による事前承認が無い限り、外国籍の自然人および法人は、国境から150km圏内及び国防上重要だと思われる地域に農地取得はできない。 ②外国籍企業として見做されないためには、ブラジル人が株式の51%以上を保有し、従業員の3分の2以上がブラジル人である必要がある。																																

第7図 外国籍の自然人および法人による農地取得の制限

資料：INCRA 資料から筆者作成。

(ii) 法制度に対する解釈の変遷

以上のとおり、1988 年憲法の 190 条と既述の 3 つの法律により、外国籍の自然人および法人による農地取得に関する現在の枠組みが構成されるが、外国籍の定義を巡って、法律の解釈には時代背景によって変化があった。

ブラジル政府が新自由主義的政策を導入し始めた 90 年代は、外国資本を呼び込むべく、国内市場の開放に取り組んでいた。それまでの軍政時代や民政移管後しばらくは、民族資本と外国資本の違いを明確にしていたため、1988 年憲法 171 条においても、ブラジル企業および民族資本を定義し、また民族資本を優遇する内容を規定していた。ところが、ブラジル政府は外国籍の自然人および法人による農地取得の規制緩和を行うべく、連邦総弁護庁 (AGU) に法解釈の変更を促した。そもそも、ブラジルでは、伝統的にブラジル企業を「ブラジルの法令に基づき設立され、国内に経営の本拠がある企業」と考えており、外国企業はこのブラジル企業以外を意味していた。そのため、AGU は、1988 年憲法 171 条第 1 項にある「本店および経営の実態がブラジル国内にあり、ブラジル国内法に基づいて設立された

企業をブラジル企業とみなす」とある企業は、1988年憲法190条の外国籍には含まれないと考えた。したがって、「ブラジル国内に居住する外国籍の自然人およびブラジル国内での活動を認められた外国籍の法人は、1971年法律5,709号で規定に基づく限り、農地購入を可能とする。海外に住む自然人や海外に本社のある企業が株式の過半数を占めているブラジル企業もこの法律に準ずる（下線は筆者による）」とした1971年法律5,709号の下線部にある第1項第1パラグラフは、1988年憲法との整合性が無いとする意見書（Parecer nº GQ-22）を1994年にAGUは発表した。1995年には、外資差別であったため、1988年憲法171条を削除する改憲が行われたが、これにより、AGUは1994年の意見書について検証することが求められた。その結果、1995年の改憲により、1994年の意見書を覆すものではないとし、1971年法律5,709号の第1項第1パラグラフを無効とする意見書（Parecer nº GQ-181）が1998年に提出された。以降、外国資本のブラジルに経営の本拠がある企業は、自由に農地取得ができることとなった。

しかしながら、この状況は、労働者党のルーラ政権下である2007年に開催された大統領府官房庁の会議にて潮流が変わった。同会議において、「食糧危機」と「バイオ燃料の推進」が重要議題として採り上げられ、農地に関する議論がポイント²⁰となった。AGUの解釈変更により、外国籍の自然人および法人による農地取得に対する制限が設けられず、環境保護地域への浸蝕や農地価格の不適切な高騰等を招いてしまっているという懸念が示された。そのため、ブラジル政府は、AGUに対して1998年の意見書を見直すことを要請した。その結果、AGUは、2010年に新しい意見書（Parecer nº LA-01）を提出し、1971年の法律5,709号の有効性を改めて認め、「ブラジルに居住する外国籍の自然人」と「ブラジルで活動許可をされた外国籍の法人」の他、ブラジルで設立された企業であっても、「海外に居住する外国籍の自然人や海外に本社のある外国籍の法人が過半出資もしくは実質経営に関与している」場合には、農地取得の制限があると判断を示した。

以降、現在まで、2010年の判断が踏襲された運営がなされている。2012年には、サンパウロ州最高裁判所は、1994年と1998年のAGUの意見書と同様に、1971年法律5,709号第1項第1パラグラフと1988年憲法には整合性がないとして、2010年のAGUの意見書を翻す判決を下した。これは、ブラジル経済を牽引するプロビジネスの視点を持つサンパウロ州ならでの判決であるが、連邦政府とINCRAは、同判決は連邦政府の国家安全保障上の業務を侵害するとして、連邦最高裁判所に訴え、連邦最高裁判所は、2016年9月にサンパウロ州最高裁判所の判決を停止する命令を行った。

ここで、直近の動きについて補足をする。外資によるブラジル国内への投資を活性化させたいテメル現政権において、外国籍の自然人や法人に対する農地取得の制限を緩和するための暫定措置法制定を検討する動きがあり、2017年中に法案が可決されるという見通しがあった。しかし、閣内においても緩和に対する慎重派の意見もあり、現在はトーンダウンしているものの、同政権の最優先課題である社会保障改革への道筋が付く頃に、再度このテーマが浮上すると思われるので、更なる注視が求められる。

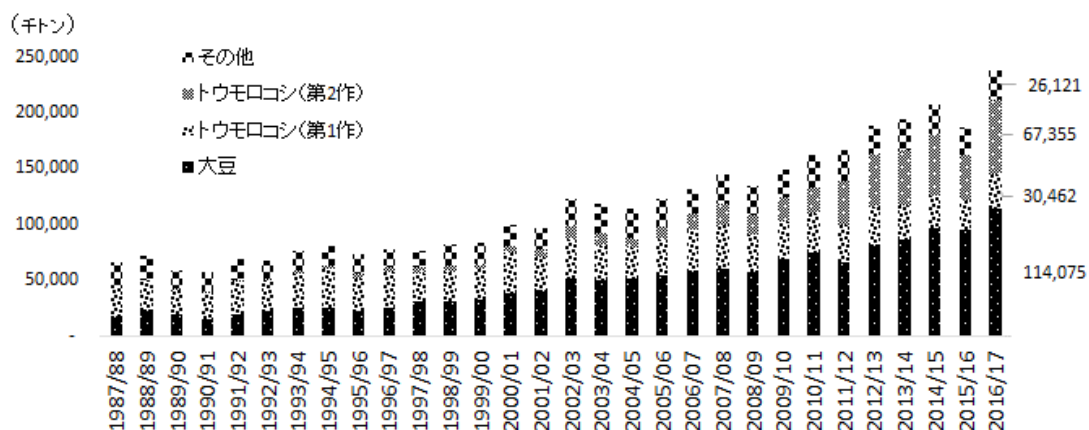
3. 穀物生産の動向

(1) 概況

2017年12月に公表された国家食糧供給公社（CONAB）のデータに基づくと、2016/17年度のブラジルにおける穀物収穫量は、前年対比27.5%増加の2億3,800万トンを超える歴史的な水準であった。前年度にあたる2015/16年度がエルニーニョの影響で降水量が少なく例年比不作であったのに対して、2016/17年度は天候に恵まれたことから、前年度比の大幅な増加要因となった。

穀物生産の内訳について第8図にあるように、全体生産量の47.9%を占める大豆は1億1,408万トン（前年度比+19.5%）と1億トンの大台を超え、また同生産量の41.1%を占めるトウモロコシは、トウモロコシ（第1作）およびトウモロコシ（第2作）を²¹併せて9,782万トン（前年度比+47.0%）と1億トンに迫る実績となり、いずれもブラジル史上最大規模の収穫を誇ることとなった。

地域別の穀物生産量については、第7表に示している。マト Grosso 州を中心とした中西部が全体の43.5%、パラナ州やリオグランデドスル州を中心とした南部で35.2%のシェアを占めており、これら2つの地域だけでブラジル全体で生産する穀物の約80%を担っている状況である。



第8図 穀物生産量推移

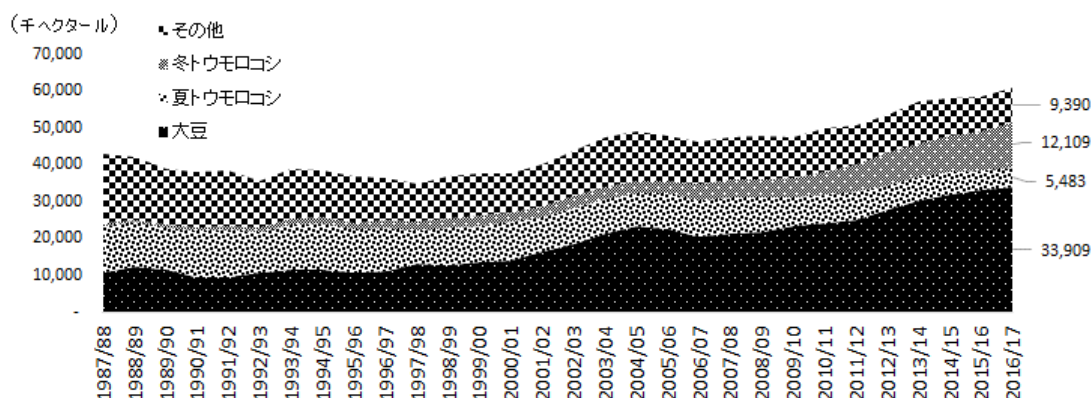
資料：CONAB のヒストリカルデータから筆者作成。

第7表 2016/17 年度地域別穀物生産量

州名	穀物生産量	全体に占める割合
北部	9,527.5	4.0%
アクレ	92.5	0.0%
アマゾナス	42.5	0.0%
ロライマ	230.7	0.1%
Rondônia	1,864.0	0.8%
アマパー	58.7	0.0%
パラ	2,696.0	1.1%
トカンチンス	4,543.1	1.9%
北東部	18,180.3	7.6%
マラニョン	4,790.7	2.0%
ピアウイ	3,645.5	1.5%
セアラ	550.4	0.2%
リオグランデノルチ	28.8	0.0%
パライバ	70.5	0.0%
ペルナンブコ	113.4	0.0%
アラゴアス	63.3	0.0%
セルジッペ	836.6	0.4%
バイア	8,081.1	3.4%
中西部	103,449.8	43.5%
マトグロッソ	61,986.5	26.0%
ゴイアス	21,873.1	9.2%
連邦区	806.0	0.3%
マトグロッソドスル	18,784.2	7.9%
南東部	23,157.8	9.7%
ミナスジェライス	14,080.0	5.9%
エスピリトサント	49.4	0.0%
リオデジャネイロ	9.3	0.0%
サンパウロ	9,019.1	3.8%
南部	83,698.3	35.2%
パラナ	40,899.7	17.2%
サンタカタリーナ	6,972.6	2.9%
リオグランデドスル	35,826.0	15.1%
ブラジル全体	238,013.7	100.0%

資料：CONAB データから筆者作成。

また、穀物全体の作付面積についてであるが、第9図にあるように、前年対比 4.4%増加の 6,089 万ヘクタールであり、このうち約 55.7%を占める大豆は 3,391 万ヘクタール、またトウモロコシは 28.9%を占める 1,759 万ヘクタールという状況である。



第9図 穀物作付面積推移

資料：CONAB のヒストリカルデータから筆者作成。

以上のとおり、ブラジルにおける穀物生産量の約 89%，作付面積の約 84%は大豆とトウモロコシによって占められているため、これからはこれら 2 種類の作物にフォーカスを当てて言及したい。

なお、第 10 図にマトグロッソ州およびパラナ州における播種と収穫のタイミングを表したクロップカレンダーを示す。パラナ州を中心とする南部は、ブラジルにおける伝統的な穀倉地帯であり、マトグロッソ州を中心とする中西部は、セラード地帯開発により誕生した新しい穀倉地帯である。マトグロッソ州は、9 月頃から早生の大豆を作付けし、翌年 1 月頃から収穫を行う。また、連作障害を回避すべく、大豆を収穫する 1 月頃からトウモロコシを作付けし、5 月頃から収穫を行う。一方、パラナ州は、大豆とトウモロコシのいずれか、生産者にとって価格的に妙味がある方を選択し、8 月から 9 月頃に作付けを開始し、翌年 1 月から収穫する。

		2016年					2017年								
		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
マトグロッソ州	大豆														
	トウモロコシ(第1作)														
	トウモロコシ(第2作)														
パラナ州	大豆														
	トウモロコシ(第1作)														
	トウモロコシ(第2作)														

→ 播種
→ 収穫

第 10 図 マトグロッソ州とパラナ州のクロップカレンダー

資料：CONAB 資料から筆者作成。

（2）大豆産業について

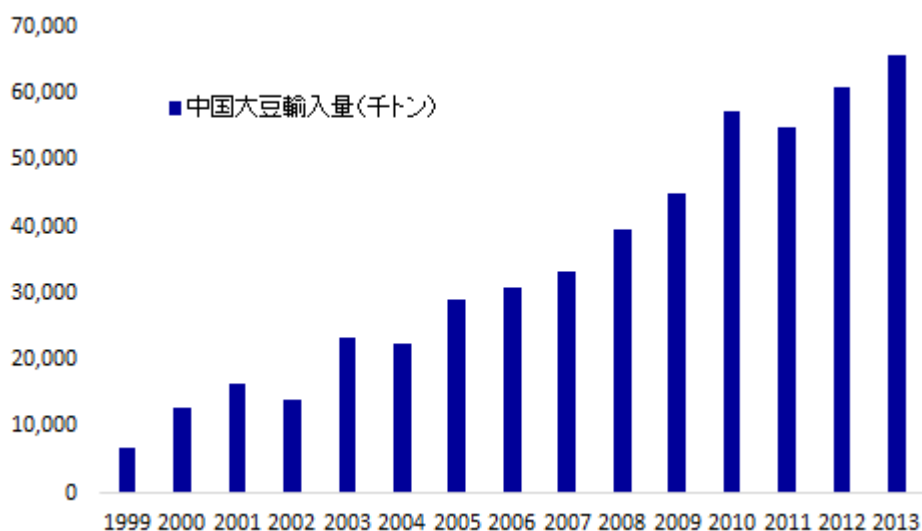
ブラジルの大豆生産は第8表で示しているように、耕作面積の拡大や単収の増加を要因に、2000年代初頭から急激に拡大している。この背景には、中国の旺盛な需要がある。

中国は、2001年にWTO加盟を果たしているが、その前の1990年代半ば頃から関税引下げおよび関税割当を伴う大豆の部分的な自由化を認め、1999年に米中間で合意された「中国のWTO加盟に関する米中協議」等を通じて、関税割当の撤廃や外資系輸入業者に対する市場参入認可を他の生産品に先駆けて実施した。その結果、第11図で示しているとおり、中国の大豆輸入量は1999年の6.7百万トンから、翌年の2000年には12.7百万トンとほぼ倍増した。その後も、同国の搾油業や畜産業等の内需の拡大に伴い、大豆輸入の急速な拡大傾向が続いている。なお、2016/17年度の輸入量は、92.5百万トンに達するとUSDAは見込んでいる²²。

第8表 ブラジル大豆の単収推移

	1996/97 ～2000/01 平均	2001/02 ～2005/06 平均	2006/07 ～2010/11 平均	2011/12	2012/13	2013/14	2014/15	2015/16	2016/17
生産量(a) 千トン	31,814.3	50,211.8	63,917.5	66,383.0	81,499.4	86,120.8	96,228.0	95,434.6	114,075.3
面積(b) 千ha	13,002.4	20,446.0	22,278.4	25,042.2	27,736.1	30,173.1	32,092.9	33,251.9	33,909.4
単収(a/b) トン/ha	2.4	2.5	2.9	2.7	2.9	2.9	3.0	2.9	3.4

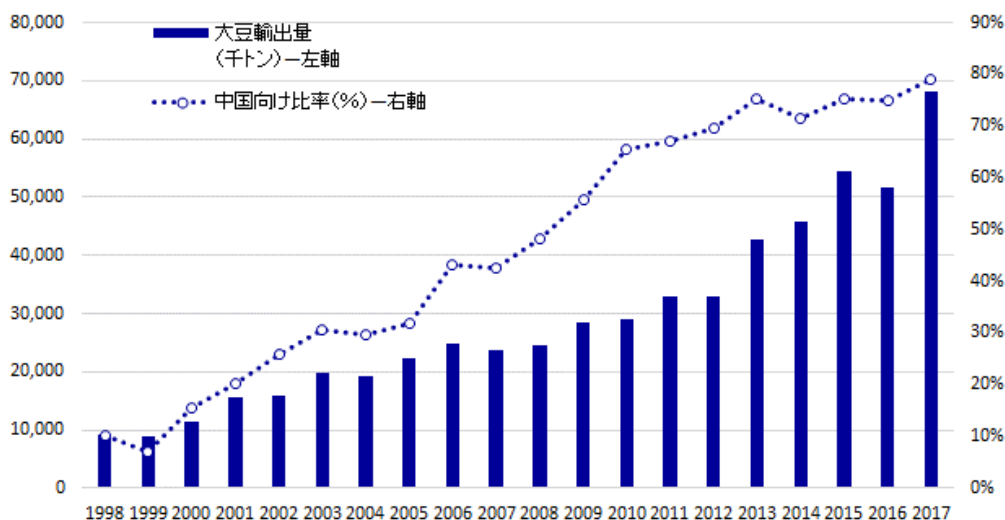
資料：CONAB 資料から筆者作成。



第11図 中国の大豆輸入量の推移

資料：FAOSTAT から筆者作成。

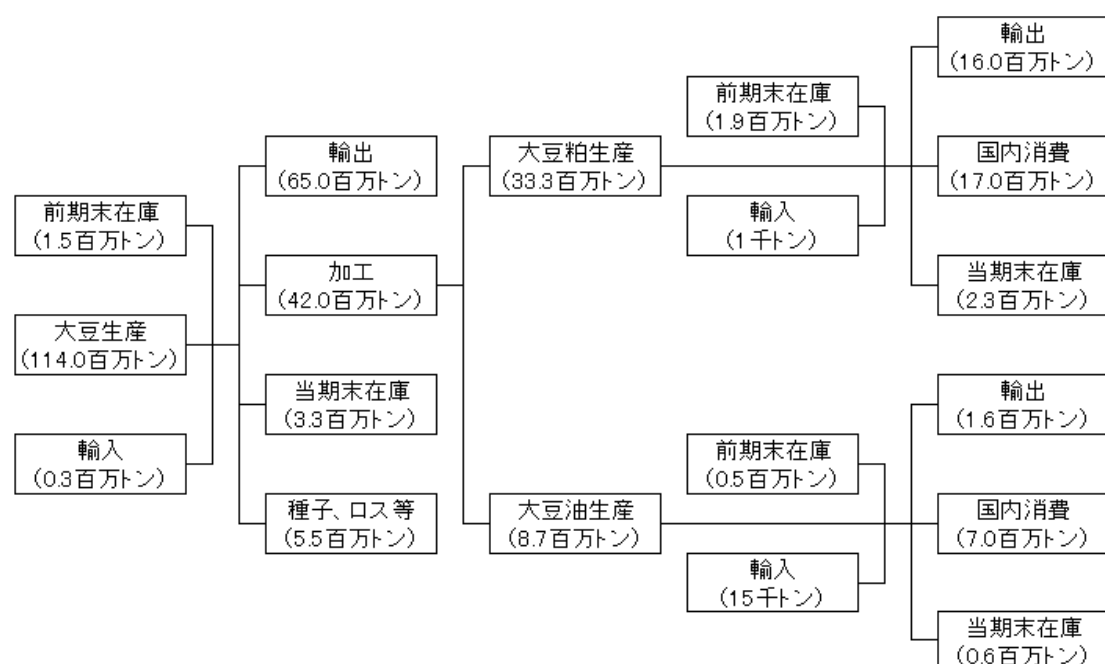
ブラジルからの大豆(除く大豆粕等)輸出については、第12図を参考にしてもらいたい。2000年のブラジルの大豆輸出量は11.5百万トンであり、このうち中国向けは約15.5%を占める程度であった。しかし、2017年には全体で68.1百万トンと、2000年対比、約6倍の規模にまで拡大し、その約79%が中国向けと、ブラジルの大豆ビジネスは様変わりをした。



第12図 ブラジル大豆（除く大豆粕等）輸出量およびそれに占める中国の比率推移

資料：ブラジル開発商工省資料から筆者作成。

以上のとおり、拡大し続けるブラジル大豆産業であるが、第13図では、2016/17年度の見込み値に基づき、ブラジル大豆産業の流通を示している。同国で生産された大豆の約56.1%に当たる65.0百万トンは輸出用に、また約38.9%の42.0百万トンは、加工工場にて圧搾・抽出・精製の工程を経て、大豆粕や大豆油の生産がなされる²³。大豆油生産過程に生じる大豆粕は、タンパク質を豊富に含んでいることから主に家畜飼料として用いられるが、この内訳は、約45.3%が輸出、そして約48.2%が国内消費される。一方、大豆油については、生産された油の一部が輸出されるものの、その多くは食用油およびバイオディーゼルとして国内使用される。バイオディーゼルについては、ブラジルではディーゼルの一部にバイオディーゼルの混合することを義務として定められており²⁴、そのバイオディーゼルの約70%は大豆由来²⁵で構成されている。



第13図 ブラジル大豆産業の流通

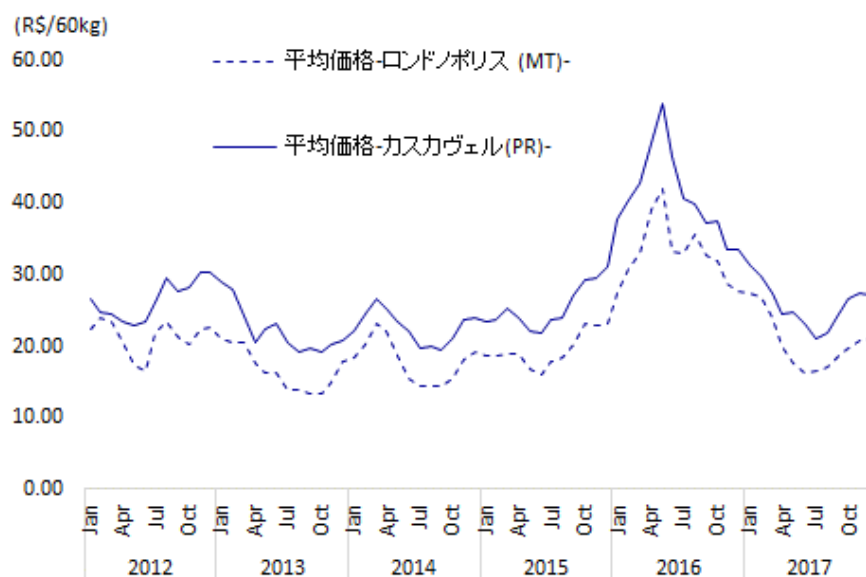
資料：2016/17年度の見込みについて FNP 資料やブラジル運輸省資料から筆者作成。

（3） トウモロコシ産業について

ブラジルの夏トウモロコシ（第1作）は、常に大豆と競合するかたちで生産されている。2015/16年度のトウモロコシ生産が不作にもかかわらず、家畜飼料としての国内需要が旺盛であったこともあり、2016年5月時点の60kg当たりの価格が、前年同期比143%の54.05リアルまで高騰した。以降、アメリカのトウモロコシ生産が順調であるという見通しから、価格は小康を取り戻したものの、取引価格が高値で推移していたことから、南部を中心とする多くの生産者は、2016/17年度は大豆より夏トウモロコシ（第1作）を生産する選択に至った。その結果、前年度比で、生産量18.2%の増加、耕地面積は2.3%の増加となり、天候も恵まれたことから単収の向上という結果となった。

冬トウモロコシ（第2作）は、中西部を中心に、大豆の収穫後である1月頃から播種が開始される。2017年は適度な雨量と好天に恵まれ、播種が順調に進んだ結果、前年比14.6%増である12.1百万ヘクタールに作付けができ、また生産量は前年比65.2%の67.4百万トンと歴史的な水準となった。

その結果、供給量は大幅に増加し、国内価格は例年程度の水準に落ち着いたものの、急激な価格下落であったため、生産農家は下落トレンドに歯止めが掛かるように売り渋り等を行った局面もあった。



第14図 トウモロコシの生産者価格平均

資料：MAPA 資料から筆者作成。

第9表 ブラジルトウモロコシの単収推移

<夏トウモロコシ（第1作）>

	1996/97 ～2000/01 平均	2001/02 ～2005/06 平均	2006/07 ～2010/11 平均	2011/12	2012/13	2013/14	2014/15	2015/16	2016/17
生産量(a) 千トン	29,320.0	30,869.9	35,848.3	33,867.1	34,576.7	31,652.9	30,082.0	25,758.1	30,462.0
面積(b) 千ha	10,177.7	9,447.4	8,752.3	7,558.5	6,617.7	6,617.7	6,142.3	5,356.6	5,482.5
単収(a/b) トン/ha	2.9	3.3	4.1	4.5	5.2	4.8	4.9	4.8	5.6

<冬トウモロコシ（第2作）>

	1996/97 ～2000/01 平均	2001/02 ～2005/06 平均	2006/07 ～2010/11 平均	2011/12	2012/13	2013/14	2014/15	2015/16	2016/17
生産量(a) 千トン	5,125.4	9,592.5	19,041.8	39,112.7	46,928.9	48,399.1	54,590.5	40,772.7	67,355.1
面積(b) 千ha	2,508.9	3,252.6	5,206.1	7,619.6	9,046.2	9,211.2	9,550.6	10,565.9	12,109.2
単収(a/b) トン/ha	2.1	2.9	3.6	5.1	5.2	5.3	5.7	3.9	5.6

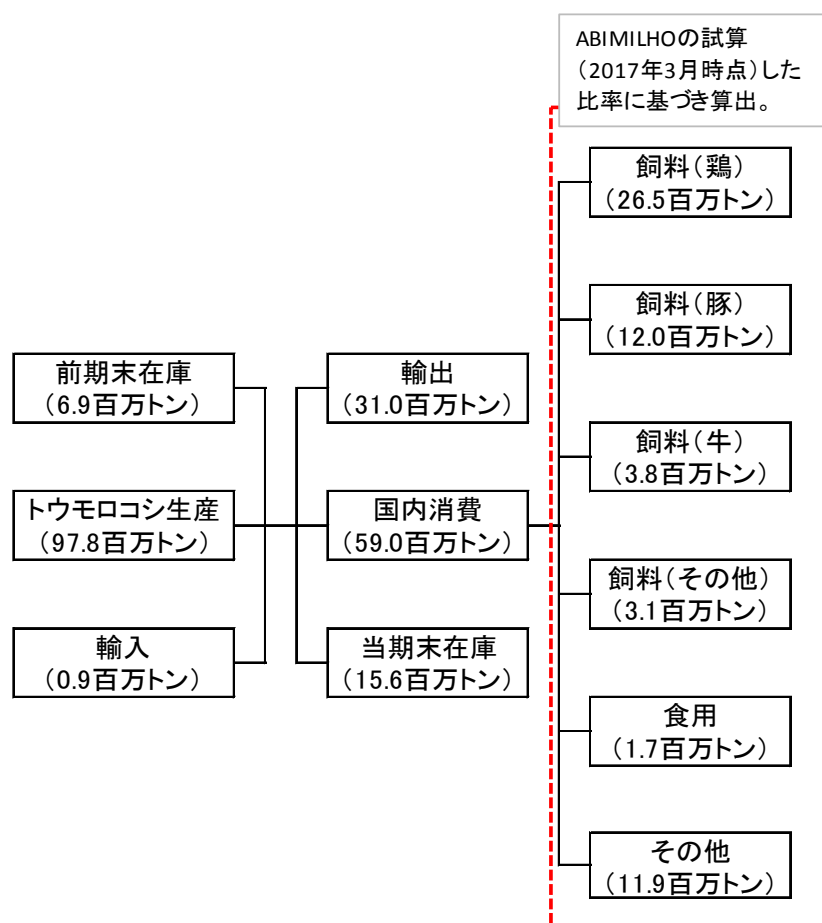
<夏トウモロコシ（第1作）と冬トウモロコシ（第2作）合算>

	1996/97 ～2000/01 平均	2001/02 ～2005/06 平均	2006/07 ～2010/11 平均	2011/12	2012/13	2013/14	2014/15	2015/16	2016/17
生産量(a) 千トン	34,445.4	40,462.4	54,890.2	72,979.8	81,505.7	80,052.0	84,672.4	66,530.6	97,817.0
面積(b) 千ha	12,686.7	12,700.0	13,958.5	15,178.1	15,829.3	15,828.9	15,692.9	15,922.5	17,591.7
単収(a/b) トン/ha	2.7	3.2	3.9	4.8	5.1	5.1	5.4	4.2	5.6

資料：CONAB 資料から筆者作成。

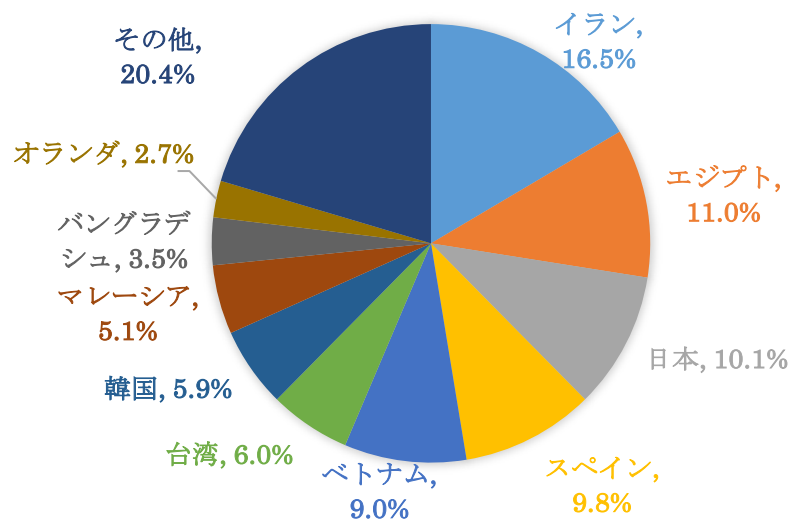
第15図では、2016/17年度の見込み値に基づき、ブラジルのトウモロコシ産業の流通を示している。トウモロコシは、大豆とは異なり、家畜飼料等の国内市場が相応に大きいため、生産量の約60%に相当する59.0百万トンが国内消費に向かっている。当年度の輸出については31百万トンが見込まれている。第16図には2017年の輸出量に占める輸出相手国の割合を示しているが、大豆と異なり、輸出先は細分化が進んでいる。最大輸出先であるイランでも、全輸出量の16.5%を占める程度であり、日本は10.1%の比率で第3位を占めている。

なお、ブラジルの農業関連記事を集めた「Agrolink」によると、2017年8月11日に、マト Grosso 州のルーカスドリオベルデという都市に、ブラジルで初めてのトウモロコシ由来のエタノールを生産する工場が設立された。現在は、同国におけるトウモロコシ由来のエタノール生産はスタートアップの段階にしかすぎないが、ブラジル農務大臣のマッジ氏は、輸出や家畜飼料としてのトウモロコシの用途の他に、同国エネルギー政策の一端を担うエタノール生産を行うことで、同産物の国内価格の安定・担保が図れると考えている模様である。



第15図 ブラジルトウモロコシ産業の流通

資料：2016/17年度の見込みについて FNP 資料や ABIMILHO から筆者作成。



第 16 図 2016 年ブラジルトウモロコシの主な輸出先

資料：MAPA 資料から筆者作成。

(4) 物流について

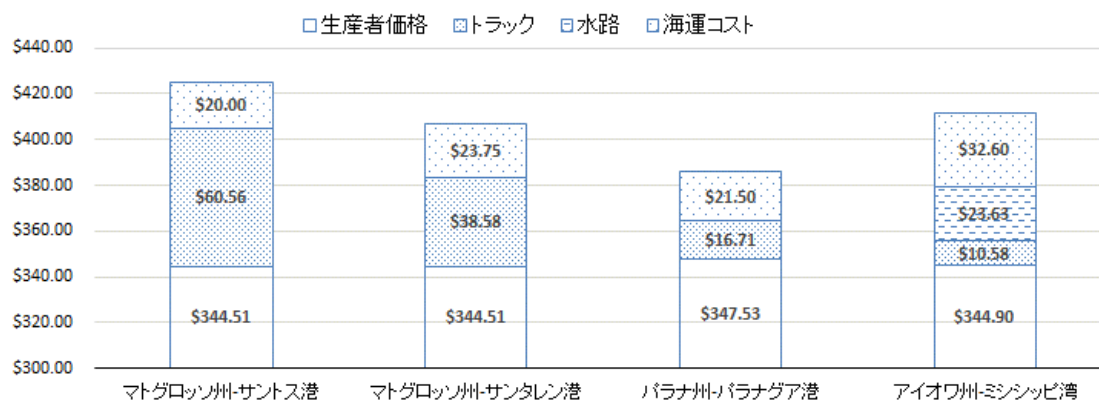
1) 「ブラジルコスト」としての物流問題

これまで、ブラジル農業について俯瞰してきたが、広大な国土を背景に、耕作可能地の開発余力を残す他、国家の低い介入度合いも手伝い、今後も引き続き高い成長ポテンシャルを持ったセクターと言えるであろう。ところが、そのようなブラジル農業にも死角は存在する。

一般的にブラジルには、「ブラジルコスト²⁶⁾」と呼ばれる、複雑な税制による税務コスト、硬直的な労働法制に守られた被雇用者に対する労務コスト、高金利による金融コスト、物流の未整備等によるインフラコスト等の、企業が同国でビジネスを行う際のボトルネックとなる点がある。世界 190 か国のビジネス環境の現状について、世界銀行グループがまとめた『Doing Business 2018: Reforming to Create Jobs²⁷⁾』によると、ブラジルはこのブラジルコストを要因に、世界第 125 位と低位に甘んじている状態である。

この問題は、当然のことながら、同国の農業セクターにも当てはまる事象である。第 17 図に、2016 年第 4 四半期におけるブラジルと米国大豆主要生産地から大豆の輸出先である上海まで運搬する際に掛かる総コストを比較したものを示している。この図に基づき、上述のブラジルコストについて言及したい。ブラジルについては、マトグロッソ州からサンパウロ州に位置するブラジル最大の港であるサントス港と、北部に位置するアマゾン川水系の河川港であるサンタレン港を利用したケース、そしてパラナ州からパラナグア港まで運搬したケースの 3 パターンを表記している。一方、米国についてはアイオワ州からミシシッピ川を利用してミシシッピ港から輸出したケースを示している。当該時期において、大豆生産に伴うコスト²⁸⁾は、米伯はほぼ同水準である。しかしながら、トラックおよび

水路を利用した港までの運搬については、パラナ州からパラナグア港まで運搬する経路を除き、ブラジルの物流コストは、米国を大きく上回る。特に、マトグロッソ州からサントス港までの物流は、鉄道等の未整備もあり、内陸から約 2,000 km以上の距離をトラックで輸送するルートに依存せざるを得ず、コスト全体に対する国内輸送コストの割合は、約 14%にもなる。一方、それに対して、船による河川を利用したアメリカの国内輸送コストは、コスト全体の 8.7%を占める程度で抑えることができるのである。このように、大豆生産に掛かる費用は米国と同水準にもかかわらず、代表的な「ブラジルコスト」である物流の未整備というボトルネックにより、価格競争力が削がれている状況である。



第 17 図 中国向け大豆輸出に係わるコスト比較

資料：USDA 資料から筆者作成。

2) ブラジルの物流概観と開発計画について

第 18 図は、ブラジルの主要港と現在予定されている物流開発およびコンセッション計画を略地図上で示したものであり、第 10 表は、2016 年における州別・港別の大豆輸出货量を示した表である。

ブラジル最大の大豆生産地であるマトグロッソ州は内陸奥深い場所に位置していることから、港湾都市までは相当の距離があり、例えばサントス港やパラナグア港のような南東部や南部に位置するブラジルの主要港までは 2,000 km以上もの距離がある。しかしながら、第 10 表で示してあるように、同州から輸出される大豆の約 57%は南東部・南部の港まで運ばれており、一部はロンドノポリスから出ている鉄道 Ferronorte を用いているものの、鉄道敷設は道路に比べ、整備が十分になされていないことから、主にトラックによって運搬されている。一方、物流コストを抑制しようという観点から、同州からの大豆運搬の一部は、北部にあるアマゾン川を利用した水路を用いている。例えば、マトグロッソ州からロンドニア州のポルトヴェーリョまでを繋ぐ国道 BR364 やシノッピからミリティトゥーバを結ぶ国道 BR163 等の幹線道路を一部利用するものの、マナウス港やサンタレン港まで運んだ後はア

マゾン川を利用して輸出を行う水路がある。特に、ポルトヴェーリョからは、アマゾン川と合流するマデイラ川も活用されている。

南部のパラナ州やリオグランデドスル州の大豆については、サントス港、パラナグア港、リオグランデ港の3つに集約されており、生産地から港までは国道 BR392 や国道 BR487 等の幹線道路を用いているが、マトグロッソ州に比べ距離も短いこともあり、第11グラフにあるように物流に掛かるコストも抑えられている。

マトグロッソ州の東部や大豆新興産地であるマトピバ地域大豆は、アナポリスからサンルイス港までを結ぶ鉄道 **Ferrovias Norte Sul** を利用して輸出をされており、日系商社は、北部・南東部・南部の要所を押さえている ADM、バンゲ、カーギル、ルイ・ドレフュス等の穀物メジャーに対抗するかたちで、サンルイス港を中心とした投資および開発を行っている。

なお、ブラジル政府は、「ブラジルコスト」としての物流の未整備について、農業セクターにおける制約として強い問題意識を持っており、2003年に労働者党政権が誕生して以降から現在に至るまで、主要アジェンダとして設定されている。

まず、ルーラ政権（2003年～2010年）下で、2007年4月に「国家物流計画（PNLT）」が公表され、2005年時点におけるブラジルの物流手段は、トラック輸送が58%、鉄道が25%、水路が13%の割合であったのに対して、2025年までに鉄道を32%、水路を29%に引き上げることで、トラックによる運搬の依存度を33%に引き下げることが目標とした2023年までの中長期計画を立てた。その際に、同年1月に発表された「経済成長加速化計画（PAC）^{29）}」にて、インフラ開発のために2007年から2010年までに5,039億レアルを投資することを決定していたうちの物流に対する投資計画をPNLTと統合して推進された。

次に、2011年から始まったルセフ政権は、2012年8月に「物流投資計画（PIL）」を発表した。PILは25年間のスパンで鉄道と道路に対する投資について計画されており、当初5年は795億レアル、それ以降の20年間で535億レアルの合計1,330億レアルという投資内容であった。そして、PILを管理するために、「物流企画公社（EPL）」を設立した。なお、同年12月には港湾に対する542億レアルの投資計画も併せて発表した。しかし、ブラジル経済の減速、ルセフ大統領に対する弾劾要請等の政治的混乱、ブラジル石油公社を巡る汚職問題等により、これらの計画は隘路に陥ってしまい、2013年から2017年までの5カ年計画について60%程度の進捗に留まってしまった。

2016年5月に、ルセフ大統領に対する弾劾裁判が開始されたことによって誕生した Temer 暫定政権（当時）は、民間企業と連携してインフラ部門に対して投資を行う「投資連携プログラム（PPI）」を定め、同政策を推進する「PPI局」を設立した。また、ルセフ政権に設立されたEPLをPPI局の傘下に置くことで、PILも併せて推進している。PPIは、コンセッションや民営化による投資を推進しているが、労働者党政権時代のインフラ開発計画と比較して、対象項目を絞り、現在は450億レアル程度の計画規模としている。特に穀物輸送の観点から重要と考えられるものは、3つの鉄道開発計画である。1つ目は、北部の港から輸出をすべく、シノッピからミリティトゥーバを結ぶ「**Ferrogrão**」と呼ばれる EF-170

の開発であり、穀物メジャーがコンセッションに関心を示している状況である。2 つ目は、サンルイス港とサンパウロ州を繋ぐためにパルマスからエステラデオエスチの間に敷設している EF-151 である。最後に、「東西統合鉄道（FIOL）」と呼ばれるカエチテとイリエウシンを結ぶ EF-334 の敷設計画であり、西バイアの穀物を輸出するための経路として考えられている。



第 18 図 主要港と物流および開発・コンセッション計画略地図

資料：Projeto Crescer サイトおよび USDA 資料から筆者作成。

第10表 2016年大豆の州別・港別輸出力

単位:トン		港名										その他	合計
州名	港名	北部			北東部		南東部		南部				
		マナウス	バルカレナ	サンタレン	サンルイス	サルバドール	ヴィトーリア	サントス	パラナグア	リオグランデ			
1	マトグロッソ	1,434,848	1,813	1,249,146	1,320,970		895,465	7,148,369	630,246	1,543	2,540	15,222,273	
2	リオグランデスル							1,186	197,469	9,134,227	197	9,529,690	
3	パラナ							137,179	5,540,843	389,491	1,905	7,972,653	
4	ゴイアス			580	24,519	2,996	1,071,924	2,021,453	188,085	0	240	3,549,453	
5	サンパウロ			8,680	48,643		5,700	2,898,008	126,158	41,526	24	3,152,853	
マトピバ 地域	バイア			1,159	30,910	1,266,549	10,389	92		7,500	85	1,402,068	
	トカンチンス		2,766		981,513	92,442	3,374	980				1,081,074	
	マラニョン		27,996		859,631		49,530	4,431				941,587	
	ピアウイ				245,889	12,752					2	260,652	
その他		539,465	2,154,686	435,605	338,121	33,063	908,584	2,264,066	1,474,451	129,784	191,747	8,469,570	
合計		1,974,313	2,187,261	1,695,169	3,850,196	1,407,801	2,944,967	14,475,763	8,157,251	9,704,071	5,185	51,581,875	

資料：開発商工省（MDIC）資料から筆者作成。

4. おわりに

未曾有の経済危機や政治的混乱の中、大統領に就任したテメル氏は、政権が発足して以降、前政権が指向していた財政出動型の政策を改め、財政規律の回復をすべく、「歳出上限の設定」や議会運営が難航している「年金改革」に取り組んでいる。また、同氏のプロビジネス的な姿勢を反映し、政府は、硬直的な労働法を改正するほか、インフラ部門を筆頭に民間や外資による投資を積極的に呼びかけている。

市場はテメル政権の方向性に好感しており、為替は安定を取り戻し、海外からの投資も順調に回復した。ブラジル株式市場は、ボベスパ指数を 80,000 ポイント台（2018 年 2 月 19 日時点）と過去最高水準で推移している。

しかし、汚職問題が付きまとうテメル氏に対する国民の支持率は低く、ブラジル大手メディアグループ「フォーリャグループ」が擁する調査機関「ダッタフォーリャ（Data Folha）」の 2018 年 1 月 29 日、30 日に行われた世論調査によると、支持率 6%、不支持率 70%という結果であった。

そのような状況の中、2018 年 10 月に大統領選挙が予定されている。弾劾手続きにより罷免されたルセフ前大統領の後、選挙を経ずに大統領に就任したテメル氏は、当初は立候補しないことを明言していたが、2018 年 5 月 11 日時点では、同氏出馬の可能性も示唆している。また、2018 年 4 月 6 日まで財務大臣を務めていたメイレス氏やサンパウロ州知事であったアルキミン氏が出馬の意向を示している（2018 年 5 月 11 日時点）ものの、現与党勢力内に国民の支持を幅広く集めるような有力な候補者が見当たらない。世論調査によると、汚職容疑で有罪判決を下されたルーラ元大統領（2018 年 4 月 13 日時点で収監中）や元軍人で極右的な思想を持つボルソナーロ氏が、国民からの支持を集めている状況である。

市場や有識者は、「現在候補者として考えられているどの人物が次期政権を担ったとしても、現政権の政策から大きく変更することはないのではないか」という観測を有しているものの、先が見通しにくい状況は継続する。農業政策の動向を考えるうえでも、引き続き、2018 年の大統領選の行方を注視していきたい。

【引用文献】

（日本語文献）

- 安達英彦（2013）「農業保護政策の国際比較—日本農業過保護論の誤解を解く—」，2013年冬，Vol.28，JC 総研レポート
- 荒木進（1996）『ブラジル連邦共和国憲法』，日伯毎日新聞社
- 伊藤秋仁，住田育法，富野幹雄（2015）『ブラジル国家の形成』，晃洋書房
- 王楽平（2006）「中国の WTO 加盟による食料生産と貿易への影響—2002～2004 年を中心に—」，明治大学社会科学研究所紀要《個人研究（2003 年度～2004 年度）》
- 金七紀男（2009）『ブラジル史』，東洋書店
- ブラジル日本商工会議所ウェブサイト <http://jp.camaradojapao.org.br/>
- 堀坂浩太郎（2012）『ブラジル—跳躍の奇跡—』，岩波新書

（外国語文献）

- ABIMILHO. Associação Brasileira das Indústrias do Milho (7 de fevereiro de 2018), “Oferta e Demanda do Milho do Brasil”, <http://www.abimilho.com.br/estatisticas> (2018 年 2 月 19 日閲覧)
- Alston, Lee & Mueller, Bernardo (2016) “Economic Backwardness and Catching Up: Brazilian Agriculture, 1964-2014”, *NBER Working Paper No. 21988*
- Agrolink (14 de agosto de 2017) “Primeira fábrica de etanol de milho é inaugurada por Temer e Maggi”, https://www.agrolink.com.br/noticias/primeira-fabrica-de-etanol-de-milho-e-inaugurada-por-temer-e-maggi_396725.html
- Banco Central do Brasil *Manual de Crédito Rural (MCR)*, <https://www3.bcb.gov.br/mcr> (2018 年 2 月 19 日閲覧)
- Coelho, Carlos Nayro (2001) “70 anos de política agrícola no Brasil(1931-2001)”, *Revista de política agrícola*, Ano X –No.3 (Jul/Ago/Set 2001)
- Coleman, Jonathan R, Fry, John T, Boughner, Devry S, & Office of Industries of the U.S. International Trade Commission(2002) “The Impact of China’s Accession to the WTO on U.S. Agricultural Exports”, *Office Industries Working Paper No. ID-03*
- CONAB. Companhia Nacional de Abastecimento (2017) *Acompanhamento Da Safra Brasileira grãos V.4-Safra 2016/17-Décimo segundo levantamento*
- Curia, Luiz Roberto (2015) *Constituição da república Federativa do Brasil –Promulgada em 5 de outubro de 1988–*, 51ª edição, Editora Saraiva
- FAOSTAT, <http://www.fao.org/faostat/en/#country/21>
- Fausto,Borris(1995) *História do Brasil*, Editora da Universidade de São Paulo
- Fishlow, Albert (2011) *O Novo Brasil –As Conquistas Políticas, Econômicas, Sociais e Nas Relações Internacionais–*, Saint Paul Editora
- Fortuna, Eduardo (2013) *Mercado Financeiro –Produtos e Serviços–*, Quaritymark Editora

- Hage, Fábio Augusto Santana, Peixoto, Marcus, & Vieira, José Eustáquio Ribeiro Filho (2012) “Aquisição de terras por estrangeiros no Brasil: Uma avaliação jurídica e econômica”, IPEA IEG/FNP, Agrianual Online <http://agrianual.com.br/secao>
- IPEA. Instituto de Pesquisa Econômica Aplicada “Logística e transportes no Brasil: Uma análise do programa de investimentos 2013-2017 em rodovias e ferrovias” http://repositorio.ipea.gov.br/bitstream/11058/7420/1/RP_Log%C3%ADstica_2016.pdf (2018年2月19日閲覧)
- Lin, Justin Yifu “WTO Accession and Chinese Economy: Impacts on Agriculture, Financial Sector, and State-owned Enterprises”, https://www.rieti.go.jp/en/events/02042201/lin_1.pdf (2018年5月1日閲覧)
- MAPA. Ministério da Agricultura, Pecuária e Abastecimento (2008) “Brazil –Agricultural Policies–”
- MAPA (2010) “Instrumentos de apoio à comercialização: PGPM”, <http://www.agricultura.gov.br/assuntos/camaras-setoriais-tematicas/documentos/camaras-setoriais/cacau/anos-anteriores/pgpm.pdf> (2018年2月19日閲覧)
- MAPA (2016) “Plano Agrícola e Pecuário 2016/2017” <http://www.agricultura.gov.br/assuntos/sustentabilidade/plano-abc/arquivo-publicacoes-plano-abc/PAP1617.pdf> (2018年2月19日閲覧)
- MAPA (2017) “Plano Agrícola e Pecuário 2017/2018” <http://www.agricultura.gov.br/assuntos/sustentabilidade/plano-agricola-e-pecuario/arquivos-pap/folder-pap-2017-18> (2018年2月19日閲覧)
- MAPA (2017) “Sumário Executivo –Complexo Soja–”, Outubro 2017
- MAPA (2017) “Sumário Executivo –Milho em Grão–”, Outubro 2017
- MAPA ウェブサイト <http://www.agricultura.gov.br/assuntos/relacoes-internacionais/estatisticas-de-comercio-exterior> (2018年2月20日閲覧)
- MAPA ウェブサイト <http://indicadores.agricultura.gov.br/QvAjaxZfc/QvsViewClient.aspx?public=only&size=long&host=QVS%40masrv1005&name=Temp/ec9140cfe907414aaf009f1e133c39af.html> (2018年2月20日閲覧)
- MMA. Ministério do Meio Ambiente ウェブサイト <http://www.mma.gov.br/biomas> (2018年2月19日閲覧)
- MT. Ministério dos Transportes (2007) “Plano Nacional de Logística & Transportes (Abril 2007)”
- MT (2017) “Portos e Aviação Civil, Corredores Logísticos Estratégicos –Volume 1 Complexo de Soja e Milho– (Versão 1, 2017)”
- Miranda, E.E (2017) “Sustentabilidade, Limites & Principios de Humanidades”, EMBRAPA
- Mueller, B & Mueller, C (2016) “The political economy of the Brazilian model of agricultural development: Institutions versus sectoral policy”, *The Quarterly Review of Economics and Finance* 62, pp.12-20.

- Mueller, Charles C (1988) “Conflitos Intragovernamentais e a Formação de Preços Agrícolas no Brasil”, *Pesquisa e Planejamento Econômico*, 18(3), pp. 685-708.
- OECD (2017) “Agricultural Policy Monitoring and Evaluation 2017 Part II: Developments in Agricultural Policy and Support by Country (July 2017)”
[http://www.oecd.org/officialdocuments/publicdisplaydocumentpdf/?cote=TAD/CA/APM/WP\(2017\)12/FINAL&docLanguage=En](http://www.oecd.org/officialdocuments/publicdisplaydocumentpdf/?cote=TAD/CA/APM/WP(2017)12/FINAL&docLanguage=En) (2018年2月19日閲覧)
- Reydon, B.P & Fernandes, V.B. (2012) “Land Grab or Land Acquisitions: Lessons from Latin America”, *The Global Farms Race: Land Grabs, Agricultural investment, and the scramble for Food Security*, Island Press
- Roberto, José Ferreira Savoia (2013) “Agronegócio No Brasil Uma Perspectiva Financeira”, Saint Paul Editora
- Tamarindo, U.G.F & Pigatto G, Braga Junior, S.S (2017) “Aquisição de terra rural Brasileiras com a participação de estrangeiros: Uma análise das restrições jurídicas, da jurisprudência e dos possíveis impactos econômicos decorrentes ao agronegócio”, *Brazilian Journal of Biosystems Engineering* v.11(3), pp.247-264
- Toredo, M (17 de setembro de 2017) “Criticada por ambientalistas, venda de terras para estrangeiros volta à tona”, Folha de São Paulo,
<http://www1.folha.uol.com.br/mercado/2017/09/1918963-criticada-por-ambientalistas-venda-de-terras-para-estrangeiros-volta-a-tona.shtml> (2018年2月19日閲覧)
- Truffi, R (16 de fevereiro de 2017) “O governo Temer prepara MP para a venda de terras a estrangeiros,” CartaCapital,
<https://www.cartacapital.com.br/politica/governo-temer-prepara-mp-para-venda-de-terras-a-estrangeiros> (2018年2月19日閲覧)
- UOL Notícias (29 de março de 2010) “Governo lança PAC 2 para investir R\$ 1,59 trilhão e impulsionar campanha de Dilma,”
<http://noticias.uol.com.br/especiais/pac/ultnot/2010/03/29/governo-lanca-pac-2-para-investir-r-159-trilhao-e-impulsionar-campanha-de-dilma.jhtm%20> (2018年2月19日閲覧)
- USDA. United States Department of Agriculture (2017) “Brazil Soybean Transportation”, March 10, 2017
- USDA (2017) “Brazil Soybean Transportation”, August 25, 2017
- USDA (2016) “Corn and Soybean Production Costs and Export Competitiveness in Argentina, Brazil, and the United States”, June 2016
- USDA (2017) “Soybean Transportation Guide: Brazil 2016”, May 2017
- WWF. World Wide Fund for Nature ウェブサイト
https://www.wwf.org.br/natureza_brasileira/questoes_ambientais/biomas/bioma_cerrado/mapa_bioma_cerrado/ (2018年2月19日閲覧)

- ¹ 国家食糧供給公社 (CONAB) が取り扱うブラジルの穀物 (grão) の概念には、コメやトウモロコシのほか、綿や大豆等の油糧種子を含む。
- ² <http://www.geografia.seed.pr.gov.br/modules/galeria/detalhe.php?foto=348&evento=5>
- ³ http://www.lerf.eco.br/img/publicacoes/Alvares_et_al_2014.pdf
- ⁴ ブラジルの生態系は、アマゾン地域、セラード地域、カーチンガ地域、大西洋岸森林地域、パンタナル地域、パンパ地域の6種類が存在する。ブラジル環境省ウェブサイト <http://www.mma.gov.br/biomas>
- ⁵ <http://www.iea.sp.gov.br/out/verTexto.php?codTexto=1184>
- ⁶ セラード地帯は、従来、農業に適さない乾燥地帯と考えられていたが、1959年サンパウロ大学のフェリ (Ferri) らにより、土壌の化学的要因が貧しい植生の背景である判明した。以降、ブラジル政府は、土壌改良を主体に同地帯の開発は進め、1979年には日本もセラード開発計画 (Prodecer) を立ち上げ、開発に関与した。『現代ブラジル辞典』新評論 pp133-134)
- ⁷ 北アフリカのモロッコ西方、大西洋上にある島。1420年にポルトガル領に組み込まれて以降、ヨーロッパの伝統的な小麦栽培と、黒人奴隷という労働力に依拠したサトウキビ栽培を始めた。
- ⁸ Fausto, Borris (1995) pp. 266-267
- ⁹ 1891年に発布されたブラジル共和国憲法により、連邦制が導入され、州という自治権を有した行政単位が誕生した。Fausto, Borris (1995) pp. 249-250
- ¹⁰ Decreto N8, 852 de 20 de Setembro de 2016
- ¹¹ 2000年からMDAの監督下にあった国立植民農地改革院 (INCRA) を、2016年に大統領府官房庁の直轄下とした。INCRAは、1970年の法令1,110号により制定された、ブラジルの農地改革や国土開発を司る機関である。
- ¹² CONABウェブサイト <http://www.CONAB.gov.br/CONAB-quemSomos.php>
- ¹³ EMBRAPAウェブサイト <https://www.embrapa.br/quem-somos>
- ¹⁴ 安達 (2013)
- ¹⁵ 『農牧業計画2016/2017』には、天候リスクにおける農業ゾーニングについても言及されている。同ゾーニングは、EMBRAPAと協力して、土壌・天候・作物等に関するヒストリカルデータを科学的に解析することで、作付けの適正なタイミングを割り出し、生産者が直面する天候リスクの極小化を図る。2016/2017年度においては、44作物が分析対象となっている。
- ¹⁶ BNDESは、ブラジルの産業育成やインフラ開発を目的に、1952年に創設された。BNDESウェブサイト <https://www.bndes.gov.br/wps/portal/site/home/quem-somos>
- ¹⁷ 同図上の「適用金利定め 有り」の示すところは、政府によって貸出金利の上限が設定されているものであり、「適用金利定め 無し」については金融機関と借入人の合意に基づく市中レートが適用される。また、TJLPはCMNにて定められる長期金利を示しており、BNDES経由の中長期ファイナンスのベースレートとして利用される。インフレターゲットレートとリスクプレミアムを勘案して4半期ごとに計算されるため、市場調達レートとは乖離がある。そのため、TJLPに代わり、市場調達レートを参考値として計算される新しい長期金利ベースレート TLP が、2018年1月1日から適用される。
- ¹⁸ 金融機関が保有する顧客性預金の平均残高が70百万レアル以下の場合は、この義務から免除される。
- ¹⁹ 最低価格は、作物別・地域別に設定されている。作物については、穀物以外にも、オレンジや牛乳等の30種類以上の農産物に定められている。
- ²⁰ Hage [2012, 17頁]によると、2004年頃から問題意識があったとされる。
- ²¹ トウモロコシ (第1作) は、南部・南東部を中心に8月から12月の間に作付けされ、翌年1月から6月の間に収穫される。トウモロコシ (第2作) は、中西部を中心に1月から3月の間に作付けされ、5月から9月の間に収穫される。
- ²² USDA “Oilseeds : World Markets and Trade” (October 2017)
- ²³ <http://atividadarural.com.br/artigos/503eaf5f5ed92.pdf>
- ²⁴ 法律13,623号/2016年にて、ディーゼルに対するバイオディーゼル混合比率を、2017年3月末までは8%、2017年4月から2018年3月末までは9%、2018年4月から2019年3月末までは10%と定められている (出所 : <http://www.anp.gov.br/wwwanp/biocombustiveis/biodiesel>)。
- ²⁵ 国家石油・天然ガス・バイオ燃料監督庁 (ANP) 統計資料の2017年9月時点の値。(出所 : PERFIL NACIONAL DE MATÉRIAS-PRIMAS CONSUMIDAS PARA PRODUÇÃO DE BIODIESEL1)
- ²⁶ <http://jp.camaradojapao.org.br/brasil-business/advocacia/custo-brasil>
- ²⁷ <http://www.doingbusiness.org/~media/wbg/doingbusiness/documents/profiles/country/bra.pdf>
- ²⁸ 基準年は若干古いが、【USDA 2016】のレポートに、2010年時点のブラジル中西部に位置するマトグロッソ州および米国中西部の大豆生産コストの比較について言及されている。ブラジルは、肥料や農薬などの投入財は輸入品で賄うことや、金融費用や税金・保険に関するコストが嵩むことから、これらの点では米国よりコストが高くなる。一方、土地関連費は、ブラジルは米国より大きく優位性がある。
- ²⁹ UOLの報道によると、2010年3月29日に、ルーラ政権は、PACの後継計画として、2011年から始まるインフラ投資計画「経済成長加速化計画 (PAC2)」を発表した。この時点で、2011年から2014年までに9,589億レアル、2014年以降には6,316億レアルと、合計1兆5,900億レアル以上の計画であった。

2018（平成 30）年 3 月 30 日 発行

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料 第 7 号

平成 29 年度カントリーレポート タイ、ベトナム、オーストラリア、ロシア、
ブラジル

編集発行 農林水産省 農林水産政策研究所

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-1-1

電話 (03)6737-9000

FAX (03)6737-9600
